

住友林業社史

【上卷】

題字

住友林業株式会社  
代表取締役社長 山口博人



住友家新年床飾りの「吹炭」

「伊予別子銅山絵図巻」から伝わるものは、住友の山林経営理念の出発点であり回帰点である。

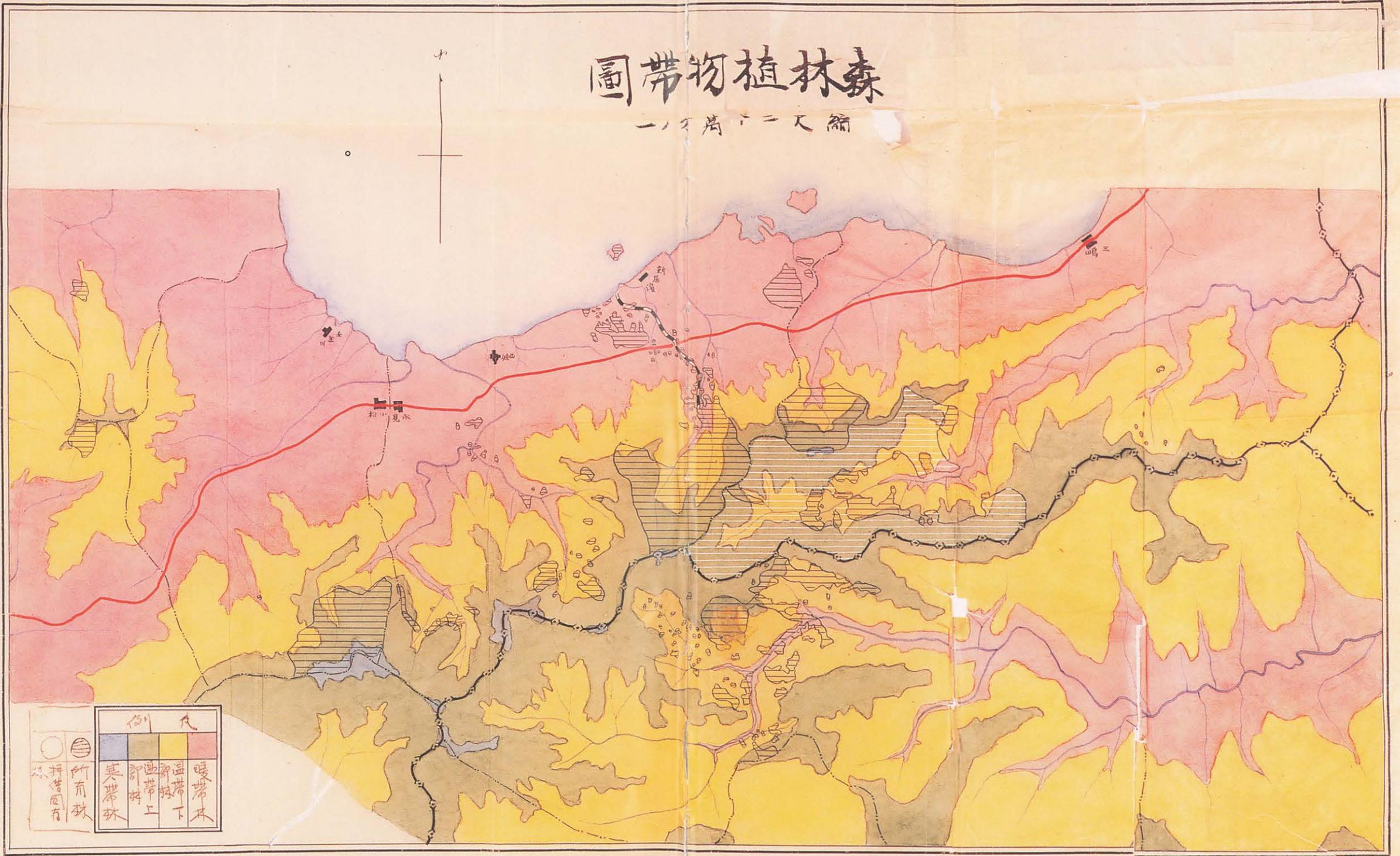




明治三十年代から現代に至るまで綿々と作成・実行されてきた施業案（森林計画）。住友林業の保続林業への情熱はこうして脈々と受けつがれている。

# 森林植物帯圖

縮尺二萬一



凡例	
○	竹林
●	杉林
■	寒帯林
■	温帯上
■	温帯下
■	暖帯林

明治後期の別子山林の林相図。山とともに生きる先達の目がとらえた森の姿。

## 発刊にあたって

住友林業株式会社  
社長 山口 博人

平成十年二月、当社は創立五〇周年を迎えました。その記念事業のひとつとして社史の編纂を進めておりましたところ、このたびようやく発刊の運びとなりました。

顧みますと、当社の事業の始まりは、元禄四年（一六九二）の住友家の四国別子銅山開坑にまで遡ります。

当初の仕事は、銅の製錬に欠かすことのできない薪炭材や坑木の調達が主なものでありました。以来三〇〇有余年の長きにわたり、事業を継続、発展させてまいりましたが、これもひとえに関係先各位からの暖かいご支援のおかげであり、また、今も脈々と流れている「信用を重んじ、確実を旨とする」という住友精神のもと、諸先輩方が営々と積み重ねてこられたご尽力の賜物であります。ここに衷心より感謝申しあげます。

ところで、当社の三世紀にわたる歴史の中にはいくつかの特筆すべき出来事がありました。

一つは、伊庭貞剛翁による大造林計画です。今から約百年前の一八九四年、別子鉱業所の支配人であった貞剛翁は、銅の採掘によって疲弊した山の惨状を嘆き、「国土報恩」の精神を携え、緑復元の大計画を実行に移されました。この「国土報恩」の精神は、現在でも当社の経営理念の一つである「環境保全」の考え方に受け継がれています。

二つ目は、第二次大戦の終了と財閥解体です。敗戦により、住友は、海外の広大な山林をすべて失ったうえに、住友本社の山林事業は六社に分割されることとなりました。この時、昭和

二十三年二月二十日が、当社の門出の日であり、創立の日となったのであります。分割された六社は、戦後経済の大混乱の中、幾多の艱難に遭遇しながらも、残された山林を守り育てつつ、会社の存続発展のため、木材業への進出を図りました。

分割された六社は、その後、二回にわたる合併を経て、昭和三十年二月、「住友林業株式会社」の商号のもとに統合され、一体となって新たな出発を致しました。

新生住友林業は、わが国経済の発展に歩調を合わせ、海外木材資源の開発・輸入を図るとともに、合板・新材の生産・販売、さらには土地・住宅事業、緑化事業等々、取扱い商品の多様化と事業の多角化を進めてまいりました。

三つ目は、昭和四十八年の石油危機をきっかけとした事業の見直し、再構築です。その中で、当社の経営に大きな変化をもたらしたものは、「木造軸組構法」による注文住宅事業への本格的進出です。一〇年におよぶ、グループを挙げての基礎づくりの結果、昭和六十年代の初めには、木造住宅の分野では、第一人者としての評価も頂けるようになり、木材関連事業において、川上から川下に至るまでの一貫体制を確立することができました。

さて、二十一世紀を間近に控えた今日、日本経済は大きな転換期を迎えておりますが、木材関連分野も例外ではありません。

私共は、この転換期を乗り切るため、「住友精神、環境保全、顧客満足、人間尊重」の経営理念のもと、「総合住生活関連産業」の構築を進め、そして、「森と木とともに、豊かな生活を創造する」企業として社会に貢献できるよう努めて参ります。

関係各位におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成十一年二月

## 監修のいしづば

住友史料館  
館長 小葉田 淳

本書は本文上下二巻と別巻資料編より成る。上巻は別子銅山と林業との関係および住友本社  
の林業所について述べ、下巻は住友林業株式会社の創立とその経営を記す。

戦国末期より近世初期にかけて金銀山の開坑興隆を見、領主は領域内の森林に対し、番屋・  
留木等の用材、焼木・木炭等の製錬用の雑木の伐採用益に協力優遇したことが多い。別子銅山  
の場合、元禄四年（一六九二）四月その稼行請負につき上申した願書に、製炭については運上  
を納め、雑木・立枯・朽木の用益は別子山の銅山近辺にわたるとある。元禄十五年に永代稼行  
を許され、別子山村山林全域の伐採用益も無期限となった。幕府は別子銅山の稼行にある程度  
支援し優遇していたと思われる。勘場の下に部課にあたる炭方・木方（木方は亨保以後、床屋  
役所に合併される）があり、木炭と焼木・用材等の収集供与を担当した。宝永七年（一七二〇）  
津根山村のうち銅山付山林として渡された分があり、旧一柳領であるが同領は宝永元年に幕領  
となった。木炭用の山林は著しく拡大し、土佐領に炭山として買い入れる山林あり、また同領  
にて炭を焼き販売する業者あり、それより木炭を購入することもあった。幕末には荒廢し林地

の跡、鉾山近傍の山間に杉苗を栽培し、造林の起こりとも申すべき事態を見た。

明治維新後は鉾山備林から近代林業への転換をはかり、民間林業としては早い時期に施業  
案（森林計画）を策定した。鉾業所としては近世にみた森林の用益の仕法の継承を要望した  
が、林地や林木の所属をめぐり、困難な点多かった。他方で別子の山林経営とは別個に、  
大正に入って林業所を設置し、その活動は北海道・九州から海外へと拡大した。

下巻の住友林業株式会社の創立とその経過は、敗戦後の昭和二十三年（一九四八）住友本社  
の解散とともに林業部門を地理的位置、規模により六社に分割することから始まった。四国林  
業は別子鉾業所との長年の結びつきを生かして自立の志向を示すが、地域的に細分化された他  
の北海・東海・扶桑・兵庫・九州の五社は経営不振に陥り、短期間で合併に向かった。昭和三十  
年これらを統合して住友林業株式会社が設立されるに至ったが、企業による林業経営の途は  
平坦ではなかった。それはまさに山林経営を維持しながら木材取引、合板製造、住宅産業等の  
新分野へ展開する苦闘の五〇年であったといえよう。

本書が一企業による山林経営の歴史を述べた特色ある社史として、斯界の研究に裨益するこ  
とが極めて大きいと信ずるものである。

平成十一年二月

銅山峰一帯に自生する高山植物ツガザクラ。別子は自生地以南の南限である。



住友林業社史 上巻 目次

発刊にあたって

監修のことば

住友林業株式会社 社長 山口 博人  
住友史料館 館長 小葉田 淳

第一部 江戸時代の住友と別子の林業

第一章 住友の始まりと事業の展開 ..... 3

一 文殊院嘉休の還俗と商売の開始 ..... 3

住友の始まり 3 戦国末期の世相と住友家の家系 3 政友の出家と還俗 5 商売の開始(富士屋) 5

家法と住友精神 6

二 蘇我理右衛門の業績 ..... 6

蘇我理右衛門の生い立ち 6 泉屋の屋号と商標 7 蘇我家と住友家 7 南蛮吹の創始 8 南蛮吹の普及 9

鼓銅図録 9

三 第二代友以の事業 ..... 10

鎖国の開始と銅 10 友以の生い立ちと泉屋住友家の創業 10

四 事業の拡大 ..... 12

江戸店の開設と諸国銅山の経営 12 吉岡銅山の経営 12 別子銅山の開発 13 各地の銅山の見分 13

長崎における輸入貿易 14 銅座と住友 14 住友銅吹所の参観 15 銅座掛屋 15 江戸における金融業 16

家作と田地購入 17



## 第二部 近代四国別子の林業

### 第一章 別子鉱山備林の確保と展開

- 一 明治初期の林政と別子鉱山の備林……………67
- 明治維新における別子鉱山の稼行権……………67
- 明治初年の官林規則と官林払い下げ政策……………69
- 官民有区分と別子鉱山の備林……………71
- 鉱山備林の確保……………71
- 二 別子の山林資源に対するラロックの提言……………73
- ラロックの雇用……………73
- 別子の山林資源と用材……………74
- 製炭の問題点……………75
- 近代化プランの実施と木炭・用木の急増……………77
- 三 政府の官林直轄政策と鉱山備林の確保……………79
- 官林の直轄政策……………79
- 第一備林の長期借用……………80
- 第二備林の借用……………81
- 第二備林の借用条件……………83
- 山林の買収と民有林の借用……………84
- 四 植林の開始と製炭山の展開……………86
- 植林の開始時期……………86
- 山林課の設置と植林技師の雇用……………87
- 製炭分店の展開……………89
- 五 松方デフレと山林・製炭事業の再編……………94
- 起業案の見直しと山林事業の停滞……………94
- 用材の欠乏……………96
- 製材法の改良……………97
- 製炭事業の再編……………98
- 六 洋式製錬の発展と石炭エネルギーへの転換……………100
- 経営の回復と洋式製錬の発達……………100
- 石炭エネルギーへの転換……………101

### 第二章 山林事業の始まり

- 一 住友の事業刷新と伊庭貞剛……………103
- 広瀬総理人の引退……………103
- 伊庭別子支配人の就任……………104
- 家法の改正……………105
- 二 山林課の復活と大規模造林の開始……………106
- 本荘種之助の山林上申書……………106
- 伊庭貞剛の植林思想……………109
- 山林課の復活……………110

三	森林三法の成立と第二備林の返還	113
	森林法の制定経緯	113
	森林三法の制定	114
	第二備林返還問題の発端	115
	第二備林の返還	116
	山林局長との対談	118
四	施業案の編成経緯	119
	国有林野特別事業と施業案	119
	別子の施業案編成準備と全山測量	119
	林業家育成の上申	122
	施業案編成の実施	123
	第一備林の施業計画	123
五	山林事業区の設定とその施業案	125
六	山林課の経営内容	134
	山林の経営面積	134
	造林面積と植林本数	135
	製材・運搬の進展と薪炭の衰退	136
	利益の推移	137
一	鉢山の分離独立と山林・農地の委託管理	139
	鉢山の独立と新居浜の繁栄策	139
	山林・農地の委託契約の内容	139
	農林課の設置	141
二	四国における農地経営の発端	142
	四国における農地経営の発端	142
	土地取得の始まり	143
	土地取得の方針	144
	新居浜分店田地方の業務	146
	小作米の徴収と宛頭	147
	地押調査と宛米改正	148
	稲の品種改良と試作場の設置	149
三	地所課の設置と農地経営の展開	150
	地所課の設置	150
	抵当貸付の停止	151
	農地経営の実績	151
	農事振興と小作人貯蓄組合の設置	153
	搾乳事業の開始	154
	搾乳事業の実績	155
	農林課の土地買収方針	156
	土地経営の実績	157
四	農林課営林係の経営と製材事業の発展	158
	営林事業の管理	158
	山林の経営面積	159
	造林面積と植林本数	159
	製材設備と運搬手段の充実	160
	製材事業の発展	161
	利益の推移	162
五	第一備林（借用国有林）の返還問題	163
	返還問題の発端	163
	借地料の改訂	165
	借用国有林の解決案	166
	借用国有林の借地継続	167

六 施業案検訂と保続林業の確立 ..... 168

施業案の検訂 168 林況 169 施業方針の確定 171

## 第三部 住友林業所の時代

第一章 鉦山備林からの脱皮 ..... 175

第一節 林業経営を企図 ..... 175

一 進出の経緯 ..... 175

二 住友総本店林業課の設置 ..... 183

第二節 住友林業所の発足 ..... 187

一 住友合資会社の設立と林業所の発足当初の陣容 ..... 187

二 林業所生みの親鈴木馬左也の死 ..... 195

三 昭和恐慌と初期の業況 ..... 200

四 組織の改編 ..... 205

第二章 林業経営の展開 大正期から第二次大戦終了まで ..... 219

第一節 国内における展開 ..... 219

一 北海道における住友の林業 ..... 219

二 九州における住友の林業 ..... 228

第二節 朝鮮における住友の林業 ..... 233

第三節 戦時体制と住友本社	239
一 株式会社住友本社の設立と戦時体制下の林業所	239
二 南方における住友の林業	247
三 航空機用単板事業と住友化工材工業(株)の設立	253
索引	273

住友林業社史 下巻

第一部 六社分立から統合まで（昭和二十〇～三十年）

第一章 廃墟からの復興

第一節 終戦時のわが国の状況

- 一 敗戦と国民生活——インフレーションの猛威
- 二 連合国の初期の対日対策

第二節 財閥解体

- 一 財閥解体の指令
- 二 株式会社住友本社への対応
- 三 農林部門に関するGHQの方針と住友本社の主張

第二章 第二会社六社の誕生とその足どり

第一節 住友本社林業所を母体に六社発足

- 一 総説
- 二 新会社設立の申請
- 三 新設六社の概要

第二節 発足当初の六社の業況

- 一 兵庫林業
  - 二 東海農林
  - 三 扶桑林業
  - 四 北海農林
  - 五 九州農林
- 39 37 36 35 34 34 29 24 23 23 23 16 10 9 9 7 3 3 3

六	四国林業	41
第三節	分立各社の山林と経営状況	46
一	兵庫林業、東海農林、扶桑林業の合併と扶桑農林の誕生	46
二	北海農林、九州農林、四国林業の山林経営と分立各社の業績の推移	49
第三章	農地改革と証券の民主化	51
第一節	農地改革と住友の農林業	51
一	農地改革の概要	51
二	分立各社の農地被買収状況	55
第二節	証券の民主化と分立六社	59
一	株式の寄託	59
二	株式分散の督促と一時保留	60
三	資産の再評価と増資	61
第四章	分立六社の再統合	67
第一節	再統合に向けて	67
一	扶桑農林から四社合併の提案	67
二	G H Q 担当官ランドールの実情視察	68
三	四国林業の脱退	74
四	扶桑、北海、九州の農林三社合併、東邦農林を設立	76
五	東邦農林の営業の概要	78
六	扶桑農林の営業部を第二東邦農林として分離	79
第二節	東邦農林と四国林業の合併	81

## 第二部 高度経済成長期と事業の拡大（昭和三十〜五十年）

### 第一章 新生住友林業の発足（昭和三十年代）

#### 第一節 戦後経済からの離陸と高度経済成長時代の幕開け

- 一 神武景気——戦後経済からの離陸……………89
- 二 岩戸景気と所得倍増計画……………90
- 三 オリンピック景気と投資ブーム……………91

#### 第二節 新生住友林業の概要……………93

- 一 住友林業株式会社の誕生……………93
- 二 初代社長に植村實就任……………97

#### 第三節 旺盛な需要に対応……………101

- 一 組織の整備……………101
- 二 新しい森林施策……………104
- 三 外材の導入と海外拠点網の構築……………108
- 四 新建材の取り扱い開始……………119

#### 第四節 新規事業への模索……………123

- 一 新規事業進出の検討……………123
- 二 関連子会社の設立……………127

## 第二章 事業の多角化を目指す（昭和四十年代）……………131

### 第一節 驚異の経済成長とその終焉……………131

- 一 四十年不況からいざなぎ景気へ……………131
- 二 日本列島改造ブームと新設住宅着工の急伸……………133
- 三 第一次オイルショックと経済構造の変化……………134

### 第二節 業容の拡充——住宅事業への助走……………135

- 一 第二代社長に保田克己就任……………135

二	会社の基盤を支えた国内材部門	137
三	海外拠点の拡充と新規事業	149
四	建材市場の拡大と当社の対応	156
五	不動産事業に本格参入	163
六	経営基盤の強化	171
第三節	森林政策と経営山林の動き	174
一	森林政策の流れ	174
二	経営山林の動き	181
三	当社の森林施策	186
四	経営山林面積の回復	191
第四節	その他事項および業況の推移	192
一	その他の事業	192
二	部門別業況等の推移	195
第三部	減速経済への対応と事業の再構築（昭和五十〜六十二年）	
第一章	経営環境の激変と木材関連業界の動向	201
第一節	減速経済下の世界経済と日本経済	201
一	世界経済の潮流	201
二	わが国の経済社会の状況	204
第二節	木材関連産業および住宅産業の概況	207
一	木材関連産業	208
二	住宅産業	212

第二章 当社の経営の概要	213
第一節 当期間の経営の概要	213
一 不況への対応と事業の再構築（昭和四十九～五十九年）	214
二 川上から川下までの一貫体制（昭和五十九年）	217
第二節 当社の業容	220
一 山林部門の概要	221
二 営業部門の概要	222
三 当期間の景況と当社の業況の推移	224
第三章 各部門の活動の状況	229
第一節 山林部門	229
一 拡大造林施策への疑問	229
二 山林部門の管理機構改革	233
三 政・財界への提言活動	235
四 新しい制度の下での施業計画——高伐期複合構造林を目指す	237
第二節 国内材部門	239
一 業績の推移と売上構成の変化	239
二 内地材全般の営業政策	242
第三節 外材部門（直輸入材）	243
一 業績の推移と売上構成の変化	243
二 従業員数の推移と海外での勤務状況	244
三 当社の主要外材取扱い状況	245
四 主要外材の概況	246
第四節 建材部門	260
一 業績の推移と売上構成の変化	260

二 各品目の取り扱い状況	262
第五節 住宅部門	268
一 住宅事業への本格的取り組み	269
二 不動産事業からの撤退	272
三 住宅事業の基盤強化	273
四 東西両販社の足跡	276
五 東西両販社合併後の積極的展開——全国展開へ	280
六 住宅事業の生産・工事体制	281
七 周辺事業への展開	285
八 対外活動	287
第六節 緑化事業部	291
一 不良在庫の処分	291
二 スミリン緑化株式会社を設立して再出発	292
第七節 調査、研究、開発関係部門	294
第八節 本社管理部門	295
一 総務・人事	295
二 経理・財務	299
三 管理・審査	303
第四章 子会社等	305
一 子会社および関連会社	305
二 関係会社	308
三 海外プロジェクト「KTI社」ほか	309

## 第四部 総合住宅関連企業体制の確立(最近一〇年間の歩み)

### 第一章 最近一〇年の当社の動き

- 一 バブル発生とその後の経済情勢
- 二 総合住宅生活関連企業体制の確立へ

### 第二章 各部門の最近一〇年の歩み

#### 第一節 山林部門

- 一 転換期を迎えた山林経営
- 二 環境を重視した山林経営
- 三 住友の森エコシステムを開設

#### 第二節 木材・建材部門

- 一 木材
- 二 建材
- 三 イノスグループの発足

#### 第三節 住宅部門

- 一 住宅営業
- 二 住宅技術
- 三 住宅安全管理
- 四 特建本部の設置

#### 第五 新規分野への進出

#### 第六 新しい展開を始めた関係会社

#### 第四節 事業開発部門

- 一 事業環境の変化に対応——より付加価値の高い製品へ
- 二 製造・加工事業を一元化
- 三 環太平洋からグローバルな展開へ

406 403 400 400 397 394 392 389 383 372 371 367 360 353 353 349 345 342 342 342 328 325

四	住宅資材専門メーカー群の構築	408
第五節	研究開発部門	409
一	筑波研究所の誕生	409
二	家づくりと環境保全に貢献した研究開発	411
第六節	地球環境保全への取り組み	413
一	地球環境問題が浮上	413
二	環境重視のリーディングカンパニーとして	416
第七節	本社管理部門	418
一	総務部	418
二	人事部	422
三	経理部（管理部・財務部）	425
四	審査部	431
五	情報システム部	433
六	知的財産権管理室	435
七	監査室	437
索引		439
参考文献		448
あとがき		450

## 凡 例

- 一、記述の対象は住友の始まりから平成十年（一九九八）二月までとし、昭和二十年（一九四五）八月の太平洋戦争終結までを「上巻（第一部から第三部）」、それ以降を「下巻（第一部から第四部）」とした。また、「別巻」に資料を収載した。
- 二、記述に当たっては、常用漢字、現代かなづかいを使用した。ただし専門用語・固有名詞についてはこの原則によらないものもある。とくに樹種については、上巻第一部、第二部は原史料により漢字表記とし、上巻第三部および下巻はカタカナ表記を原則とした。
- 三、引用文は、原則として、原文のままとした。ただし上巻では読み下したものもある。資料の出典は、社内資料の場合原則として省略した。参考資料・参考文献は、下巻は巻末に一括して掲載し、別巻は各項目末に適宜掲載した。
- 四、人名については、敬称を省略した。会社名の法人格は原則として省略したが、読みやすさを考慮して、適宜付した箇所もある。外国の会社名は——社と表記し、原則として各章の初出のみに正式名称を併記した。
- 五、地名など読みにくい語句にはふりがなをつけた。
- 六、数量の単位は原則として上巻は尺貫法により、下巻はメートル法によった。便宜上、一町歩は一ヘクタールとして換算した。
- 七、年号は和暦（明治五年までは旧暦）で表記し、カッコ内に適宜西暦を併記した。
- 八、年次は、原則として暦年とした。
- 九、図、表にはそれぞれ各部ごとに通し番号を付した。



第一部  
江戸時代の住友と別子の林業

# 第一章 住友の始まりと事業の展開

## 一 文殊院嘉休の還俗と商売の開始

### 住友の始まり

住友グループは江戸時代の泉屋住友家の事業から発展した。住友家の初代<sup>まさとも</sup>政友、二代<sup>とむ</sup>友以、それに蘇我理右衛門の三人を、住友の歴史ではとくに大切に考えている。三人はそれぞれに傑出した人物であり、親しい身内であり、また互いに支援者であり、その精神的な高さ・力強さ、技術の開発、事業の経営において、住友の出発点を作った人々である。三人のなかでは理右衛門が最も年長で、政友はそれより一三歳若い。政友の姉が理右衛門の妻で、夫妻の長男が友以である。友以は実父のもとで事業を見習い、成人後叔父に当たる政友の婿養子となった。住友の名字は政友に、泉屋の屋号や井桁マークは理右衛門に由来する。そして両者を合体させたのが友以である。

### 戦国末期の世相と住友家の家系

政友（天正十三〜承応元年・一五八五〜一六五二）は越前の丸岡（現、福井県坂井郡丸岡町）で生まれ、父は武士であったといわれている。伝えによると桓武天皇を先祖とする平氏の家系である。



初代住友政友像

越前は戦国時代、一乗谷（現、福井市）を本拠とする戦国大名朝倉氏が一〇〇年間支配していた。朝倉氏は天正元年（一五七三）に、織田信長によって滅ぼされた。そのあと一向一揆が起こったが、天正三年越前の大半は信長からその武将柴田勝家に与えられた。勝家の甥（のち養子）勝豊が同年豊原（丸岡の東方）に城を築き、翌年城を丸岡に移した。現在まで日本最古の天守閣が聳える丸岡城である。

天正十年に本能寺の変が起こって織田信長が敗死した。豊臣秀吉は勝豊に近江長浜城を与えて味方に引き入れ、翌十一年賤ヶ岳の戦いで柴田勝家軍を破り、勝家は本拠の北庄（現、福井市）に退いて戦った末滅亡した。丸岡城主は勝豊家臣の安井氏のあと丹羽長秀の甥の青山氏、さらに関ヶ原の戦いのち結城秀康の家臣今村氏へとかわり、慶長十八年（一六一三）本多氏が城主となった。

賤ヶ岳の戦いとき、豊臣秀吉の武将中川清秀に従って討ち死にした武士入江土佐守信定と、北庄で柴田勝家を守って奮戦し自害した住友若狭守は、政友の曾祖父と祖父に当たるという伝えがあるが、系譜について別の伝えもあり、またどのような経緯でそれらの人々が参戦したのかも明らかではない。

政友の父政行は激しく変動する時代に武士の家に生まれ、伝えが正しければその祖父や父が敵対する陣営に属して戦い、相次いで戦死するという悲運に見舞われた。熱心な法華信者で、小庵を結んで僧を住まわせ、妻にはかねがね子供を連れて上京し出家させるようにと言いついて置いた。そこで政友が一二歳のとき（慶長元年）、母は政友と弟を連れて上京した。

\* 丸岡城の現存の天守閣は江戸時代になってから増築されたという説が最近出されている。

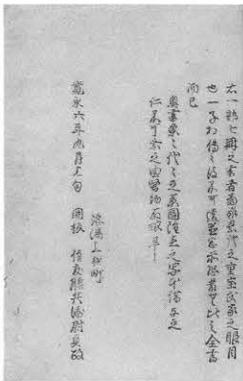
## 政友の出家と還俗

京都に出てきた政友は、及意上人空源という僧侶の法話を聞いて弟子となり、空禅という名をもらった。空源はそのころ、涅槃宗という仏教の新しい一派を起し盛んに布教していた。これは中国仏教一三宗の涅槃宗の流れではなく、空源が独自に開き、法華・涅槃の二経によって釈迦の教えを伝えようとするもので、朝廷からも認められ、空禅（政友）は師空源の第一の弟子として活躍し、文殊院という称号を許された。この宗派では僧侶の結婚を認めていたので、空禅は結婚し二男一女をもうけた。

政友が三一歳のとき豊臣氏が滅亡し、次いで徳川家康も没して、戦国時代の激動から平和な時代へと移り、それとともに世の中の自由な気風も薄れていった。キリシタンの弾圧が激しくなり、徳川幕府の宗教統制が強化され、涅槃宗を保護した後陽成院が亡くなると、元和三年（一六一七）空源・空禅ら涅槃宗の主だった僧たちは京都所司代によって江戸へ送られた。江戸における取調べの結果、宗派は禁止され、僧たちは拘禁され各地の大名に預けられた。空禅は佐倉（現、千葉県佐倉市）に三年ほど預けられた。やがて許されて帰京したが、その後は宗派に属さない、すなわち公認の僧侶ではない宗教者として生きる道を選び、「員外沙門（または員外沙弥 嘉休）」と自称した。

## 商売の開始（富士屋）

政友は京都に帰り、仏教研究と著作のかたわら、仏光寺通東洞院西入上柳町北側で、富士屋嘉休という名で薬と書物の出版の商売を始めた。僧侶でなくなったとはいえ、これらは寺院に縁の深い業種である。「まつら流本方 万二よし はんごんたん 富士屋嘉休」という葉屋の看板が今に残っている。出版した書物では、『騂駒全書』（馬術の本）・『往生



騂駒全書



反魂丹看板

要集』(仏教書)・『御成敗式目』(鎌倉幕府の法律)が残っている。晩年は嵯峨野清涼寺地内の雙軒庵に隠棲した。なお富士屋という商家は、政友の曾孫の代まで京都に存続した。

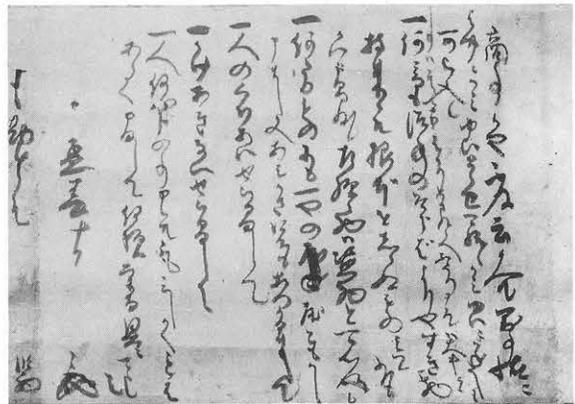
### 家法と住友精神

政友が晩年に書いた「文殊院旨意書」は、住友精神の淵源として代々大切にされている。これは政友が「勘十郎」という親しい間柄の年少の人物に対して、おそらく勘十郎が独立して商売を始めるときに、心得を書き送ったと考えられる手紙である。それが後世に伝わり、そこに流れる丁寧・慎重・円満な精神が尊ばれた。のちに住友の事業が拡大して組織的なものとなり「家法」が制定される際に、精神的な支えとして繰り返し省みられることになった。

## 二 蘇我理右衛門の業績

### 蘇我理右衛門の生い立ち

住友を作ったもう一人の人物である蘇我理右衛門(元龜三、寛永十三年・一五七二―一六三六)は、政友の姉の夫である。理右衛門は、河内五条(現、大阪府東大阪市)に生まれた。理右衛門が三歳のとき、織田信長が全国統一の過程で石山本願寺と戦い、その一環として枚岡の土豪水走氏を攻撃して枚岡神社の社殿が炎上するということがあり、戦乱を避けて和泉の大鳥(現、大阪府堺市)へ移住した。そして最初堺(現、大阪府堺市)で銅吹(銅精錬)の技術を学んだものと思われる。堺には古くから有力な鑄物師集団があり、戦



文殊院旨意書

国時代以後、鉄砲や刃物製造の中心地となるなど、先進技術、とくに金属加工業が盛んであった。

### 泉屋の屋号と商標

理右衛門は天正十八年（一五九〇）京にのぼり寺町通松原下ル西側で銅吹屋を開業した。よい家名を授かるようにと五条天神に祈願してセンの字を感得し、これに泉の文字を当てて屋号を泉屋とした。理右衛門は和泉の堺で銅吹の技術を学び、またもともと和泉は蘇我家の出身地とされる。泉はこの和泉に通じる。商標である井桁マークは泉の象徴である。こんこんと湧き出る泉は古来縁起のよいマークで、広く用いられた。

### 蘇我家と住友家

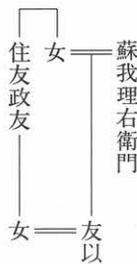
豊臣秀吉が建立した京都の方広寺とその大仏は慶長の大地震で倒壊したが、理右衛門は慶長七年（一六〇二）、秀頼の大仏再興に当たってそのための銅を納入し、同十九年には同寺の梵鐘鑄造のための銅を納入した。この梵鐘は銘文中の「国家安康」の文字が大坂冬の陣のきっかけとなったことと知られる。このころには理右衛門の創始した南蛮吹（銀銅吹分け）の技術も完成していたのであろう。理右衛門が事業者としても成功したことは、浄運院に残る理右衛門夫妻の立派な墓石からもうかがえる。

理右衛門は政友の姉と結婚したが、蘇我家と住友家はもと一家（同族）であったという。夫妻の長男の友以は、政友の娘と結婚して政友の婿養子になる。これらの親族関係の人々は、政友を中心とする涅槃宗の信仰でも強く結ばれていた。



蘇我理右衛門夫妻の墓（京都 浄運院）

図 1-1 系図



## 南蛮吹の創始

戦国時代から江戸時代にかけて、日本の鉱業生産は飛躍的に発展し、精錬技術も進歩した。南蛮吹は、そのなかでも画期的な技術のひとつである。

銅の生産工程を簡単に示すと次のとおりである。銅山の山元で鉱石をまず焙焼し、次に溶解して銍を作り、銍を再び溶解して粗銅（品位九五%前後）を作る。それを大坂に運び、銅吹屋（精錬業者）が精製（精錬）して精銅（品位九九%以上）を作り、銅細工人（加工業者）が種々の銅製品に加工する。

銅鉱石の種類によっては、粗銅にわずかに銀が含まれることがある。この銀を分離採収するのが南蛮吹である。工程は次の①～③から成る。①粗銅を溶解して鉛を加え、よく混ぜあわせて冷却し、合せ銅を作る。銅と鉛を混ぜあわせると、銅に含まれている銀は、鉛に吸収される。この工程を合せ吹という。②合せ銅を炉に入れて温度を上げ、銅が半溶融状態になるようにする。その温度では、合せ銅の中の鉛（銀を含む）は溶けて流れ出る。鉛が完全に流出すると、炉内には海綿状の銅が残る。この工程を銍（銍）り吹（狭義の南蛮吹）という。③灰を固めて作った炉に鉛（銀を含む）を置き、木炭で覆って加熱すると鉛は灰の中に沈み、上に銀が残る。この銀を灰吹銀といい、工程を灰吹という。灰の中に沈んだ鉛は取り出して精製し、再び①の合せ吹に使用する。

銀銅吹分けの工程は、『鼓銅図録』という鉱山技術書に絵入りで詳しく紹介されている。このように鉛を使用して銅から銀を採収する技術は、ヨーロッパの鉱山で行われていた。明代の中国でもこれと同じ技術かどうかはわからないが、中国福建省の漳州で日本銅からわずかの銀を取り出すことが『天工開物』という書物に記されている。

理右衛門は、堺で外国の商人から銀銅吹分けのことを聞き、工夫を重ねて独自の技術と

して確立した。工程のうち③の灰吹は、はじめ石見銀山いわみに朝鮮の技術が伝えられ、このころにはすでに金銀山において広く行われていた。工夫は①の合せ吹のとき加える鉛の量、②の鍍（鍍）り吹のときの温度管理をはじめ、炉の構造や道具など、すべてにわたったことと思われる。技術が確立した後も、職人の経験と勘はきわめて大切であった。

### 南蛮吹の普及

南蛮吹が行われるようになって、銅に含まれる銀を国内で回収できるようになった。理右衛門はこの技術を同業者に公開して伝授するとともに、同業者の地位の向上に利用しようと考えたようである。このことは息子の友以の時代になってはつきり現れ、大坂が銅の精錬業や銅鉱業においてその中心地となり住友がその第一人者となる基礎となった。大坂の銅吹屋仲間は、自分たちの保持する高い水準の南蛮吹によって、銅に含まれる銀が海外に流出するのを防止できるといことを強調し、輸出銅は大坂で精錬されたものに限ることが幕府に認められた。南蛮吹は近世後期には各地の銅山の山元でも行われるようになったが、技術が未熟な場合があり、そのような銅は大坂で南蛮吹をやり直した。

### 鼓銅図録

これは十九世紀の初めに住友家が作成した絵入りの鉱山技術書で、銅山における採鉱・製錬、大坂における精錬法と道具類、漢文の解説から成る。絵は丹羽桃溪（絵師）、解説は増田半蔵（支配役の手代）、扉の題字は大田南畝である。『鼓銅図録』は住友の銅吹所を訪れた幕府の高官やオランダ人に贈呈された。



(左) 小吹 (右) 南蛮吹 (鼓銅図録)

### 三 第二代友以の事業

#### 鎖国の開始と銅

日本の銅の生産は、古代には奈良の大仏を製造できるまでに相当に盛んであったが、中世に一時衰退した。しかし十四、五世紀ごろからしだいに上昇した。十七世紀の半ばからは急速に盛大になり、同世紀末から十八世紀初頭に、年産一〇〇〇万斤（六〇〇〇トン）という、当時世界一の生産高を記録した。

戦国時代から江戸時代初期にかけての時期は、東アジア全体で通交貿易がきわめて活発であった。当時日本では、石見銀山をはじめ、生野・佐渡・院内などの銀山が繁栄し、銀が世界の三分の一ほども生産されたため、銀を輸出して生糸や絹織物、薬などを輸入する貿易が盛んに行われ、貿易に携わる人々も日本人・中国人・ポルトガル人・スペイン人・オランダ人・イギリス人と多彩であった。やがてキリスト教禁圧のため鎖国が始まり、ヨーロッパ人は出島のオランダ人だけになったが、貿易の構造そのものは相変わらず銀を輸出し生糸を主とする諸物資を輸入することが続いた。やがて銀の生産が衰退したため、銀に代わって銅が輸出の主役になった。鎖国制度下で貿易を維持するために、銅はきわめて重要な物資となった。

#### 友以の生い立ちと泉屋住友家の創業

友以（慶長十二〜寛文二年・一六〇七〜一六六二）は実父理右衛門と同じ泉屋を屋号とする銅吹屋となる道を選んだが、このような銅の役割を的確に見通して、国内向けよりも



2代住友友以像

輸出に重点を置き、銅を外国商人（オランダ人・中国人）に直接販売するように努力を重ね、ついにそれを実現した。そのためにはまず銅の精錬を大坂で大規模に行うことにした。当時の大坂は、豊臣氏が滅亡した戦乱（大坂夏の陣）から復興して市街地の開発が進行し、新興都市の活気にあふれ、古い習慣にしばられず、新しい銅吹所を建設することも容易であった。水運に恵まれ、輸出にも資材の運搬にも便利であった。友以は一七歳の元和九年（一六三三）内淡路町に銅吹所を設け、翌年その近くの淡路町一丁目に出店を構え、数年後にはそれを本店とした。さらにその数年後の寛永十三年（一六三六）、当時の市街地のはずれの長堀茂左衛門町に大きな銅吹所を建設、のちそれを拡張した。友以は政友の婿養子となって住友の名字を名乗り、ここに泉屋住友家が始まった。孫の友芳の代になって元禄三年（一六九〇）本店も淡路町一丁目から長堀茂左衛門町に移転し、ここが近世住友の本拠となる。

南蛮吹を創始した理右衛門、輸出を目指して銅吹屋を始めて銅精錬業界の指導者となり、泉屋住友家を興した友以、その子の三代友信は銅山業へ進出し、最大の銅山師となった。友信は近世において銅生産が急速に発展して頂点に達する時代に生き、三九歳で隠居したがその後息子の四代友芳を指導して別子銅山の稼行を幕府から請け負わせ、次いでその永代稼行権を獲得させた。

表 1-1 元禄末年までに稼行・試掘した銅山

延宝 6 年 (1678)	十和田鉛山を泉屋又三郎稼行 (天和元年・1681 年まで)
天和元年 (1681)	吉岡銅山稼行開始 (第 1 次 元禄 11 年・1698 年まで)
このころ	鶉銅山稼行
延宝年中 (1673~81)	横山銅山稼行 (元禄まで)
天和 3 年 (1683)	幸生銅山稼行開始 (元禄 12 年・1699 年まで)
元禄 4 年 (1691)	別子銅山稼行開始 (昭和 48 年・1973 年まで)
元禄 5 年 (1692)	大中島鉛山稼行
元禄 9 年 (1696)	小泉銅鉛山を泉屋七右衛門稼行 (元禄 10 年まで)
元禄 11 年 (1698)	石ヶ森金山を泉屋七右衛門試掘 (同 12 年まで)
元禄 11 年 (1698)	蟬ヶ平銅山を泉屋七右衛門稼行 (同 15 年まで)
元禄 13 年 (1700)	蒲生銅山を泉屋七右衛門稼行、拝借金 3000 両
	元禄 16 年泉屋与九郎水抜普請、拝借金 5000 両
元禄 15 年 (1702)	砂金銅山を江戸店武右衛門稼行

## 四 事業の拡大

### 江戸店の開設と諸国銅山の経営

近世の銅生産は十七世紀の後半に急速に増大し、同世紀末から十八世紀初頭に頂点に達した。寛文年間（一六六一〜七三）から盛大になった東北地方の産銅を買い入れるために、住友では江戸の中橋（現、東京都中央区八重洲）に出店を開設した。まもなく東北地方の銅山を手代の名義で稼行するようになった。元禄末年までに稼行・試掘した銅山をまとめて表示する（表1-1）。大部分は東北地方にある。東北以外、吉岡銅山は岡山県、別子銅山は愛媛県、蟬ヶ平銅山は新潟県である。表示のほかにもはっきりした年次は不明であるが、東北地方の立石銅山・黒沢村銅山・阿仁銅山（そのうちの三枚・加久地・横沢・板木沢・七拾枚の各銅山）、関東地方の足尾栗山銅山、中国地方の金川佐野銅山・八坂銅山の稼行・試掘も寛文から元禄（一六八八〜一七〇四）のころである。

十七世紀末から十八世紀初頭のころ、年によっては年産銅高一〇〇〇万斤（六〇〇〇ト）ほどもあったと考えられている。当時の産出状況を示すものとして、元禄十六年（一七〇三）の諸国銅山産銅高を表示する（表1-2）。当時の主要な銅山のなかでも別子銅山がずば抜けて大きいことがわかるが、全体では東北地方の銅山の産銅が多くを占めている。

### 吉岡銅山の経営

吉岡銅山は江戸時代より前から稼行されている歴史の古い銅山である。平安時代や室町時代に備中（現、岡山県）から銅を産出した。それが吉岡の銅であったという確証はない

表1-2 諸国銅山産銅高  
(元禄16年・1703年)

白根銅山(陸奥)	6~7万斤
尾去沢銅山(陸奥)	30
水沢銅山(陸奥)	20
当楽銅山(陸奥)	6~7
尿前銅山(陸奥)	10
熊沢銅山(陸奥)	15~16
蒲生銅山(陸奥)	
秋田銅山(出羽)	150~160
永松銅山(出羽)	80~90
足尾銅山(下野)	20~30
熊野銅山(紀伊)	16~17
吹屋村銅山(備中)	16~17
立川銅山(伊予)	16~17
別子銅山(伊予)	240~270
合 計	625~691

出典：『住友史料叢書 銅座御用扣』



宝の山

が、その可能性は高い。しかし天和元年（一六八一）に住友が稼行を開始する直前には、山師の交代が頻繁で相当に疲弊していた。住友は当時としては異例の長年季を請け負い、多額の資金を投じて大疎水坑道を掘削し、この山を再生させたのである。この実績は幕府に認められ、のちに別子銅山を請け負う際に有利に作用した。

### 別子銅山の開発

こうして日本の銅生産が盛大になり、住友の技術と経験が蓄積され、銅山師として第一人者と認められるようになった時期に、四国山中で未開発の大銅山である別子銅山の発見が重なり、これを開発し経営することになった。別子において初めて、幾世代も継続する銅山経営と取り組むことになり、坑内だけでなく周辺の山林をふくめた計画的な開発に眼を開いたのである。別子銅山ははじめ五年ずつの年季請負であったが、元禄十五年（一七〇二）永代稼行となった。同時に江戸において勘定奉行荻原重秀から同業の大坂屋とともに、銅の増産策を諮問された。

### 各地の銅山の見分

これ以後幕府や諸藩のために、また各方面からの依頼や報告を受けて、銅山の实地見分もたびたび行った。その結果が「宝の山」や「諸国銅山見分扣」<sup>ひか</sup>に記録されている。これらの記録をみると、銅山所在の村名、庄屋名、領主名、鉱脈の状態、先行稼行の状況、請負条件、資材や銅の運搬条件、採算などを総合的に検討し、判断していることがよくわかる。炭や焼木の調達についても具体的に触れている。

このようにして銅山師としても第一人者として永年貢献したために、文化八年（一八一



銅異国売覚帳

一) 幕府から銅山御用達の肩書と住友の姓の使用を許可された。

### 長崎における輸入貿易

住友は銅の精錬と輸出において最大の業者であったが、時期によって商品の輸入にも携わった。明暦元年(一六五五)から寛文十一年(一六七二)まで、長崎では自由貿易が行われた。住友はこの時期に(おそらく寛文四年ごろ)、輸入貿易を開始した。寛文十二年、貿易制度が変わり、住友のような規模の大きい銅輸出入業者は輸入貿易から排除された。そこで輸入品の仲買に転じて延宝元々四年(一六七三、七六)の間続け、翌五年再び直接輸入する権利を入手したものと思われる。仲買の時期の商品の詳しい記録があるが、それによると取り扱い商品の七割以上が生糸と絹織物で、それを京都・大坂・堺・長崎の商人に販売した。長崎出店の開設もこのころかと思われる。

正徳三年(一七一三)には泉屋三人組を結成して輸入に当たり、のち六人組となり、享保十五年(一七三〇)ごろまで活動するが、この方面の活動は不振になり、元文五年(一七四〇)廃業した。以後、長崎店はもっぱら銅貿易の拠点となる。

### 銅座と住友

徳川幕府の鎖国政策によって貿易は厳重に管理されたが、決して不振に陥ったのではない。鎖国のもとで貿易が円滑に持続するためには、外国商人にとって魅力ある商品を安定的に提供して貿易を続けさせなければならない。日本人の海外渡航は禁止されていたから、オランダ人や中国人が長崎へ来なければ貿易ができないのである。その役割を担ったのが銅であり、それを供給するのは住友をはじめとする銅吹屋仲間であった。いわば住友の銅

表 1-3 銅輸出高と住友供給分

期 間	銅輸出高 (期間平均)	住友供給分 (同左)	住友の比率
寛文12~延宝2年 (1672~74)	3,136,594斤	1,144,443斤	36.5%
元禄14~宝永2年 (1701~05)	6,062,263	2,324,900	38.4
宝暦11~明和2年 (1761~65)	2,912,805	定高720,000	24.7
天保2~同6年 (1831~35)	1,473,456	定高720,000	48.9

出典：寛文12~延宝2年 長崎廻銅高  
「住友史料叢書 年々帳無番」  
元禄14~宝永2年 輸出銅総高と泉屋御用棹銅売上高  
「泉屋叢考」第18輯 第13・17表  
宝暦11~明和2年 天保2~6年 輸出高  
「吹塵録」勝海舟全集5 講談社 昭和52年

が鎖国体制を支えた柱のひとつであったといえる。銅の輸出に占める住友の比率は、十七世紀の後半以後、つねに全体の四分の一から時には二分の一にも及んだ(表1-3)。幕府は輸出用の銅を確保するために、大坂に銅座を設置して統制した。銅座の運営には銅吹屋仲間、とくに筆頭業者の住友の協力が不可欠であった。

### 住友銅吹所の参観

住友の銅吹所は大坂の代表的な工場であり、製品の銅は重要な輸出品であったから、老中をはじめとする幕府高官やオランダ商館長が頻繁に視察や参観に訪れた。オランダ人の見学は五〇回ほど確認できるが、文政九年(一八二六)に来訪した商館長の一行のなかにシーボルトがいたことは、彼の旅行記『江戸参府紀行』に記述があり、住友の記録にも名がみえる。

オランダ人の参観があるときは、オランダ人を見るための見物人が大勢集まった。そのようなとき、取引や縁故のある藩の役人を招待して座敷でもてなし、オランダ人を近くで見るときの便宜を図ることもした。

### 銅座掛屋

銅座の銅統制は、元禄十四年(一七〇二)に初めて銅座が設置されたときには輸出銅だけであったが、のちには国内用の銅や古銅(使用済みの銅製品を回収して再使用するもの)にまで及んだ。それらをすべて銅座が専売するには大きな資金が必要になる。そのため文政二年(一八一九)住友と御為替三井組(三井財閥の前身)が掛屋に任命され、銅座の金銀の出納を担当した。



紅毛人入来之控



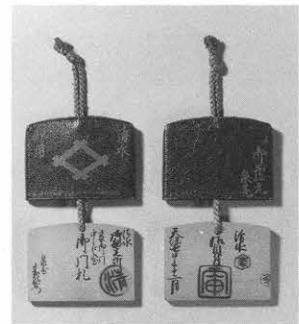
銅座の跡碑

寛政八年（一七九六）に江戸古銅吹所が設置され、江戸および関東などの古銅・切屑銅を回収・再精錬・販売することになった。ここには大坂の銅吹屋仲間が交代で詰めた。江戸古銅吹所の掛屋は嘉永六年（一八五三）から住友の浅草札差店が務めた。

### 江戸における金融業

延享三年（一七四六）江戸浅草において札差店を開設し、金融業に進出した。札差とは、幕府から旗本・御家人に支給される蔵米の受取りと換金を代行し、またそれを担保に貸付を行う業者で、江戸の代表的豪商であり、浅草の蔵前（現、東京都台東区）付近に集中していた。住友はもともと浅草に銅吹所を所有しており、それがそのころ空いていたので、これを有効利用するために、札差仲間に加わって開業した。これを浅草米店と呼んだ。堅実な経営によって業界の上位に位置するようになった。のちには別家<sup>\*</sup>の泉屋茂右衛門と同九兵衛の札差二店も開業した。寛政元年（一七八九）に旗本・御家人の窮乏を救済するため発せられた棄捐令によって打撃を受け、ようやく立ち直ることができたが、別家の一店は廃業に追い込まれた。

江戸に古くからあった中橋店は、はじめ銅山稼行・銅の買い入れと製品の販売を行う店であり、次いで別子銅山などのことで幕府と交渉する窓口であったが、文化二年（一八〇五）両替業を開始し、同五年、金銀を扱う本両替となった。取引先に一橋家・田安家をはじめとする諸大名があった。幕府の改鑄に当たって金銀貨の引替え御用を請け負った。このように格式と着実さが経営の特徴であった。



浅草店の清水家門札

\* 別家

永年勤めた手代が主家から許されて独立した店。



対談取極証文

## 家作と田地購入

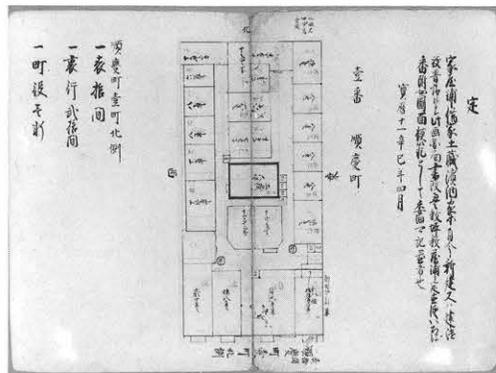
不動産では家屋敷と田畑を所有した。家屋敷では大坂の居宅(本店・吹所)、江戸の中橋店・浅草米店、長崎店のほか、大坂に多くの抱屋敷(貸家)があり、江戸・京都にも抱屋敷が数か所あった。田畑では河内国若江郡山本新田(現、大阪府八尾市)六四町歩余(約六四ヘクタール)がある。ここは新田という地名の示すように宝永期(一七〇四〜一一)に洪水を防ぐため大和川の流路を変更する付け替え工事が行われ、その結果、水量の激減した玉串川の川床を開墾してできた耕地である。享保十三年(一七二八)に質流れて入手して以後小作経営を続け、昭和になって大阪近郊の私鉄沿線の住宅地として分譲した。

抱屋敷は貸家として家賃を収得するのであるが、豪商の場合は一般に、御用引受けの際の担保や、金融上の担保用に所有した。住友の場合、寛政九年(一七九七)当時の台帳によると、大坂で抱屋敷が五一か所あり、そのうち七か所を別子銅山の買請米の担保として差し入れていた。のち文化五年(一八〇八)に田安家の掛屋を務めることになったとき、六か所を差し入れた。銅座掛屋を務めることになったとき、山本新田を担保として差し入れた。

## 五 幕末の経営危機

### 別子銅山の経営難

天保期の別子銅山は開坑から一五〇年ほど経過し、坑道が深く長くなり、また近距離の山林資源が枯渇して坑木や炭を遠方から運搬しなければならなくなるという、いわゆる「遠



抱屋敷絵図

町深鋪<sup>ちよふかじき</sup>」が進行した。そのうえ文政八年（一八二五）大規模な涌水があり、その影響で産銅が減少し、また排水のための出費がかさんだ。飢饉や物価の騰貴もあったが、幕府による銅の買上げ値段はなかなか引き上げられず経営は苦しかった。種々努力を重ねたが好転せず、ついに天保十四年（一八四三）別子銅山の休山を幕府に願い出た。幕府は隠密を派遣するなど慎重に調査のうえ、銅の買上げ値段を引き上げ、ようやく稼行を続けることができるようになった。

### 江戸・大坂における金融業の不振

天保期には江戸の金融市場が沈滞し、中橋店では貸付金が元利とも回収できなくなった。一方浅草米店の札差業は、寛政の改革のときの棄捐令による打撃を乗り越えて利益をあげ、大坂に利益を送金するとともに、不振の中橋店をしばらく援助した。しかし天保の改革にともなう同十四年の札差貸付金無利息年賦返済令のため、またもや大きな打撃を受け、中橋店を支援することができなくなった。大坂でも金融市場が逼迫し、嘉永二年（一八四九）本家の豊後町店で扱っていた銅座掛屋の支払いが不可能になり、一時休止せざるを得なくなった。そのため中橋店の両替業を休止した。

### 事業の整理と再生

このような事態に直面して、儉約を旨とする家法を発して従業員を引き締め、所有する家屋敷を大量に処分した。やがて別子銅の買上げ値段が引き上げられ、中橋店は翌年、近所に出店するというかたちで営業を再開した。開国によって新たに始まった横浜での生糸貿易に関係ある取引を基盤に加えて、安政三年（一八五六）両替業務を再開した。浅草米

店や本家の銅座掛屋もそれぞれいったん再起したが、明治二年（一八六九）中橋店・浅草店は閉店した。鎖国下の貿易を支えた銅は、輸出用の「御用銅」の買上げ制度が廃止され、慶応三年（一八六七）長崎店は閉店した。別子銅山を除くこれらの事業は開国、幕府の倒壊、維新政府の成立という社会情勢の大変動によって、いずれも終了せざるを得なくなった。

## 第二章 別子銅山の開坑と周辺の山林

### 一 銅山経営と木材利用

#### 鉱脈の発見と別子山村

泉屋住友の手代田向重右衛門ら一行が伊予国宇摩郡別子山村(現、愛媛県宇摩郡別子山村)の山中を踏査し、銅の有力な鉱脈を確認したのは、元禄三年(一六九〇)秋のことであった。鉱脈の存在については切上り長兵衛という巧者の坑夫の報告によると伝えられ、これに基づき当時泉屋が経営していた備中吉岡銅山の支配役重右衛門が実見したのである。見分結果はただちに大坂の泉屋本家にもたらされ、泉屋は江戸の幕府勘定所に対し稼行請負願を提出することになった。なお鉱脈については、貞享四年(一六八七)に宇摩郡三島村(現、伊予三島市)の祇太夫が発見したとも伝えられ、新居郡金子村(現、新居浜市)の源次郎が祇太夫に申し入れて試掘したが、泉屋と競願となり、結局泉屋に許可が下りたという。

さて別子山村は、宇摩郡の西南部、法皇山脈の南側に位置し、吉野川支流の山城川(現銅山川)の川沿いに集落が点在する広大な山村であった。宝永七年(一七一〇)の村明細帳によれば、家数一〇九軒、人口四六四人、村高三四石、田はわずかに一反六畝余(約〇・一六ヘクタール)、畑は苜畑(伐畑)と呼ばれる焼畑を含めて三三町六反九畝余(約三三



別子銅山周辺図(開坑期)

ヘクタール)であった。地域の大部分は山林で、幕府の御林おはやしと居村・山谷とも一万七七五五町二反歩(のちの記録では御林一万七七五二町一反歩余)を占め、当時は東予の幕領の一村として幕府代官後藤覚右衛門の支配下にあった。銅鉞脈が確認されたのは新居郡との郡界に近い西端の足谷で、分水嶺を越えた西条藩領新居郡の立川銅山たちかわと同一の鉞床に属する。はじめこの山は地名をとって足谷銅山と呼ばれたが、正徳二年(一七一一)以降別子銅山の名称が公的にも用いられるようになった。立川側から見れば東に延びる鉞脈の存在は容易に想像できたと考えられるが、別子山村が幕領、立川側が西条藩領と支配管轄が相違したことは、のちにみる坑道の抜合い問題も含めて経営にとってさまざまな障害となった。稼行を許された泉屋も、西条藩領を縦断して新居浜から国領川沿いを直登するルートをとることはできず、天満浦(現、愛媛県宇摩郡土居町)を外港として小箱越の迂回路を採用せざるを得なかった。

### 泉屋の稼行認可

泉屋の請負願書は元禄三年(一六九〇)中には幕府勘定所に提出されたが、他の願主とのかけひきや運上銀の増額を求める幕府側との交渉もあって延引し、元禄四年五月九日にようやく許可を受けた。八月から山小屋・勘場かんばなどの施設や焼竈がま・炭竈がまなど設備の建設にかかり、閏八月一日から採掘が始まり、十月十二日からは製錬も開始された。当初の請負条件は次のようなものであった。

- (1) 出来銅を運上銅と山師取分に分け、運上銅分を毎月銀納する。その割合は山師取分の銅一〇〇〇貫目(三・七五トン)につき運上銅一三〇貫目、運上銅一〇〇貫目につき代銀五〇〇目\*で換算する。

\* 江戸時代初め以来、金銀貨の公定相場は金一兩||銀五〇匁であったが、元禄の貨幣改鑄を経た元禄十三年に金一兩||銀六〇匁と定められた。なお銀の量の表記は重量単位「匁」(一匁||三・七五グラム)を用い、一〇の倍数のとき六〇目などと匁にかえて慣用的に目を用いた。また銀一枚は四三匁に相当。

(2) 入用金として金五〇両を出来高にかかわらず毎年五月上納する。

(3) 請負年季は元禄四年六月から五年間とする。

(4) 製錬用の炭は銅山近辺の雑木を焼く。一日に銅一〇〇貫目を製造するのに炭竈一〇口ほどで炭を焼くので、運上は一か年炭竈一〇口につき銀三〇枚一貫二九〇目の割合で毎月銀納する。

(5) 建物や坑道の留木<sup>\*</sup>、薪などには御用に立たない雑木や立枯木・朽木を使用する。

(6) 銅山の囲いや番所の普請・修復は山師の負担で行う。

ここではおもに銅山稼行にともなう税負担や立木の利用について定めている。(1)は銅運上、(2)は山手金、(4)は炭竈運上と呼ばれる税である。出来銅の計量は幕府の下役人である銅山役人が専用の秤を用いて行い、(1)のように出来銅高の約一・五%を運上分として上納する定めであったが、実際にはそれを貨幣である銀に換算して納めた(運上銅の重量の〇・五%)。炭竈運上は製炭に対して課税された。元禄十年二月に泉屋側が銅山役人に答えたなかで、一か月銅一〇〇貫目を吹き出すのに炭一万貫を必要とし、一か月竈一口の出来炭一〇〇貫目として一〇口で焼くと計算したと、算定の根拠を示している。銅運上・炭竈運上については毎年運上目録が作成され、これに基づいて泉屋が上納した。このほか元禄七年分からは運上銅の六〇分の一に当たる口銅の上納が始まり、代官側に給付されて管理入用に充てられた。

木材については雑木の利用が基本とされた。ここでは銅山近辺とあるだけで伐採の地理的範囲は特定されていない。江戸時代に領主が設定した御林では、建築用材として有用な檜・樅・榎<sup>ひのき</sup>・松などの成木は御用木として保護され、一般の伐採は厳しく制限された。泉屋が提出した請書でも、御用木になるような木は伐採しないことを誓約している。炭木は

\* 留木は坑道の崩落を防ぐ木のこと。また江戸時代の林制で、領主が伐採を禁じた木のことも留木と称したが、本稿では、前者と区別して御留木という語を使用する。

もちろん建物にもこれらは使用できず、利用は倒木や朽木に限られた。また同時に村民の障りになるようなことはしないことを誓約しているが、これは村民の山稼ぎや苧畑耕作を保護し、紛議を避けるためのものと思われる。

### 木材の用途

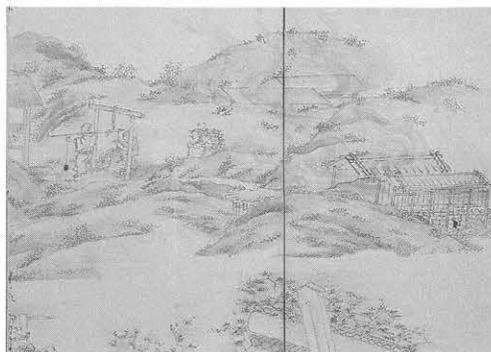
請負条件にも記すように、銅山での木材利用は建築用材、坑道の坑木、燃料に区分でき

る。  
山内には銅山役人の番所のほか、銅山の統轄本部として元締（のち支配人）が詰めた山師居小屋（勘場）、坑夫が掘り出した鉱石を買い取る山小屋（鋪方役所）、製錬所である床屋改所（床屋役所）や銅・米・材木・炭を納める蔵、そして多数の稼人が居住する下財小屋（げざい）など、数多くの建物<sup>が</sup>が険しい斜面に所狭しと並んでいた。ほかにも焼竈（焼鉱釜）や鉛吹床・間吹床<sup>（まぶき）</sup>の製錬設備<sup>が</sup>があった。また海拔一〇〇〇メートル以上の山中に立つ諸施設は風雨の害に見舞われやすく、施設の破損・流失<sup>が</sup>がしばしば起こっており、再建にも多大の労力と用材を必要とした。

坑内で用いられた留木・矢木は坑道の崩落を防ぐためのものであった。坑口には四つ留と呼ばれる太い柱の木組<sup>が</sup>が設けられていた。元禄十一年（一六九八）九月に代官からの問い合わせに元締泉屋平七<sup>が</sup>が答えたなかで、留木には樅や梅の立枯木や朽木を使ったという。また坑内の排水作業には本樋（箱樋）と呼ばれる揚水ポンプ（長さ三メートル余、内のり約一二センチ四方）や水船という貯水桶<sup>が</sup>が多数用いられ、これらの製作・修理にも木材を要した。長年の稼行によって坑道が延伸していくと、その保全にも多量の木材を要するようになった。

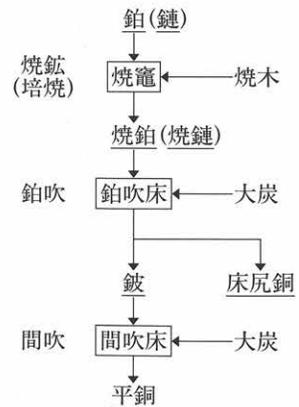
銅山では製錬工程における燃料が重要な位置を占めた(図1-2参照)。まず稼人から買上げた鉍石を砕いて選鉍し、箱型に板石を組み上げた焼竈で焼鉍する。焼鉍は鉍石中の硫黄分を除去し銅分を凝縮する工程であり、わずかの焼竈炭と鉍石・焼木(薪)を積み重ね、莖・藁などで蓋をし三〇日間ほど蒸焼きにした。焼竈には大小あつたが、享保年間(一七一六〜三六)の例では、焼竈一枚に選鉍した鉍石六〇〇〜七二〇貫目(二・二五〜二・七トン)を入れ、鉍石一二〇〇貫目当たり炭一俵七貫目、焼木六〇〇貫目余を用いて焙焼した。焼鉍ずみの鉍石を焼鉍(焼鏈)といい、次にこれを鉍吹床という炉で鉍吹(素吹)にかけ鉍と床尻銅を得た。鉍吹の一仕舞(製錬の操業単位)では、焼鉍六〇〇貫目を六度に分けて吹き、炭一七〇〜二〇〇貫目を用いて鉍八〇〜一二〇貫目、床尻銅二〜五貫目ができた。比較的純度が高い床尻銅はそのまま大坂へ送られたが、鉍は間吹床で鍛をかき捨て精製し平銅として出荷した。間吹一仕舞では、鉍一〇〇貫目を炭三六〜四〇貫目で吹いて平銅三〇〜四〇貫目、枚数にして一〇〜一四枚が得られた。床尻銅・平銅とも荒銅と呼ばれる純度九十数パーセントの半製品で、これらが大坂の長堀銅吹所に送られ、さらに精製されてさまざまな型銅に加工された。別子の荒銅は大部分が棹銅に加工されて、長崎御用銅として輸出された。

製錬用燃料以外にも、炉を作るのに寸灰と称して粉にした炭を土と混ぜて用いた。寛延元年(一七四八)の銅座への提出書類によれば、床一軒当たり二六貫目の炭を使用したという。また寸灰は、白炭を製造する際にも炭を消すのに用いた。この方法は、水で消す方法に代わって、寛延元年に土佐上瀬戸山で実施され、これ以降すべての炭山で採用されたという。採鉍・製錬の用具を作る鍛冶も炭を使用したが、これは鍛冶炭あるいは小炭と称して製錬用の大形の炭(発炭・大炭)とは区別された。



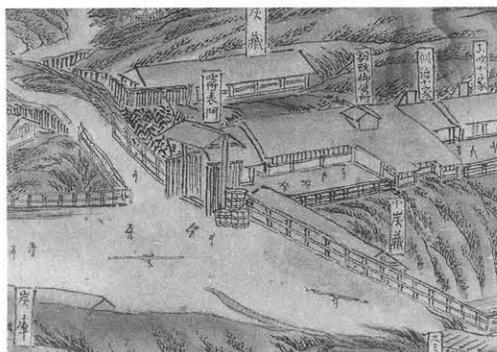
焼竈と焼木の計量

図 1-2 別子銅山の製錬工程



## 山師家内と稼人

銅山の稼行に従事した人々は、大きく山師家内と稼人に分かれる。山師家内は泉屋の店員として、さまざまな部署・役職にあつて銅山の経営に当たった。内部には手代と仲間の身分差があり、手代や仲間の上層が役職に就いたが、大多数の仲間は補助的職務に就いたものと思われる。別子銅山全体の統轄本部が勘場であり、元締（のちには支配人）が責任者としてここに詰めた。新居浜の口屋では次席の元締のもとで食糧・物資の調達や荷揚げ、銅の積み込みが行われた。鋪方（採鉱）・吹方（製錬）・炭方・立川中宿の各部署には、頭役（役頭）が責任者として置かれた。立川中宿は新居浜と銅山を結ぶ中継基地としての機能を担い、炭方は炭の調達・供給を担う部局として銅山と炭山を結ぶ中継所としていくつかの炭宿を管理下に置いていた。このほか焼木や材木の調達に当たる木方という部署が独立していた時期もあったが、のちにその機能のほとんどは吹方に合併されたようである。現場の労働に従事した稼人には、さまざまな職種があつた。採鉱や坑内普請に従事した掘子（掘大工）、その手伝いをする得歩引、坑内の排水作業に従事した水引、鉱石の選鉱をした砕女、鉱石を砕女小屋や焼竈・床屋へ運搬した鉋持、製錬関係では銅吹大工や鞆差・手伝がいた。鍛冶は掘子の使う鉋や鑿を製作し、日用は山内の道橋の普請などを行った。立川中持は銅山と立川中宿を往復する運搬夫で、銅山からは銅を下ろし、立川中宿からはおもに食糧を運び上げた。ここで炭・木材など資材調達の関係では、木伐や炭焼がある。木伐は焼木切とも記され、おもに焼鉱用の焼木を伐採し、坑内・建築用の板・柱も調製したようだ。のちの例では板・柱の伐採を行う者を焼木伐と区別して木挽と記すこともあつた。炭焼は製錬用の大炭を焼き、一、二人の手伝人足が付いて作業した。できた炭は炭中持が銅山まで運搬した。おもに炭宿から銅山まで炭を運んだ炭中持に対し、炭山が遠隔化



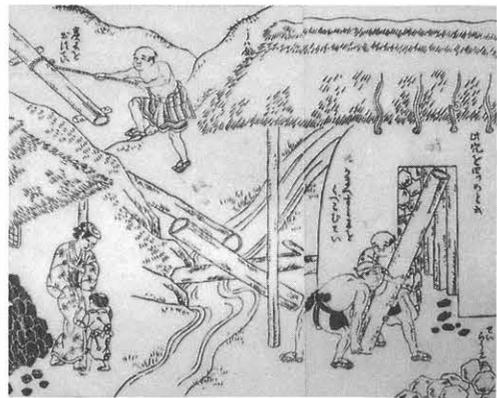
吹所付近の炭蔵と材木を運ぶ稼人

した江戸時代後期には、その他の材木や炭を運ぶ人足を炭山中持と呼んで区別した。なお鍛冶用の炭を焼く鍛冶炭焼を小炭焼とも称した。

炭中持を含む木伐や炭焼など資材関連の稼人は全体の三割以上を占め、しかも時代が下ると炭山が遠隔化し、中持を中心にその人数は増加する傾向にあった。

### 製炭と製材

宝暦二、三年（一七五二〜五三）ごろに領主の求めに応じて作成されたと思われる炭方の定書には、かなり単純化されているが、炭焼の設備や労働がわかりやすく記されている。一度に二〇〇貫目（七五〇キログラム）を製造できる炭竈は、奥行き一丈（約三メートル）・梁行一丈二尺（約三・六メートル）で高さは土井下から天井まで五尺の大きさであった。竈を新造するのに八人が七日間、延べ約六〇人ほどかかるという。天井を作るときは竈に木を満たし焚き込み、上にこけらを掛け、その上に土一〇〇貫目ほどを上げて叩き付け干し上げる。炭木は四日間ほど煙を出して焚き、煙が消えてから一昼夜「さやし」、竈外に出して寸灰で消火する。「さやし」とは、竈口を大きく開けて大量の空気を入れ、炭材に火をつけることである。これによって不純物を燃焼させると、炭化が進み、炭の硬度も上がる。こうして白炭という表面の白っぽい炭ができる。白炭は黒炭にくらべて着火温度が高いが火もちは良く、製錬用に適していた。竈は一日余さましたあと再び焚く。このように六日間ほどの工程であるので、一か月に炭一〇〇〇貫目ほどができると見積っている。別の史料では、炭竈一盃は木伐四人歩あるいは達者なる者三人歩かかると記すので、竈一盃の炭木を伐採するのにこれだけの木伐の労働を必要としたのであろう。炭焼（大工）の下には竈一枚につき手伝の焼子一人と中持二人が付く編成であったようで、代銀四



炭焼の図（日本山海名物図絵）

刃の場所では焼子一匁・大工九分五厘・中持二匁五厘の取分であったと記している。この代銀は炭値段のことで、炭値段は一〇貫目当たりの運搬距離に応じた単価に基づいて計算された。距離が長いほうが単価は若干高く、登り道は平地の二倍に距離換算された。炭の価格は炭宿における買入れ価格と思われるが、それが焼子・大工・中持に配分された。焼子・大工分は定額に近かったと思われる。柱や板についても、仕成場所から炭宿までの距離や木の種類に応じた仕成賃、あるいは一丈当たりの挽賃を勘案し買入れ価格が決まっていた。

製炭量と樹種との関連については、宝暦七年の幕府勘定所からの問い合わせに対し、目通り二尺廻りの堅木一〇〇〇本で炭約六〇〇〇貫目、一俵七貫五〇〇目入り八〇〇俵できるとし、同じく雑木一〇〇〇本では約五二〇〇貫目、六九三俵の炭ができると見積っている。また後述するように、泉屋は土佐の山林で建築用材となる良材の伐採も許されたが、享保二十年（一七三五）に土佐藩あて提出した仕訳書のなかで、起炭（大炭）には檜・樅・榎・榎・椎・榿・松、そのほかの雑木を焼き、坑内や建物用の柱は檜・樅・榎の良材の一尺五寸から三尺廻りのものを使い、板子には同じく四尺から五尺廻りのものを製材すると述べている。用途に応じた樹種、材の大小などの選択が行われたことは容易に想像できる。また炭俵を作るには茅を使用した<sup>が</sup>、別子山村村民の刈敷利用に支障が出たため、元禄十二年（一六九九）六月から毎年金三両（銀二二〇匁）、同十七年からは銀一五〇匁を村に支払って刈り取った。

泉屋は炭焼や木伐に前銀を渡して雇い、製炭や伐採を行わせて、現物の炭や材木を取得した。宝永三年（一七〇六）には安芸国可部町（現、広島市安佐北区）の炭焼が前銀を受け取りながら参集せず、広島藩の郡代に取りなしを願う事件も起こっている。宝永六、七年の有物書によれば、前貸しは伊予・阿波・讃岐の木伐・炭焼に対して行われていた。

\* 「仕成」とは、立木を伐採し、製炭や製材を行うことを包括的に示す言葉。動詞として用いるほか、「炭仕成」「木仕成」などの表現が見られる。

## 二 東予の山野と利用形態

### 伊予幕領の林制

伊予幕領における林野の種類や利用形態については、享保六年（一七二一）ごろ作成された村明細帳をはじめとして、時期の異なる同様の記録からうかがうことができる。伊予の幕領は別子銅山が開坑したころは代官支配のもと宇摩郡に一万三六〇〇石余が集中していたが、その後の改編を経て享保期には宇摩郡二三か村、新居郡七か村、伊予郡一か村の九五〇〇石余であった。享保六年からは松山藩が預所として管轄した。

宇摩・新居郡の林野は、御林・御藪<sup>ゆふ</sup>、実植林（宇摩郡のみ）、百姓持林、草刈場あるいは入会山に区別されていた（表1-4参照）。

御林は立木の管理を幕府が行い、林地の縦・横の長さ、面積、御用木の樹種・大きさ・本数などを把握して、御林帳を作成した。御藪も同じく幕府の管理下にあった藪である。

御用木は長さ五尺以上、目通り五寸廻り以上のものが登録されたようである。広大な御林では、御用木の伐採を取り締まるため、番人を置いたり、盗木を禁止する制札を設置した。別子山村の御林は一万七七五二町歩（約一万七七五二ヘクタール）と伊予幕領のなかでは群を抜いた存在であったが、元禄八年（一六九五）六月に別子山村村民が述べているところによれば、延宝五年（一六七七）に同村が代官支配の幕領になったとき、代官三田次郎右衛門によって西条藩領の大永山・立川山・種川山（以上、現、新居浜市）・上野（現、愛媛県宇摩郡土居町）の各村から御林へ入る道筋五か所に盗木禁止の制札が立てられたという。また後述する元禄七年の別子銅山大火災の際に、材木役人衆が消火に加勢した記事

があり、のちに銅山役人となる赤木直右衛門が材木役人の肩書で登場するから、このころ別子には御林の材木管理の役人も駐在したものと思われる。

御林内の御用木は、幕府御用の材木として代官が請負人を定めて伐採させた。宝永七年(一七二〇)の別子山村明細帳によれば、同村の御林では銅山開坑以前に代官後藤覚右衛門が中国屋吉兵衛・笹屋勘右衛門に材木伐採を請け負わせ、元禄四年から伏見屋四郎兵衛が御用木を伐採し阿波へ川下したことが知られる。また幕領諸村における用水樋・井堰・橋・郷蔵の修築など公的な利用目的に限って、村から願い出れば伐採が許可された。御普請所と呼ばれた公儀が費用を負担する土木・建築工事はもちろん、元来村の負担で行われるべき工事についても公共的性格が認められれば利用できたようだ。御用木の風倒木や立枯木については、村から届けたうえで入札払いされた。川之江付近では代官が管理した長須往還の松並木も同様の扱いであった。なお元文五年(一七四〇)の郷帳によれば、御林内の雑木について薪として刈り取る権利をもった村もあったようだ。

実植林は村民が管理・育成した林で、林主として寺

表 1-4 伊予幕領の林野

村名	御林 / 御藪			実植林			百姓持林			
	箇所	おもな樹種	面積	箇所	樹種	面積	箇所	樹種	面積	
宇摩郡	川之江	4	松	20町4反8畝5歩	4	松	22町8反4畝7歩			
	余木	1	小松	253町余	1	小松	1反	10	小松、雑木	
	山田井	1			1	小松	2町5反余	2	小松苗芝	5反
	下分				2		3町			
	三角寺	1	竹	(1反9畝24歩)	1	松	1町8反6畝			
	新宮	1	小竹	1反3畝10歩						
	小川山	3	檜、梅、縦	(1,763町3反7畝1歩)						
	平野山	1	梅	78町7反						
	天満	1	松	291町	4	松	8町1反6畝10歩			
	瓜尻	2	小松、から竹	3町3反2畝	2	小松	1反程			4反2畝
	大町				1		2反6畝20歩	1		
	西寒川	1	小から竹	3反15歩	4	松	1町8反4畝3歩			
	具定				1		2反			
別子郡	別子山									
	北野	1	松	17,752町1反5畝				27	松、雑木	
	上野	1	松	374町4反(72町)				13		
	中野	1	小から竹	4反	6	松	(8町3反1畝)			
	野田	1	竹	2畝17歩	3	松	4町4反3畝16歩	4	松	2反4畝20歩
	五良野				1	松	2町6反6畝	1	松、雑木	
	津根山	9	松	(3,949町2反)						
新居郡	浦山	9	松、梅	2,921町8反5畝4歩						
	立川山	1	小松	124町8反				8		6町5反
	大永山	6	小松、根笹	63町9反2畝(64町2反8畝15歩)				5		6町
	種川山	1	松	1反				6		4町5反余
	西角野	1	小松	8反6畝20歩				3		2町6反余
	東角野	1	竹	17町9反1畝20歩				3		2町4畝20歩
両角野立会	4	小松	12町8反							

注：カッコ内の面積は「元文五年伊予国宇摩新居伊予郡申御成箇郷帳」で補った  
 出典：「宇摩新居両郡天領村明細帳写」(川之江郷土館所蔵 長野家文書)

院・神社あるいは村民名があがっている。御林同様に豎・横の長さ、反別や主たる樹種は把握されたようだ。立木は村民側から願い出たうえで、寺社の修復や川除け・道橋普請などの公共的利用に供されたが、下枝・下草を刈り取る権利は林主にあった。林内の良木の樹種は松が圧倒的である。利用形態からみて、寺院・神社の附属林や村の共有林が多かったと考えられるが、右のように良材の成木の利用には規制があった。このほか松の枝葉について村民の権利を認めた例があるが、これには塩を焼くための燃料として使用された分もあったと思われる。また明和元年（一七六四）の鹿路山をめぐる泉屋と村民との争論の過程で、御林内で従来塩木を採ってきたと主張した村民もいたから、塩木としての利用もあったようだ。東予では多喜浜塩田（現、新居浜市）が十九世紀前半に初めて石炭を導入するが、いぜん松葉や塩木は煎熬せんあう工程の重要な燃料であった。

百姓持林は文字どおり村民の所有林であった。宇摩郡大町村（現、伊予三島市）や新居郡西角野村（現、新居浜市）のように林地が高請地にあり年貢を負担した例もあった。天保二年（一八三二）に編集されたと思われる「村々様子大概書」（愛媛県立図書館所蔵 伊予八藩土地関係史料）には、百姓持林について山手米を拠出したことが見える。

草刈場・入会山では、村内あるいは周辺諸村の村民が馬草や薪の刈取りを行った。周辺の村は必ずしも同一の領主に属するものとは限らない。十七世紀後半に幕領と今治藩や西条藩との領知替えが行われた地域では、幕領と藩領の村同士の入り込みも見られた。村段階での長年にわたる慣行を反映した入会関係が存在したわけである。

### 林野利用と税負担

江戸時代の農村には、ふつう田畑にかかる年貢と、小物成と総称されるその他の雑税が

課せられた。山間部の村のなかには、荒・蒭畑・伐替畑・切替畑などと称し焼畑農業を行っていた地域があったが、宇摩郡山間部もその一つである。伐替畑という語が示すように、焼畑は同一地を毎年耕作する一般の畑地と違って、焼き払って耕作する地が何年かごとに移動した。これらの畑地は面積のわりには収穫は少ない。こうした生産性の低い畑が高付けされる例はまれで、宇摩郡幕領では三角寺村（現、川之江市）と浦山村（現、愛媛県宇摩郡土居町）にしか見られない。ふつうは見取場みとりばとして面積のみが把握され、高付けされず、年貢は作柄によった。享保の村明細帳では、津根山・小川山・平野山（以上、現、伊予三島市）・三角寺・別子山の山間諸村を中心に七か村で見取場が設定されている。このような山間部の見取場の大半は焼畑と考えられ、しかもそれらは林地内にあった。焼畑にとっては材木を伐採した跡地は絶好の用地となった。このことが雑木の生育を待つて製炭などを行おうとする泉屋と地元村民との対立を生むことにもなった。

次に山稼ぎに関わる小物成や諸運上を、伊予幕領の諸村について見てみよう（表1-5参照）。宇摩郡と新居郡で負担項目が相違するが、これは新居郡諸村が西条藩領であった反映でもある。宇摩郡全村で負担する山手銀は山野の利用に対する一般的な税であり、入木代は薪採取についての税、鉄砲役や鉄砲運上は村方で保持する威おどし鉄

表1-5 山稼ぎに関わる小物成 (単位：匁)

村名	山手銀	入木代	鉄砲役	鹿料代	その他
川之江	27.89				
余木	3.11				
山田井	15	30			
下分	25	80			
三角寺	3.5	10			
新宮	1.1	9.74	1.5		漆代10.96
小川山	23.5	30	16.5		漆代4.65
平野山	47	20	4.5		
天満	65.674		5.118		樵木分—24
藤原	16	25			
豊田	5				樵木分—?
瓜尻	5	5			
大町	26	65			樵木分—?
西寒川	3.138	2.89			
具定	6	10			
別子山	21		16.5	214.5	漆代2.09
北野	64.313	93.8	10.72		
上野	88	125	10.5		粉役銀25、木挽役3
中野	75	70			
野田	54.85		1.45		
五良野	21	5			
津根山	7.5		36	198	鍛冶炭運上30.6
浦山	36		10.5	132	炭運上40、鍛冶炭分—25.5

村名	入木代	鉄砲運上	ねそ竹運上	粉運上
立川山	10		11.2	49
大永山	5	9	9.45	24.5
種川山	5	2	8.1	24.5
西角野	17	4.5		
東角野	23			
新須賀	35			

出典：表1-4に同じ

砲・狩猟鉄砲に対するものである。別子山村の明細帳によれば、鉄砲役は鹿皮代と認識されていた。鹿料代は山間部の別子山・津根山・浦山の各村が負担した。これは、山間部で人足役を領主が徴発することが困難なため、その代わりに板を徴収したものである。別子山村では鹿料板として一か月一五枚を納めたが、伏見屋四郎兵衛の御用木伐採後は適当な木が調達できなくなり、銀納したという。炭運上は雑木を利用した製炭に対する税、樵木こらき分ぶい一いちや木挽役、粉役銀・粉運上は製材に関わる賦課であり、ねそ竹運上は薪などをしぼる細い竹ひもの採取に対するものであろう。元文五年（一七四〇）の郷帳には、小川山村に木地運上の項目があるが、これは木地師の稼業によるものである。前年六月には、津根山御林内へ川之江の讚岐屋（橋本）平七の出願によって木地挽が入山したことに対し、泉屋からは以後ほかからの入山停止を願っている。川之江には木地座\*があったといい、木地師がこの辺りの山林を利用したことは確かである。別子近辺では、ほかに上野山絵図にも轆ろく師しの集落が見られる。

このように山野の利用に関わる負担を見ると、農民の耕作や山稼ぎ、木地師の営業、あるいは猟師の活動などが反映されていた。なかには本来の意味を失い、名目の上だけで生きていた負担もあったが、山野利用が本来もっていた多様性は十分認識できよう。これに泉屋による銅山稼行に関わる山野の利用が加わった。そして銅山用の備林としての利用が排他性を強めれば、当然ほかとの軋あつれき轆ろくを生むことになったのである。



上野山中轆師の集落

\* 杉本壽「木地師制度の研究」第二卷（清文堂出版 昭和五十一年）第四章伊子国の木地師制度 第十一節宇摩郡川之江町の木地座を参照。

## 三 銅山附山林の成立

### 開坑後の発展

開坑直後から別子銅山の産銅高は急増した。運上目録に記載された荒銅生産高で見れば、元禄四年（一六九一）は十月中旬から製錬が始まったため三万二〇〇〇斤余（一九・二トン）にすぎなかったが、翌五年には六〇万斤弱、元禄八年には一〇〇万斤を超えた。こうした増産を背景に、泉屋は元禄九年三月に請負期間の五年延長が認められ、別子銅山は最盛期を迎えた。元禄十一、十二年に江戸時代最高の二五三万斤余（運上目録の数値）を記録し、そのあと産銅は減少に転じたが、宝永三年（一七〇六）までは年産二〇〇万斤以上の高水準を維持していた。

当時の全国的な産銅高は明確ではないが、販路ごとの数値からある程度推測することができる。長崎貿易における唐船・オランダ方を合わせた輸出高は、元禄元年から八年では年間五〇〇万斤近くあり、銅代物替しろものがえが拡大された元禄九年には八六六万斤余、十年に八九〇万斤余、十一年には九〇〇万斤を超えてピークを迎えた。一方国内販売向けの地売銅は、元禄六年から十三年までの八か年の平均で一か年一五八万斤といわれ、輸出高が減少する時期からは代わって銭や銀貨の貨幣原料としての需要が高まった。元禄十三年八月の大吹屋の覚書には、諸国の産銅高を八九〇万斤と見積っている。輸出銅や地売銅は大部分が荒銅を精錬した吹銅であるのに対し、大吹屋の記す産銅高は荒銅であろうから、吹銅にすれば七、八%の吹減が考えられる。これらの数値をみれば、ピーク時において別子の産銅は全体の四分の一ほどを占めていたと考えられる。

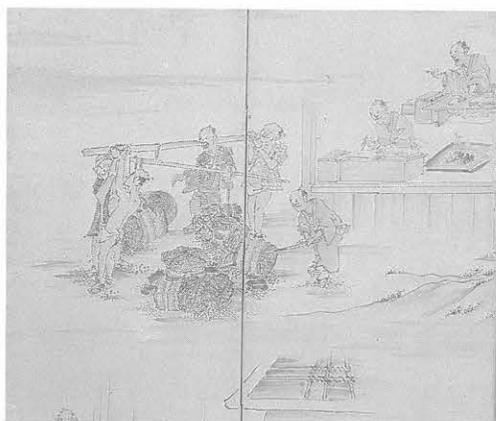
だが別子銅山の経営の内実は決して順調なものではなかった。元禄七年四月二十五日に起きた火災は床屋八軒を残して山内設備をことごとく焼失させ、銅山役人河野又兵衛や泉屋の元締杉本助七のほか焼死者一三二人（一四二人ともいう）に及ぶ大惨事となった。炭蔵一か所に蓄えた炭五五〇〇俵（二俵一〇貫目、三七・五キログラム入り）、焼木三五万貫目（炭一〇万貫目、木一八万貫目ともいう）も灰燼かいじんに帰した。このような被害にもかかわらず同年の産銅は九二万斤を超えており、火災による落込みを補って余りあるほど産銅は増加していたと見られる。

元禄八年に起きた立川銅山との舗内抜合い問題も、急速な発展がもたらした事件であった。元来、別子銅山と立川銅山は同一の鉱脈上に存在しながら、分水嶺を隔てて前者が幕領、後者は西条藩領に属し、領主を異にしていた。立川銅山は寛永年間（一六二四〜四四）の開坑といわれ、休山の時期もあったが、金子村山師の弥一左衛門のもとで元禄五年から盛んに採掘されていた。元禄八年四月、嶺を隔てて採掘していた別子銅山の大和間歩と立川銅山の大黒間歩が貫通し、両山の銅山役人が立ち会い検分して、沙汰あるまで両間歩の採掘を停止した。両山の境界をめぐる争論は幕府の評定所まで持ち込まれ、元禄十年閏二月に分水嶺をもって別子山村と立川山村の境とすることに決した。地表には境界を示す杭が立てられ、舗内にも抜合場所に検使名を記した分杭を立て、両銅山とも杭から二間ずつ後退して鉄格子を入れた。その後も坑道の延長に応じて抜合い事件は元禄十五年までに四回ほど起きているが、いずれも分水嶺の杭を基準に格子や杭を立てて境界が決められたようである。

## 炭竈運上から炭運上へ

開坑時、炭の生産に対する課税は、炭竈運上として炭竈一口につき一か年銀三〇枚(一貫二九〇匁)ずつと規定された。これは銅製錬に使用する炭高と炭竈一口当たりの製炭量の概数から算出されたもので、ここでは炭竈一口一月一〇〇〇貫目(三・七五トン)と見積っていた。ところが元禄十年(一六九七)閏二月に銅山役人が炭竈を調査したところ、規定より小型の炭竈が多く、そのため炭竈一口当たりの製炭量を算定しなおして運上を増額しよう命じられた。大竈で焼くほうが運上は少なくてすんだが、炭の質は悪かったという。泉屋の元締平七は小竈でしかも遠方で焼くのは入費がかさむとして抵抗したが、結局元禄十年分から炭一俵一〇貫目入り一〇〇俵につき運上銀一三匁四四と改められた。これは炭竈一口八〇〇貫目として算定されたことになる。これ以後炭についての税は、炭竈数ではなく炭の生産高に課せられることになり、銅山役人が炭改番所を設け、炭の計量を行うようになった。また元禄十二年二月には、元締平七が鍛冶用の炭について、一俵三貫目入り一〇〇俵につき運上銀一匁三四とするよう出願し認められて、元禄十一年分にさかのぼって実施された。こうして鍛冶炭は製錬用の発炭と区別され、運上が減額された。

元禄十四年九月に泉屋から遠藤新兵衛代官あてに炭運上を出来銅高に割り付けることを出願した。遠方の山で焼いた炭を炭改番所まで運ぶことが炭焼の負担となり、また炭値段が高値となるため、元禄四年六月から同九年五月までの運上銀高(炭竈運上)を同期間の出来銅高で割り、その平均を運上の基準としたいという内容であった。代官からは元禄四年六月から十四年五月までの一〇か年平均で願うよう指示され、元禄十四年十二月に幕府勘定所から一〇か年平均出来銅一〇〇〇貫目につき運上銀高五二匁二七六で許可された。銅一〇〇〇貫目当たりの炭の必要量は、炭竈一口八〇〇貫目として三八八一貫五六匁余



炭の貫目改め

と計算された。また炭改めは廃止され、他領炭には炭運上を課さないことが確認された。炭運上は炭木の伐採利用に対する課税であり、幕府への上納は幕領の炭木利用に限られたから、他領の炭木を使用する場合は対象外とされた。のちにも述べるように他領炭の使用は宝永六年（一七〇九）から始まったが、すでにこのとき他領炭の使用を想定した運上の賦課方式が準備されたのである。

### 周辺地域の幕領化構想

銅山の発展にともなって、新居浜との物資輸送路の開発が重要な課題となってきた。開坑時の別子銅山は同じ幕領にある天満浦を外港とし、銅山からは東方の小箱越を経て浦山村をたどる山間を遠路経由しなければならなかった。新居浜に至る経路は距離も短く好都合であったが、西条藩領を通る道の開通は、領主が異なるため容易に実現しなかった。すでに泉屋は元禄七年（一六九四）ごろ作成した「新居浜道駄賃直違覚」において輸送路の変更による利益を試算し、新輸送路の有利性を指摘している。このように新居浜への輸送路を実現することは泉屋にとって早い時期からの課題であった。

急速な産銅高の上昇は同時に炭の増産や焼木・材木の確保を不可欠とした。まず炭は表1-6に示した炭竈数の変化を見ても、竈に大小はあれ、製炭量が増大したことは明らかである。また元禄七年四月の火災後から年末までの炭の使用量は約四八万貫目（一八〇〇ト）で、荒銅七八万五二〇〇斤（四七一トン）を製錬しており（年間炭高は不明であるが、産銅高九二万斤余から計算すれば五六万貫目余となる）、翌八年には八九万三五〇〇貫目の炭で一四四万斤弱の荒銅を生産した。荒銅一〇〇斤当たり換算すれば、炭使用量は元禄七年が六一・三貫目余、同八年が六二貫目余でほとんど変化はなく、炭の使用量は産銅高

表 1-6 開坑期の炭竈数

期 間	竈口数	月平均
元禄 4 年(1691)10~11月	22	11
5 年(1692)正~10月	452	45
6 年(1693)正~10月	549	55
7 年(1694)2~10月	501	55
8 年(1695)正~10月	741	74
9 年(1696)2~10月	1,235	137

出典：「別子銅山公用帳」一番

の上昇に比例して増加していった。

坑内の留木や建築用材の不足も目立ってきた。元来御用木になる木は一切伐採することができなかったが、元禄十一年八月に泉屋の元締平七は、別子山内の伏見屋四郎兵衛の伐採跡で御用木にならないような樅・梅の曲木や根返りを伐採したい旨、代官手代あてに出願した。平七の主張によれば、留木や建具材には樅・梅が適材で、従来立枯れや朽木を使ってきたが、一里余りの地域は切り尽くしたので、二里内の曲木などの伐採を申請したという。しかし留木に樅や梅の曲木などを利用することは容易に認められず、元禄十四年十月になってようやく鋪留木に生木を使用することが許可された。

銅の採掘量の増大とともに、遠からず炭山の不足が予想されるようになってきた。元禄十一年八月の泉屋の留木利用の出願に関連して、当時の代官山木与惣左衛門は、炭山の不足を予想し、炭山の現況を把握すると同時に、別子山に比較的近い一柳権之丞知行所を将来利用できるよう泉屋に願書の提出を促した。当時の炭山は、いずれも伏見屋の伐採跡にあり、銅山西方では杖立・七番山・川又谷・孫四郎谷で距離は一里半から二里(約六〜八キロメートル)、西南方ではこつも谷が一里半、塔ノ谷が二里、南東方では尾ノ谷が二里半、鑄もし谷が三里、東方の日浦谷が二里の道のりであった。留木の採取地が銅山に比較的近く、製炭地がその外延部にあったが、これは生木を運ぶ距離を短くする判断から生まれた配置と思われる。そしてこのような現状把握のうえて山木代官は、同年十二月十八日に前年の勘定奉行萩原重秀の諮問に答えるかたちで、西条藩領立川銅山や新居浜との交通路の幕領化、別子銅山附炭山確保のため一柳権之丞知行所の所替えを進言したのである。

山木の構想や萩原の内意を詳しく知ることはできないが、別子・立川の銅山を中心に周辺地域を幕領化することによって、銅山の将来にわたる発展や、それにもなう運上の増

大をねらっていたことがうかがえる。これは単に伊予の銅山のみにとどまる問題ではなく、幕府の産銅政策と関連していた。元禄十一年に幕府は、長崎貿易における銅の輸出高を八九〇万斤余と定めたが、国内需要を満たしながら輸出定高を確保するには相当の努力が必要であった。伊予の銅山に対する施策も、このような輸出銅の確保を目指す幕府の姿勢と密接に関係していた。

ここで伊予幕領支配における従来の幕府の姿勢は微妙に変化した。山野の利用についていえば、別子開坑時には村民の利用を妨げないという考えが基本にあったが、この段階で銅山中心の施策へと転換を図りつつあったのである。

#### 銅山振興意見と「銅山附御料」の成立

元禄十五年（一七〇二）正月に泉屋主人友芳は大坂屋とともに江戸に招致され、勘定奉行荻原重秀の求めに応じて銅山振興のための意見を開陳した。大坂屋は泉屋に次ぐ大坂の銅吹屋である。友芳は意見書のなかで、①立川側への排水路の開鑿、②新居浜への運搬路の開設、③一柳領山林の利用、④別子銅山の永代請負稼行、⑤一万両の一〇年賦拝借を請願した。その後、買請米六〇〇〇石の払い下げや別子・立川銅山の一手稼行の要求も加わるが、三月八日の荻原の申渡しでは、排水路の開鑿や一手稼行が棚上げされたほかは泉屋の希望はほぼ実現し、一柳領の山林利用も認められた。この買請米とは、鉦夫用飯米として幕領年貢米が安い値段で支給された優遇措置で、制度の改変を経ながら明治初めまで続した。別子山村の御林は元禄十五年に銅山師すなわち泉屋に下げ渡されたという記事がのちの記録に見られるが、これは同年永代請負稼行を認められたうえで御林の管理が泉屋に移ったことを意味しているであろう。

萩原の申渡しでは領知替えには言及していなかったが、翌年十月に一柳領が播磨美囊郡に移され、さらに立川銅山を含む周辺地域の<sup>あけち</sup>上知のため候補地の選定が進められた。一柳領の上知は西条藩へ渡す替地の確保という意味もあった。上知の候補は、新居浜に至る国領川沿いの村と、別子銅山続きで将来炭山になりそうな山林が豊かな村であった。そして宝永元年（一七〇四）に西条藩領の新須賀（現、新居浜市）・種子川山・東角野・西角野・立川山・大永山の諸村が、同三年には同じく上野村が幕領となり、代わって旧一柳領の多くが西条藩領となった。

こうして伊予幕領は両銅山の「銅山附御料」として改変された。元文五年（一七四〇）の郷帳によれば、宇摩郡・新居郡の幕領諸村は別子銅山附・立川銅山附に分かれる。なかでも銅山所在の別子山村・立川山村を中心に、周辺の諸村（別子は津根山・浦山、立川は上野・種子川山・大永山・西角野・東角野）は、「知行渡難成村」すなわち幕領からはずすことができない村として、銅山を維持していくための中核的な存在と認識されていた。

銅山の維持に不可欠だったのは炭や材木を供給できる林野であった。元禄十六年七月の代官所の内部書類によれば、宇摩郡小川山村村民が別子山・小川山における材木伐採を出願したが、銅山の炭木や留木の調達に支障があれば許可しがたいこと、近年は銅山を大切にしているので銅山の炭に御用木を伐らせることはあっても今後他の材木伐採は認めないことを伝えている。この地域の御林は、銅山専用の附属林に性格を変えつつあった。そして元文三年の「御普請明細帳」（愛媛県立図書館所蔵 愛媛県行政資料）によれば、元来別子山村の御普請所である橋二か所の掛け替えには御林の木材を自由に使ってきたが、元禄十五年に御林が泉屋に下げ渡されてのちは村民の自由にならなくなったという。このように別子山村の御林は村民の利用を拒絶し、銅山附属林として排他性を強めていった。

## 第三章 江戸中後期の別子銅山と炭山の拡大

### 一 銅山経営の推移

#### 産銅の減少と立川銅山の併合

十七世紀末から十八世紀初めにかけてピークを迎えた別子銅山の産銅は、享保三年（一七一八）に一〇〇万斤（六〇〇トン）の大口を割り込み、元文年間（一七三六〜四一）には五〇万斤台にまで落ち込んだ。これは別子一山に限った現象ではなく、全国的な産銅高の低落によって幕府による輸出銅の確保も困難になっていた。元文年間には金銀貨の改鑄が始まり、銅銭の増鑄も大規模に行われて、銅の国内的需要も拡大した。このような内外の需要増のなかで、元文三年には再び大坂に銅座が設けられた。別子銅はまもなく六〇万斤台まで回復したが、鉱石品位の低下や「遠町深鋪」といった老山化の徴候が現れ始めていた。

別子に隣接する立川銅山の経営は、享保十二年に京都糸割符仲間から大坂屋永次郎に譲渡された。大坂屋は泉屋に次ぐ大坂の銅吹屋であった。同十四年ごろから盛んに採掘されたが、延享四年（一七四七）には早くも経営が困難になり、泉屋へ譲渡話が持ち込まれた。寛延元年（一七四八）には泉屋が稼行願を提出したが、同一名義での請負は認められず、翌年美坂全兵衛を名義人、主人友昌の弟理兵衛友俊を請人として請負が許可された。実質

\* 「遠町」とは食糧や燃料など物資運搬にかかる距離が長くなること、また「深鋪」とは採掘現場が深くなり湧水処理に苦勞することをいう。いずれも盛山期を過ぎた鉱山の経営的苦悩を象徴する言葉である。

的に両銅山の泉屋による経営が開始されたが、施設や人員を異にする別個の銅山として扱われた。宝暦二年（一七五二）に李兵衛が死去し、代わって泉屋理兵衛を名義人としたが、宝暦十二年によりやく長年の宿願が実って、泉屋吉左衛門名義での両銅山一手稼行が実現した。願書のなかでは、立川銅山の単独経営には無理があり、一手稼行でなければ経営が成り立たないことを強調しているが、その一つの問題として立川銅山は炭の確保が困難であった点をあげている。立川銅山もすでに土佐藩領に炭供給を仰いでおり、泉屋が経営を継承したころも土佐郡本川郷中野川村（現、高知県土佐郡本川村）の小関山や上瀬戸山を仕成していたが、別子に比して運搬距離が長いことが不利であった。

#### 一手稼行後の経営

別子と立川は名称の上では別の銅山という形式を残しながら、実質は併合が進んだ。勘場や製錬設備はすべて別子側に移り、坑口も別子側の歎喜・歎東坑のみとなり、歎喜間歩は別子本舗、歎東間歩は立川本舗と呼ばれて、それぞれの鉱石がこれらの坑道から運び出された。開坑期に稼行された露頭に沿う数多くの間歩は、歎喜・歎東間歩を残して享保期までにほとんどが放棄され、その後の開発は東の東延方面へと及んだ。産銅高は比較的順調に推移し、秋田や南部の銅山が十八世紀後半に産銅高を減らすなかであって別子・立川は七二万斤（四三二トン）以上を売り上げ、御用銅山のなかで相対的地位を上昇させていった。明和三年（一七六六）に設けられた第三次銅座の統制下ではあったが、輸出用の御用銅のほか寛政十一年（一七九九）からは国内向けの地売銅の供給も始めた。文化八年（一八一二）に泉屋主人友間は住友の姓の使用を幕府から許可され、同時に御用銅山師の肩書を得たが、これも堅実な銅山経営と安定した御用銅供給によって地歩を固めてきたた

ものであった。

一手稼行によって両銅山の稼人数も激減した(表1-7参照)。幕府や松山藩に提出された「仕格覚」という銅山の概要を記した書類によれば、宝暦十一年(一七六一)に別子三三三七人・立川一二一六人、合計四四五三人であったが、明和六年には三九七五人となって約五〇〇人減少した。人員配置の効率化という点で合併は効果をあげたといえる。その後の人員は幕末に至るまで三〇〇〇人台で推移したが、その内訳はかなり変化した。

とくに十九世紀に入ると、炭の調達に関わる炭焼・同手子・炭中持・炭山中持の人数が増加し、なかでも中持の増加は著しい。炭中持は炭宿と銅山との運搬を担う人足である。炭山中持は木挽・柱板中持の項に代わって文化元年から登載された項目で、炭山の遠隔化にもなつて柱板に限らず炭山と炭宿を結ぶ運搬作業に当たつたものであろう。ここには明らかに「遠町」の影響が反映されている。

この時期の経営は苦難の連続であつた。立川側の旧間歩を利用した排水計画は成果をおさめたが、「深鋪」に伴つて湧水は天明五年(一七八五)の大湧水をきっかけに産銅に影響を及ぼす重大な問題として浮上した。抜本的な対策として小足谷の水貫坑道の掘削も始まつたが中断を余儀なくされ、その後も文政八年(一八二五)の大湧水、安政元年(一八五四)十一月の地震後に大湧水が起つて処理に苦悩した。また従来特権的に認められていた幕領年貢米の安価購入(買請米)についても寛政九年に値引きが廃止された。こうしたなかで寛政十二年には、経費節減や監督の強化を目的として泉屋大坂本家による銅山の改革が断行された。

表1-7 稼人数の変化

(単位：人)

職 種	宝暦11(1761)		明和6 (1769)	文化元 (1804)	天保8 (1837)	慶応元 (1865)
	別子	立川				
掘水	430	157	491	481	435	551
得歩	288	211	455	447	496	532
鍛冶	120	71	129	135	135	185
吹同	9	4	13	13	13	13
大手	30	10	45	34	37	37
同	150	36	185	124	128	129
鉛(鍵持、鉛焼持、鉛持)	65	23	90	100	106	112
碎焼炭	430	82	432	276	293	319
木	195	88	503	201	189	190
炭	360	105	274	144	148	190
同	410	170	448	194	187	250
鍛冶	50		30	30	35	38
立川	225	126	360	312	328	302
炭	210		250	242	258	353
木挽・柱板中持	120	53	110			
炭山				244	287	340
商人	80	27	80	55	55	108
日馬	65	37	80	93	87	90
		16				
合 計	3,237	1,216	3,975	3,125	3,217	3,739

台風や火災などの災害も大きな損害をもたらした。ことに別子銅山付近四〇〜五〇町ほど(約四〇〜五〇ヘクタール)は、長年の稼行によって銅煙のために樹木が生育していなかったといい、風水害に弱い条件を備えていた。表1-8は「別子銅山公用帳」等所収の被害届から炭や焼木・材木の損害をまとめたものである。ここでは炭五万貫目(一八七・五トン)程度以上の被害に限って抽出した。炭は俵を単位とする例が多く、一俵の容量も五〜一〇貫目と大きな差があつて正確に比較できないが、おおまかな傾向は把握できる。

地名を記入したのは炭宿の被災で、他は銅山付近の被災である。実際の被災届出件数は風水害が多いが、損害の規模は火災のほうが圧倒的に大きい。文化十三年、天保七年(一八三六)、万延二年(一八六一)の弟地炭宿おとぢの例を見ても、炭蔵を巻き込むような大火になれば損害は莫大なものになった。十九世紀前半ごろの炭使用量は年平均九〇万貫目ほどであったから、文化十三年の場合年間消費量の約四割が焼失した勘定になる。泉屋はこの火災による損害額を材木を含めて銀六八三貫八八匁八分と見積り、代替の炭を調達するのに二七〇貫目ほど余分に必要であるとも述べている。炭の供給計画にも狂いを生じたことは容易に想像できる。損害額は災害手当銀を幕府に要求したときの資料であるから、割り引いて考える必要があるが、御用銅買上げ値段が据え置かれるなか、泉屋は幕府から各種の手当金の拝借・給付を得て資金繰りを進めるほかなかつた。

天保四〜八年には文政の大涌水による影響を脱し、産銅は再び地売銅を売り上げるまで回復したが、その後弘化年間(一八四四〜四八)にかけて六〇万斤前後まで減少した。この間飢饉の影響で買請米代の上昇もあつて、泉屋は天保十四年に休山願を幕府に提出するに至つた。その後回復した産銅高は文久期まで高い水準を維持し、嘉永四〜文久二年(一八五一〜六二)には三たび地売銅を売り上げている。鉱石の品位はすでに低かつたが、採

表1-8 主な災害による炭・用材等の損失

被災年月日	種類	被害状況(焼失または流失)
元禄 7(1694). 4. 25	火災	炭5,500俵(1俵10貫目入)、焼木350,000貫目
8(1695). 7. 21	風水害	炭238,000貫目
享保 2(1717). 12. 17~ 3. 2. 20	火災	(小坪谷)炭5,350俵
3(1718). 4. 12	火災	炭8,500俵、留木1,200本、柱2,650本、樋板830枚、矢木9,000枚、棚板1,100枚、板8,000枚
21(1736). 4. 10	火災	留木4,500本余、矢木7,000枚余、柱25本、垂木5,000本余、茅2,400貫余、細木300束余
寛延元(1748). 12. 23~24	火災	焼木670,060貫余
安永 3(1774). 9. 25	火災	(床鍋)炭70,543貫目、矢木13,498枚、辛身板5,498枚
文化13(1816). 11. 22~25	火災	(弟地)炭413,763貫目、板132,017枚、樋板18,043枚、粉板26,170間、丁物板子5,467挺、貫板10,684挺、戸棧19,392本、小舞23,671本、留木16,422本、矢木77,729枚
天保 5(1834). 8. 6	風水害	炭62,000貫余
6(1835). 9. 2~4	火災	(弟地)炭58,679貫500目、板20,796枚
7(1836). 11. 29~12. 5	火災	(弟地)炭301,142貫目、板13,400枚余、留木820本
嘉永 4(1851). 3. 10~13	火災	(弟地)炭140,259貫500目
安政 2(1855). 6. 14	火災	炭30,280貫目、小炭1,200俵、薪51,300貫目、辛身板4,800枚
6(1859). 11. 9~12	火災	(弟地)炭72,500貫目
万延 2(1861). 1. 8~13	火災	(弟地)炭206,800貫目



天満村松木御林での留木や板・柱の伐採を出願した。津根山村・浦山村の三山も享保三年（二七二八）ごろまでにいったん伐採を終えたようで、このころから炭運上における御料炭の割合が急激に減少している（後掲図1-3参照）。しかし享保十六、十七年ごろには寺野山で製炭を続けており、御料炭の割合も一時的に回復している。享保十六年の「覚」によれば、焼木・鍛冶炭の仕成場所に別子山村内の七番山・瀬庭山・日浦谷があがっているから、銅山に近い別子山の御林は焼木・鍛冶炭に利用するのに充て、製錬用の炭の大半は土佐藩領に依存していたことがわかる。正徳元年泉屋平助が代官手代あてに提出した願書では、土佐領の炭山を願ひ請け、代わりに幕領の炭山を温存するということを表明しており、永代稼行をにらんだ長期的な戦略もうかがえる。このころには別子山御林における輪伐が実施されていたと思われる。

享保期から製錬用炭は土佐炭が主流を占めるようになっていたが、立川銅山の併合とともに立川銅山附の大永山や上野山が利用できるようになり、明和元年（一七六四）末には津根山村鬼ヶ城山七二〇町歩・葛川山二五二〇町歩が下げ渡された。津根山村の両山へは約六、七里の行程であり、別子山村床鍋に借地して中宿を建設し、中継基地とした。次いで天明七年（一七八七）には、幕府勘定所の吟味下役柳田喜十郎・普請役和田繁蔵が近辺の炭山を見分したうえで、浦山村の地吉山八六四町歩・外之尾山八六四町歩が新たに下げ渡された。幕府にとってこの下げ渡しは最後の切札と認識されたようである。折宇山・葛川山・鬼ヶ城山・寺野山・峨蔵山の生育状況を調査し、今後銅の増産があっても炭山願を出さないう念を押ししている。泉屋も地吉・外之尾・折宇・葛川の四山で一三年ほど炭供給が可能であると上申していた。しかし風水害の影響もあって、早くも寛政四年（一七九二）には土佐領井ノ川山（現、高知県土佐郡大川村）の願請けに向けて動き出したのである。

表1-9 別子銅山附御林

村名	御林名	御用木	縦×横の長さ	面積	下渡年次
別子山				*17,755町2反	元禄15年(1702)
津根山	折宇山	松	1500間×900間	450町	宝永7年(1710)
	寺野山		420間×180間	25町2反	//
	鬼ヶ城山		1800間×1200間	720町	明和元年(1764)
	葛川山		4200間×1800間	2,520町	//
浦山	峨蔵山	榎 榎	1860間×1800間	1,116町	宝永7年(1710)
	地吉山		1800間×1440間	864町	天明7年(1787)
	外之尾山		1800間×1440間	864町	//

注：\*は、元文5年の郷帳では17,752町1反5畝  
 出典：「宇摩新居両郡天領村明細帳写」ほか

## 御林利用の独占

別子銅山附の山林は幕府から御林を下げ渡されるかたちで拡大していったが、これらの山は山師が番人などを置いて管理し、炭木の育成も山師が行った。幕府は鬼ヶ城山・葛川山の伐採跡には植樹するよう命じたが、泉屋は松などを植えたものの險阻の地で育たず、番人を置いて小苗が育つまで鎌留めをしていると答えている。天明六年（一七八六）の支配人次兵衛の口上では、七、八割を伐採し、二、三割の小木を残し生育させるとも述べている。当時の泉屋は、伐採せずに残した苗木を保全育成する方法で、雑木の生長を待ち、輪伐を実施していたようだ。しかし天保八年（一八三七）以降の「仕格覚」には「跡山へハ植木為致」との文言が見られ、泉屋の手で植林が行われたことをうかがわせる。

御林における立木利用を許可された泉屋は、他の利用を排除し始めた。御林内における村民の薪伐採や焼畑耕作はもとより、木地師の活動、あるいは請負人による御用木伐採すら炭木利用に不都合であるという理由から許可しないよう代官に要請した。幕府が銅山による山林利用を優先し始めたことも、これを助長した。宝永七年（一七一〇）の別子山村明細帳に見られるように、村民は建築用材や御普請所であった橋の用木を御林内で伐採することを従来の慣例として主張した。だが元文三年（一七三八）の「御普請明細帳」で松山藩預所の役人が明言したとおり、すでに立木の伐採は村民の自由にならなくなっていた。山師による炭木利用と村民の焼畑耕作との衝突も享保期（一七一六～一七三六）から繰り返された。切替畑と呼ぶように移動する畑地の境界は明瞭ではなく、しかも炭木伐採跡が焼畑に好都合であったから、村民は絶えず御林内へ入り込んだ。御用木が伐採された跡地には、村民はかなり自由に出入りしたと思われる。御林内に焼畑が点在したことも事実であったように、村民は、見取場として年貢を納め領主に認められた畑地であると主張して争

った。泉屋は事件が起こるたびに焼畑耕作の停止を求め代官所に訴えたが、村民に有利な裁定が下るはずもなかった。結局泉屋が当該畑地について年貢を負担したり、薪採取などの村民の既得権の一部を容認することで解決を図っていった。このような争論を経て、寛延三年（一七五〇）三月には別子山村村民との合意によって御林内の見取場は代米（年貢）を支払うことで排除され、さらに寛政七年（一七九五）六月には別子山御林と百姓持地の境が確定した。

### 立川銅山の炭山

別子銅山が利用できた山林はすべて御林として囲い込まれた林地にあったが、立川銅山の山林はかなり形態が異なっていた。

享保六年（一七二一）の村明細帳や元文五年（一七四〇）の郷帳には、宝永二、三年（一七〇五〜〇六）に当時の山師である京都糸割符仲間（銭座）に対し、立川山・大永山・種川山・東角野の各村の御林が下されたと記されている。宝永三年には上野村が幕領となり上野山が銅山附となって、焼竈や床屋などの製錬設備が同地に移動した。立川銅山では炭を焼いて運ぶのではなく、鉾石を運んで上野山で製錬した。また享保十年八月の糸割符支配人三宅四郎兵衛の「覚」では、立川銅山炭木山として立川山・大永山・種川山・上野山の四か所が記されていた。

しかし立川銅山附の山は決して御林のみを指していたのではない。大部分は帰属の明確でない広大な山野であって、御林は利用できる山林の一部にすぎなかった。銅山附諸村に所在する御林は全部合わせても一一か所二七四町余（約二七四ヘクタール）で、別子山の御林と比較しても桁違いに小規模であった（表1-10参照）。しかもほとんどが北麓の平野

表1-10 立川銅山附諸村の御林

村名	御林名	御用木	縦×横の長さ	面積
立川山	せうじか滝	小松	780間×480間	124町8反
大永山	井出口 高尾谷 深	小松	320間×68間	7町2反5畝10歩
		小松	400間×300間	40町
		小松	250間×200間	16町6反6畝20歩
種川山	寺尾	松	30間×10間	1反
西角野	栗木	小松		8反6畝20歩
東西角野 立会	山田 山根 生子 師坊	松	250間×72間	6町
		小松	160間×67.5間	3町6反
		小松	270間×20間	1町8反
上野	比山	松	70間×60間	1町4反
		松	900間×240間	72町

出典：表1-9と同じ

部に近い地帯に立地したから、御林で炭を焼くことは運搬するうえで不利であった。継続的に利用することは量的にも地理的にも到底不可能であった。

延享四年（一七四七）、当時の山師大坂屋が記した明細書では、立川銅山附請所は東西約六里（約二四キロメートル）・南北約二里であり、前里（北麓）への出口が多く、番人を置いて諸木を育成していると述べている。ここには御林は含まれていないが、銅山附の山林として確保するため番人を置いて他からの侵害に備えたのである。請所山番所は四か所土佐との峰境に番所一か所があった。請所の西境は西条藩領の吉井山であり、享保九年にはその吉井山と同領の谷崎山の両山を願い請けて翌年まで仕成している。

立川銅山でも鹿路山・大永山で村民の焼畑耕作との衝突はあったようだが、泉屋の経営に移るころには合意をみていた。いずれも泉屋から年貢分を村に納め、代わりに製炭を優先的に実施した。鹿路山では一部村民の耕作権を認め、泉屋が耕作者から年貢をとって自己負担分と合わせて上野村に納めた。このように地元の村民の焼畑耕作との利害調整は進んでいた。ところが寛延三年（一七五〇）四月に、泉屋が大永山の炭木伐採に入ったところ、西条領中村組（現、新居浜市）の村民が柚を追い出す事件が起こり、泉屋は同年八月に西条藩の役所へ出訴し、幕領を管理する松山藩も絡んで問題は複雑化した。事件が起きたのは辻ヶ峰より南の小女郎川に沿う奥山であった。元来大永山の御林は辻ヶ峰より北方の麓に三か所六三町九反余しかなく、それ以外の山林約二〇〇町歩の所属や境界は明確でなかった。新居浜付近の西条藩領・幕領に属する七か村の入会地が御林の近辺にあったほか、奥山には大永山村の焼畑耕作地が点在し、立川銅山では須領という集落の奥の榎谷に番所を設け付近の山林を管理していた。中村の村民は伐採した薪を近村に売っていたが、このころ自村付近で切り出す薪もなくなったため、近村を誘い峰を越えて奥地へ入り込ん



大永山榎谷番所付近の山林と切替畑

だようである。付近の大庄屋クラスが仲裁人となり林地内の山・里の境界を決めるべく調停を進めたが、泉屋・大永山村の反対でまとまらず、結局宝暦四年（一七五四）五月に、大永山村の伐畑耕作は境を決めて権利を認めること、中村など里方の薪・下草刈は近辺の山で行うこと、銅山の炭木・焼木仕成は勝手次第とすることで合意した。済証文提出までの経過には不明なところも多いが、松山藩による強力な指導があったことは疑いなく、檜谷番所より奥山における銅山の権利は確実なものになった。

### 三 土佐の炭山

#### 土佐買炭の開始

泉屋が土佐炭を使用し始めたのは、宝永六年（一七〇九）のことであった。同年三月に、土佐郡小麦畝（現、高知県土佐郡大川村）付近の山林を炭山として請け負った同国野根浦（現、高知県安芸郡東洋町）の葛屋次郎左衛門の焼炭を製錬用 to 買い入れることを出願し、五月に幕府の許可を得た。泉屋はすでに宝永四年二月に土佐領内の銅山見分を兼ねて大平村（現、土佐郡大川村）・小麦畦（小麦畝か）村の炭山見分を出願しているから、このころから土佐領内の炭山に注目していたと思われる。しかしこの時は炭木に適した雑木のない所であるからとの理由で見分は許されなかった。

宝永七年には葛屋が請け負わない様子なので、正月に泉屋は自らが請け負うか、領民が請け負えば買炭したい旨を土佐藩に依頼した。結局泉屋が直接請け負うことはかなわず、葛屋名義のまま別子銅山抱えの炭焼が入山することになった。宝永六年の場合、泉屋は小

坪谷に中宿を建て、到着する炭一〇貫目（三七・五キログラム）につき銀二匁で買い請けた。別子銅山で抱える炭焼に焼かせたときは竈床代として竈一枚につき一か月銀一六匁を支払い、炭焼には銅山で飯米一石当り七六匁余で売り渡したという。竈床代は炭竈運上と考えられ、蔦屋を通じて土佐藩に上納されたと思われる。

蔦屋名義での製炭は正徳二年（一七一二）まで続いたが、さらに炭不足が予想されたため、その入手に努めた。土佐の桑瀬銅山は西条藩領上泉川村（現、新居浜市）の桑名弥左衛門が稼行していたが、経営が行き詰まり、その借銀返済を条件としたのであろうか、正徳三年五月にその付近の炭山を別子銅山に用立てる約定を泉屋と桑名の間で結んだ。そして同年十二月に桑名を名義人として本川郷の小麦畝村小麦畝山・足谷山および大平村大平山の計三か所の炭山請負を落札し、四年二月から翌年末まで檜かや浅木（雑木）を起炭せじすみ（製錬用の大炭）に焼くことになった。口銭運上は起炭一〇貫目につき四分五厘で毎月上納すること、敷銀六〇貫目を土佐藩の大坂蔵屋敷に納め、製炭が終了次第無利息で返却を受けること、炭搬出は番所で改め、抜け道から出せば敷銀・炭山は没収することなどが規定された。なおこの時立川銅山では、山師銭座四郎兵衛が一之谷山・権之助山を落札している。

### 土佐の林制と留山

土佐は森林資源に恵まれた地域であった。豊臣秀吉の時代から土佐材は公儀の普請に供出され、江戸時代を通じて幕府の城普請や京都の御所造営の際に藩から優良な木材が献上された。また一般に木材や薪炭が大坂をはじめとする消費地に移出されるなど、林業は土佐の重要な産業であった。藩も山林の保護政策をとり、十七世紀中ごろからは輪伐制度の実施に加えて植林も行われるようになった。<sup>\*</sup>のちには国産生育方が設けられて造林技術な

<sup>\*</sup> 土佐藩の林業政策については、平尾道雄『土佐藩林業経済史』（高知市立市民図書館 昭和三十一年）参照。

ども発展した。藩有林は留山と称し一切の伐木が禁止されたが、これは献上用木材の確保と藩用の木材利用のためのもので、それぞれ御用木山・御国用山と呼ばれた。泉屋が別子銅山の炭山として願い請けたのも、吉野川上流に点在するこの種の藩有林であった。藩の山林調査に基づく貞享元年（二六八四）の「御留山帳添目録」\*によれば、伊予との国境に近い長岡郡・土佐郡の「奥山分」だけで、長岡郡四三か所、土佐郡四七か所の留山があった。檜の良材を産したことでも有名な白髪山も長岡郡内にあった。

吉野川上流のこの地域の留山は運材には不便な地域であった。白髪山を例にすれば、元来吉野川を利用して阿波の河口まで流されたが、この流材が堤防を損傷させる問題が起きたため、阿波藩蜂須賀氏は白髪山材の流木を拒否するようになり、そのため土佐藩では元禄二年（一六八九）に吉野川流材を中止した。寛政元年（一七八九）の御所造営料二万本献上のときのみ阿波藩は流材を認めしたが、一般に土佐郡本川郷・長岡郡本山郷の材木は、途中の中島から陸路檉山峠・高川をへて鏡川を流し、高知へ出すルートを採用するようになった。

また土佐藩は、建築用材を含む有用な樹木を御留木に指定して伐採禁止を命じた。元禄三年の「元禄大定目」の御留木の定には、杉・檜・榧・樅・榎・楠・桐のほか近年の御留木として黒柿・樺・桑・漆・棕・檜・櫟・槐・銀杏・枹があがっている。樹種によっては、棕が六尺（一・八メートル）廻り以上、檜が三尺廻り以上というように太さによる基準が設けられ、樺・榎・五葉・松については二尺廻り以下の幼木や六尺廻り以上の大径木の伐採を禁じていた。御留木の種類は時代が下がるにつれて若干増加する傾向にあり、椎なども加わっている。浅木と呼ばれた広葉樹の雑木のなかでも、櫨・漆・弓木・枹・朴・槐・黄檗の七種は七木と称し、御留木に指定され保護された。したがって純粋に薪炭材として



土佐の炭山

\* 農林省編「日本林制史資料 高知藩」（朝陽会昭和八年）所収。

利用できたのは、七木を除く浅木や、御留木の風倒木・根返りなどに限られた。

### 願掛けの手続き

泉屋が土佐藩の留山を願ひ請ける場合、一般に次のような手順で行われた。泉屋は炭方役頭を高知城下に派遣し、藩の許可を得て希望する山の下見を行ったうえで、藩の山方役所と山の範囲や境界、伐採可能な樹種、運搬経路、仕成期間、請銀高について協議に入った。ここではおもに請銀高をめぐって交渉が繰り返され、場合によっては決裂することもあった。請銀高が決まれば、泉屋は大坂で土佐藩蔵屋敷に請銀を納め、受取手形を高知に送って藩の役所に提出し、山奉行発行の山切手と呼ばれた許可証を得て、受取手続きが進められた。山切手には伐採可能な樹種や山の境界などの事項が細かく列挙され、他所への立ち入り禁止や火の用心など注意事項が記された。

土佐から別子銅山への山越え道は西から一ノ谷越・三ツ森峠・大田尾越が主要な経路であった。のちには炭山の東遷とともに、下川峠や猿田峠も使われた。これ以外に、伐採や運搬のため新たに道を開いたり拡幅する場合は、別に藩の許可を必要とし、仕成期間が終了すれば禁足の届を藩に提出し、新道についてもとどおり樹木を植え付けておくことが義務づけられていた。製炭や材木の伐採のためには、炭焼・木伐はもちろん、それを運ぶ中持も多数派遣しなければならなかった。泉屋は手代・小者を統轄に当たらせ、時には医師も派遣した。仕成期間は長期にわたったから、山林ごとに毎年の往来人数や、伊予から持ち越す彼らの食糧（米・酒・大豆など）の量を藩に届け、通行する者は手札を携行した。



三ツ森峠（平成8年11月撮影）

泉屋による請負

泉屋名義で願い請けた土佐領の炭山は、享保二年（一七一七）の井ノ川山・大平山が最初である。以後明治期に至るまで土佐領の山林が断続的に利用され、使用炭の大半は土佐炭で占められるようになった（表1-11参照）。すでに述べたように、幕領の木を焼いた御料炭については、産銅高に応じた炭運上が課せられ、土佐炭など他領炭についてはこれを免除された。他領で炭を焼く場合には、その領主から別に山請銀や運上を課せられるのが一般的であった。炭にはこのような区別があったから、銅山役人による炭改めが行われ、両者は明確に区分されていた。毎年の炭運上を計算した運上目録には、産銅のうちどれほどが御料炭で製錬されたかを記しているの、両者の割合を知ることができる（図1-3参照）。他領炭の使用は宝永六年（一七〇九）の土佐買炭に始まり、その割合は正徳・享保期に増加して、ほとんど全部を他領炭に依存する時期もあった。これ以降御料炭の割合が高いのは、津根山村などの新たな御林山を幕府の許可を得て仕成した時期に限られ、その他の時期には他領炭とくに土佐炭が使用炭の中心を占めたのである。なかでも土佐郡本川郷の小麦畝・井ノ川・大北川（以上、現、土佐

表1-11 土佐の炭山と仕成期間（宝永8～明治4年・1711～1871年）

山名	所在地	仕成期間	請銀高(備考)
小麦畝	(土)小麦畝村	宝永8～正徳2	(蕪屋名義)
足谷山・小麦畝山	(土)小麦畝村	正徳4～5	敷銀60貫目(桑名名義)
大平山	(土)大平村	正徳4～5	
井ノ川山・大平山	(土)	享保2～3	敷銀60貫目
桑瀬山・黒滝山	(土)	享保4～8	45貫目
小麦畝	(土)小麦畝村	享保10～14	22貫目
足谷山	(土)小麦畝村	享保13～16	7貫500目
水之元散林	(土)大平村	享保13～16	500目
尾立山	(土)高藪村	享保16～17	2貫800目
大北川山(北平)	(土)大北川村	元文2～延享2	19貫目
大北川山(南平)	(土)大北川村	寛保2～寛延元	140貫目
上瀬戸山内十郎関山	(土)中野川村	寛延2～宝暦2	350匁(元立川銅山分)
朝谷山	(土)朝谷村	宝暦8～明和2	64貫目
上津川山	(長)上津川村	安永6～9	17貫目
小麦畝	(土)小麦畝村	寛政5～9	18貫目
一之谷山	(土)桑瀬村	寛政9～12	10貫目
井ノ川山・大佐連山	(土)	寛政12～文化2	18貫500目
黒滝山	(土)桑瀬村	文化2～7	15貫390目
足谷山	(土)小麦畝村	文化5～8	90文銭5貫目
下川山	(長)下川村	文化6～13	28貫目
大北川山	(土)大北川村	文化9～文政5	57貫目
桑ノ川山	(長)汗見川村	天保元～10	93貫目
〃		安政4～文久3	冥加銀12貫500目
上瀬戸山	(土)中野川村	万延元～明治元	17貫920匁
一之谷山	(土)桑瀬村	万延元～明治元	5貫255匁
小麦畝山	(土)小麦畝村	元治元～明治5	12貫目(炭仕成)
〃		元治元～慶応2	5貫180匁(木仕成)
〃		慶応2～明治2	冥加銀736匁余(木仕成)
坂瀬山	(長)汗見川村	慶応2～明治8	50貫目
上瀬戸山・一之谷山	(土)	明治元～5	冥加銀10貫787匁余
小麦畝山	(土)小麦畝村	明治2～4	冥加銀736匁余(木仕成)

注：所在地の(土)は土佐郡本川郷、(長)は長岡郡本山郷を示す

出典：「別子銅山公用帳」二番～四番、「諸用記」、「諸証文」、「別子銅山公用記」五番、炭方「証文書翰儀式控」、「土州公用帳」一番～四番、桑瀬炭役所「諸用記」、「伊予別子銅山絵図巻」

郡大川村)・足谷・黒滝(以上、現、土佐郡本川村)の諸山は、比較的別子銅山に近く、運搬にも有利であったため、何度か繰り返し願掛けされた。だがなかには文化五(八年)一八〇八(一一)の足谷山のように、泉屋は名義を貸しただけで実質的には地元の小麦畝村が請け負い、出来炭を泉屋が購入した例もあった。

土佐領の山の請負には藩に敷銀を納める必要があり、製炭には炭竈運上などが課せられた。しかしこの方式は前述の井ノ川山・大平山までであったようで、享保四年の桑瀬山・黒滝山の分からは山請銀の納め切りによる願掛けが一般化した。運上方式の変更に、願掛けの山の利用が変化したことが背景にあったように思われる。炭木として利用されたのは、土佐藩で浅木と呼ばれた雑木であったが、享保期以降明らかになる伐採可能な樹種のなかには、檜・樅・榎など土佐藩で御留木として保護された樹種もあり、しかもそれは曲木や朽損木に限らず建築用材ともなる良材を含んでいた(表1-12参照)。泉屋は土佐領から炭を調達しただけではなく、不足する柱・板などの素材を求め、利用の範囲を拡大していた。表1-13には、享和元年(一八〇一)三月から文化二年七月まで井ノ川山・大佐連山から持ち越した大炭や柱・板などの種類ごとの数量と銀高および単価を表示した。これら多種類の柱・板を製材するため現地に木伐や木挽が派遣され、一定の長さの柱や厚さの違うさまざまな板材に加工したうえで、中持がこれらを銅山まで運搬した。ただし山林の保護育成のため、御留木の若木は残しておくことが義務づけられ、木の根まで掘り起こすことは禁止された。

泉屋にとって、銅山から比較的近い土佐郡本川郷において、炭のみならず柱・板を調達できたことは有利であった。吉野川上流に位置するこの地域の留山が、運材の点で高知や大坂へ出すのに不利であったことが、かえって泉屋には都合が良かったというべきである。

図1-3 御料炭・他領炭の割合

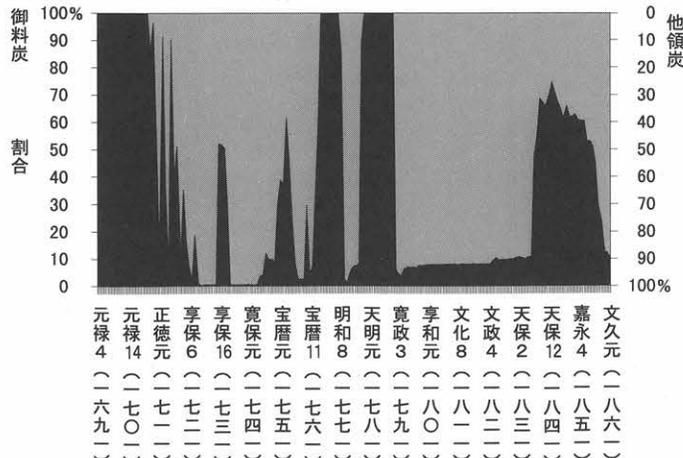


表 1-12 土佐領請負山での伐採可能な樹種 (正徳4～明治8年・1714～1875年)

山名	仕成期間	樹種
小麦畝山・足谷山・大平山	正徳4～5	檜、浅木 (檜立木を除く)
足谷山・水之元散林	享保13～16	檜、縦、柵、浅木、槻、椎、檜
尾立山	享保16～17	檜、縦、柵、其外諸木
大北川山 (北平)	元文2～延享2	浅木、檜、椎
大北川山 (南平)	寛保2～宝暦5	槇、檜、五葉、縦、柵、松、栢、槻、柵、檜、椎、浅木
十郎関山	寛延2～宝暦2	浅木 (漆、櫃、弓木を除く)
朝谷山	宝暦8～明和2	杉、槇、檜、縦、柵、栢、槻、松、五葉松、椎、檜、浅木
上津川山	安永6～9	槇、檜、縦、柵、槻、五葉、椎、檜、松、浅木、櫃、漆、弓木
小麦畝山	寛政5～9	檜、縦、柵、五葉、槻、榛、黄檗、檜、浅木
一之谷山	寛政9～12	縦、柵、槻、五葉松、檜、浅木
井ノ川山・大佐連山	寛政12～文化2	檜、縦、柵、五葉松、檜、浅木、槻
黒滝山	文化2～7	檜、縦、柵、五葉、其外諸木
足谷山	文化5～6	檜、柵、栢、槻、五葉松、椎、檜、浅木 (櫃、漆、弓木、朴、黄檗、槐を除く)
下川山	文化6～13	檜、縦、柵、栢、五葉松、椎、檜、浅木
大北川山	文化9～文政5	杉、檜、縦、柵、栢、槻、五葉松、椎、檜、浅木、松
桑之川山	天保元～10	檜、栢、槻、縦、柵、五葉、椎、檜、松、浅木、檜伐株
桑之川山 (残り半山)	安政4～文久3	栢、槻、縦、柵、五葉、椎、檜、松、浅木
上瀬戸山	万延元～明治元	檜、浅木 (櫃、漆、弓木、柵、朴、黄檗、槐、檜、縦、柵を除く)
一之谷山	万延元～明治元	檜、浅木 (櫃、漆、弓木、朴、柵、黄檗、槐、杉、檜、縦、柵を除く)
坂瀬山	慶応2～明治8	縦、柵、栢、松、浅木 (櫃、漆、弓木、朴、柵、黄檗、槐を除く)

出典：表 1-11 に同じ

表 1-13 井ノ川山・大佐連山の仕成高 (享和元年3月～文化2年7月・1801～05年)

	井ノ川山			大佐連山		
	数量	銀高	単価	数量	銀高	単価
大炭(貫)	728,562.5	246,246.85	0.338	342,339	126,071.45	0.368
檜柵柱(本)	13,199	32,370.7	2.453	4,274	12,000.45	2.808
矢木(枚)	36,059	3,305.5	0.092	82,481	7,086.5	0.086
縦7歩板(枚)	43,930	27,144.65	0.618	21,801	12,434.64	0.570
松7歩板(枚)	15	8.29	0.553			
柵8歩板(枚)	296	278.05	0.939			
同7歩板(枚)	57	46	0.807			
同6歩板(枚)	537	363.65	0.677			
桂8歩板(枚)	2,006	1,391.15	0.693	495	357.4	0.722
同5歩半板(枚)	44	13.16	0.299	23	7.03	0.306
五葉7歩板(枚)	26	17.05	0.656			
同4歩板(枚)	10,723	5,134.03	0.479	2,829	1,350.57	0.477
7歩背板(枚)	9,124	3,366.44	0.369	3,291	1,107.6	0.337
檜戸棧(本)	7,194	1,564.69	0.217	16	3.01	0.188
同木舞(本)	23,359	4,164.38	0.178	3,096	511.05	0.165
板代2割増		8,698.3			3,159.07	
松1寸板(枚)	8	14.22	1.778	22	24.13	1.097
榑木板子(丈)	24	77.75	3.240			
檜絵図板(枚)	6	24.25	4.042			
合計		334,229.11			164,112.9	

出典：「土州公用記」一番

う。土佐藩にとつては、山請銀を収得できれば泉屋に請け負わせることも決して不利な選択ではなかったと思われる。

### 炭山の遠隔化

泉屋が願い請ける山は確実に遠隔化していった。土佐郡本川郷の山のうち近傍地をほぼ一巡した十七世紀中ごろからは、本川郷内でも東端に近い朝谷山（現、土佐郡大川村）や長岡郡本山郷の上津川山（現、土佐郡土佐町）に進出し、十八世紀前半にはさらに東方の同郷下川山（現、土佐郡土佐町）、汗見川上流の桑ノ川山、幕末期には同じく坂瀬山（以上、現、長岡郡本山町）に及んだ。本川郷内にはこれ以外にも留山は存在したが、泉屋が願っても山請銀の値段が折り合わなかったり、運搬が困難で経費もかかったりして、断念した例もあった。このほか真冬に峠道が通行可能か、銅山までの中宿の数、中宿を新設する必要があるか否かなどが出願に際しての判断材料となった。

さて長岡郡の諸山までは、別子銅山から三〇キロ近い道のりとなる。この場合、津根山村の落合に炭宿が置かれ、銅山までは別子山村弟地に置かれた炭宿を経由して、二宿継ぎ以上で炭や材木が運搬された。津根山村の炭宿までは中持が運び、そこから弟地まで銅山川沿いを進む道では馬が運搬に用いられ、銅山まではまた人力にたよった。また幕末期に土佐郡内の上瀬戸山を仕成している時期には、冬之瀬・桑瀬に炭宿が置かれた。このように二宿継ぎ以上となれば、たとえ馬を利用してきても経費増となることは避けられず、最終的に泉屋が買入れる炭値段に反映された。

このように炭山の遠隔化が進めば、いったん願い請けた土佐の留山でさえ、有利な他の山があれば途中で放棄することもあり得た。長岡郡桑ノ川山の場合、九三貫目という高額



別子山村弟地の炭宿

の請銀を払い、当初の請負期間は天保元年（一八三〇）から二〇年間であったが、天保十年で中断を願いだした。天保十三年には再開を藩に打診しているから、樹木が枯渇したわけではない。上野村や津根山村など幕領の御林山での製炭などが許可されて、元来遠距離にあって運搬に不便な桑ノ川山での仕成が相対的に不利になったからである。結局桑ノ川山については、安政四年（一八五七）になって再開が認められ、別に冥加銀一二貫五〇〇目を藩に上納することが求められた。

#### 四 「遠町」問題の実態

##### 薪炭材調達之苦惱

天明七年（一七八七）に地吉山・外之尾山の下げ渡しを受けたあとは、薪炭や木材の調達は、①銅山附山林の輪伐、②土佐藩留山の願ひ請け、③今治藩領寒川山村（現、伊予三島市）の御林の願ひ請け、④西条藩領その他からの買炭、⑤別子山村・津根山村の村民からの立木の買得などの方法によった。②についてはすでに詳述した。

①は、天保十三年（一八四二）五月に泉屋から提出した寛政以降の炭仕成の調書によれば、別子山村で瀬庭谷・大野谷・床鍋谷・泉谷・殿ヶ関・長門山・新山・塔ヶ谷・一ノ谷・葛籠尾・谷山・大野山の計一二か所のうち残りの場所を寛政元年（二七八九）以来少しずつ仕成し、津根山村の折宇山は寛政三〜四年に仕成したあと天保十一年に届けて当時仕成中であり、鬼ヶ城山は文化二〜五年（一八〇五〜〇八）、葛川山は寛政四年に仕成したという。上野山は寛政元年から六、七年間仕成したあと当時仕成中であり、浦山村の峨蔵・

地吉・外之尾は寛政七年から七年間仕成したと記す。この時期の主力は上野山内五良津山であった。ここでは省かれているが、文化期に大永山や七番山、文政期（一八一八〜三〇）に立川山でも小規模ながら製炭が行われたようだ。

今治藩領寒川山村の御林には文化四年に炭焼を山手銀一貫八〇〇目まで買い取り、小木しかない兵庫山は留保し、大森山で三三三三貫目（約二〇〇トン）製炭したという。もともと大森山は文化元年に村が願ひ請け、同四年に泉屋に製炭の権利を譲渡したものである。寒川山では文政九〜十二年、安政二年（一八五五）以降八か年ほど製炭したようである。仕成時には津根山村城師に炭宿が設けられた。

以上のような銅山抱えの炭焼による製炭に対し、幕領・西条藩領・小松藩領の出来炭を種川山村や西条領藤野石山村（現、西条市）などの村民と直接契約を結び購入する方法もあった。契約は文化期を中心に見られ、製炭は種川山と西条領吉井山で行われた。またこの時期には商業ベースでの白炭・日向炭の購入もあったようだ。

百姓持林の立木買得は檜・杉・榎・樺・松などの良材を目当てにしたもので、とくに檜の割合が高い。坑内の留木や板材加工用である。立木入手は売買証文によるほか、村民が借銀の担保として自己の林地を一定期間仕成することを許容した例もある。荒すなわち切替畑上の立木のみを売買あるいは質入れすることもあった。

このようななかで炭の調達先がどのように変化したかを見たのが表1-14で

表1-14 製炭地別炭購入量（享和元～文化10年・1801～13年）

（単位：貫）

	享和元～文化元	文化2～3	4	5	6	7	8	9	10
土佐藩領									
井ノ川山	874,275								
大佐連山	410,807								
黒滝山		448,406	364,144.5	384,210	273,869.5	47,726.5			
足谷山				10,712	190,191.5	269,859.5	173,569		
下川山					7,737.5	161,924.5	221,261	224,114	260,122.5
大北川山									250,406.5
今治藩領									
猿田山				27,393.5	35,672.5	57,463.5	60,937.5	64,924	52,011.5
落合									
幕領									
大永山	932,057	342,298.5	106,887.5	99,912.5	74,930				
七番山	342,943	51,970.5	196,519	218,474.5	38,142.5			229,792.5	
地方	736,358.5	559,558	102,809	68,909.5	69,921	77,133	110,798	17,076.5	62,942
別買入			74,803	153,121.2	196,201.5	148,042.5	128,028	155,406	186,487.5
内種川山			(2,131.5)	(39,487)	(70,631)	(50,436)	(17,504)	(25,733)	(57,900.5)
吉井山				(27,252)	(77,890.5)	(91,051.5)	(109,780)	(128,937)	(127,891)
合計	3,296,440.5	1,402,233	845,163	962,733.2	886,666	762,149.5	694,593.5	691,313	811,970

出典：「出来炭積覧」

ある。データは文化年間に限られるが、ちょうどこの時期は土佐領の請負山が遠隔化し、幕領御林での製炭や買い入れ炭による補充が迫られていた。有利な製炭地を求めて種々の検討も行われていた(別巻所収「炭山積り覚書」参照)。地方あるいは内山というのは、七番山を除く別子山御林分と思われる。落合は猿田の出来炭を買った落合炭宿のことを指すのであろう。また表1-15の炭竈数の変化によって、製炭地の移り変わりと、しだいに自己製炭量が減少していく様子がわかる。代わって「別買入」炭が恒常的に計上されるようになった。

### 産銅コストの推移

産銅コストは江戸時代後期に徐々に増加していった。宝暦十一年(一七六一)から安政元年(一八五四)までの別子銅山において銅生産に要した経費総額と荒銅一〇〇斤(六〇キログラム)当りの経費を見てみると、途中数年のデータが欠けているが、天保期(一八三〇〜四四)初めまで上昇基調にあり、その後横ばいから下降に転じたことがわかる(図1-4参照)。細かく見ると、天明五年(一七八五)・文政八年(一八二五)の大涌水直後には、産銅高の減少が起ったため、総額が減少したにもかかわらず産銅コストは急上昇している。また文化期(一八〇四〜一八)に一つの上昇局面がある。その後文政三年から(物価表示の基準となる銀の改鑄が実施され(文政改鑄)、さらに天保八年から天保改鑄が行われて銀の品位はさらに低下した。改鑄にともなう物価水準の上昇は、文政期中ごろから徐々に進行したことが確認されている。したがって文政期後半から天保期初めの上昇は、文政八年の涌水を直接の要因としながら、それに物価全体の上昇という要素も加わっている。そして天保期後半以降の基調変化も、物価水準を加味すれば下降への転換は明瞭である。

表1-15 製炭地別炭竈数(文化2~10年・1805~13年)

	文化2	3	4	5	6	7	8	9	10
土佐藩領									
黒滝山	41	40	57	46	29	3			
井ノ川山	4								
足谷山				11	43	33	20		
下川山					12	20	27	25	35
大北川山								30	38
今治藩領									
猿田山			1	4	6	9	12	7	7
幕内山(地方)	20	24	27	19	16	9	5	3	2
七番山		15	32	8			20	16	
大永山	45	19	17	25	3	8	8	6	6
合計	110	98	134	113	109	82	92	87	88

出典：「出来炭積覚」

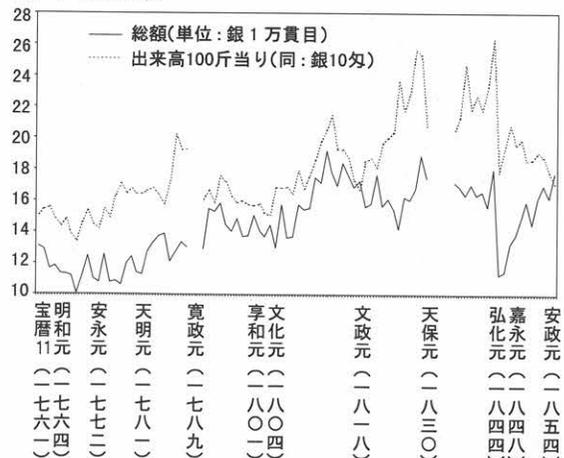
費目で特徴的なことは、炭代と荷物の項目の銀高増加であった。炭代については後述するが、荷物は銅・炭以外のおもに食糧の運搬経費の項目である。この時期新居浜から銅山へ上げる食糧などの増加は考えにくいので、荷物の増額は遠隔地の炭山や炭宿に食糧を運んだことに起因すると思われる。

### 炭・焼木の使用量

炭の使用量はおおよそ産銅量に比例して増減した。運上目録による公的な数字によれば、荒銅一〇〇〇貫目（三・七五トン）を製錬するのに三八八一貫五六五匁余の炭を必要とした。荒銅一〇〇〇斤（六〇キログラム）当りに換算すると六二貫一〇五匁余となる。

では実績はどうか。「覚留帳」所収の元禄八年（一六九五）の出来銅積りでは、この年の産銅を一四三万九五六斤余と予想し、同年の炭の消費量を一五万八一五三匁、重さにして八九万三五〇〇貫目と見積っている。「香をとむる袖」所収の元禄十六年の実績では、出来銅二七二万三四二〇斤、使用炭は二三万四五〇〇貫目余とある。荒銅一〇〇〇斤当りでは前者が六二貫六六匁余、後者が八二貫四七匁余となり、明らかに後者では出来銅高当りの炭の使用量が増え、効率は低下している。その後の炭の使用量については、図1-5に示したように宝暦十一年（一七六一）から天保年間（一八三〇～四四）まである程度連続したデータが得られる。宝暦から安永元年（一七七二）では五〇万貫前後、寛政期（一七八九～一八〇一）から天保期では七〇万から一〇〇万貫の範囲におさまる。この数字を天保期の大坂への炭廻着高約二五〇万俵と比較すれば、一俵八貫目で換算して二〇〇〇万貫となるから、別子は大坂の三・五～五%を毎年消費していた勘定になる。また出来銅一〇〇斤当りの数値で見れば、六〇貫目から八〇貫目であったのが文政期（一八一八～三〇）に

図1-4 産銅経費



\* 「諸色取締方之儀ニ付奉伺候書付」(大阪市参事会編『大阪市史』第五 明治四十四年 所収)による。

は一〇〇貫目を超す水準に達し、出来銅当りの炭の使用量は増加する傾向にあった。運上目録で規定された使用量をはるかに上回る水準となったのは、鉍石の質の低下がこの間に進化したからと考えられる。

次いで焼鉍に使用された焼木の量は、鉍石の量におおよそ比例する。鉍石一〇荷（二二〇貫目）当りの使用量で比較すると、宝暦十一年から安永元年では二二貫余から三四貫余で平均約三〇貫目、天保七年から十二年では平均約二二貫目で年ごとの差はあまりない。半世紀の間に鉍石当りの焼木の投入量は二割以上減少している。焼木の絶対量も宝暦十三年から安永元年の年平均三〇万四七〇〇貫余、天保七年から十二年の平均二五万五五〇〇貫余と減少している。しかし焼木投入量の減少が、焼木の不足によるのか技術革新の結果なのかは現段階では不明である。

### 炭代・焼木代の推移

炭の使用量の増加は経営面にも多大の影響を与えた。まず炭代の経費全体に占める割合が拡大した。元禄七年（一六九四）の二〇%弱、宝暦十三年から安永元年（一七六三〜七二）では二一〜二五%、寛政三年から文化七年（一七九一〜一八一〇）では二二〜二七%、文化八年から天保十二年（一八一〜一四一）で二六%から最大三二%まで増大し、ことに文化十年から文政二年（一八一三〜一九）までが三〇%を超す高水準であった。本来燃料費は最大の費目であったが、さらにその割合を高めていった。

炭代の増大は炭の単価の上昇と関連していた（図1-6参照）。炭一〇貫目（三七・五キログラム）当りの単価を計算すると、宝暦十一年から安永元年では銀五匁前後、寛政年間には四匁程度であったが、文化年間に高騰し六匁を超す水準となった。その後天保年間にか

図1-5 炭の使用量



けて六匁前後で推移し、弘化元年（一八四四）・安政二年（一八五五）には四匁程度に低下した。この間、文政改鑄・天保改鑄が行われて銀の品位は低下し、物価水準の上昇が文政中期ごろから進行したから、文政・天保年間に炭代が高水準にあったといっても、それは名目的なもので、実質的には低下傾向にあったといえよう。

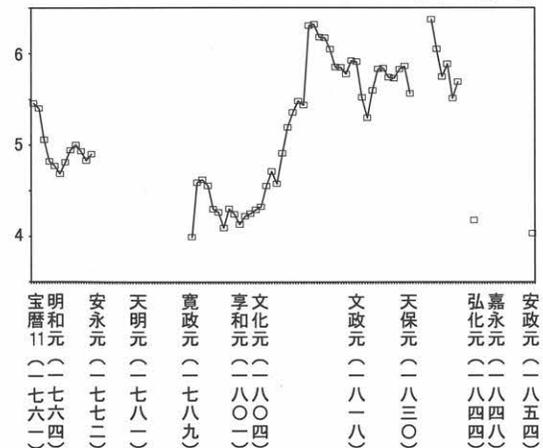
ここでは文化年間における単価の高騰が注目される。この時期は土佐領を中心とした他領炭の割合が多かった期間に一致し、しかも運搬距離の長い長岡郡下川山などでの製炭が本格化した文化中期ごろからの騰貴が目立っている。文化期において産銅コスト全体を押し上げたのも、この炭単価の上昇が重要な要因であった。さらにここには労働力の不足も関連していた。稼人の雇入れは農村の景気に左右され、農業生産が順調な時期には稼人が集まらず、逆に飢饉のときには米など食糧を手でできる銅山の労働は有利であった。農閑余業に集まる稼人は寄人と呼ばれ、ほとんどが炭の中持であったから、不足すれば運搬に支障をきたすこともあったようだ。泉屋では川之江陣屋に対し、農閑期に中持として働いてくれるよう村方に勧誘してほしい旨を願った。東予幕領諸村にその要請を伝える代官元締の廻状は、文化八年以降確認できる。<sup>\*</sup>

これと対照的なのは天保期末から嘉永期（一八四八〜五四）であろう。炭の単価は弘化期には相当下がっており、産銅コストも下降に転じた。おそらくこれは天保期終わりから御料炭の割合が増えた結果とみられる。天保十、十一年と上野村や津根山村など幕領の御林山での製炭などが許可されて、相対的に不利になった土佐桑ノ川山での製炭は天保十年で中断された。泉屋にとってどこで製炭するかは、銅山経営に関わる重要な問題であった。

次に焼木代については、焼木投入量の減少を反映している。経費全体に占めるその割合は、宝暦十三年から安永元年の平均二・三％、寛政十二年から天保二年には徐々に低下し

図1-6 炭(10貫目当り)の単価

(単位：銀1匁)



\* 川之江村大庄屋「役用記」(川之江市立図書館蔵)による。

て、天保七年から十二年には平均一・四％となっている。焼木一〇〇貫目当たりの単価は宝暦十三年から安永元年の平均約八匁七分、天保七年から十二年の平均約九匁二分となるが、この間の物価水準の上昇を考えれば、実質価格はほぼ横ばいというべきであろう。

第二部  
近代四国別子の林業

# 第一章 別子鉦山備林の確保と展開

## 一 明治初期の林政と別子鉦山の備林

### 明治維新における別子鉦山の稼行権

慶応四年（明治元年・一八六八）正月、幕府領であった別子銅山は土佐藩によって接収された。銅山の危機はとりもなおさず、住友の林業はもとより全事業の危機でもあった。この難局に立ち向かったのが、当年四一歳の別子銅山支配人広瀬義右衛門、のちの広瀬宰平<sup>\*2</sup>であった。

同年二月二日、広瀬支配人は、土佐藩の川之江陣屋へ出向き、別子銅山は住友が二〇〇年間余り独力で稼行した山であり、今後とも永續稼行したいと出願した。また二月九日、広瀬は川之江陣屋から別子銅山支配の応援に駆けつけた川田元右衛門（小二郎）<sup>\*3</sup>にも、同様の意見を述べたところ、大いに意気投合し、川田からその協力を取り付けた。

二月十五日、広瀬は川之江陣屋の川田からの急ぎの書状を受け取ったが、これには「土佐藩当局から、自分と中屋時之助が京に上り別子銅山の件を朝廷へ上奏するように命ぜられたので、同行のうえ協力してほしい」と記してあった。同月二十八日、上京した広瀬は川田・中屋の宿所に赴き、必要書類を提出した。この間、広瀬の自伝『半世物語』には、元銅山の役人小山雄右衛門から別子銅山を一〇万円で売らないかと相談を持ちかけられ、

\*1 初代住友家総理人（総理事）広瀬宰平  
文政十一〜大正三年（一八二八〜一九一四）  
滋賀県野洲郡中主町の出身。一一歳で別子銅山に勤務し、慶応元年三八歳で別子銅山支配人となる。明治維新に際し、新政府に接収された別子銅山の鉦業権を粘り強い交渉により確保した。次いで別子銅山の近代化を図り、家法を制定するなど、住友の歴史上屈指の功労者であった。また幾多の会社の設立に関与し、東の渋沢、西の広瀬と称すべき大阪財界の中心人物であった。



広瀬宰平

\*2 末岡照啓「明治維新期の住友(1)(2)」(『住友史料館報』第一〇・一二号)。以下の引用はとくに断らない限り本論文による。

\*3 川田小一郎  
天保七〜明治二十九年（一八三六〜一八九六）  
高知県出身の実業家。明治維新に際し、別子銅山を接収した土佐藩士の一人。広瀬宰平の進言に共鳴し、ともに上京して住友の鉦業権確保に尽力した。のち、岩崎弥太郎とともに三菱商會を設立し、日本銀行総裁となる。明治二十九年住友家は、川田総裁の銅像を同家へ寄贈した。

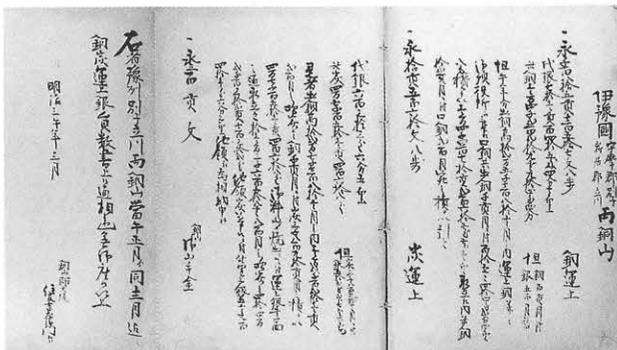
この申し出を敢然と断ったエピソードが記されている。当時、多大の負債を抱えて資金難に陥っていた住友の大阪本店では、店員の一部分から「別子山売却代金をもって負債を償却し、残金で本家を維持すべし」という意見が出されたが、朝廷への嘆願のため上京中の広瀬はこれを知るや怒りに打ち震え「大に其の不可なることを極論し、血涙を灌ぎて争議したる末、遂に此の無謀の拳を止」めたのであった。三月六日、広瀬は京都の土佐藩邸へ挨拶にうかがい、朝廷あての願書草稿を提出するとともに、自らは岩倉具視をたずねて別子銅山の請負継続を嘆願した。これにより、同月付をもって当分の間、住友家が従来どおりの慣行で稼行することが許可された。

翌明治二年、広瀬は別子銅山の稼行権を確実なものにしようと、従来の銅炭運上金とは別に、毎年一〇〇〇両を納税したいと出願し、許可された。これは政府の鉱業課税制定の先駆けとなるものであった。なお、銅炭運上金は寛政九年（一七九七）以降、鉱夫用飯米である買請米（四二、一四二頁参照）代金の値引き相当額（銀六九貫目）として算出し、銅の代金と相殺されてきたので、買請米代金の支払いが銅炭運上納付の実質的な証であった。ところが、明治四年十一月政府（大蔵省）は買請米の廃止を通達したので、買請米代金と同様に銅炭運上金も明治三年分までを納付し、何の沙汰のないまま銅炭運上金の上納は停止された。

明治三年二月、住友は前年分の別子銅山の税金一〇〇〇両を納めて、稼行権の証としたのであるが、同三、四年分については、経営難を理由に免除してもらった。明治五年七月政府は「鉱山心得」に基づき、別子銅山の請負稼行を改めて出願するよう命じたので、年六〇〇両を納付して請け負いたいと出願し、八月五日許可された。これにより、別子銅山は引き続き稼行できることになったが、稼行についての諸規則・請負年限等については、



川田小一郎



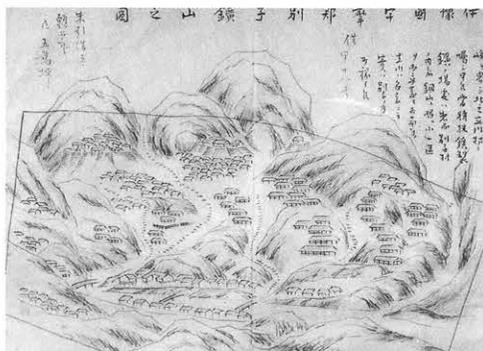
最後の銅炭運上目録（明治3年12月）

「日本坑法」を起案中でもあり、追って通達されることになった。外国資本のわが国有力鉱山への進出を危惧した政府は、明治六年七月二十日、太政官布告第二五九号をもって「日本坑法」を發布し、同年九月一日から施行することにした。日本坑法は、地表の所有権と地中の未採掘鉱物の所有権とを分離し、「鉱山心得」で示されたすべての鉱物は政府の所有であるという「鉱業専有主義」と、日本国籍を有しなければ、鉱山稼行主あるいは共同経営者になれないという「本国主義」を法制化したものである。従来の鉱業人は借区開坑の件を、改めて明治六年十二月二十五日までに工部省鉱山寮へ再出願しなければならなかった。そこで、同年十一月十四日付で広瀬は、借区開坑願に添付図（鉱区五万坪）を添えて出願したところ、十二月になって鉱山頭吉井亨の名で許可され、同月二十七日には工部卿伊藤博文の署名で仮坑区券が交付された。こうして、新政府における住友家の別子鉱山稼行権が確定したのである（明治六年以降、別子銅山は別子鉱山と称するようになった。以下の記載はこれによるとともに銅山備林は鉱山備林と記す）。

### 明治初年の官林規則と官林払い下げ政策

慶応四年当時、住友の別子銅山では江戸時代と同様に、弟地・落合・桑瀬に炭宿を置き、銅山経営に必要な木炭・薪、諸材木を供給してきた。ところが、新政府の林野法令の体系化は、鉱山法令の整備に比べずいぶん遅れることになった。これは、鉱山法令が外国資本の参入という対外危機から急がれたのに対し、林政はきわめて内政的な問題であり、しかも入会など共有地の所屬問題がからんでいたからであろう。

明治元年明治政府は、新政権の樹立とともに旧幕府領を直轄地としたが、当然これには



借区開坑願添付図 (明治6年11月)

旧幕府領の山林である御林や、旗本領の山林も含まれていた。<sup>\*1</sup> 明治二年七月、政府（民部省）は直轄府県に対し、支配官林の総反別・支配箇所調査を命じたが、同年五月別子銅山では川之江の土佐藩預り役所から「銅山附諸山之儀二付、巨細御尋」と、江戸時代以来の御林（以下、鉾山備林と記す）につき調査があった。<sup>\*2</sup> 同月、天明七年（一七八七）の旧記を添付して、葛川山・鬼ヶ城山・寺野山・折宇山・峨蔵山・上野山・大永山を炭山として利用してきた経緯と明細を回答した。

明治四年七月、政府は廃藩置県の断行によってようやく諸藩所有の林野を官林に編入した。これにより、明治政府の林政が開始されたのであるが、それは同月民部省から布達された「官林規則」<sup>\*3</sup> 六か条に、官林保護政策として端的に示されていた。

ところが、明治五年六月十五日、政府（大蔵省）はこの官林規則を破棄し、官林の払い下げ方針に転換したのであった。払い下げは、入札によって行われ、落札者は立木代を即金納付、地代を五年賦で返済すれば、山林を第三者へ転売しても、山林のまま所持しても、または伐採して所持しても完全に自由であった。山林税は、従来の上金等に比較し、相当の額を納めるよう指示するだけで、体系的税制とはなっていなかった。このような無制限な払い下げが行われた背景には、①成立してまもない明治政府の財源として、②当時急速に勃興しつつあった諸産業の燃料・建設資材として、③耕地をはじめ桑・茶など土族授産に見られるような開墾熱などがあった。しかしながら、落札者による山林の濫伐は、全国各地の山林を荒廃させ、水源林の保存も危ぶまれるようになった。明治六年七月二十日に至り、政府（大蔵省）は官林の払い下げ法令を撤廃し、官林の無制限な払い下げ政策はわずか一年で消え去ったのである。

\*1 以下の林政は、『日本林業発達史』（林野庁 昭和三十五年）、『明治初期林政及び会計関係法令集』（林野庁「林業経営研究所研究報告」一九八四年）等による。

\*2 「別子鉾山公用記」拾式番

\*3 官林規則の要点

第一条 山林樹木のまばらな所へは種栽し、密な所では培養し、目先の小算で伐採しないこと。

第二条 立枯れ・根返り・風雪折れ・朽腐木や、往來を妨げ、田圃や良木を害する場合は伐採しても差し支えないこと。

第三条 鉄道・船艦製造、官舎營繕、用水路樋・橋梁・堤防等のための木竹伐採は、時宜により許可するが、官員の点検をうけ、濫伐しないこと。

第四条 松・杉・檜・梅・槻・樺・栗・樟・樺など木材は、国家必要の品なので精々培養し、私林であっても親切に愛育の意を加えること。

第五条 諸道往還筋の並木は、伐採しないこと。入り交じりの雑木は伐採しても良いが、跡地に松苗木を植えること。

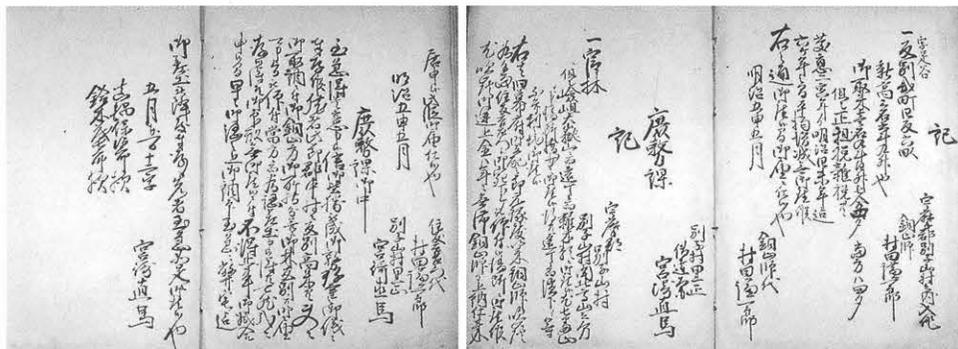
第六条 水源の山林は、良材・雑木に拘らず濫伐してはならない。

官民有区分と別子鉱山の備林

明治五年（一八七二）五月、宇摩郡役所から別子山村村長を通じて別子銅山に「郡中村々反別・高米共、夫々御取調ニ付、御銅山方御所持分、并ニ御林反別共御届可申」と命ぜられた\*。同月、別子銅山では所有地二町四反六畝（約二・四六ヘクタール）と、官林について届け出たが、官林の反別は記載せず、「別子山村、南北高山之分、但シ、嶮岨大嶽山にて、遠丁にて、雑木類ニ御座候」「右は旧幕府御支配之節、元禄度以来銅山師吹炭為手当、住友吉左衛門へ御宛下ケ被仰付候場所ニ御座候」と記している。同年七月、政府は一般私有地への地券交付（壬申地券）を拡大したが、これに関連した処置であった。翌明治六年三月二十五日、政府は地租改正事業の一環として「地所名称区別」を通達した。これは、全国の土地を皇宮地・神地・官庁地・官用地・官有地・公用地・私有地・除税地の八種に区分し、それぞれ地券発行の有無、地租・区入費など徴収の有無を規定していた。ところが、公用地の位置づけが曖昧だったので、明治七年十一月七日「地所名称区別改正法」が通達された。これは、従来の八種別区分をやめて、全国の土地を官有地、民有地のいずれかに大別し、所有者不明の土地・山林や入会地などの公用・共有地を官有地に組み入れていくとしたのである。

鉱山備林の確保

明治七年（一八七四）一月、山林行政は大蔵省に代わり、新設の内務省地理寮森林課（同年八月山林課と改称）の管轄となった。翌八年三月地租改正事務局が設置されると、全国の田畑・宅地・山林・原野の調査が積極的に開始された。同年四月、政府は官林の濫伐を防止するため等級区分を達し、存置見込みの官林を一等官林、処分未定の官林を二等官林、



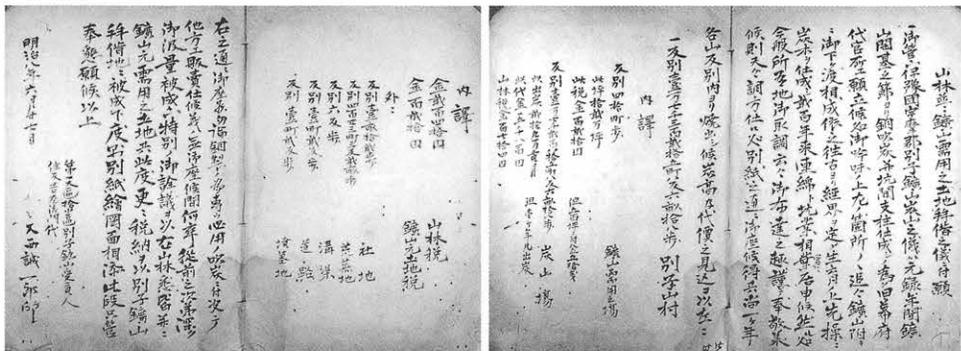
銅山附御林の調査通達（左）と届出（右）（明治5年5月）

\* 「別子鉱山公用記」拾式番

払い下げ見込みの官林を三等官林と定めた。明治九年三月には、これまでの山林各種法令・規則を包括する三一條に及ぶ官林調査仮条例を布達した。これにより、保安林・鉾山備林・薪炭林や、民間人が山林を経営する基準を示し、山林絵図面の作成や官林帳仕立方を定め、林区を布き、番号を立てて監守人配置を定めて管理する基礎を固めた。

こうした、国有林整備の問題とからんで、住友でも「鉾山備林」と称して、元禄十五年（一七〇二）から天明八年（一七八八）の間に旧幕府から借用した愛媛県宇摩郡の別子山村（現、同村）・津根山村（現、伊予三島市）・浦山村（現、土居町）三か村の国有林二万三八八五町六畝一八歩（約二万三八八五ヘクタール）の確保に尽力することになった。表2-1によると、その内訳は、①元禄十五年借用の別子山村「鉾山需要之場」等四六六町歩余と、②「炭山場」一万七二八五町歩余、③宝永七年（一七一〇）借用の津根山村「折宇山」の四五〇町歩余、④同じく同村「寺野山」の二五町歩余、⑤浦山村「峨蔵山」の一六町歩余、⑥明和八年（一七七二）借用の津根山村「鬼ヶ城山」の七二〇町歩と、⑦同村「葛川山」の二五二〇町歩、⑧天明八年借用の浦山村「地吉山」の八六四町歩余と、⑨同村「外之尾山」の八六四町歩余、以上九か所であった。

明治維新後、同二年から鉾山備林への税金は、すでに述べたように従来の銅炭運上とは別に、銅山請負料として毎年金一〇〇〇両を政府に納付することにした。明治五年には、「鉾山心得」の制定を機に年額六、六〇〇両（円）の請負料を納め、六年以降は日本坑法規定の坑区税・坑物税を支払っただけで、特別に借用国有林に対する納税はしていなかった。明治八年に至り政府の国有地調査が開始されたので、同年六月二十七日住友家は、愛媛県に対して借用継続願を提出した\*。これによると、まず、別子鉾山の炭山は元禄四年の開坑から銅製鍊や坑内支柱用として旧幕府から借用したものであり、昔から境界を定めて、樹木



\* 「別子鉾山公用記」拾式番

鉾山備林の借用願（明治8年6月27日）

の成長に注意しながら生育し、二〇〇年間連続と鉱業を継続してきた経緯を説明した。次いで、銅製錬のために必要な吹炭なので、決して他人へ販売するようなことはなく、鉱業用地等の土地税一二〇円と、年間の製炭高四〇万貫目(一五〇〇トン)から換算した山林税二四〇円(一〇貫目につき二〇銭、表2-1参照)の合計三六〇円で、引き続き借用したいと出願した。翌九年五月三十日、政府はとりあえず二五年間の借用を許可したのである。

## 二 別子の山林資源に対するラロックの提言

### ラロックの雇用

別子鉱山支配人広瀬幸平は、明治元年(一八六八)以来二度にわたる官営生野鉱山出仕の経験から、西洋技術の導入以外に別子の諸問題を解決する方法がないと痛感し、明治六年六月には生野鉱山の御雇い外国人コワニエに別子鉱山を視察してもらい、翌七年一月にはフランス人ラロックを雇用して、近代化プラン「別子鉱山目論見書」を得た。その間、七年五月には政府の御雇い英国人フレッシュユヴィルも別子を視察し、広瀬の求めに応じて「別子鉱山報告書」を提出している。広瀬は、長年の経験によって別子鉱床が東に傾斜していることを知っていたので、採鉱場は従来の山頂近くの本舗ほんじきから南東へ一〇〇メートルほど下った東延へ、製錬所は勘場かんば下手の吹方から木炭集荷に便利な小足谷へ移転する構想を抱いていた。

表2-1 別子鉱山備林(第一備林)の内訳(明治8年)

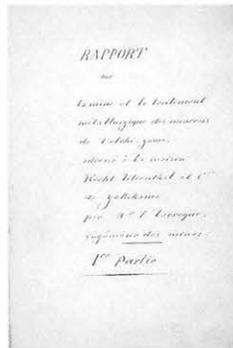
鉱山備林	内 訳	村 名	公簿面積				土地税	備 考
鉱業用地等	① { 鉱山需要之場 荒蕪地ほか	別子山村	町歩 40.0			円	元禄15年借用	
		//	426.3			0.0	//	
	小計(A)		466.3			120.0		
炭 山	内 訳	村 名	公簿面積	製炭高	代金	山林税	備 考	
			町歩	貫目	円	円		
	②炭山場(七番山等)	別子山村	17,285.9	290,000	5,800	174.0	元禄15年借用	
	③折宇山	津根山村	450.0	7,000	140	4.2	宝永7年借用	
	④寺野山	//	25.2	500	10	0.3	//	
	⑤峨蔵山	浦山村	1,116.0	19,000	380	11.4	//	
	⑥鬼ヶ城山	津根山村	720.0	12,000	240	7.2	明和8年借用	
	⑦葛川山	//	2,520.0	41,500	830	24.9	//	
	⑧地吉山	浦山村	864.0	15,000	300	9.0	天明8年借用	
	⑨外之尾山	//	864.0	15,000	300	9.0	//	
小計(B)		23,845.1	400,000	8,000	240.0			
合計(A+B)		24,311.4			360.0			

注：土地税は500坪=50銭、山林税は炭10貫目=20銭、荒蕪地等は無税  
 出典：「別子鉱山公用記」拾貳番

これら三人の外国人技師は、広瀬が経験的に知っていた別子鉦床が、東に四九度の角度で傾斜していることを初めて科学的に実証した。ラロックは、これら先人の意見や当時の技術・資金不足を考慮して、「現実的であるやかな改革」という基本方針を定め、起業資金確保の観点から新規起業が現業を妨げないようなプランとした。すなわち、鉦業の中心地は広瀬と同様にあって銅山峰の南側に置き、①採鉦場は現在の本舗ではなくて東延とし、鉦脈に沿った東延斜坑と、これに連絡する横支坑道を開鑿すること、②あわせて東延斜坑付近の谷を埋め立てて鉦石巻揚げや選鉦等の機械場を設置すること、③東延斜坑に近い高橋に新製錬所を設置して粗銅までの製錬を行うこと、④別子—新居浜間の運搬車道を整備して、⑤最終精錬所は現在の立川<sup>たつかわ</sup>ではなくて、臨海の新居浜に設置することを提案した。以上のうち、③と⑤の高橋・新居浜両製錬所の設置は、ラロックが別子鉦山の山林資源について詳細な現状分析を行った結果下した結論であった。

### 別子の山林資源と用材

ラロックは、明治七、八年（一八七四、七五）当時の別子周辺の林相について次のように述べている。<sup>\*</sup> 銅山越を越え、縁の欠けた埧塙<sup>あつば</sup>のような鉦業所一帯は、全くの不毛地帯であり、岩や石ころだらけであるが、鉦山の下手、わずか四キロメートルから六キロメートルの地点は樹木におおわれており、南東方向に向け森林は密度を増し、美しい林相を呈している、また別子の周囲二〇キロメートルの範囲、とくに土佐の方面には美林があり、高木林（喬林）も多く、大量の燃料を包蔵していることは確実である、と高い評価を与えている。ただし、切り倒された大木を運ぶ手段がないため、炭焼人たちは製炭用には運搬に便利な切り倒した大木の枝や、切り株から芽生えた若木を好んで用い、男二人の腕に抱え



別子鉦山目論見書



ラロック

\* Bruno Louis Larroque 「RAPPORT sur La mine et Le traitement métallurgiques minerais de Betschi-Yama (別子山の鉦山及び鉦石の冶金に関する報告書)」、当時「別子鉦山目論見書」と通称されていた。

きれいなような幹は、地面に放置して朽ちるに任せている、と林道もしくは経済的な運搬手段がないので、有効に活用できていない現状を憂えている。

また、建築・坑木用材は鉾山から八キロメートルないし一二キロメートル離れたと、樹種はそう多くはないが坑木や支柱に適した樺・椴など樹脂を含み、重圧に強い木材が多い、と評価し、木材の消費量は、今後近代化にともなう坑道の工事や、製錬所など建築工事が頻繁になるにつれ、今後ますます増大するであろう、と推測している。事実、明治五年五月に別子銅山から宇摩郡役所に提出した書類にも「七番山と申場所、檜少々御座候得共、遠丁にて浜下し等不便利之地ニ御座候」とあった。<sup>\*</sup>そのため、ラロックは製材機械の導入と運搬手段の近代化を勧めている。

### 製炭の問題点

次に、ラロックは製錬燃料の木炭についても意見を述べている。当時の製錬法は、別子山中の吹方（製錬所）で荒銅（粗銅）まで製錬し、これを国領川左岸の立川中宿まで降ろし、明治二年（一八六九）同所に併設された立川精銅場で、輸出用の丁銅に最終精錬する状況であった。そのため、木炭製造所は両製錬所の周辺山林に展開しており、当時別子吹方の木炭集散地（炭宿）は、銅山を中心に同所から三・二キロメートル離れた七番（現、別子山村）、六・五キロメートル離れた弟地（同上）、一六・三キロメートル離れた落合（現、伊予三島市）、一六・三キロメートル離れた高知県の桑瀬（現、土佐郡本川村）にあり、それぞれ消費木炭の一〇％・二〇％・四〇％・三〇％を供給していた。この四宿に供給する炭焼竈は四〇〇基あり、そのうち二八〇基が小形の炭竈であった。一方、立川精銅場に属する炭焼竈は、同所から九・三キロメートルないし一一・五キロメートル離れたところに



\* 「別子鉾山公用記」拾貳番

別子鉾山全景（明治14年）  
手前の製錬所から高知県境の大田尾越を望む

四一基あった。これらの現状を踏まえて、ラロックは製炭について次のような改善案を提示した。

- (1) 炭焼竈は大型に改造し、木材堆積式製炭法を段階的に採用すること。
- (2) 索道方式による木材の運び降ろしを検討すること。
- (3) 現在使用の道路を改修するとともに、新設道路も建設し、これらを銅山川左岸の本道に接続すること。

(4) 樹木の伐採は冬期に行い、近隣の若木の根元を傷めないように注意しながら、その場で二、三か月乾燥させること。次いで木炭貯蔵庫を設け、木炭の使用は製造後数か月は経過するようにすること。

ラロックは、別子鉱山周辺の山林が、今後長期にわたって別子吹方の製錬用木炭を生産コストの上昇なしに供出できるかどうかという問題については、別子周辺の大森林資源をあげ、伐採される灌木には成長の早い樹種が多いので、質の良い必要燃料を長期にわたり格安の値段で供給できらうと樂觀している。ただし、立川の精銅場については、もともとその周辺は山林資源が少なく、炭焼竈も山頂付近に達しているので、製錬所としては不適當であるとして、新居浜惣開に製錬所を新設して、燃料は高島・三池・唐津の石炭を使用するべきであると進言している。

なお、ラロックは別子鉱山の近代化実施に当たって、とうてい日本人だけでは無理であろうと、引き続き自分との再契約を勧め、配下のフランス人技師の採用を強く働きかけた。そして、その技師には採鉱・製錬部門のほか、製炭の指導者も雇い入れるよう提案したが、広瀬幸平は高給を出して外国人を長期間雇用することは、直接的には個人経済上、間接的には国家経済上（外貨の流失・技術者の養成など）大いに不利益であると判断し、明治八

年十二月ラロックを解雇した。

### 近代化プランの実施と木炭・用木の急増

明治九年（一八七六）二月、広瀬宰平は御雇い外国人ラロックの残したプランに基づき第一次起業案を策定し、①東延斜坑の開鑿、②別子―新居浜間の運搬車道建設、③高橋洋式熔鉱炉の建設、④湿式収銅実習生を東京の工部省へ派遣することなどを決定した。明治十三年に至り、運搬車道や高橋熔鉱炉・沈澱方の湿式収銅場（沈澱銅と硫酸鉄の製造場）が順調に完成した。こうして、近代化が進展するにつれ、坑木・支柱など諸建設資材の増加と、精錬や動力源としての薪・木炭の急増が予想された。実際、別子鉱山では、同十三年における用材・薪・木炭の消費高と、新事業にともなう消費高を調査しているの、以下表によってこれを見ていこう。

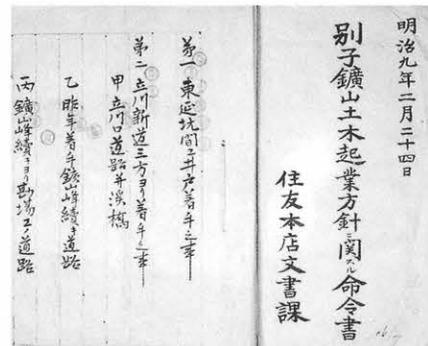
明治十三年、通常に消費する諸材木は、柱二万四九四五本、棧七五九六本、木舞六一一七本、板五万五三九〇枚、台輪六三二枚、ヌキ二九六五枚、矢木二万五九二〇枚、その他一四一三挺であったが、同年以降の新事業によって梁柱八万本、板三万本、東延斜坑の梓木九〇〇本、第一通洞・坑道の梓木六〇〇本、坑内矢木八万枚、小仕成の用材七〇〇〇本（立木換算）が増加すると判断した。新事業に要する柱と矢木は、従来の三・二倍にも倍り、新事業に要する用材を立木換算すると、五万七四五〇本にも達するのである（表2-2参照）。

薪について見ると、従来の消費高は焼鉱用二六万四八四〇貫目（八四三トン余）、一番吹（いちばんふき）二番吹の床照しと炉焼用一万九九七七貫目、沈澱銅製造用一万一九九貫五〇〇目の、合計二九万五〇一六貫五〇〇目であったが、新事業にともない焼鉱用六四万貫目、坑内風廻し

表 2-2 新事業にともなう諸材木の増加

用途	通常(A)	用途	新事業(B)	倍率 (B/A)
柱	24,945本	梁	80,000本	3.2
棧	7,596 //	東延斜坑 梓木	900 //	
木舞	6,117 //	第一通洞・坑道 梓木	600 //	0.5
板	55,390枚	板	30,000枚	
台輪	632 //			3.1
又キ	2,965 //	矢	80,000枚	
木	25,920 //	小	7,000 //	
その他	1,413挺	仕成		

出典：「別子鉱山公用記」拾四番



別子鉱山近代化起業方針書（明治9年2月24日）

(送風) 用一八万二五〇〇貫目、煉瓦製造用一〇万貫目、蒸気機関用四三万八〇〇〇貫目、家庭燃料用三七万二三〇〇貫目、沈澱銅・硫酸鉄製造用二五万五五〇〇貫目、熔鋸炉床木・鉸燒窯用一四万六〇〇〇貫目、三番吹の炉焼用三万五〇〇〇貫目、以上合計二一六万九三〇〇貫目が必要であると判断した。これは、従来の消費量の七・四倍にも達する。近代化の進展にともない、蒸気機関や煉瓦製造の燃料として薪が使用され、また深鋪じまとなった坑道への送風に、燃焼薪の対流風が用いられているのは興味深い(表2-3参照)。

木炭について見ると、従来の消費高は一番吹用一五三万七六三四貫五〇〇目(五七六六トシ余)、二番吹用二六万三一一六七貫目、三、四番吹用一七万五七八一貫目、熔鋸炉用三万五一一三二貫五〇〇目、家庭・諸出店燃料用七万三九一〇貫八〇〇目、沈澱方用一九四一貫五〇〇目の合計二〇八万七五七六貫三〇〇目であったが、新事業用にとまない一番吹の熔鋸炉用二八〇万貫目、二番吹の熔鋸炉用五六万貫目、三、四番吹の熔鋸炉用三〇万貫目、家庭・諸出店燃料用一五万貫目、沈澱方用五万貫目、以上合計三八六万貫目を必要と判断している。従来の吹床から熔鋸炉への転換という新事業によって消費量は約一・八倍と倍増するのであった(表2-4参照)。こうした、明治九年以降の近代化にともなう木材・薪炭の消費量の急増により、今後の森林経営や薪炭製造に際し、山林・立木の確保を真剣に考える必要が生じたのである。

表 2-3 新事業にともなう薪の増加

用 途	通常(A)	新事業(B)	倍率 (B/A)
	貫目	貫目	
焼 鋸	264,840.0	640,000.0	2.4
一、二番吹 床照し・炉焼	19,977.0		
沈 澱 銅 製 造	10,199.5		
風 廻		182,500.0	
煉 瓦 製 造		100,000.0	
蒸 気 機 関		438,000.0	
家 庭 燃 料		372,300.0	
沈澱銅・硫酸鉄製造		255,500.0	
熔鋸炉床木・鉸燒窯		146,000.0	
三 番 吹 炉 焼		35,000.0	
合 計	295,016.5	2,169,300.0	7.4

出典：「別子鉱山公用記」拾四番

表 2-4 新事業にともなう木炭の増加

用 途	通常(A)	用 途	新事業(B)	倍率 (B/A)
	貫目		貫目	
一 番 吹 吹 床	1,537,634.5	一 番 吹 熔 鋸 炉	2,800,000.0	1.8
二 番 吹 吹 床	263,167.0	二 番 吹 熔 鋸 炉	560,000.0	2.1
三、四 番 吹 吹 床	175,781.0	三、四 番 吹 製 鍊	300,000.0	1.7
熔 鋸 炉	35,132.5			
家庭・諸出店燃料	73,910.8	家庭・諸出店	150,000.0	2.0
沈 澱 方	1,941.5	沈澱函・分析所	50,000.0	25.8
合 計	2,087,567.3		3,860,000.0	1.8

出典：「別子鉱山公用記」拾四番

### 三 政府の官林直轄政策と鉾山備林の確保

#### 官林の直轄政策

明治十一年（一八七八）四月、政府（内務省）は全国の官林（国有林）を五大林区に分け、各大林区に中林区と小林区を設置しよう命じた。七月、大林区は六大林区に改定され、その下に四八の中林区と二一六の小林区が置かれた。同月以降、各府県の管理に委ねられていた官林はしだいに政府の直轄となっていた（完了は、明治二十二年）。翌十二年五月十六日、政府は内務省に山林局<sup>\*1</sup>を設置し、本格的な山林経営を意図した。

明治十四年四月、農商務省の設置とともに山林局は同省に属し山林事務所と改称、各官林の要所に派出所を置いた。これは、のちの小林区署の前身であった。別子鉾山に係する官林は、愛媛・高知の両県にまたがっていたが、高知県の官林は明治十五年三月、愛媛県のそれは同十八年九月に農商務省山林事務所の直轄となった。

その後、明治十九年四月大小林区署制<sup>\*2</sup>が布かれると、従来の山林事務所は廃止され、これに代わり二一（明治二十一年二二となる）の大林区署が設置された。各大林区署には、一二七の小林区署と六七の派出所が設けられた。こうして、明治十一年以来続けられた全国（北海道・沖縄を除く）の官林の直轄は、明治二十二年九月に至り完了したのである。これにより同年同月、従来の二二の大林区署は一六大林区署に整理され、その下に一九二の小林区署と一五四の派出所が置かれた。ここに、愛媛県と高知県の官林は、農商務省直轄下の愛媛大林区署と高知大林区署に管轄されることになったが、明治三十六年十二月愛媛大林区署が廃止されると、四国一円の官林は高知大林区署ですべて管轄されることにな

\*1 山林局の組織

明治十二年七月、山林局は六大林区に林区出張所を設け、各林区内の官林を管理させたが、第一林区は水戸、第二林区は青森、第三林区は長野、第四林区は岐阜、第五林区は岡山、第六林区は長崎に置かれた。ところが、翌十三年六月山林局は官林事業の縮小整理に当たり、大中小林区制を廃止し、七月直轄山林の所在する一二県（青森・秋田・茨城・石川・長野・岐阜・静岡・兵庫・和歌山・岡山・山口・大分）に山林局出張所を置いて管理することになった。

\*2 大正十三年十二月、営林局署官制が制定されると、大林区署は営林局、小林区署は営林署と改称された。

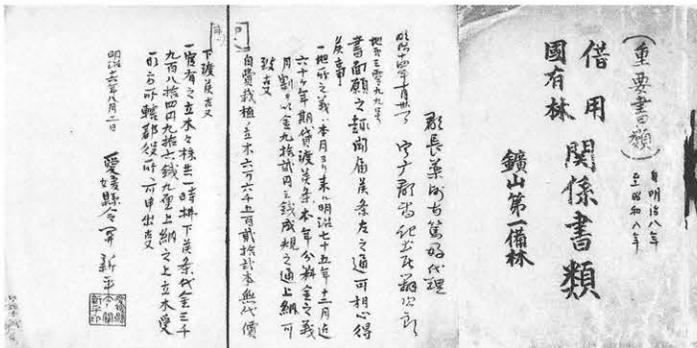
った。

### 第一備林の長期借用

住友が江戸時代以来借用してきた官林は、明治九年（一八七六）五月とりあえず年額三六〇円の納税で二五年間の借用が許可されたが、すでに見てきたような政府の官林拡大強化策のなか、その見直しが始まった。すなわち、明治十三年十一月に至り、政府はその許可内容が当時の規則に適合しなくなったとして、愛媛県の官員黒川通成ほか一名を別子に派遣し、用材山と薪炭山の区画を設定した。<sup>\*</sup>これにより、宇摩郡長の大関貞観は、住友借用国有林について用材山と薪炭山に区分し、その植栽・伐採計画書を添付して「官林残木払下、並借地期限之件」を出願するように命じたので、その準備に追われた。翌十四年五月八日、ようやく必要書類ができたので、これを添付して愛媛県へ「当鉦山ノ興廃ハ前述仕候如ク、唯右山林ノ事ノミニ係リ居候」と自費植栽の立木六万六五二二本の無償払い下げ、残りの用材・雑木合計六五五二二七四本の払い下げ、および跡地二万二〇八七町一反三畝一六歩を年間二二〇円八七銭一厘の借地料で永年借用したいと出願した。

明治十六年七月十九日に至り、ようやく、農商務省は愛媛県の伺いを許可し、住友の出願はほぼ全面的に認められた。八月二日愛媛県は住友に対して次のように通達した。

- (1) 国有林二万二〇〇〇町歩余を明治七十五年（一九四二）十二月まで、六〇年間の無条件貸与を許可すること、ただし、毎年二二〇円余の税金は納付すること。
  - (2) 自費で植栽した立木六万六五二二本の無償払い下げを許可すること。
  - (3) 官林立木など六五五万本余の有償払い下げも三九八四町余で許可すること。
- その後、この借用国有林は、その後の借用分と区別して「第一備林」と呼ばれた。この



第一備林の60年借用許可書（明治16年8月2日）

<sup>\*</sup>「別子鉦山公用記」拾四番、明治八、昭和八年「借用国有林関係書類」

江戸時代以来の鉾山備林（第一備林）の確保問題を契機に、別子鉾山では明治九年から山林の確保に奔走するようになった。山林確保の方法には、新規の国有林借用（第二備林）、山林の買収、民有林の借用（おちばやし宛林）があった。

## 第二備林の借用

新規の国有林の借用については、あらかじめ特定期間・区域を定めて輪伐区（毎年区画ごとに植樹・伐採を繰り返す区域）を設定し、これに植栽・伐採計画書を添付して立木払い下げ、跡地借用を出願すると許可された。ただし、輪伐区が一巡することに樹種・材積・立木代金等の明細書を添付して出願しなければならなかったため、その運用は、第一備林に比べて自由ではなくなり不便であった。これを無条件・長期借用の「第一備林」と区別して「第二備林」と称した\*。

第二備林の借用範囲をその許可年次別に見ると、図2-1・表2-5にあるように、明治十一年（一八七八）別子鉾山東方の高知県境にある愛媛県宇摩郡小川山村（現、伊予三島市）と、鉾山南方の愛媛・高知両県境の高知県土佐郡大川村へ進出し、十四年には後者のさらに南方にあたる高知県土佐郡戸中村（現、大川村）・大藪村（同上）方面へ展開した。明治十八年には、愛媛県宇摩郡小川山村の南側にあたる高知県長岡郡売野村（現、本山町）方面と、高知県土佐郡大川村西方の桑瀬村（現、本川村）から、大藪村南方に広がり、別子鉾山の西方、愛媛県新居郡藤ノ石村（現、西条市）方面に至ったことがわかる。具体的には、明治十一年愛媛県宇摩郡小川山村の番城尾山・さざれお佐々連尾山などの国有林一二四町歩余（約一二四ヘクタール）と、高知県土佐郡大川村の足谷山・こむぎね小麦畝山・大ザレ山・井ノ川山など一六九八町歩を借用し、明治十四年には再び小川山村の花尾山や高知県土佐

表2-5 第二備林借用一覧

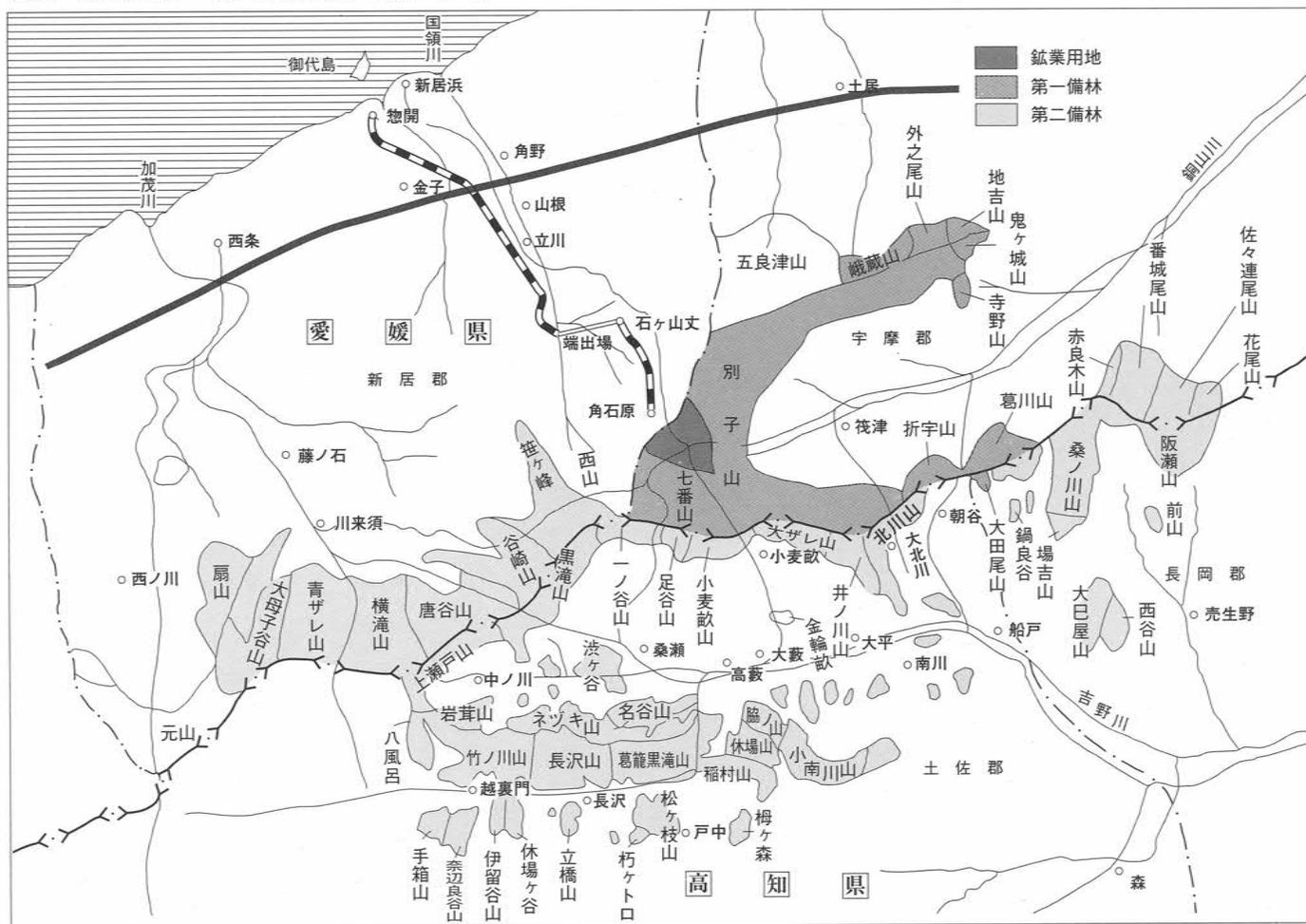
許可年	所在地	村数	山数	面積	比率	主な山林
明治11年	愛媛県宇摩郡小川山村	1	2	1,224	3	番城尾山・佐々連尾山 足谷山・小麦畝山・大ザレ山・井ノ川山
//	高知県土佐郡大川村等	4	4	1,698	5	
	小計	5	6	2,922	8	
明治14年	愛媛県宇摩郡小川山・平野山村	2	2	619	2	花尾山・赤良木山 葛籠黒滝山・脇ノ山・名谷山
//	高知県土佐郡戸中・大藪村等	7	13	3,269	9	
	小計	9	15	3,888	11	
明治18年	高知県長岡郡売野村等	4	18	2,023	5	桑ノ川山・阪瀬山 北川山・一ノ谷山・黒滝山・上瀬戸山 笹ヶ峰・谷崎山・唐谷山・青ザレ山
//	高知県土佐郡桑瀬・大藪村等	19	123	8,357	22	
//	愛媛県新居郡藤ノ石村	1	10	20,280	54	
	小計	24	151	30,660	81	
	合計	38	172	37,470 (37,480)	100	

注：( ) の数値は原史料

出典：明治10～35年「鉾山第二備林関係書類」

\* 明治十三年「鉾山第二備林関係書類」

図2-1 別子鉱山第一・第二備林分布図（明治28年7月）



郡戸中村の葛籠黒滝山・稲村山、脇ノ山村（現、本川村）の脇ノ山、大藪村の名谷山など九か村で三八八八町歩であった。さらに同十八年は、第二備林全体の八一%の借用が許可された年であり、高知県長岡郡で売生野村の桑ノ川山、七戸村の阪瀬山、下川山村の場吉山など四か村で二〇二三町歩、土佐郡では大北川村の北川山、桑瀬村の一ノ谷山・黒滝山、中ノ川村の上瀬戸山、長沢村の長沢山・立橋山、越裏門村の竹ノ川山・休場ヶ谷など一九か村で八三五七町歩、新居郡では藤ノ石村の笹ヶ峰・谷崎山など二万二八〇町歩余を借用したのである。

こうして、明治十八年までに第二備林として一七二か山、三万七四八〇町歩余（原史料）の国有林を借用したのであるが、当時愛媛・高知両県にまたがる国有林の借用面積は、第一備林と合計して五万九五六七町歩にも達したのである。

## 第二備林の借用条件

明治十八年（一八八五）八月十三日、住友は第二備林借用の請書二通（愛媛・高知両県分）を農商務省高知山林事務所に提出した。全六か条の内容は、次のようになっていた。

(1) 鉱山備林の伐採は、鉱業需要のたびにその場所・木種・員数など明細を提出して許可を仰ぐこと（第一条）。

(2) 備林とはいえ官用・公用の便益事業のときは、伐採や他者への払い下げ、もしくは山林の交換を命じられても苦情を申し立てないこと（第二条）。

(3) 備林は、すべて自費をもって保護し、かつ各所に監守人を配置し、嚴重に取り締まること（第三条）。

(4) 備林の針葉樹を伐採した跡地には、必ず自費をもって植樹すること、その場合植樹の

種類について適否指導を仰ぎ、地所は借地料を納付すること（第四条）。

(5) これらの規定に違背し不都合と認められるときは、備林を解除し何らかの処分を下すが、苦情は申し立てないこと、備林解除の場合、立木はもちろん自費植栽の樹木もすべて没収するが、その節も一切苦情を申し立てないこと（第五条）。

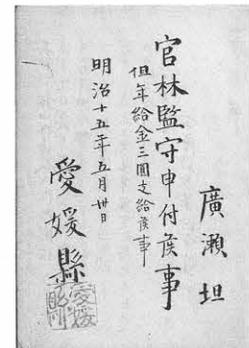
(6) 以上の規則を厳守すること、追って鉾山備林規則等発布の節は、すべてその規則を遵守し、許可を仰ぐこと（第六条）。

以上、住友側にかなり厳しい規則であった。のちに第四条の自費植栽の件で高知大林区署から尋問されることになった（一一五頁参照）。

政府は、第一備林・第二備林という国有林の長期貸出に際し、山林保護の観点から備林請書の第三条・第四条にあるように自費をもって監守人を置くことと、跡地に植林することを命じていたが、すでに明治十五年五月三十日別子支配人広瀬坦は、高知県から官林監守人を命じられ、官林監守人心得一〇か条を申し渡された。<sup>\*</sup>これによると、監守人は官林を見廻り、樹木の生育に注意し、天災や獣害・放火・盗伐の際には善処して、県へ報告するよう定められていた。その後、明治十九年四月大小林区署制が布かれると、同年七月八日別子支配人広瀬坦は、愛媛・高知両大林区署に店員を官林巡邏として配置したいと出願し聞き届けられた。なお、明治二十年三月二日広瀬坦は官林巡邏を辞職し、職員渡辺友次郎がこれを引き継いだ。

### 山林の買収と民有林の借用

買収については、明治九年（一八七六）八月予州宇摩郡津根山村（現、伊予三島市富郷町津根山）の山林（無反別）を森次源太郎から一八円で購入したのを最初に、明治十七年



官林監守人の辞令（明治15年5月30日）

\* 「別子鉾山公用記」拾六番

まで六四八四町歩余(約六四八四ヘクタール)を九五七七円余で買収した\*。その範囲は、愛媛県宇摩郡別子山村・上野村(現、土居町)・津根山村、新居郡大永山村・立川山村・大生院村(以上、現、新居浜市)、高知県土佐郡南ノ山村・小麦畝村(以上、現、本川村)等であったが、そのうち大きいのは、新居郡大永山村字西山の三二二七町歩と、宇摩郡上野村字五良津山の二五〇九町歩余であった。

また、民有林の借用(宛林)<sup>あたらし</sup>については、明治九年十月高知県長岡郡下川山村の山林二五〇町歩を和田安右衛門から一四〇円で七か年間借用したのを手始めに、明治十八年まで七五四二町歩余を一五二〇円余で借用した。その範囲は、愛媛県宇摩郡別子山村・津根山村・平野山村・小川山村・寒川山村、新居郡藤ノ石村、高知県土佐郡大平村・井ノ川村・足谷村・川崎山村の両県合計一〇か村で、そのほとんど、九九%を新居郡藤ノ石村字笹ヶ峰(二六〇〇町歩)と、土佐郡大平村字コノナロ山(二五三〇町歩余)が占めていた。

こうして、明治九年から開始された山林の確保策は、ようやく明治十八年ごろに至り完了したのである。山林確保の目的には、当然別子近代化によるその後の産銅高増加を予期したのであろうし、なによりも「第一備林」の実測面積が公簿面積二万二〇八七町歩余のわずか三〇%の六六二六町歩ほどで、製錬燃料が大いに不足したことも関係していた(二二四頁参照)。

\* 各年の「別子鉦山考課状」。以下の引用は、とくに断らない限り本史料による。ここにいう考課状とは、住友各店部の業務報告書のこととて、明治十四年から三十二年まで住友本店へ提出された。以後は、実際報告書という名称になった。

#### 四 植林の開始と製炭山の展開

##### 植林の開始時期

明治九年（一八七六）以降の別子鉱山の近代化にともなう木材・薪炭の消費量急増により、住友では山林や立木の確保に努めたことはすでに述べた。今後は、山林の確保とともに木材の長期利用を考えた植樹・育成に目を向ける必要があった。これまで、住友の植林事業の始まりについては、広瀬宰平の自伝『半世物語』の「宰平（二三歳）の頃、別子山会計の本役として材木山の事務を兼勤したる事ありしか、彼の先哲の所謂『百年の謀は徳を積むにあり、十年の謀は樹を植るにあり』との意を体し、鉱山近傍の山間に杉苗を栽培せしめたり」という記事によって、宰平二三歳の嘉永三年（一八五〇）説が採用されてきた。これを裏づける山林関係の資料は、明治九年春の鉱山出店倉庫の火災によって焼失してしまったので、同年以前の植林木数やその経緯を明らかにすることはできない。ただし、明治九年以前に植林した檜・杉の生育本数は六万六五二二本という記事があり（表2-16）、幕末から明治初期にかけて植林されたことは明らかであり、広瀬宰平の記事は信頼できるものである。

次に、記録によって明らかになる明治十年以降の植林木数を見ると（表2-17）、同年十月別子山村の七番山への檜・杉二万七五六〇本を植林している。翌十一年十一月は、中七番を中心に下七番・筏津に檜・杉を二万八八〇一本、十二年六月には前年と同じ場所に檜二万二二一本を植林した。こうして、年間二〇万本を超える植林が行われたのである。このような、植林事業の積極的な展開は、明治十年以降盛んとなった官林の立木払い下げ



明治12年植林した七番山の檜（明治後期）

表2-6 別子植林の生育本数

（単位：本）

年次	樹種	植付高	枯死高	生育高
明治9年以前	檜・杉			66,522
明治10年	檜・杉	36,673	9,868	26,805 (27,560)
明治11年	檜・杉	294,853	62,352	232,501 (238,801)
明治12年	檜・杉	269,428	49,217	220,211 (220,211)
明治13年	檜・杉	50,651	7,598	43,053 (52,195)
小計	檜・杉	651,605	129,035	522,570
合計	生育苗			589,092

注：（ ）の「別子鉱山考課状」の数値と相違するが、そのまま掲載した

出典：「別子鉱山公用記」拾四番

願いの条件を満たすためにも必要なことであり、その事業を本格的に管理する部門の設置が急務となった。

### 山林課の設置と植林技師の雇用

当時の植林は、用材の確保を目的に土木方が行っていたが、明治十三年（一八八〇）八月に至り、土木方から山林部門を分離し、山林方を設置した。これが、住友における最初の山林事業部門の設置である。山林方には地理係・植木係・伐木係・倉庫係を置いた。翌明治十四年の考課状では、その目的について「凡ソ本業ハ、我鋤山一般ノ根元ニシテ、此業消長ノ影響ハ、悉ク坑業上ニ盛衰ヲ与フルモノニシテ、其進否ハ寔トニ最大至要ト謂ツヘシ」と、山林業は鋤山業の根幹であり、その事業の消長が鋤業の盛衰に影響すると宣言している。つづけて、近來建築工事が頻繁となり、出銅高が多くなるにつれ、木材費の急増は過去の比ではない状況なのに、「之レ（木材）ヲ用ユルヲ知テ、未タ之ヲ栽培・産出スル法ヲ謀ルモノナシ」と憂慮している。まさに、限りある森林資源の植樹・育成に専念すべきことを説いているのである。

明治十四年、山林方は別子山村の中七番と弟地に六〇〇〇坪（一万九八〇〇平方メートル）の苗木栽培所を設ける計画を立て、翌十五年の中七番に一〇九二坪の苗木栽培所が、附属の諸材庫とともに落成した。ここに、中七番は住友の植林事業ゆかりの地となったの

表 2-7 別子の植林本数（明治10～20年）

（単位：本）

年月	樹種	七番山	立川山	物住山	その他	合計
明治10.10	檜・杉	27,560				27,560
明治11.11	檜・杉	158,054				158,054
	檜	75,147			5,600	80,747
小計		233,201			5,600	238,801
明治12.6	檜	199,291			20,920	220,211
明治13.5	檜	50,651	1,544			52,195
明治14.5	檜	80,571				80,571
	檜			41,509		41,509
	檜		360			360
	檜		956			956
小計		80,571	1,316	41,509		123,396
明治15.11	檜	6,980				6,980
	檜・杉	908				908
	檜			12,000		12,000
	檜		500			500
	檜		500			500
小計		7,888	1,000	12,000		20,888
明治16.5	檜	59,468				59,468
	青杉	4,894			106	5,000
	檜		60			60
小計		64,362	60		106	64,528

年月	樹種	七番山	立川山	物住山	その他	合計
明治17.	檜	31,704				31,704
	杉	860				860
	松	502				502
	檜		2,027			2,027
	真竹	20				20
小計		33,086	2,027			35,113
明治18.6	檜	15,550	300			15,850
	杉	5,000	2,760			7,760
小計		20,550	3,060			23,610
明治19.	檜	44,884	19,078			63,962
	杉	7,348	7,107			14,455
	桑	111				111
	桐	18				18
	檜	700				700
	三桠	200				200
	棕櫚	720				720
小計		53,981	26,185			80,166
明治20.5	檜	40,995	29,165			70,160
	杉	2,793	4,111			6,904
小計		43,788	33,276			77,064
明治10～20年累計		814,929	68,468	53,509	26,626	963,532

注：七番山は、上七番・中七番・下七番山の合計である  
 出典：「別子鋤山考課状」

である（現在、これを記念したフォレストハウスが建てられている）。

明治十五年三月、住友家法の制定によって別子鉱山には七課五分店が置かれた（図2-2参照）。その際、山林方は山林課と改称したが、その事務章程によると、山林課は「山林保護伐採、及び地理ニ関スル一切ノ事務ヲ管理スル」部署と規定された。職制は課長以下、①地理方（山岳樹林の広狭を測量して境界を正し、官民有土地を管掌）、②培植方（竹木および、その芽等の栽培、森林の看守保護）、③伐採方（土木開坑に供給する木材竹芽などの伐採、およびその運搬・貯蓄など、その他実績月表・年表の作成）が置かれ、当時の職員数は等内（正職員）六人、等外（準職員）五人の計十一人であった。同年末、山林課は植林技師を招聘することにし、次のような植林方針を定めた。

- (1) 中七番の苗木栽培所のほかに、さらに七番山および、弟地・余慶等に苗木栽培所三〇〇〇坪を開拓すること。

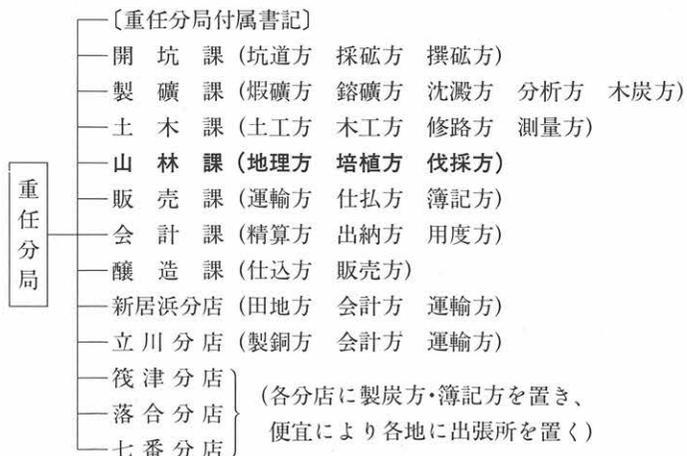
- (2) 七番山・物住山等に檜・杉・栲苗二〇万本を植え付けること。

- (3) 立川山新車道（牛車道）の並木として桜・楓等を植樹すること。

この決定に基づき、翌十六年大分県から農商務省山林事務所の所員染矢讓を招聘し、植樹法の指導・伝授を受けた。植林木数を除けば、計画どおり七番山・物住山への檜・杉の植林、立川山の牛車道への栲・桜等の並木植樹が敢行されたのである（前掲表2-7参照）。これにより、山林課は大いに山林を培養し、前途永遠に木材欠乏を回避する手段を講じようとしたのである。

なお、住友家法の家憲第二条では、予州別子の鉱業は万世不朽の住友家の財本であるから、その発展のためにはあらゆる便益を図らなければならないと規定したが、まさに山林課の設置はその趣旨に合致するものであった。またその事業は、同三条にある確実を旨と

図2-2 別子鉱山組織図（明治15年3月）



し、時勢の変遷、理財の得失を考えて興したものであり、いやしくも浮利に走るような事業でないことは、その業態やその後の経緯からも自ずと明らかであった。

### 製炭分店の展開

幕末から明治初年にかけて別子銅山の吹方に木炭を供給した炭宿は、愛媛県宇摩郡別子山村の筏津と七番(現、別子山村)、同郡津根山村の落合(現、伊予三島市)、高知県土佐郡本川村の桑瀬(現、本川村)の四か所であった。明治十五年(一八八二)家法の事務章程によると、筏津・落合・七番の炭宿を分店と改称し、三店の業務を「木炭ヲ製出シ之ヲ運搬シ、及ヒ其役夫ニ米穀ヲ売渡ス事ヲ管理」する部署と規定した(同年一月桑瀬出張所は七番分店から独立して桑瀬分店となったが、家法には記されていない)。各分店には、店長以下、①製炭方(木炭の製出運搬、所属山林の監視、および路程の測量)、②簿記方(諸帳簿の記帳、米穀木炭の管守・受渡し)を置き、製鋳課<sup>\*</sup>木炭方に燃料木炭を供給していた。

明治十年代には製錬設備の拡張により木炭の消費量が増加し、森林資源の枯渇を感じるようになったので、国有林の第一備林・第二備林の借用、あるいは宛林<sup>あたらし</sup>という民有林の借用、さらには山林の購入を進めた。その結果、筏津・落合・七番・桑瀬の各分店は木炭原料の有望な山を得て製炭事業は活発となったのである。次に各分店の推移と製炭高について見ていこう(表2-8、9参照)。

〔筏津分店〕 明治十四年(一八八一)当時の施設は、分店・須屋<sup>すや</sup>(仮屋)各一棟、炭倉一七棟、人夫小屋八棟、番小屋二棟、馬小屋四棟であり、炭竈<sup>すすり</sup>三三三基<sup>き</sup>が筏津周辺の製炭山に点在していた。同十四年の職員数は等内三人・等外六人の計九人であり、十六年の稼人は炭焼頭三九人、炭焼夫九六人、運搬夫四五八人、日雇一五人の計六〇八人であった。



牛車道(明治23年)  
立川山村の南、銅山越に近い角石原の牛車道  
写真左のトンネルは第一通洞北口、右は角石原の事務所

\* 明治十七年から製礦課を製鋳課と記すようになったが、混同を避けるため、以下の記述は製鋳課に統一する。

明治十四年当時、筏津周辺の製炭山は切り尽くされたため、その製炭高は前年より二二万四四〇七貫目減の四八万七五八二貫目に落ち込んだ。よって、十五年以降遠くの土佐郡

運搬夫四五八人のうち三五八人が松山監獄所から受け入れた囚徒であり、かなりの労役を担っていた。

表 2-8 製炭分店の概要

分 店 出 張 所	筏 津		落 合		七 番			桑 瀬		
	14	16	15	16	猿田	縦木		15	16	
年次(明治)	14	16	15	16	15	15	17	15	15	16
( 施 設 )										
分 店	1棟		1棟		1棟	1棟			1棟	
須 屋	1		1		1	1			1	
炭 倉	17		6		2	5			6	
人 小	8									3
番 小	2						1			
馬 小	4									
借 家									1	3
交 番									1	
炭 竈	333基		89基		131基				133基	167基
( 職 員 )										
等 内	3人	3人	2人	2人	1人	2人		1人	3人	3人
等 外	6	2	3	4	2	2		1	3	3
計	9	5	5	6	3	4		2	6	6
( 稼 人 )										
焼 頭		39人		30人						24人
焼 夫		96		149						130
元山運搬夫										250
運 搬 夫		458								
日 雇 人		15		85						38
中 持 夫				250						
馬 持 夫				101						
出 稼 人										292
計		608		615			69			734

注：落合分店の稼人数は、猿田出張所との合算  
出典：「別子鉱山考課状」「別子鉱山公用記」拾六番

表 2-9 製炭高の推移 (明治13~21年) (単位：貫目)

分 店 出 張 所	筏 津		落 合		七 番		桑 瀬
				猿 田		縦 木	
年次							
明治13	711,989	481,931	383,723	333,105			120,466
14	487,582	339,585	295,849	219,059			135,251
15	807,066	552,975	420,430	339,324			358,045
16	856,704	879,474		151,901	316,817		446,719
17	527,449	228,694	265,821	17,899	201,870		349,989
18	466,755	550,000		39,274			348,443
19				50,811			263,742
20							352,409
21							320,968

注：無数値は不明  
出典：「別子鉱山考課状」

井ノ川村の井ノ川山（現、高知県土佐郡大川村）・宇摩郡土居村の峨藏山（現、愛媛県宇摩郡土居町）・宇摩郡津根山村の鬼ヶ城山（現、伊予三島市）などでの製炭を行った結果、十五、十六年には八〇万貫目台へと持ち直すことができた。その後は経費節減等により四五〇万貫目台へと再び減少傾向となった。

〔落合分店〕 明治十五年（一八八二）当時の施設は分店・須屋各一棟、炭倉六棟であり、炭竈八九基が落合周辺の製炭山に点在していた。同年の職員数は等内二人・等外三人の計五人であり、そのほか宇摩郡寒川山の猿田（現、伊予三島市富郷町）に出張所が置かれていた。猿田出張所の施設は、出店・須屋一棟、炭倉二棟であり、その職員数は等内一人、等外二人の計三人であった。ところが、猿田周辺の炭竈は一三一基と落合分店よりも多く、広範囲に製炭していたことがわかる。労働者は、落合分店と猿田出張所合わせて炭焼頭三〇人、炭焼夫一四九人、中持夫二五〇人、馬持夫一〇一人、日雇八五人の計六一五人であった。

明治十五年当時の落合分店の製炭山は、宇摩郡津根山村の寺野山・城師じよし・瀬野・中尾・宮城（現、伊予三島市富郷町）や、高知県長岡郡の下川山村・上津川村（現、長岡郡本山村）にあった。明治十三年の製炭高は四八万貫目余であったが、同十六年八七万貫目余のピークに達したあと翌年には二二万貫目余に激減している。明治十八年には五五万貫目に回復したが、明治二十年代初頭には落合分店の炭山はほとんど焼き尽したようである。これにより、猿田出張所の製炭に望みをかけ、宇摩郡小川山村の小川山（現、伊予三島市金砂町）や、同郡寒川村の皿山などで製炭していた。ところが、その製炭高は明治十三年の三八万貫目余からほぼ横ばいであり、十七年には二六万貫目余に減少し、ついに翌十八年二月二十一日をもって猿田出張所は廃止された。



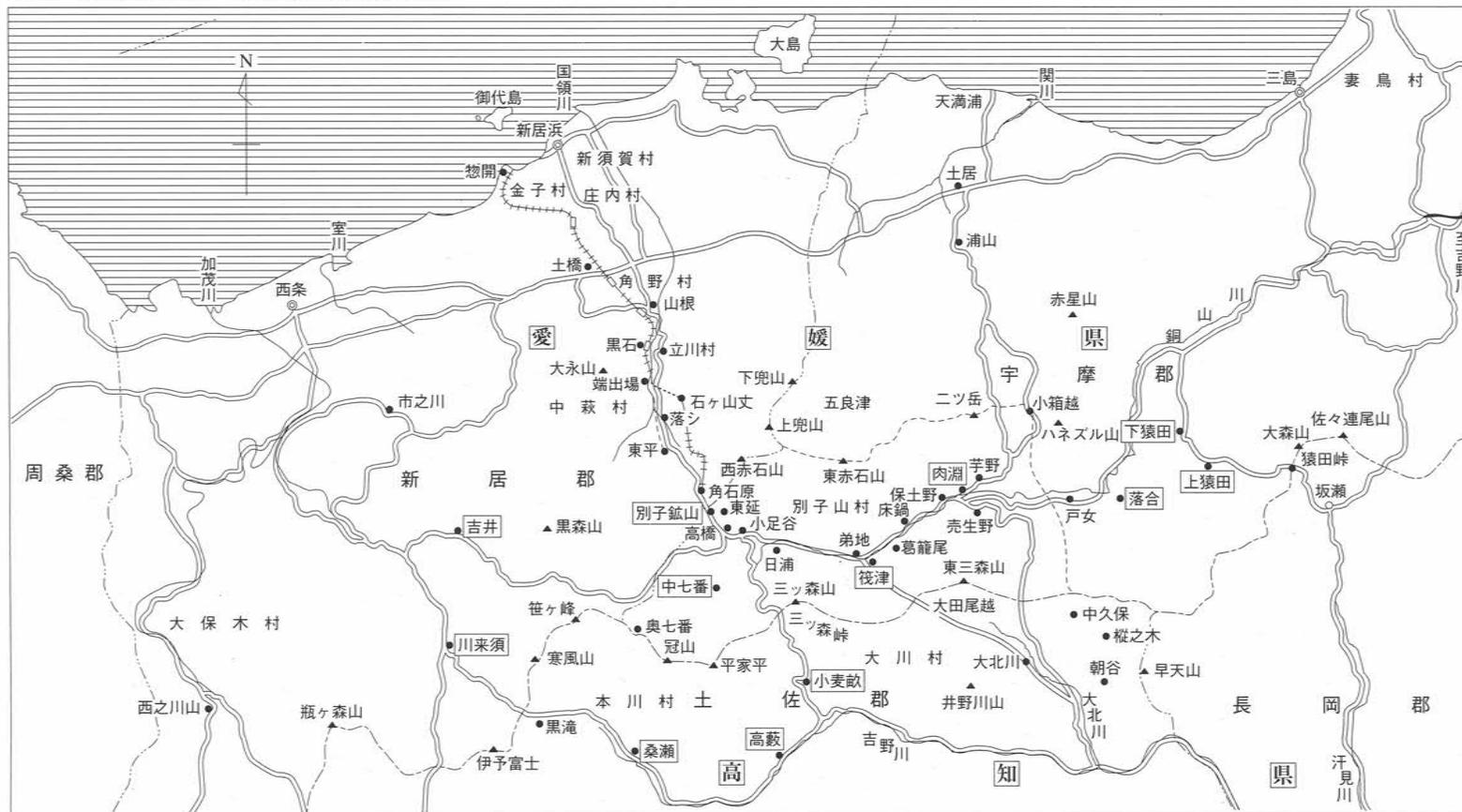
筏津分店（明治14年）

〔七番分店〕 明治十五年当時の施設は、分店・須屋各一棟、炭倉五棟、火番小屋一棟であり、職員数は等内・等外各二人の計四人であったが、炭竈の数や労働者数は不明である。同年一月、七番分店は高知県土佐郡本川村の桑瀬出張所を分店として独立分離し、木炭資源の豊富な高知県方面での製炭を強化せざるを得なくなった。その代わりに製鋳課木炭方の所管であった新居郡藤ノ石村（現、西条市）の吉井・川来須かわよすの製炭山を七番分店の所管とした。同年五月、七番分店は吉井・川来須両山までの距離が遠いので、中継点として七番分店から二〇町ほどのところへ樅木出張所を置いた。同出張所には、等内・等外各一人の計二人の職員が詰めていた。

明治十三年、七番分店の製炭高は三三万貫目余であったが、同十六年には一五万貫目余と半減したため、同年十一月九日七番分店は、桑瀬分店の出張所となった。翌十七年、七番出張所となつてからの製炭高は一万七〇〇〇貫目余と前年の約一〇分の一ほどまで激減し、以後一〇万の大台に乗ることはなかった。樅木出張所はこれを補うべく、同十六年三一万貫目余、十七年二〇万貫目余を産出したが、翌十八年二月二十一日、鋳山全体の経費節減策により、猿田出張所とともに閉鎖された。

〔桑瀬分店〕 当初は七番分店の出張所であったが、明治十五年すでに述べたような方針で、桑瀬分店として独立した。独立当時の施設は分店・須屋各一棟、炭倉六棟、借家一棟、交番所一棟であり、炭竈一三三基が周辺の製炭山に点在していた。翌年には、借家と稼人小屋が各三棟、炭竈が一六七基に拡充した。明治十五年の職員数は、等内・等外各三人の計六人であり、当時の製炭山はいずれも高知県内の所有林・官林・宛林あてばやしに展開していた。すなわち、所有地は土佐郡桑瀬・葛原・脇ノ山・南ノ山（現、本川村）であり、官林では土佐郡戸中村の稲村山・梅ヶ森（現、本川村）、中ノ川村の岩茸山・渋ヶ谷（現、本川

図2-3 製炭分店(分課)・出張所の分布図(明治期)



村)、小南川村おみながわの小南川(現、本川村)、小北川村の金輪畝(現、大川村)など、いずれも明治十四年以降獲得した第二備林であった。宛林もほぼこれらと同様の場所であった。

明治十三年、七番分店の出張所だったときの製炭高は、一〇万貫目台であったが、同十五年独立してからは三五万貫目余、翌十六年には四四万貫目余と増加した。明治十六年、桑瀬分店の報告によると、各炭方分店とも製炭の事業が大いにはかどり、鉱山の倉庫は木炭で充満していると述べている。実際、同年における鉱山全体の製出木炭は、当時最高の三三二万貫目余に達していたのである(後掲表2、12参照)。そのため、同年以降の桑瀬での製炭高は三〇万貫目台に抑制し、もっぱら山林の保護に重点を移すことになった。

## 五 松方デフレと山林・製炭事業の再編

### 起業案の見直しと山林事業の停滞

明治十三年(一八八〇)八月十六日、別子鉱山の第二次起業案が策定され、①東延斜坑連絡の横支坑道開鑿かいさく、②東延新舗の開鑿、③第一通洞の開鑿、④高橋熔鉱炉の増設、⑤土佐炭宿運搬車道の開発、⑥別子吹方に三番吹炉の増設、などが決議された。<sup>\*</sup>この当時の別子鉱山は「暫然トシテ群ヲ抜ケリ」と称されるほど日本を代表する鉱山に発展していた。ところが、翌明治十四年八月、広瀬は東京の知人から政府がデフレ政策に転換し、諸物価・賃金が下落するかも知れないという情報を入手した。いわゆる、松方正義大藏卿の紙幣整理による松方デフレ政策の開始である。八月七日住友家では、東京からの情報に基づき大阪鰻谷の本家洋館にて家長友親をはじめ、総理代人広瀬宰平・本店支配人伊庭貞剛・本店



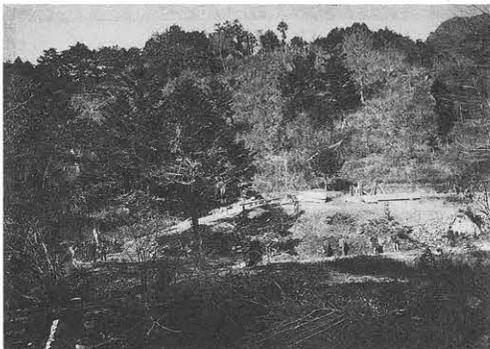
大阪鰻谷の住友本家(右)と洋館(左)(明治時代)

<sup>\*</sup> 本節の記述は、とくに断らない限り、末岡照啓「明治二十年別子山上における広瀬宰平演説と住友の事業精神」(『住友史料館報』第二二号)、各年の「別子鉱山考課状」による。

理事加川勝美・同田辺貞吉・同久保盛明が参会して重役会議を開催した。その結果、広瀬は、①東延斜坑連絡の横支坑道開鑿、②東延新舗の開鑿、③第一通洞の開鑿、④高橋熔鉱炉の増設、⑤土佐炭宿運搬車道の開発のほかは、当分延期もしくは廃止すると決定した。ただし、広瀬は今後とも新技術の導入は不可欠だと痛感していたので、神戸支店長の服部袈あやぶや、同年十一月雇い入れた秋田出身の金矢民人、十二月約五年ぶりにフランス留学から帰国した塩野門之助などからその意見を聞き、新たに、①小足谷疏水道など坑内開鑿工事へのダイナマイト採用、②新居浜物開製錬所の建設、③立川精銅場の精錬燃料にコークス採用を指示した。

また明治十三年、製錬用木炭の運搬車道を確保するため、鉾山から高知県土佐郡大藪村の大藪炭宿（現、大川村）までの運搬車道開発に着手した。同車道は、鉾山から七番山を経由して三ツ森峠みつもりを越え、高知県の小麦畝（現、大川村）を経由して大藪炭宿に至るが、翌年には七番山まで開通したので、十一月広瀬は人力車に乗り、写真師を連れてそのできばえを視察した（写真参照）。

明治十六年、山林技師染矢讓の雇い入れに見られるように、表面上は山林事業も活発であったが、松方デフレの影響は徐々に波及してきた。すなわち、明治十五年の山林課方針では、十六年以降毎年二〇万本を植林する予定であったが、実際は明治十二年までが二〇万本で、以後は十三年五万本余、十四年一二万本余、十五年二万本余と減少傾向にあり、十六年六万本余とやや持ち直したものの、十七年三万本余、十八年二万本余と激減していったのであった（前掲表2-17参照）。こうした事態を背景に、組織の合理化が図られ、明治十八年三月二日、再び山林課は土木課に合併され、その一部署となったのである。



七番山車道（明治14年）  
車道には人力車が見え、木材が積み上げられている

用材の欠乏

明治十年代(一八七七〜八六)の別子鉾山周辺の林相を見ると(表2-10)、第一備林の七番山には檜と榎が合計六万六五一六本、木株にはえた雑木が四五万本余も生育していたが、その他の折宇山・葛川山・鬼ヶ城山・地吉山・外之尾山・峨蔵山には榎だけがそれぞれ一七〇本前後ある程度で、雑木でさえも七番山ほど多くはなかった。長年の濫伐により良材・雑木とも七番山を除いて確保できる見込みはなかったのである。これにより、遠い第二備林の借用に乗り出すのであるが、高知県土佐郡・長岡郡とも檜・榎・樺などの用材が多かった。一方愛媛県宇摩郡小川山一帯は、檜・榎・樺などの用材も見られるが、そう多くはなく、ほとんどが樺・シデ・リヨウブ・楓・栗などの雑木であった。新居郡の新居浜平野に面した大永山村の高尾山や、立川山村の生子山などは人家に面した里山であり、松林が多かった。また、新居郡の藤ノ石村(現、西条市)周辺は檜こそないが、榎・樺などの用材が多かったことがわかる。

明治十八年土木課は、山林良樹がこのように七番山にしかない欠乏状況を憂い、緊急にはいまだ手を付けていない五良津山と西山(大永山)の木材を充てるしかない」と述べている。次いで、このように停滞した植林事業について「植樹ノ事ヤ、一日ヲ遅フセハ、一日ノ損アリ、一日一樹ハ一日一樹ノ利ヲ見ル」と述べ、翌十九・二十の兩年には七万本余の植林実績を上げることができた。しかし、当

表 2-10 別子周辺山林の林相 (明治13~18年)

(単位:本)

年次	山名	村名	面積	針葉樹の樹種				針葉樹計	比率	雑木 (闊葉樹計)	比率	合計	比率	
				檜	榎	松	樺							
第一備林	明治14年10月	七番山等	別子山村	町歩					%	%		%		
	折宇山	津根山村	15,528	33,261	33,255		66,516	1	4,591,858	99	4,658,374	100		
	葛川山	〃	450		150		150	0	134,895	100	135,045	100		
	鬼ヶ城山	〃	2,520		150		150	0	753,300	100	753,450	100		
	寺野山	〃	720		170		170	0	215,830	100	216,000	100		
	地吉山	浦山村	25			630	630	14	3,906	86	4,536	100		
	外之尾山	〃	864		150		150	0	259,050	100	259,200	100		
	峨蔵山	〃	864		150		150	0	259,005	100	259,155	100		
			1,116		200		200	0	330,280	100	330,480	100		
	合計		22,087	33,261	34,225	630	68,116	1	6,548,124	99	6,616,240	100		
第二備林等	明治13年4月	黒滝山	土佐郡中村	1,200	238,000	67,020		305,020	100	0	305,020	100		
	〃 17年〃月	長沢山	土佐郡長沢村	1,728	108,500	113,000	59,000	280,500	61	180,000	39	460,500	100	
	〃 〃年11月	桑ノ山	長岡郡売生野村	814	113	90		281	0	69,770	100	70,051	100	
	〃 13年10月	番城尾山	宇摩郡小川山村	612	50	500		650	1	61,200	99	61,850	100	
	明治14年7月	高尾山	新居郡大永山村	23			2,502	2,502	100	不明	0	2,502	100	
	〃 〃年〃月	生子山	新居郡立川山村	10			900	900	62	550	38	1,450	100	
	〃 18年	谷崎山	新居郡藤ノ石村	560		2,500		3,500	19	15,000	81	18,500	100	
	〃 〃	唐谷山	〃	3,000		8,000		5,000	13,000	65	7,000	35	20,000	100
	〃 〃	青ザレ山	〃	3,000		8,000		4,000	12,000	52	11,000	48	23,000	100
	〃 〃	横瀧山	〃	1,200		4,000		1,000	5,000	25	15,000	75	20,000	100
	〃 〃	大保木山	〃	3,600		10,000		5,000	15,000	50	15,000	50	30,000	100
〃 〃	扇山	〃	1,200		3,000		1,000	4,000	83	800	17	4,800	100	

出典:「別子鉾山公用記」拾貳〜拾四番

面の用材不足は補えないので、良材の多い七番山と新山での製炭を禁止し、製材法の改良と用材の節約を試みた。

### 製材法の改良

明治五、六年（一八七二～七三）ごろまで別子銅山の製材法は、鋸を用いずすべて割材であった。そのためその製材品は「割桁」と呼ばれてきたが、この製材法は樹木のうち割材にふさわしい部分だけを用い、不要部分は遺棄してきた。近代に入り、坑木や薪炭の需要が増すにつれ樹木の重要性が増したので、樹木はすべて鋸での挽材となし、その挽落し材も利用し、その枝からは丸矢木をも製出するようになった。江戸時代は、そまじろ 柚頭が一人いて、伐採・運搬・製材ともすべて一任し、費用はその請求に応じて支払っていた。明治九年、木材の需要に合わせて柚頭を四人に増やし、以後十六年に七人、十八年に八人と増加した。明治三十年以降は、指名競争入札の請負制にしたが、指名されるものは従来の柚頭が多かった。<sup>\*1</sup>

時代は少し下るが、明治三十七年当時の用材の樹種を見ると、檜は製材品・丸矢木・丸太に、杉は一間垂木や丸太、榎も丸太、樺は鉦石用台車、その他雑木はくわ 鉞やげんろう 玄翁など道具の柄や、坑内用の棚木・坑木・垂木などとして用いられた。<sup>\*2</sup>

こうして、製材法や用材使用樹種がしだいに改良されたが、明治二十年には次のような製材法の改良が案出された。

①東延斜坑の梓木裁断の改良 すなわち、従来の桁抜の四方角から二方角に裁断することにより、従来使用できなかった小木を梓木として利用することである。これにより、従来の方法では梓木五七六本作るのに立木九〇五本しか利用できなかったが、改良梓木で



二方角 桁抜  
坑道梓木の製材法



木材運搬風景  
「旧別子銅山山内図」より  
(別子銅山記念館所蔵)

\*1・2 「七番山事業区業務参考資料調書」

は小木利用により約二倍の一四七一本を使うことができるので、その利益は一六九八円になると試算している。

② 建築用七歩板の六歩板転換 板の寸法を節減することにより、六歩板六万五六九一枚を作ったとき、立木換算で二〇六本の節約になり、六一八円の利益が生じると試算した。次に木材の節約法を見ると、従来別子鉾山の建築物は堅牢なものが多く、建築工學上無駄が多いとして四間梁使用の所は、二間梁二本を用いること、四寸角柱でこと足りるところに五寸角柱を用いないこと、東延坑井用梓木は、長さ一八尺のところ、九尺ずつ二本を金輪続きの一本にして節約すること、貴重な檜材をむやみに用いないこと、貴重有益な良材は他に販売して、廉価な木材を購入すること、としている。

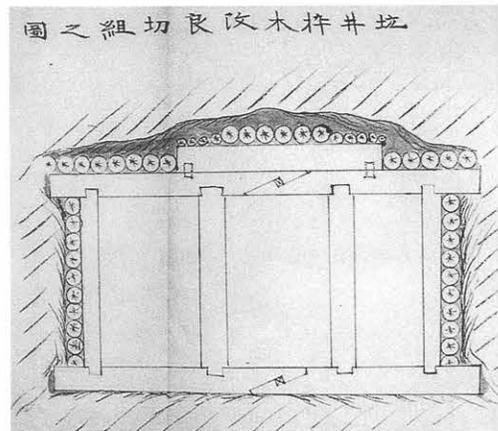
明治二十一年三月の土木課考課状で、課長児島芳次郎は山林事業の将来像について次のように述べている。

- (1) 数理を研究し、技術革新を行い、市場に通用する用材を作ること。
- (2) 七番山・物住山・立川山・五良津山・西山・新山に良樹を増殖すること。
- (3) 鉾業上の用途はもちろん、社会への供給に比べられるように公私の便益を図りたい。
- (4) 今日の露出した禿山に植林すること。

すなわち、単に鉾山だけの林業ではなく、将来広く一般の林業として飛躍したいという注目すべき展望を述べたのである。明治二十年代に入り松方デフレを脱却し、企業勃興期を迎えるにふさわしい発言内容であった。

#### 製炭事業の再編

明治十六年（一八八三）、製鉾課木炭方や筏津・桑瀬・落合など各製炭分店の製炭高は、



東延斜坑の梓木改良切組の図

過去最高の三三二万貫目余を製出した。しかし、当時は松方デフレによる事業停滞や経費節減により、木炭の生産過剰となったため、以後製炭分店の縮小や、統廃合が断行されたが、これについては前節で述べたとおりである。しかし、木炭の生産調整は製鋳課の木炭方や各分店の判断に任せられ、いまだ統一的ではなかった。

明治十九年一月二十一日、別子鋳山では今後の製錬燃料である木炭の統一的確保を目指し、旧来の製鋳課木炭方と筏津・落合・桑瀬・七番（当時は出張所）の各分店制を廃止して、製炭課を新設独立させ、従来の各分店（一部出張所）を各分課として、その支配下に置いた（前掲、図2-13参照）。同年十二月二十四日には、愛媛県新居郡加茂村（現、西条市）の吉井山に製炭本課の出張所を設け、翌二十年四月九日に至り製炭分課と同様の扱いにした。さらに同二十年六月二十二日、愛媛県新居郡藤ノ石村字川来須（かわらす）に製炭分課を置き、七月一日から仕事を始め、二十二年六月十一日には、高知県土佐郡高藪村（現、本川村）にも製炭分課を設けた。明治二十四年当時の製炭分課は、落合が廃止され、筏津・桑瀬・川来須・高藪の四か所となり、肉淵（別子山村）・吉井・小麦畝（こむぎあな）（現、高知県大川村）には製炭出張所が置かれた。その製炭場所は、鋳山から遠方の高知県方面に展開しており、その製炭高は高知県の高藪・桑瀬・小麦畝の三か所だけでも、六五万貫目余から一七五万貫目余と他を圧倒していた（表2-11参照）。その運搬人夫は、明治十四年九月から愛媛県の要請によって受け入れた松山監獄所の囚徒によって賄われていたが、二十三年三月三十一日をもって廃止された。このため今後の運搬方法確保が急務となり、これがかなわなければ木炭に代わる代替エネルギーを考えなければならなかった。

表 2-11 製炭高の推移（明治24～32年）

（単位：貫目）

年次	筏津	肉淵	川来須	吉井	高藪	桑瀬	小麦畝
明治24年	174,562	309,802	251,509	112,965	359,026	269,152	31,680
25	159,951	234,870	1,218	312	471,557	243,148	229,891
26	127,913	224,291		102,289	672,817	482,801	199,682
27	202,439	248,506		354,386	971,672	506,796	281,326
28	255,215			185,814	665,381	295,906	108,636
29					603,988	144,413	
30				157,272	642,150	121,249	
31					596,006	155,501	
32			22,322				

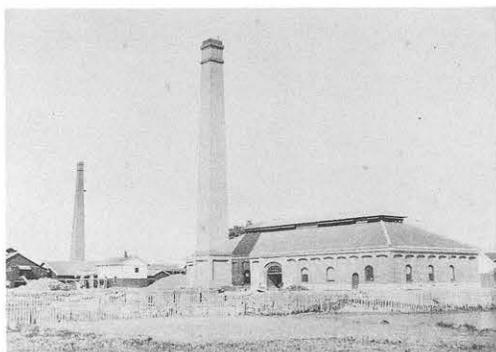
出典：「別子鋳山考課状」

## 六 洋式製錬の発展と石炭エネルギーへの転換

### 経営の回復と洋式製錬の発達

明治十五年（一八八二）政府は、わが国初の中央銀行である日本銀行を設立して、紙幣整理を断行する一方、十七年ごろから官業払い下げを開始して民間企業の育成に当たり、二十年代における産業発達基盤を確立した。<sup>\*</sup> 明治十九年二月、別子鉱山では念願の第一通洞が完成し、五月には、新居浜惣開製錬所のピルツ炉が塩野技師の苦心によって開発された。十一月には、山根製錬所の建設に着手し、岩佐巖技師（元、東京大学理学部教授）の指導のもと、低品位鉱石を塩化焙焼法（湿式収銅法）にかけて沈澱銅の採取、その過程の排煙・廃液から硫酸・鉄などの副産物を製造することが企図された。翌二十年五月、塩野は、将来計画として一番吹のピルツ炉は水套炉へ転換し、二番吹には反射炉もしくはベッセマー転炉の採用を進言した。その際一番吹水套炉の燃料には、熱量と銅質を勘案して安価なものを選択すること、そのため当時の価格では、多量の石炭に少量のコークスを混用したほうが経済性が高くなると進言している。

明治二十一年九月二十二日、新居浜惣開・山根製錬所ともほぼ竣工し、十一月二十日両製錬所の事務章程を制定して操業を開始した。明治二十四年までに設備は拡充され、一番吹はすべてピルツ炉からリヨント炉（半水套炉）に改造され、同炉七座と反射炉三座を備えていた。同年五月新居浜惣開製錬所では、前年から開始した型銅（KS銅）精錬が成功したので、同月以後立川分店での丁銅精錬を全廃し、すべての荒銅（粗銅）は新居浜分店鑛鉞係で型銅に精錬されることになった。新居浜惣開製錬所では、別子製鉞課の粗銅を



新居浜惣開製錬所（明治23年）

<sup>\*</sup> 『住友別子鉱山史』上巻（住友金属鉱山 平成三年）。以下の記述は本書による。

はじめ山根製錬所の沈澱銅・西ノ川鋳業所の粗銅等を、立川に代わってすべて型銅に精錬することになったので、その事業を鎔鋳・燬鋳・煉銅・精製の四部に分けて稼行することにした。そのため、前年に引き続き第二水套炉の建設と第二反射炉の築造を急ぎ、明治二十六年には水套炉（鉚吹）<sup>はくぶき</sup>・煉銅反射炉（間吹）<sup>まぶき</sup>・精銅反射炉（間吹）とも各三座に増加して事業の進捗をみた。なお、別子山中の製鋳課も明治二十四年までに江戸時代以来の旧一番吹（鉚吹炉）を全廃し、ピルツ炉に改変されていた。その数は、製鋳本課に四座、高橋分課に二座の合計六座で、ルーツ式送風機を用いた。また、二番吹の間吹炉は一六座あったが、旧式なので翌二十五年以降ルーツ式送風機を取り付ける予定であった。

#### 石炭エネルギーへの転換

熔鋳炉を主体にした洋式製錬の発展は、当然コークス・石炭の需要を増やすことになり、送風機・巻揚げ機・機関車等蒸気機関の活用も、これに拍車をかけた（表2-12参照）。明治十五年、立川精銅場で初めてコークスが使用されたが、明治十年代は三万貫目（一一二トン）以下のごく部分的消費にとどまっていた。これに比べて木炭の消費は、二〇〇万貫目（七五〇〇トン）の大台に達しており、明治十九年一月製炭課を新設して木炭確保に全力を尽くしていた。

ところが、明治二十年代に入ると新居浜製錬所・別子製鋳課で洋式製錬が活発になり、コークスの需要が増加した。すなわち、明治二十四年三万貫目（一二七五トン）だったコークス消費量が、二十六年には八一万貫目に倍増し、二十七年にはさらに倍増して一六八万貫目になり、同年の木

表2-12 木炭・石炭・コークス統計表（明治13～32年）  
（単位：貫目）

年次	木炭製出高	木炭消費高	コークス消費高	石炭消費高
明治13年	2,244,703	1,960,115		
14	1,672,192	2,121,121		
15	3,220,693	2,300,119	12,987	
16	3,326,891	2,091,391	31,016	
17	2,054,522	2,132,722	7,585	
18	1,674,861	2,226,768	17,404	
19	1,320,807	2,311,924		
20	2,414,623	2,130,709		
21	2,272,204	2,241,017		
22	2,314,806	2,134,591		
23	2,725,712	2,121,815		377,399
24	1,511,042	2,116,841	343,428	498,237
25	1,425,688	2,537,006	571,181	1,368,644
26	1,886,792	2,423,304	814,733	1,519,276
27	2,694,427	1,832,013	1,687,191	1,092,435
28	1,586,429	2,090,378	1,987,191	1,625,191
29	748,401	1,596,446		
30	920,671	729,080		
31	751,507			
32	272,203			

出典：明治23・24年「別子鋳山毎半季鋳石薪炭受払表」  
明治13～22、25～32年「別子鋳山考課状」

炭消費量一八三万貫目に肉薄するようになったのである。また、蒸気機関の積極的導入により、石炭の消費量は明治二十五年から二十八年にかけてコークスとほぼ同量の一五〇万貫目前後で、両者合計三五〇万貫目（一万三二二五トン）ほどであった。

これに対して、明治二十年代の木炭は、その生産地が遠く高知県土佐郡桑瀬および高敷、愛媛県新居郡川来須などに展開していたので、二〇〇万貫目の産出が精一杯であった。そのため、その消費量は横ばいの二〇〇万貫目前後にとどまっており、木炭に将来性はなかった。これにより、明治二十六年九月七日決定された別子―高敷間の木炭輸送高架索道計画は二十七年に至り中止された。その後山林事業は、別子鉾山の坑木や建築用材確保に重点を移していくことになった。

## 第二章 山林事業の始まり

### 一 住友の事業刷新と伊庭貞剛

#### 広瀬総理人の引退

明治二十六年（一八九三）、新居浜製錬所では洋式製錬を拡張し、石炭燃料を主とするようになった。<sup>\*1</sup> そのため、燃料・生活物資の確保が難しい別子製鋳課で製錬するより、むしろ新居浜の臨海部で製錬するほうが有利なので、同年の鋳山鉄道完成を契機に、別子製鋳課の製錬量をしだいに減じて、その分を新居浜で引き受けるようになった。これにより、新居浜惣開を中心に、山根製錬所の周辺も煙害が激しくなり、周辺の田畑山林に被害が続出したため、農民から怨嗟の聲が上がった。

明治二十六年九月、金子・新居浜・庄内・新須賀四か村の農民総代は、その煙害を愛媛県に提訴した。煙害問題の発生である。同年九月末から十月にかけて激情した農民数百名は新居浜分店に押しかけ、数度の騒ぎを起こした。一方、翌二十七年一月元別子理事大島供清は、住友を辞職し、広瀬総理人の方針は時代に合わないとして強く批判し、その辞職を迫り、別子鋳山内部でもこれに呼応して支配人の久保盛明を批判する向きが現れた。七月、広瀬は久保を更迭し、甥の大阪本店支配人伊庭貞剛<sup>\*2</sup>を別子支配人に任じて、事態收拾に当たらせようとした。当時新居浜では、金子・庄内・新須賀三か村の農民数百名が新居



伊庭貞剛

\*1 『住友別子鋳山史』上巻（住友金属鋳山 平成三年）

\*2 伊庭貞剛

弘化四（大正十五年（一八四七）一八九二六）滋賀県近江八幡市の出身。広瀬宰平の甥。明治十二年大阪上等裁判所の判事から、叔父広瀬の勧めにより住友に入る。銀行・倉庫・伸銅場・鑄鋼場などを設立する。別子銅山の煙害克服のため、製錬所の移転や植林を実行した。人格高潔にして明治三十七年「事業の進歩発達に最も害するものは、青年の過失ではなくて、老人の跋扈である」と、五八歳で大津石山の別荘活機園に隠棲した。

浜分店に押しかけ、煙害の解決を迫り、双方にかなりの負傷者を出すという事態が発生した。住友にとって、まことに容易ならぬ事態に陥ったのである。しかし、体制が整わないうちに、こうした厳しい局面を迎えて、広瀬はその進退について熟慮し、ついに十一月、総理人を辞任したのであった。

### 伊庭別子支配人の就任

広瀬幸平辞任後、後任の総理人の任命はなく、後事はすべて別子支配人伊庭貞剛に一任され、別子在勤のまま事実上総理人の業務を代行することになった。明治二十七年（一八九四）七月の伊庭の別子赴任は命がけであった。友人の峨山和尚から困ったときに読むようにと臨済録を渡され、「骨は拾うてやる」といわれた。また伊庭は親友品川弥二郎<sup>\*1</sup>あて書状のなかで別子赴任の心境を「妻を捨、子を捨、家を捨、家財を捨、一身を捨て」、「茲に籠城と覚悟をして、別子山の鬼ともなるべし、仏ともなるべし」との悲痛な覚悟を伝えて<sup>\*2</sup>いる。しかし、現実の伊庭は淡々と月に二、三回別子山に登り、採鉱現場を見ては喜び、数千人の労働者が汗脂して働くのを見ては気の毒に思い、新居浜に下つては製鍊高を聞いて喜んだ。労働者の汗を流すのを見ては気の毒に思いながらも、すぐには対策らしい対策は何ら講じなかった。伊庭は別子の騒動が上下の意思疎通を欠いた人心の離反にあると感じ、表面上はただ無為に過ごすことによって自然の治癒を待ったのである。伊庭は、広瀬の「剛」に対して「和」の人であり、ただ人心の掌握と経営の安定に意を用いつつ、その不安要因を一つ一つ究明しそれを除去していった。

まず、明治二十八年新居浜の製鉄事業と山根製鍊所の湿式収銅・硫酸事業の廃止を断行した。次に、伊庭別子支配人は煙害問題で紛争が生じるのは、経営者側に「徳」がないか



煙害当時の新居浜製鍊所（明治30年代）

\*1 品川弥二郎

天保十四（明治三十三年（一八四三—一九〇〇）山口県萩市出身。吉田松陰の松下村塾に学び、明治政府の樹立に尽力。明治三年渡欧し、帰国後は農商務省で山林局長・勸農局長として活躍。明治初期の農林行政、殖産興業に貢献した。その後駐ドイツ大使・内務大臣等を歴任する。



品川弥二郎  
（『品川子爵伝』より）

\*2 『品川弥二郎関係文書』第二卷（山川出版 平成六年）

らであり、煙害の補償だけでは根本的解決にはならないと考え、新居浜製錬所の全面的移転の検討を開始した。明治二十八年一月七日、かねてから再雇用を希望していた足尾鉾山の前製錬課長塩野門之助を等内一級の高待遇で雇い入れたうえ、移転先の候補地の検討に入り、ようやく、同年十一月二十日瀬戸内海の孤島四阪島を適地と考え、八一町歩余（約八一ヘクタール）を九三〇〇円余で購入した。第一回の衆議院で伊庭と同期であった田中正造は、足尾鉾毒事件で政府と対決を繰り返していたが、明治三十四年三月の第一五帝国議会で、四阪島への製錬所移転に言及し、「伊予ノ国ノ別子銅山ハ、第一鉾業主ハ住友デアル、ソレ故社会ノ事理人情ヲ知ツテ居ル者デ」、「住友ハ山ヲ以テ、之ヲ子々孫々ニ伝ヘテ、之ヲ宝ニシテ置ク」と、その処置を賞賛した。<sup>\*1</sup>

これより前、明治二十八年五月四日には第一回の重役会議が尾道支店で開催され、伊庭別子支配人をはじめ、田辺貞吉本店支配人、豊島住作・田艇吉・谷勤治・服部褰の各理事が集まった。席上、住友銀行の創設、本店の移転新築、海外貿易の拡張、石炭業・神戸茶業の方針、蔵目喜鉾山の改革等が決議され、同年十月一日住友銀行が開業した。

### 家法の改正

明治二十九年（一八九六）十月一日、伊庭は住友家法が実態にそぐわなくなったので、ここに大幅改正した。その要点は、次のようなことであった。

- (1) 重任局を廃し、重役会で重要事項を審議すること。<sup>\*2</sup>
- (2) 総理人を総理事と改称すること。
- (3) 従来、支配人の下位にあった理事を支配人の上位とし、総理事および理事を重役として重役会の構成員とするが、場合により特別に、支配人・副支配人も重役に列するこ



四阪島

\*1 『田中正造全集』第八巻「岩波書店 昭和五十二年」

\*2 明治十五年家法で設置された重役会。家長・総理人（総理事）・支配人・副支配人・理事で構成され、主要店部の別子鉾山・神戸支店には分局が置かれ、その店部の支配人・副支配人・理事がその構成員となった。

とがてきること。

(4) 課長を主任と改称すること。

(5) 鉱山出店を別子鉱業所と改称すること。

ここに、大阪本店の重任局と別子鉱山ほか各支店の重任分局による複数決議制が廃止され、決議機関は重役会に統合、一本化された。明治二十九年の家法改正に併せて、別子鉱業所の事務章程も改正された。これによると、別子鉱業所は別子に本部を置き、「所属鉱山、山林、耕地地等ニ関スル一切ノ事務ヲ所理スル所」と、その事業は鉱山・山林・土地経営をその三本柱にあげている。また、新居浜の発展にともない「事務上ノ便宜ニ由リ」、同所に鉱業所出張所を置くとして規定していたが、これは明治三十二年新居浜に本部が移行する伏線でもあった。その事務分課は、図2-4のように一部二課、一出張所二鉱業支所であった。伊庭は、山根・新居浜製錬所の閉鎖と四阪島への移転にみられるように、煙害で荒れた別子山林の復旧事業にも熱心であった。そのため、明治三十一年五月九日、山林課を設置し、製炭課の業務と土木課の所管であった植林・伐採事業を引き継いだ。ここに山林課は、明治十八年以来独立の部局として復活し、住友の本格的な山林経営がスタートしたのである。

## 二 山林課の復活と大規模造林の開始

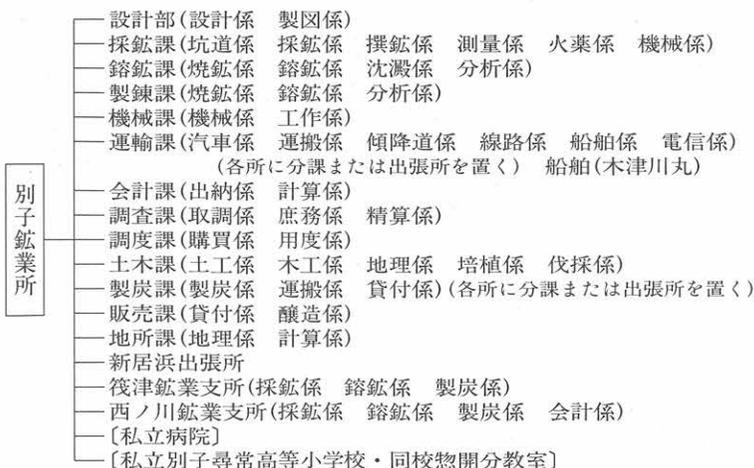
### 本荘種之助の山林上申書

明治二十年代（一八八七〜九六）に入ると、薪炭と用材の不足は急を告げた。明治二十六年鉱山鉄道の開通により石炭の運搬手段が確保され、翌二十七年から蒸気機関への薪使

図2-4 別子鉱山組織図（明治29年10月）



本荘種之助（明治30年当時）



用が廃止されるなど、製錬燃料の石炭・コークスへの転換も進んでいた。しかし、植樹のほうはいま一つ低調であり、明治二十年以降では二十一年の八万二三五〇本をピークに、以後二十六年まで二万から六万本台であった（表2-13参照）。また、その植樹も明治二十二年神戸で樟脳製造が開始されると、その原料となる樟の植樹に発展した。すなわち、二十四年大阪池田産の樟苗二〇〇〇本を購入し、新居浜の金子村の苗園で育て、金子山や御代島に植林したのであるが、薪炭・用材の欠乏を補うという本旨からははずれるものであった。

明治二十七年六月十一日、土木課長本莊種之助は「山林之義ニ付上申書」と題する書類を伊庭の前任の別子支配人久保盛明に提出し、植林事業の刷新を提言した。その要点は次のようなことであった。

- (1) 別子鉱山の鉱山備林はそのほとんどが禿山であり、諸建材・坑木、薪炭に至るまで欠乏している。
- (2) その七番山も近年建築用材に全山の三分の二が伐採される惨状なので、以後立木伐採を禁止したい。
- (3) 当面一〇万円で良材を購入し、急増する建築用材に充て、良材の濫伐を防ぎ永年に供給できるようにしたい。
- (4) 近隣山林での薪材伐採はほぼ限界にきたので、これを石炭に代用するとともに、遠くの山林から調達するために馬道・索道の開設を必要とする。
- (5) 地理方所管の山林六四〇〇町歩余の収支を明らかにすること。

表2-13 別子の植林本数(明治21~26年) (単位:本)

年次	樹種	七番山	立川山	金子山	御代島	合計
明治21年	檜	21,110	25,000			46,110
//	杉	27,240				27,240
//	松	6,000				6,000
//	栲	3,000				3,000
小計		57,350	25,000	0	0	82,350
明治22年	檜		26,800			26,800
//	杉	14,700				14,700
小計		14,700	26,800	0	0	41,500
明治23年	檜	13,000	28,550			41,550
//	杉	250				250
小計		13,250	28,550	0	0	41,800
明治24年	檜	13,620				13,620
//	杉	11,730				11,730
//	樟			1,450		1,450
小計		25,350	0	1,450	0	26,800
明治25年	檜	24,220	29,500			53,720
//	杉	2,700				2,700
//	松	2,300				2,300
//	樟				2,900	2,900
小計		29,220	29,500	0	2,900	61,620
明治26年	檜	27,520				27,520
//	杉	5,000				5,000
小計		32,520	0	0	0	32,520
明治21~26年累計		172,390	109,850	1,450	2,900	286,590

出典:「別子鉱山考課状」

\*1 明治二十四年「別子鉱山考課状」

\*2 本莊種之助  
文久二年(一八六二)~?

滋賀県近江八幡市出身。明治十二年伊庭貞剛を保証人として入店、別子鉱山勤務となる。同年土木係十五年山林課勤務となり、十八年山林課が土木課に吸収されてからも一貫して山林事業に携わる。明治二十九年土木課長、三十一年山林課が再設されると、その初代主任となった。

\*3 明治十四~三十二年山林保護ニ関スル書類所収

(6) 伐採利益の一部を植林費に充て、植林をますます拡張すること。

(7) 植林を拡張する一方で稚樹・嫩木<sup>わかぎ</sup>を育成し、良木の濫伐を防止すること。

次いで、具体的な刷新方法を、地理方・培植方・伐採方に分けて提言している。

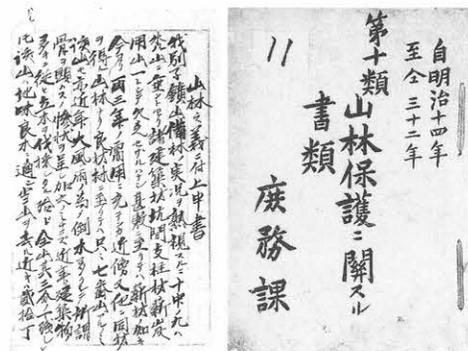
〔地理方〕 まず、正確な山林台帳を作り毎年の収支を明記した年表を作成すること。

次いで山林の境界帳を作成し、すべてに買主の立会調印を請けること。また、備林一覧表を作成し、反別・原価・地種・立木種類・等級を調査記入し、併せて製炭課所管の山林もひとまとめに管轄し、完全な所有地一覧表を作成すること。

〔培植方〕 今日まで、七番山・五良津山・立川山<sup>たがわ</sup>へ檜<sup>ひのき</sup>・杉一三万本を植え付けたが、

今後は苗畑の地質に適合する植樹の費用を助成するので、立川・五良津の苗木栽培所に不足する苗木は他所から購入する予定である。また五良津山や浦山は盗伐の甚だしい山林なので、出張所を設けて山林監守をする一方、植樹とその関連事業を行い、将来良材山に転換できるような農地も設けたい。なお、植林予定地の地ごしらえ・刈開けは、年貢なしで切り畑を希望する者に貸し付ければ、年季明けに刈開けの費用が助かるであろう。製炭者による山林の濫伐は、禿山となり植林に多大の費用がかかるので、今後は、山林係が製炭林・薪材林を所管し、これに区画を定めて、その地に適した植樹・伐採を行いたい。そうすれば、立派な森林となるはずである。

〔伐採方〕 七番山は原則として伐採禁止とするが、伐採跡の末木や風倒木の伐採、または東延斜坑の梓木・巻樋板・杉板が他山から供給できない場合は、その限りではない。これまでの製材は、木工係の注文に応じてそのつど着手していたが、これでは伐採の時期を失し、運賃等も高くつき、山林保護の面からも損失が大きいため、今後は需要を予測し大量に製品を保有する必要がある。しかし、場合によっては大量製品の購入も一つの方法



本荘の山林上申書(明治27年6月11日)

であり、事業の進歩にかんがみて決して損失にはならないであろう。木工係は、良木の損失がないよう製材の技術を磨き、短材から壮大な建築物が建てられるよう心がけるべきである。伐採方は、所有山林や備林が永続することに留意し、伐採ばかりに目を向けず、業務のかたわら世間一般の木材相場を調査し、利益があれば木材購入も視野に入れなければならない。坑内支柱材は、今日最も急を告げる欠乏材である。備林内のまばらな立木では坑内安全の役にも立たない。早急に里方や高知県方面から購入したい。

以上、本荘の提言は、鉱山備林永続のために山林係が、製炭課所管の山林もひとまとめに管轄し、計画的な山林経営を行うこと、鉱山のエネルギー需要は石炭に転換すること、当面に必要な坑木等の用材は購入でしのぐことを提言し、山林保護と植林の重要性を強調したのである。明治二十年（一八八七）の土木課長児島芳次郎の提言をさらに推し進めたものであった。

### 伊庭貞剛の植林思想

明治二十七年（一八九四）七月、別子支配人久保盛明の後任となった伊庭貞剛は、滋賀県蒲生郡武佐村西宿（現、近江八幡市）の出身であった。琵琶湖南部の田上山系たなかみの木材は、奈良平城京の建設や信楽焼きの薪炭として濫伐され、その土砂が草津川・天神川など数多くの天井川を生み、琵琶湖から唯一流れ出す瀬田川（淀川水系）の川床を上げ、琵琶湖周辺の住民は長年にわたり水害に悩まされていた。明治六年明治政府は、淀川水系への土砂流入を根本的に解決するため、淀川水源砂防法を定めた。次いで同法成立前後に来日したオランダ人技師ヨハン・デレーケを御雇い外国人として雇い、彼の築港技術で田上山系に砂防ダム工事を実施するとともに植林事業を始めた。これにより、田上山系はわが国砂防



滋賀県草津川上流のオランダ堰堤  
デレーケの設計で明治11年の完成と伝えられる

ダム発祥の地となっているが、伊庭は植林事業の重要性を早くから感じ取っていたものと考えられる。これに加え、二代目山林局長であった品川弥二郎とは無二の親友であり、ますます植林事業へ傾倒していったのであろう。はからずも、別子支配人就任と同時に煙害問題に遭遇し、煙害で荒れ果てた別子の山々を実見したのである。そこで本荘の山林上申書を目にした伊庭は「このまま別子の山を荒蕪するにまかしておくことは、天地の大道に背くのである。どうかして濫伐のあとを償ひ、別子全山をあをとした姿にして、之を大自然にかへさねばならない」という大方針を立てて、積極的に植林事業を開始したのである。

すなわち、明治二十二年から二十六年まで毎年六万本に満たなかった檜・杉等の植林本数は、明治二十七年の伊庭の別子支配人就任とともに、同年一萬本余に、二十九年には四〇万本余に増加し、ついに三十年には一二〇万本余と一〇〇万本の太台に乗った。以後三十一年には一三五万本余、翌三十二年には一四五万本余と、毎年一〇〇万本を超過するに至った(表2-14参照)。その中核となったのが、五良津山の所有林一四四九町歩余(約一四四九ヘクタール)の大造林計画であった。明治二十七年、伊庭支配人は五良津山に檜・杉の植林を開始したが、その実現には専門家の知識が必要であるとして、二十九年六月五日関川村の貴志喜三郎と植林の請負契約書を締結した。これによると、明治三十年から三十九年までの一〇年間に毎年檜四〇万本、杉二〇万本の合計六〇万本を新植し、その苗木は吉野地方の良種を精選することとした。吉野式造林の採用は注目されることである。

### 山林課の復活

明治三十一年(一八九八)五月九日、伊庭貞剛は山林事業を独立して行う必要を痛感し、

表 2-14 別子の植林本数(明治27~32年)

(単位:本)

年次	樹種	七番山	立川山	上野山 (五良津山)	大永山	別子山	脇ノ山	合計
明治27年	檜	25,000	15,450	26,700				67,150
//	杉	5,000	22,250	22,750				50,000
	小計	30,000	37,700	49,450				117,150
明治28年	檜	14,000	52,500	48,000			30,000	144,500
//	杉	15,500	23,500	76,500			15,000	130,500
	小計	29,500	76,000	124,500			45,000	275,000
明治29年	檜・杉							406,200
明治30年	檜		150,725	519,200	25,150	127,650	85,476	908,201
//	杉			308,800				308,800
	小計		150,725	828,000	25,150	127,650	85,476	1,217,001
明治31年	檜・杉							1,353,605
明治32年	檜・杉							1,450,930

出典:「別子鉱山考課状」

\*1 『幽翁』(聴松会発行 昭和八年。昭和五十六年住友修史室復刻)

\*2 明治二十九年「別子鉱山考課状」「五良津山事業区業務参考資料調書」

\*3 奈良県吉野地方の造林法  
杉・檜の混交による極度の密植と集約的な保育による年輪整一な本末同大の木材を生産するための長伐期の施業体系。

明治十八年以来土木課に属していた植林・伐採事業を山林課として再び独立させた。山林課は、植林・伐採事業を中心に製炭課の業務を引き継いだので、①地理係、②培植係、③木材係、④製炭係、⑤運搬係、⑥貨糧係が置かれた。山林課では植樹・造林事業についても息の長い永遠の事業であり、数十年後でなければその成果は現れてこないが、生育のちは薪炭の原料はもとより、坑木・用材となり、間接的には土砂止めなど水源涵養かんようの役目を果たす重要な産業であることを認識していた。今後、本格的な山林事業を展開するためには、ぜひとも専門技師の知識が欲しいところであった。

明治三十一年、伊庭は親友品川弥二郎の關係から山林局長志賀重昂の推薦により、帝国大学農科大学（現、東京大学農学部）出身の林学士\*1籠手田彦三\*2を雇い入れて、その指導のもと計画的な植林事業を開始した。同年山林課は、将来の課題について次のように述べている。

(1) 木材価格を安価にして、別子鉾山各課の事業に役立てる一方、山林課の経済的自立を図る必要があること。

(2) 木材係は坑内支柱・用材・焼窯など一定の諸材を備蓄するが、坑内支柱に限り里方で購入運搬すること。今後不足する用材は、高知県内の官林払い下げ木か、九州地方から購入する予定。

(3) 第一備林のうち七番山は伐採禁止とすること。

(4) 従前の伐採跡地には、順次造林を施業し、林相を回復すること。

(5) 所要の薪材四七万貫目（二七六二・五トン）は、将来植林した山から供給したい。

(6) 培植係は一か年新植二〇〇万本の予定で植林すること。内訳は、七番山伐採跡地へ五〇万本、五良津山へ六〇万本、立川・大永山へ四〇万本、高知県の高藪方面へ三〇万



林学士 籠手田彦三  
(明治31年当時)

\*2 明治三十一年「別子鉾山考課状」

\*1 籠手田彦三

慶応三（明治三十二年）（一八六七—一八九九）長崎県田平町出身、帝国大学農科大学卒業。明治三十一年、品川弥二郎・志賀重昂（山林局長）の紹介により住友入社、翌年別子鉾業所山林課主任代理心得となるが、別子大水害により志半ばで殉職。

本とすること。

(7) 地理係は、境界調査の査定など、山林経営に緊急を要すること。

(8) 製炭係は、近年石炭など他燃料の増加により、自然その需要は減少傾向にあるので、

高敷の製炭高・運搬高をそれぞれ三六万貫・三〇万貫目に抑制すること。

すなわち、山林事業を将来独立した事業にするため、現在は毎年新植二〇〇万本を達成し、所要の用材は購入して伐採事業を縮小するという、大規模造林計画を立てたのであった。

翌三十二年八月、別子大水害が発生し五〇〇人余の犠牲者を出した。植林事業を手がけたばかりの籠手田技師も、志半ばで殉職した。これにより、別子山の全施設は壊滅的打撃を受けたので、同年十一月事業所本部を新居浜に移転した。山林課も新居浜を本部として、別子には出張所を、小麦畝と高敷にはその派出所を置いた。同年一月に伊庭貞剛の後任として別子支配人となったばかりの鈴木馬左也は、水害の原因が山林の濫伐によることを教訓として強く認識し、籠手田技師と同門の林学士八戸道雄<sup>\*1</sup>を雇い入れて、これまで以上に山林事業に力を入れた。

なお明治三十二年一月、別子離任に際して伊庭は、職員一同から饞別として土佐の椀材<sup>もみ</sup>を送られた。伊庭はこの椀材を用いて三十七年大津石山の別荘活機園の和館（現、伊庭貞剛記念館）を建築し、別子在職中の記念とした（「随想録」参照）。晩年を活機園で過ごした伊庭は、別子の山々によみがえった緑を見て、「わしの、ほんたうの『事業』<sup>\*2</sup>といつてよいのは、これだ。わしはこれでよいのだ」と語ったと伝えられている。



別子大水害 小足谷付近（明治32年）

\*1 八戸道雄  
昭和十六年（一九四一）

帝国大学農科大学卒業。台湾「羅東樟脳局」勤務のところ、明治三十三年品川弥二郎・志賀重昂の紹介により住友入社、山林課主任となる。品川文書によると、住友入社に際し、官吏という高待遇を捨てるので「住友に於ては余り安く見られぬ様致度」と述べている。しかし、一度意気を感じたら最後まで尽くしたいとも述べている。施業案編成の目途がついた明治四十三年退職。



林学士 八戸道雄  
（明治32年ごろ）

\*2 前掲『幽翁』

## 三 森林三法の成立と第二備林の返還

### 森林法の制定経緯

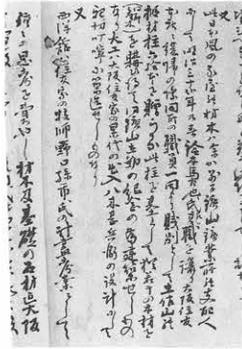
明治二十年代（一八八七〜九六）にかけて、政府は官有林の「囲い込み」を行い、山林の官有主義を強力に押し出してきた。<sup>\*</sup> すなわち、明治二十二年「会計法」が制定され、官有林野は官有財産となり、翌二十三年四月山林原野調査事業が開始され、二十四年四月には「施業案編成心得」を制定したのである。これに基づき官有林の実況調査は、「永遠官有とすべき林野と、将来存置を必要としない林野に区分する」（同実況調査内規一条）と宣言し、二十六、七年にかけて実施された。その結果、官有の山林原野のうち、将来林産の増殖に適当な土地は、これを官林に編入する見込みという調査方針が貫かれたため、官有林の民間への下げ戻しを否定され、原野だけがその対象となった。したがって、山林の下げ戻しは、農民の入会い慣行とは無関係に、政府の森林経営の都合によってなされることになった。これに対し、明治二十年代以降の自由民権運動退潮期のなかで、農民の無条件下げ戻し要求は後退し、民権家から問題解決のために森林法制定の要望が起こった。また、明治二十七年から二十八年の日清戦争は、木材の需要を喚起し、鉄道の発達はこれに拍車をかけたが、民間林業家や山林地主の中からも山林の盗伐や放火を防ぐため、森林法の立法を望む声が上がった。政府のほうでも、明治八年大久保利通内務卿の「仮山林規則」に始まり、同十五年成立はしなかったが森林法案を検討した経緯もあり、ここに官民そろって森林法制定の機が熟したのである。

明治二十九年、政府はヨーロッパ、とくにドイツ林学の影響を受けた森林法案（七章一

<sup>\*</sup> 以下の林政は、『日本林業発達史』上巻（林野庁昭和三十五年）、中尾英俊『林野法の研究』（勤草書房昭和四十年）、筒井迪夫『日本林政史研究序説』（東京大学出版会昭和五十三年）、西尾隆『日本森林行政史の研究』（東京大学出版会昭和六十三年）等参照。



大津石山の活機園



伊庭貞剛直筆の「随想録」  
別子の木材で活機園を作ったと記す

○二条)を第九帝國議會に提出したが、これには農民が期待した官林の下げ戻しと、地元利用の権利が認められないのみならず、實際監督されるのは民有林ばかりで、官有林の監督・管理運営には触れられてはいなかった。そのため、衆議院でもそのことが問題とされ、政府と激しく対立し、委員会は修正案として、①この法案は一般森林監督のものと修正すること、②官林の管理経営を規定する別個の法案を提出すること、③官林の下げ戻し法案を必ず當議會に提出することが可決された。こうして、大幅に修正、骨抜きにされた政府案は、衆議院本會議に提出され可決されたが、貴族院で審議未了のまま成立しなかった。しかし、その後の、①森林法、②国有林野法、③国有土地森林原野下戻法の、いわゆる森林三法の原型が誕生したのであった。

### 森林三法の制定

明治三十年(一八九七)一月、政府は森林法修正案、国有林野法、国有土地森林原野下戻法の三法案を第一〇帝國議會に一括提出した。これにより、森林法修正案は国有林野法・下戻法と別建ての法律となり、また前回議論が紛糾した森林組合制度の項を削除したので、\*森林法は全六章六四か条に縮小されたものになった。

明治三十年三月二十四日、森林法は可決され成立したが、国有林野法、国有土地森林原野下戻法案は、審議未了のまま廃案となり、ようやく明治三十二年三月第一三帝國議會で可決された。ここに森林三法が成立し、国有林野法と下戻法と共に成立した森林資金特別會計法を根拠として、同年七月から国有林野特別経営事業が開始された。まさに、明治三十二年から大正中期に至る期間は、ドイツ式森林経営を模範とする国有林野経営の前進の時期であった。

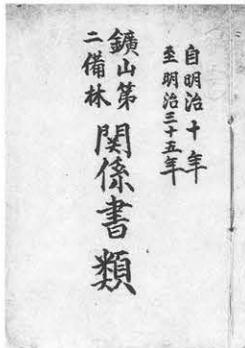
### \* 森林法の要点

第一章「総則」では、森林を御料林・国有林・部分林・公有林・社寺有林・私有林の六種に定め、この区別に基づき法律を適用した。  
第二章「官林ノ監督」では、森林經濟の保続を損ない、または荒廢するおそれがあるときには、主務大臣(農商務大臣)が官林の方法を行政指導することができる(第三條)というもので、官林方法・伐採・造林・開墾等に関する大臣の権限が規定されていた。  
第三章「保安林」では、治山・治水・水源涵養等、保安林編入の九項目を規定し、その解除は府県知事の申請があれば認可する。かつ利害関係者の異議申し立ても認めるとした。ただし、保安林編入・解除の最終権限は主務大臣にあるとした。  
第四章「森林警察」では、山林利用上の制限・禁止あるいは義務を規定したもので、火入れ・焚火の際の許可申請、火災・虫害時の地元住民の消防・駆除を義務づけていた。  
第五章「罰則」では、第四章に定めた規定違反や、山林での犯罪行為・義務違反の罰則である。たとえば、林産物の窃盜・樹木傷害・放火・標識の移転や毀壞等であった。  
第六章「雜則」では、この法令から北海道・沖縄を除外する規定と、その他の補足からなっていた。

## 第二備林返還問題の発端

明治二十七年、八年（一八九四―九五）にかけて実施された官有林実況調査の結果、国有の山林原野は、将来林産の増殖に適当な土地は、これを官林に編入する見込みという調査方針が貫かれたことはすでに述べた。<sup>\*1</sup> 明治二十七年七月、別子鉾山製炭課の上申書によると、「其筋ノ方針俄カニ一変シ」と政府の国有林政策変更を告げ、具体的には立木払い下げに關し、用材もしくは特別価値ある木材と雑木を区別して出願するよう命じたり、あるいはたとえ鉾山備林であつても、予算外の払い下げは林区の經濟に影響するので、施業案もしくは輪伐法によつて払い下げるよう命じるなど、払い下げに制限を加えるようになったと述べている。<sup>\*2</sup> 実際、当時国有林の借用や、立木払い下げ願ひはことごとく却下されている。

明治二十八年六月、製炭課は伊庭支配人の名義で高知大林区署に、新居郡加茂村大字藤ノ石山字谷崎山ほか八か所の備林一万四〇〇〇町歩余の立木払い下げ願ひを提出したところ、同年九月十四日高知大林区署から、思わぬ質問書が寄せられた。すなわち、当大林区署として、国有林の植樹計画もあるので、明治十八年八月の第二備林設定契約第四条にある「針葉樹伐採跡地には、自費で植樹する」という約束はどうなっているのかという厳しい尋問であつた。これに対し、明治二十八年九月二十七日伊庭支配人は、これまでの造林事業は幼稚で、相應の計画を立てることができずに苦慮してきたと、過去の誤りを率直に認めた。今やようやく植林事業も緒についたので、遠くないうちにその計画を提出すると約束した。翌二十九年九月六日、伊庭支配人は植栽計画の考案中、さらに議論を踏み込んで「当初備林トシテ御採可相成候御主意ニ基キ」鉾山備林を払い下げてくれるよう高知大林区署長山根亀吉に上申した。



鉾山第二備林關係書類

\*1 明治十―三十五年「鉾山第二備林關係書類」。以下の記述は、とくに断らない限りこれによる。

\*2 明治二十七年「別子鉾山考課状」

## 第二備林の返還

ところが、当時の政府は森林三法の制定を通じて国有林野の強化を図ろうとしていた矢先であり、とうてい払い下げ願いは聞き届けられなかった。むしろ、明治十八年（一八八五）に締結した別子鉱山との備林契約を更改したいと考えており、はからずも明治三十年四月三日高知大林区署は、第一備林と第二備林を包括した次のような備林契約修正案全三〇条を示して、その回答を求めた。

(1) 本契約締結後は、明治十八年の備林契約は消滅すること（第二条）。

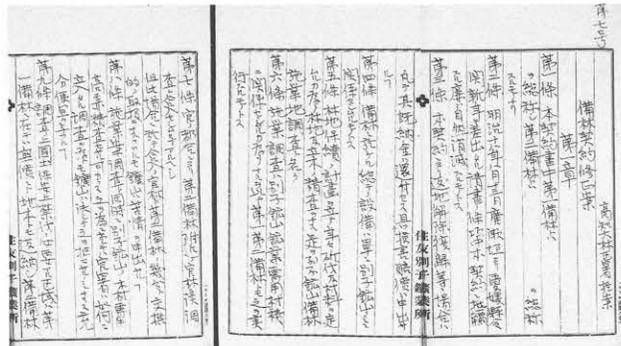
(2) 林地保続のため別子鉱山備林の施業地調査を実施し（第五条）、その範囲は第一・第二備林にも及ぶこと（第六条）。

(3) 施業調査と同時に別子鉱山の木材需用高も精査し（第八条）、その結果鉱山の需用を超える第二備林の材積地は、これを解約すること（第一〇条）。

(4) 保安林指定の場合、第一備林は無償返納とし、第二備林は一切払い下げをなさず、備林を解約する（第九条）。

(5) 備林施業地調査に際し、その方法・実施ともすべて大林区署の自由に任せること（第一一条）、また調査に必要な測量・測樹、その他人夫や区画標柱に至るまで鉱山の負担とすること（第二一条）。

政府の鉱山備林に対する厳しい態度が読み取れる。しかし、別子鉱山にとってより問題であったのは、本来第二備林の契約更改が本筋であるにもかかわらず、高知大林区署はその機に乗じて第一備林まで限定しようとしたのである。山林係今沢磯之輔の言を借りれば、「第一備林モ共ニ包容シ、契約ノ修正ヲ為サントスルニ付テハ、住友側ノ不利甚シキ」と述べている。住友では高知大林区署案を断然拒絶することに決していたが、そのためには一



備林契約修正案（明治30年4月3日）

昨年約束した第二備林の植栽計画を早急にまとめ、当局の理解を得ておく必要があった。

同年八月、第二備林の植栽計画として合計七五町歩（七五ヘクタール）に檜四五万本を植林する計画書を提出したが、当局の理解は得られず、契約修正案の回答を迫られた。そこで八月以降、住友側は次のような対案全一二か条を示して間接的に拒絶の意思を表明した。

(1) 第一備林と第二備林の包括的契約を排除すること（第二条）。

(2) 施業調査には賛成するが、第一備林は鉾山自ら調査し、第二備林は高知大林区署の調査といえども必要があれば立ち会い、すべて合議の上で実施すること（第四条）。

(3) 備林中、自費植栽の樹木は鉾山所有とすること（第七条）。

(4) 備林は別子鉾山の鉾業と共にあるもので、鉾業の存続する限り継続すること（第一〇条）。

(5) 第一備林は明治七十五年（一九四二）が契約期限であるが、鉾山所有の樹木を保持するため更に再契約ができること、第二備林中の自費植栽地の貸付期限についても、右に準じること（第一条）。

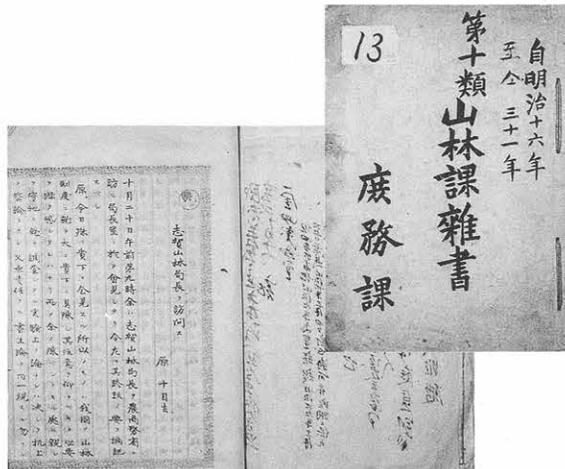
以上の住友案は、製錬課主任林茂雄が高知大林区署に持参出頭し協議を重ねたが、ことごとく大林区署案に対立するものだったので、結局妥協成立せず不調に終わった。同年十月五日に至り、高知大林区署は第二備林全一六四か山のうち一四一か山の解除を達達した。残り二三か山は大林区署に書類が残っていなかったためで備林と認めなかったためであり、実質第二備林すべては解除され、国への返還が決定したのである。

## 山林局長との対談

明治三十年（一八九七）十月二十日住友では、社外の論客原十目吉を農商務省山林局の志賀重昂局長のもとへ派遣し、今後鉦山備林を取り上げないよう善処方を依頼するとともに、住友の山林経営方針を示してその理解を求めた。<sup>\*</sup> 志賀山林局長は、第二備林の解除について（住友は）伐採跡へ植林ヲ謀ラス、実ニ不親切ナリト聞ケリ、山林ヲ一人ニ専有セシムルハ国家ノ上ニ於テ大ナル弊害ナリ」と、その理由を説明した。これに対し原は、第二備林は別として第一備林には大いに植樹を敢行しており、「七番山ノ如キハ大樹鬱蒼タルモ、未タ伐採ヲナサズ」と述べ、別子備林のように鉦山の命脈にかかわるような所は「伐採ヲ慎ミテ、植樹ヲ努ムルハ実ニ別子銅山ノ本旨ナルモノ」と弁明した。併せて、第二備林の植林を見合わせた理由について、「植樹ノ如キハ百年ノ大計ニ属スルモノニシテ、一反歩二円五〇銭ノ貸下料ヲ出金シテ植樹ヲ計リ収利ヲ見ルベキニ非ズ、故ニ止ムナク植樹ヲ見合セ居ル」と、採算コストの面からやむなく見送ったと説明した。また、原は持参した植樹の明細表を示して、毎年一万円の植樹費をかけ、山上の中七番等には苗木園を設け、植樹職の農民を常に雇い入れている状況を親しく実見しているのので、「他ノ山師連トハ違ヒ、住友ノ如キ大家ハ無責任ノコトハ為サ、ルベシ」と弁護した。それゆえ、別子鉦山から備林を取り上げ、植樹を妨害するようなことをしてはならないと要望した。これに対し、志賀山林局長は「確實ナル住友ノ如キニ、植樹ヲ計画セシメサル可カラス」と理解を示し、自分の希望は一日も早く伐採跡に植樹し、国土の保安を維持することであると述べた。その希望は、伊庭支配人の提唱した住友の植林事業に合致するものであった。

こうして、志賀山林局長が別子鉦山の備林に対して一定の理解を示してくれたので、住友は第二備林解除の訴求手続きをとらず、その処置を甘受することにした。

<sup>\*</sup> 原十目吉「志賀山林局長ヲ訪問ス」（明治十六、三十二年「山林課雑書」所収）。本項の記述は、これによる。



志賀山林局長との対談記録（明治30年10月20日）

## 四 施業案の編成経緯

### 国有林野特別事業と施業案

明治二十四年(一八九二)、政府は施業案編成心得によって施業案(森林計画)を編成していたが、経費と技術者不足によってその編成はわずか数千町歩にとどまっていた。明治三十二年三月九日、国有林野法とやらんで、森林資金特別会計法が第一三帝国議会を通過すると、政府は同年から国有林野特別経営事業を開始した。<sup>\*1</sup>この特別経営事業とは、①政府の直営に不適当な不要存置林野を売り払い、その資金で、②国有林境界の査定および面積の実測、③施業案の編成、④造林、⑤保安林・施業林地整理のための森林買いを実施するものであった。この計画は、当時の林務課長村田重治と林業課長松波秀実が立案したもので、村田はこの事業が国家財政とりわけ軍事費の財源貯蓄に有益であると述べている。こうして、同年九月国有林施業案編成規定一四一か条が公布された。<sup>\*2</sup>

政府は、明治二十四年の施業案実施の反省に立ち、今回の規定は技師一人、技手三人を一組とし、通計七〇四組の技術者動員を予定したが、規定そのものが詳細を極めたため編成作業に遅滞を来た。そのため、明治三十五年四月には規定を九四か条に緩和縮小した結果、大正十年(一九二二)の特別経営事業の終了期には検討面積四三二万七二町歩に対し、編成面積はその約九五%に当たる四一〇万六五〇一町歩を達成することができた。

### 別子の施業案編成準備と金山測量

明治三十二年(一八九九)十一月一日、別子鉱業所では政府の施業案規則に合わせるよ

\*1 『日本林業発達史』上巻(林野庁 昭和三十五年)

\*2 国有林施業案編成規定の要点

(1) 森林区画 将来独立の経営を行いうる単位として事業区を設け、その下に同一面積で複数の林班を置くこと。また林班に樹種・林齢等著しい相違があるときは若干の小班を設けるが、それは五反歩以上とする。

(2) 森林調査 施業の基礎データとして、地況(気候・地勢・土地・地位)、林況(樹種・作業種・疎密度・林齢・齢級・成立・材積・平均成長量)を調査し、併せて将来の施業見込み、既往の収入・支出、参考事項等も調査する。

(3) 收穫予定 作業級(同一作業種・輪伐齢で施業しうる集団)・伐採列区(伐採順序によって配置された林分群)を設け、輪伐齢・回帰年・更新期を選定し、施業期編入、伐採量の算定、伐採順序の確定、施業基案・年伐案の編成を行う。

(4) 造林予定 造林基案に基づき、連年造林案の編成を行う。

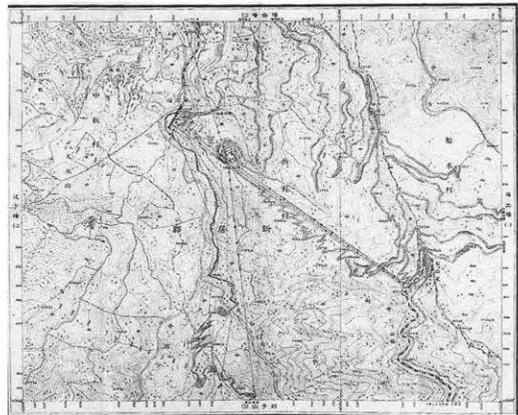
(5) 施業案説明書 以上(1)~(4)の諸点に対する施業案説明書の作成。

(6) その他 材木形数表など諸表の調整。

うに、事務章程の改正を実施した。すなわち、設計部に測量係を置き、山林課・土木課・採鉱課などの各課から選抜された測量技師を擁して、自力で別子鉱山周辺の山林・土地など全山測量に着手した。また、小足谷に住友別子山氣象観測所を設置し、天候・温湿度・降水量・風速などの基礎データを取り始めた。

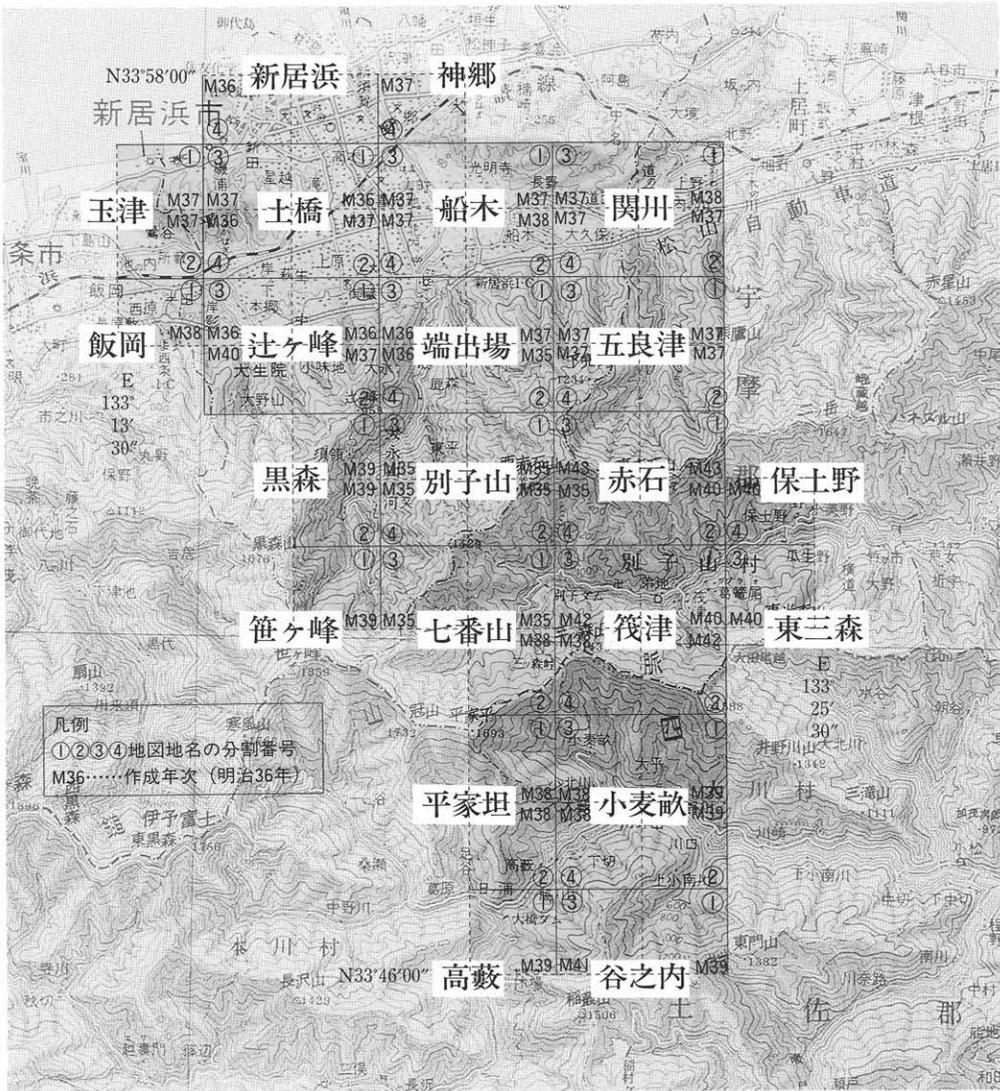
山林課の事務分掌は前年来、地理係・培植係・木材係・製炭係・運搬係・賃糧係の六つであったが、明治三十二年の改正で経営係・造林係・木材係・薪炭係の四つに整理統合された。新設の経営係の事務章程には、とくに「施業案編成、及林野ノ保護……」と施業案編成のことが明記されていたのである。そのため、同年の山林課考課状では、七番山の施業案を早急に実施したいと述べている。

しかし、施業案編成には準備が必要であった。それは、地形図等の各種データの収集と人材の育成であった。まず、全山測量について現存する六二枚の地図を見ると、新居浜・保土野など地名の一区画は四枚の地図からなっており、その測量範囲を見ると東は東経一三三度二五分三〇秒の保土野・東三森（現、伊予三島市）から、西は同一三三度一三分三〇秒の玉津・飯岡（現、西条市）まで、北は北緯三三度五八分の新居浜・神郷（現、新居浜市）から、南は同一三三度四六分の高知県の高藪（現、本川村）・谷之内（現、大川村）まで、約四〇〇平方キロメートルに及ぶものであった（図2-15）。その進行状況を見ると、明治三十五年には別子山の全部（四枚）に、七番山・端出場・赤石の各部分の測量原版が完成し、三十六年には端出場の残りとし新居浜・土橋・辻ヶ峰の各部分、三十七年には五良津の全部に、土橋の残りとし玉津・船木・関川の各部分、三十八年には七番山・船木・関川の残り、飯岡・筏津・平家垣（だいら）・小麦畝の各部分、三十九年には小麦畝の残りとし黒森・笹ヶ峰・高藪・谷之内の各部分、四十年には辻ヶ峰・赤石・筏津・谷之内の残りとし保土野・東三森の部分図を



全山測量係作成の地形図 (端出場④) 明治35年

図 2-5 別子鉱山全山測量係の測量範囲 (国土地理院20万分の1地形図に作図)



作成し終えた。測量原図はここまで通計五八枚であった。明治四十二年から地図の印刷を開始したが、同年筏津および翌四十三年赤石の各残りの測量原図が完成した。現存する地図を見る限り明治四十三年全山測量事業は完了したようである。<sup>\*</sup>ちなみに、国のこの地域における測量事業は、明治三十九年陸軍陸地測量部の五万分の一が最初であり、当時六〇〇〇分の一という精密な地図を国に先駆けて民間で実施した意義は大きい。

### 林業家育成の上申

明治三十四年（一九〇一）二月、山林課主任八戸道雄は施業案の調査に当たり、現在または将来の人材不足を憂い、「林業者養成ニ関スル意見」という上申書を記している。これによると、わが国の森林教育機関は未整備であるから、林業に精通しているものが少ない。まして有能な人材は官界に流れるので、民間で林業家を得るのは難しい状況にある。林業の将来を託す人材には次の三種が考えられるとした。

(1) 高等教育を受け、事業の計画、経済的設計をなすもので、その知識は帝国大学農科大学（現、東京大学農学部）林学科の卒業者と同等以上のもの。

(2) 中等教育を受け、(1)の計画を了承して実行できる能力を有するもので、その知識は農科大学林学科の実科卒業者と同等以上のもの。

(3) 下等教育を受け、(2)の実行を補助する能力を有するもので、その知識は高等小学校を卒業し、二、三年林学の実地経験したもの。

住友家の経営規模であれば、(1)の人材を二名、(2)の人材を五、六名、(3)の人材を二、三名必要とするであろうと指摘した。当面は農科大学卒業生のうち有望な人材を高待遇で雇い入れるしかないが、将来は、①木曾・吉野に森林学校ができるのを待つて職員を留学

\* 明治四十三年「別子鉱業所実際報告書」

#### (次頁注)

\*1 八戸道雄「主家林業ノ範圍ニ就テノ卑見」

\*2 山村亀太郎

明治六年、昭和十四年（一八七三—一九三九）広島県福山市出身。明治二十九年帝国大学農科大学乙科卒業、直ちに御料局に奉職し、静岡支庁勤務となり、のち大磯出張所に移り、本局設計課および静岡支庁兼務、三十四年十一月官を辞し、住友別子鉱業所山林課に転じ、住友山林の経営に従事する。施業案編成に大いに貢献し、『明治林業逸史』に「住友家の林業」と題して執筆している。大正十年住友合資会社経理部第二課長となり、昭和三年一月退職した。



林学士 山村亀太郎

\*3 明治三十五年「別子鉱業所実際報告書」

させること、②適当な職員を有名な林業家に委託し、一、二年実地研修を積ませること、③山林課職員ほか別子鉱業所に関係ある有志者をつのり、余暇に林学講習会を開催するか、または進んで下等森林学校を建設して、人材養成を図ることが重要であると述べている。また同年五月、八戸主任は住友家の林業範囲の拡大を上申し、四国では四万町歩までにその経営規模をとどめ、その余力をもって九州・台湾・中国方面で展開すべきであると述べた。<sup>\*1</sup> 林業経営拡大策からも、林業家の養成を急務としたのであろう。

### 施業案編成の実施

明治三十四年（一九〇一）十一月四日、住友ではこの上申に基づき帝国大学農科大学林学科卒で宮内省御料局の山林を担当していた山村亀太郎を山林課の営林係に招聘し、施業案の編成計画に当たらせるとともに、翌三十五年一月五日、八戸を林業事情調査のためヨーロッパに派遣した。<sup>\*3</sup> 明治三十六年六月十九日、山林課は林況調査内則全六三条を制定し、その方針が示された。これが住友における最初の施業案規則であった。同年九月、施業案編成の実施部門として山林課内に臨時森林調査事業所が設けられ、林況調査内則に従って経営山林の境界査定・林況調査・測量が開始された。翌三十七年八月二十四日、八戸主任が帰国すると課員は討論・協議のうえ、施業案の編成は本格化した。なお明治四十五年七月三十一日に至り、山林課の臨時森林調査事業所は、全山測量事業の終了と歩調を合わせるように、所定の境界査定・林況調査等が終了して閉鎖された。<sup>\*5</sup>

### 第一備林の施業計画

明治三十九年（一九〇六）二月、八戸主任は各事業区ごとの施業案作成のかたわら、第

<sup>\*4</sup> 山林課の「林況調査内則」の要点  
 (1) 森林区画 保統的造林および斫伐が可能で、独立の経済が維持できる区域に事業区を設け、その下に輪伐区・林班・小班を区画すること。  
 (2) 森林測量 森林区画で定めた各区画の境界を確定し、その面積を実測すること。  
 (3) 地況調査 各小班ごとに地勢・土壌・地位を調査すること。  
 (4) 林況調査 各小班ごとに樹種・作業法・疎密度・林齢・材積・平均成長量・林位を調査すること。

(5) 森林に関するその他の調査 各事業区ごとに①地形その他土地との関係、②沿革、③地方林業の景況、④既往の収額および費用、⑤森林の現況、⑥土地の権義に関する事項、⑦施業上に及ぼす外来の影響、⑧将来の施業方法について調査すること。  
 (6) 森林図の調整 事業区ごとに基本図・林相図を作成すること。  
 (7) 附則 森林調査員・森林調査成績表の規則。



林況調査内則  
 (明治36年6月 別子銅山記念館所蔵)  
 住友最初の施業案規則

<sup>\*5</sup> 明治四十五年「別子鉱業所実際報告書」

一備林とその介在所有林の造林計画書を作成し、施業案作成の参考に資そうとした。まず、森林面積を算出しようと、設計部全山測量係が明治三十二年から作成開始した六〇〇分の一の地図を参考にしようとしたがいまだ作成途上だったので、とりあえず地質調査所で作成した二〇万分の一の地形図を拡大修正して、二万分の一の地図を作った。これによって実地を調査したり、旧記をひもとき調べたところ、江戸時代以来借用している国有の第一備林の実測面積は、公簿面積の三〇％にすぎないことが判明した。すなわち、表2-15にあるように公簿面積二万二〇八七町歩余に対し、実測面積はその三〇％余の六六二六町歩余だったのである。明治三十九年九月政府は、国有林野台帳規程を制定し、旧地籍台帳を廃止したが、住友の第一備林はそれから遠くない時期に実測面積で登録されたようである。大正十年（一九二二）西条営林署の国有林台帳によると、すでに旧台帳の登録面積として六六四五町歩余が記されていた。<sup>\*1</sup>この登録面積には、明治三十六年二月不要存置国有林に指定され住友に払い下げられた鉱業要地一六九町歩余は含まれていない。<sup>\*2</sup>また、これら第一備林に介在する住友の所有林が二三七五町歩、それ以外の所有林が四三〇一町、住友の経営面積は第一備林を含めて一万三三〇二町歩余であることが判明した。

別子の森林帯には、海拔五〇〇メートル以下の常緑楮帯、海拔五〇〇メートル以上一〇〇〇メートル以下の栗帯、海拔一〇〇〇メートル以上の桐帯<sup>ぶな</sup>があるが、栗帯が当地方最大の地積を占め、国有林の過半はこの地帯に属すとしている。また、この地域に最適の樹種は檜であり、「特別ノ事情ナキ限りハ、当地方三帯ヲ通シテ造林ノ得ヘキ最重要ノ樹種ナリ」と断定している。ここに、別子の各事業所では檜造林が積極的に開始されたのである。以上、住友が国と同じように民間林業で早い時期に施業案を作成したのは、鉱山備林の中に第一備林という長期借用の国有林と、これに介在した住友の所有林があり、両者を区

表 2-15 第一備林の実測面積

鉱山備林	村名	実測面積	公簿面積	公簿比率	備 考
		町歩	町歩	%	
別子山	別子山村	4,630	15,528	29.8	大正6年 保安林指定
折宇山	津根山村	226	450	50.2	
寺野山	//	157	25	623.0	
峨蔵山	浦山村	236	1,116	21.1	
鬼ヶ城山	津根山村	280	720	38.9	
葛川山	//	845	2,520	33.5	
地吉山	浦山村	110	864	12.7	大正6年 保安林指定
外之尾山	//	142	864	16.4	
合 計		6,626 (6,645)	22,087	30.0	

注：明治8年、別子山（炭山場）の公簿面積は1万7,285町歩余（ ）の実測面積は、大正10年の「国有林台帳写」（明治8～昭和8年「借用国有林関係書類」所収）による  
出典：明治39年「拝借国有林・介在所有林造林成績並計画書」

\* 1 明治八、昭和八年「借用国有林関係書類」  
\* 2 明治三十六年「別子鉱業所庶務報告書」

別しては統一的な管理が不可能だったからであろう。また、品川弥二郎や志賀山林局長の推薦で雇った籠手田山林課主任の後任、八戸道雄が施業案に非常に熱心であり、山林課の将来方針である林業の独立自営のためには、施業案編成による計画的な山林事業しかないことを確信していたからであろう。なお、明治三十六年大阪天王寺で開催された第五回内国勧業博覧会で住友は、「別子銅山附近所有林造林ノ方法」と題する展示品と別子産の檜・杉苗木を出品し、住友の山林事業を広く一般に知らしめた。<sup>\*1</sup> その結果、同年七月一日三等賞牌を受賞し好評を得たことは、その後の林業経営に少なからぬ好影響を与えたものと考えられる。

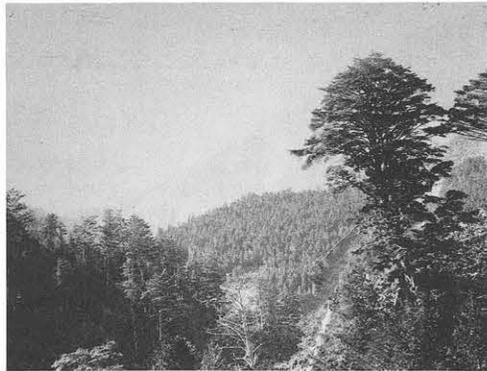
## 五 山林事業区の設定とその施業案

明治三十七年（一九〇四）から大正四年（一九一五）にかけて、七番山事業区など一九の事業区が設定されたが、その事業区面積は所有林約一万二〇〇町歩に借用国有林の第一備林六六二六町歩を加えた面積であった。<sup>\*2</sup> 具体的にそれぞれの施業案を検討してみたい（表2-16・図2-6参照）。

①七番山事業区 愛媛県宇摩郡別子山村七番にある事業区で、すべてが国有林の第一備林内にあった。江戸時代から非常時の鉾山備林として大切にされ、一部天然の針・潤葉樹林が残されていた。明治十一年（一八七八）から檜を主体に杉・松の植林を實行し、同三十七年までの植林木数は一四五万四七一〇本（年平均五万三三八七本）、造林面積は二九四町歩に達していた。明治十五年には苗畑が設けられるなど住友植林事業の発祥地でもあ



中七番の大杉（現在）



七番山事業区の植林（明治後期）

\*1 明治三十六年「別子鉾業所庶務報告書」

\*2 住友の最初の施業案は、すべて「業務参考資料調書」と記されているが、内容は施業案説明書なので、すべて施業案の名称で統一する。

った。明治三十七年一月、これを管理するため中七番に七番派出所が設立され、同年から翌三十八年にかけて所管面積一五二四町歩余で施業案を策定し、翌年から実施された。施業案によると、作業級は檜喬林皆伐作業区一二四三町歩余と闊葉樹喬林択伐作業区二八一町歩余に二分され、前者は三三の林班からなり、その輪伐期は一二〇年とされた。後者は五つの林班からなり、その輪伐期は伐採開始前の検査で査定するとされたが、のちに八〇年と定められた。

②葛籠尾第一・③同第二事業区 愛媛県宇摩郡別子山村にある葛籠尾事業区は、住友所有林と第一備林(銅山川を挟んで北側の赤石・二ツ嶽

図 2-6 別子山林事業区の分布図

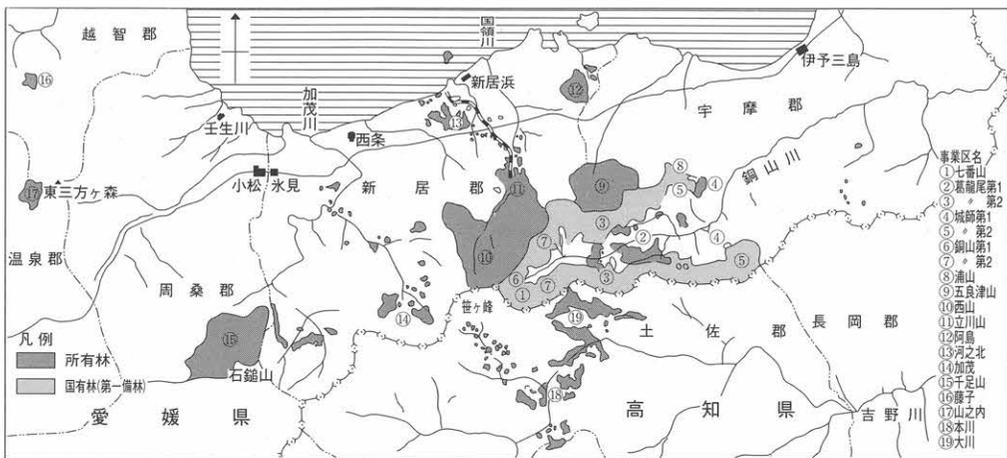


表 2-16 施業案編成時の事業区概要

事業区	現在地	編成年次	面積 町歩	林班	作業級	輪伐期 年	作業級	輪伐期
①七番山	愛媛県宇摩郡別子山村	明治38年	1,524.89	38	檜喬林皆伐	120	闊葉樹喬林拓伐	80年
②葛籠尾第一	〃	〃 40年	745.68	25	檜喬林皆伐	120		
③〃第二	〃	大正3年	2,492.82					
④城師第一	愛媛県伊予三島市	(明治40年)	90.25					
⑤〃第二	〃	(大正2年)	1,443.87					
⑥銅山第一	愛媛県宇摩郡別子山村	(〃 4年)	175.57					
⑦〃第二	〃	(〃 4年)	683.17					
⑧浦山	〃 土居町	(〃 2年)	501.43					
⑨五良津山	〃	明治44年	1,449.90	39	檜喬林皆伐	100		
⑩西山(大永山)	愛媛県新居浜市	〃 42年	2,149.26	(48)	(檜・杉喬林皆伐)	80		
⑪立川山	〃	〃 43年	961.52	19	檜・杉喬林皆伐	80	闊葉樹喬林皆伐	80
⑫阿島	〃	〃 38年	403.09	20	赤松喬林皆伐	80		
⑬河之北	〃	〃 44年	389.24	(19)				
⑭加茂	愛媛県西条市	〃 44年	659.92	35	檜・杉喬林皆伐	70	櫨矮林	
⑮千足山(石鎚山)	西条市・小松町・丹原町	〃 40年	1,817.45	54	檜・杉喬林皆伐		カラマツ択伐	
⑯藤子	愛媛県越智郡玉川町	〃 37年	157.01	9	杉喬林隔年皆伐	80		
⑰山之内	愛媛県温泉郡重信町	(〃 43年)	260.18					
⑱本川	高知県土佐郡本川村	〃 44年	1,412.91					
⑲大川	〃 大川村	〃 44年	754.12					

注：編成年次の( )は林況調査のみ、林班・作業級の( )は推定  
出典：各事業所「施業案」



第二事業区の施業案が編成され、昭和元年（一九二六）両事業区の合併時に第一次施業案の検訂がなされた。

⑥銅山第一・⑦同第二事業区 愛媛県宇摩郡別子山村の銅山事業用地を中心とした事業区である。明治三十六年（一九〇三）二月、銅山事業用地一六九町歩余は国の「不要存置林野」に編入されたので、同年十月住友への払い下げを願ひ許可された。よって、払い下げ地を主とした一七五町歩余を第一事業区、残りの六八三町歩余を第二事業区と区分し、後者は銅山川を挟んで南北の第一備林内にあった。その後、大正四年（一九一五）に第一・第二事業区の林況調査がそれぞれ行われ、昭和二年（一九二七）の第一次施業案検訂に際し、両事業所は合併された。

⑧浦山事業区 愛媛県宇摩郡別子山村の第一備林のうち浦山村（現、土居町）に置かれた五〇一町歩余の事業区。大正二年（一九一三）林況調査が実施されたが、その資料を欠き詳細は不明である。なお昭和二十三年（一九四八）、①から⑧までの事業区を合併して別子山事業区とした。

⑨五良津山事業区 愛媛県宇摩郡関川村上野村（現、土居町）にある面積一四四九町歩余の事業区である。当初は上野村の共有林であったが、宝永三年（一七〇六）十月立川銅山付属の炭山となり、その後住友の所有林となった。大正十五年（一九二六）、住友の所有権由来について関川村と紛糾したが、昭和五年（一九三〇）八月十六日県知事の調停により住友が関川村に寄付金を提供することと決着した。<sup>\*</sup> 明治二十七年（一八九四）から檜・杉の植林が開始され、二十九年には貴志喜三郎を請負人として、翌三十年から三十九年まで一〇年間、毎年檜・杉六〇万本を植え付けた。明治三十七年五月には山林課の五良津派出所が置かれ、四十年には新居浜の中村に松木苗園が設けられるなど山林事業は本格的にな



五良津山事業区の植林（昭和初期）

\* 大正十五、昭和五年「別子鉦山・関川村五良津山林ノ件」

った。ちなみに明治二十七年から四十三年までの植林本数は実に六九五万九千九百九十一本、その面積は八四四町歩余に達していた。明治四十四年に施業案が編成されたが、これによる植林の樹種は檜と選定し、局部的に杉を補うこととした。事業区に三九の林班を置き、作業級は檜の喬林皆伐法を採用することにした。また檜の輪伐期は一〇〇年と定めた。

⑩西山事業区 愛媛県新居郡大永山村・中萩村・大生院村（現、新居浜市）にまたがる二一四九町歩余の事業区である。本来は大永山を主とする事業区であるが、銅山の西側にあるので別名こう呼ばれた。明治十三年（一八八〇）から四十年にかけて、大永山村の私有林を購入したものである。当初は、山林課の別子本課と新居浜分課の所管であったが、明治三十二年新居浜に本課が移ってから七番派出所の管轄となり、明治四十一年大永派出所が設置されるに及び同所の管轄となった。明治二十二年から製炭の伐採跡地に檜・杉などの植林が開始されたが、統計の判明する明治二十九年から四十二年までの檜・杉の植林本数は五三〇万八千九百九本に達していた。なお明治三十九年にはカラマツ八〇〇〇本も植え付けられ、四十二年の施業案編成によって整備された。当初の施業案を欠くので、大正五年（一九一六）の第一回検訂施業案説明書によってみると、植林の樹種は檜・杉と選定し、場所によりカラマツ・赤松・花柏・榎（けむ）、およびその他の闊葉樹を更新樹種とした。事業区に四八の林班を置き、作業級は当面檜・杉の喬林皆伐法を採用することにした。また檜・杉の輪伐期は当初施業案は八〇年としていたが、今回は檜七〇年、杉五〇年と改定した。

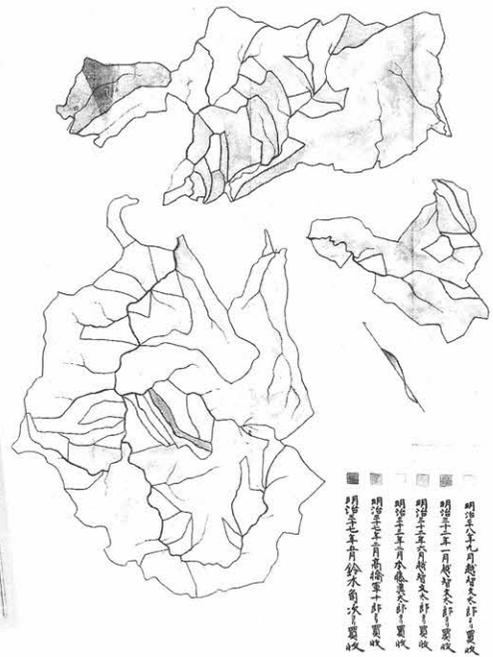
⑪立川山事業区 愛媛県新居郡立川山村（現、新居浜市）にある九六一町歩余の事業区である。この事業区は、別子銅山と尾根を隔てて接続していた関係から鉱山需用地として、あるいは林業地として明治十七年（一八八四）十二月立川山村から購入したものであ



立川山事業区（明治後期、石ヶ山丈下部の檜造林地）

った。この事業区は、標高差によって植生が著しく異なり、銅山越と接する上部区域（全面積の三分の二）は明治三十八年に製錬所が四阪島に移転するまで、角石原周辺で焼鉱が行われたため岩盤が露出していたが、下部区域（同三分の一）は闊葉樹林を形成していた。明治十八年から三十二年までの植林はすべて下部区域でなされ、その植林本数は檜九七二本、杉七九五本の合計一七六七本、植林面積は一八町歩余とわずかであったが、明治三十三年から四十三年までの植林本数は檜・杉を中心に二二万五三三八四本、植林面積は二一八町歩余に達していた。明治三十九年からは上部区域に砂防工事が実施され、カラマツ・ハゲシバリ等荒地に強く、地力養成になる樹種が植樹された。明治四十三年に施業案が編成され、植林の樹種は上部区域が当面カラマツ・ハゲシバリ等とされたが、将来は檜に更新すること、下部区域の樹種は檜・杉と選定された。事業区に一九の林班を置き、作業級は全事業区を檜・杉・カラマツおよび闊葉樹の喬林皆伐級と設定した。またこれらの輪伐期は八〇年と定めた。なお、昭和二十八年、⑨⑩⑪の事業区を合併して、大永山事業区とした。

⑫阿島事業区 愛媛県新居郡多喜浜阿島(現、新居浜市)と一部船木村船木にまたがる丘陵地にある四〇三町歩余の事業区であった。事業区の土地は、明治二十二年(一八八九)から三十七年にかけて当村内外の所有者から購入したものであったが、長年多喜浜塩田等に関わる入会地だったためわずかの所有林は荒され、大半の柴草は採取のため地力が衰微していた。そのため明治三十八年の施業案では、事業区に二〇の林班を置き、土砂の滑落や母岩の露出を防ぐため赤松を植林し、その補いにヤマハンノキを混植することにした。今後四〇年間は主伐を禁止し、赤松の喬林皆伐法を採用すること、輪伐期は八〇年と定めた。



阿島事業区の買収沿革図 (明治38年)

⑬河之北事業区 愛媛県新居郡新居浜町・金子村・角野村・中萩村・大生院村(以上、現、新居浜市)・玉津村・飯岡村(以上、現、西条市)の丘陵地にまたがる三八九町歩余の事業区であった。事業区の土地は、明治三十六年(一九〇三)四月、河之北の丘陵地二二〇町歩余を田村久五郎から購入したことに始まる。購入当初は近隣諸村との柴草刈取りの入会い慣行があったが、明治三十七年ごろより山楡(やしろ)の造林を開始し、四十四年に施業案を編成した。当初の施業案が残っていないので、大正七年(一九一八)の第一回検訂資料で見ると、事業区に一九の林班を置いたが、土地が痩せていたので赤松を中心にハゲシバリ・ヤマハンノキ・ニセアカシア・柵(ふし)等を植林することに努めた。また、施業案編成時に入会山の松茸を売却し、その後その保護・繁殖に努力したため松茸が収入の大半を占めたという。なお、昭和二十五年(一九五〇)、⑫⑬の事業区を合併して河之北事業区とした。

⑭加茂事業区 愛媛県新居郡加茂・神戸(かみべ)・大保木村(現、西条市)にまたがる六五九町歩余の事業区であり、明治二十年(一八八七)から三十七年にかけて製炭山を買収したことに始まる。製炭事業が中止された明治四十四年施業案を編成し、翌大正元年(一九一二)から実施された。施業案によると、事業区を約三五の林班に分け、檜・杉を植林樹種と選定した。また、作業級は大部分が檜・杉の喬林皆伐作業級に、一部に柵の矮林作業級が設定された。檜・杉の輪伐期は七〇年と定められた。

⑮千足山事業区 愛媛県周桑郡千足山村(現、小松町石鎚)・桜樹村(現、丹原町)・新居郡大保木村(現、西条市)に分散した一八一七町歩余の事業区であった。明治二十四年(一八九一)ごろから川来須・吉井方面での製炭山として買収したもので、三十四年十月十四日西之川山に山林課の西之川派出所を置き管理した。明治四十年施業案を編成したが、当初の施業案を欠くので、大正四年(一九一五)の第一回検訂施業案説明書によって

述べよう。大正四年千足山事業区は石鎚山事業区と改称され、その面積は二二三町歩に達していた。事業区の山林は散在していたので、作業区を千足山一二四六町歩を三〇林班、桜樹四七六町歩を九林班、大保木五〇一町歩を一五林班に分けて管理した。各作業級は、皆伐作業級と択伐作業級に分け、前者には檜・杉を、後者にはカラマツを主体とした造林を行った。輪伐期は植栽林の成長後に状況を見て確定することにした。

⑯藤子事業区\* 愛媛県越智郡竜岡村(現、越智郡玉川町)にある面積一五七町歩余の事業区であった。この山林は明治三十七年(一九〇四)四月十五日、正岡虎三郎ほか一〇名から買収したものであり、従来の利用は、循環的に雑木を伐採製炭し、これを今治方面へ売却していた。明治三十七年六月施業案を編成し、事業区を九つの林班に分けた。将来の施業は、杉の喬林隔年皆伐を適当とし、その輪伐期は八〇年、二年間隔で斫伐造林を実施することとした。

⑰山之内事業区 愛媛県温泉郡山之内村(現、重信町)にある面積二六〇町歩余の事業区であった。この山林は、もともと山之内村の共有林であったが、その後転売を重ねて明治三十四年(一九〇一)五月、越智郡宮窪町の村上紋四郎から購入したものである。明治四十三年林況調査を行ったが、松山方面から地理的に離れすぎていること、また事業区の面積が狭いことから施業案の編成を断念し、そのまま放置された。施業案の編成は昭和二年(一九二七)の第一次検訂時になされた。なお、⑭から⑰の事業区に昭和十四年(一九三九)購入した中山事業区(愛媛県上浮穴郡面河村)を加えて、昭和二十八年石鎚山事業区とした。

⑱本川・⑲大川事業区(高敷事業区) 高知県土佐郡本川村と同郡大川村にあった事業区で、両事業区合わせて二一六七町歩余であった。明治四十四年(一九一一)に両事業

\* 藤子事業区の施業案編成のための林況調査は、明治三十七年五月二十七日から六月十六日まで調査員吉田謙造によって実施され、その費用は四二四円余であった。その実体を「藤子林況調査報告書」より引用する。

藤子事業区林況調査成績表

一 始業・終業年月日	始業 明治三十七年五月廿七日
終業	明治三十七年六月十六日
一 調査員	吉田謙造
但測量ノ一部、及ヒ材積ハ買収ノ際、取調ヘタルモノヲ応用セリ、其取調ニ付テハ、山村龜太郎・鎌倉三代喜、及ヒ元雇員秋元小蒼生関与ス	
一 調査員派出延日数	式拾日
内訳	外業 九日 内森林測量 七日
内業	拾壹日 地況及林況調査 二日
一 事業ノ進程	
森林測量	
点数	五百五拾点 平均一日ニ付六拾壹点
延長距離	一万九百四十間 同 千二百十六間
地況及ヒ林況調査	
林小班数	三十四 平均一日ニ付 拾七
一 調査費	
一 俸給	拾式円九拾銭參厘
但派出中ノ俸給額ノミヲ掲上ス	(計)
一 旅費	拾円
但汽船賃・車馬賃ハ、他ノ業務ニ關聯スルヲ以テ、算入セズ	
一 雑役賃	拾五円八拾四銭
内訳	常日役 人員拾八人 賃金九円五拾四銭
臨時日役	同拾八人 賃金六円三拾銭
一 雑品費	參円式拾七銭
計	四拾式円壹銭參厘
実測面積一町歩当	式拾六錢八厘
本費用ノ割合ニ少額ナルハ、測量其他ノ功程大ナルト、買収當時ノ調査ヲ用ヒタルニヨル	(上)

区とも施業案が編成されたが、両施業案とも残っていないのでその内容については、大正十四年（一九二五）両事業区が合併して高敷事業区となったときの第一回施業案検訂説明書で見てみよう。大正十四年、高敷事業区の面積は二四三三町歩余であったが、明治十年ごろから高敷・小麦畝炭宿周辺の民有林を購入、または貸付金の抵当流れや交換というこゝとで入手したものであった。とくに、明治三十一年の山林課設置以降木材資源の確保のために、事業区の半数以上の二二六九町歩余が購入されたのである。明治二十八年から檜・杉の植林が開始され、三十八年からはカラマツもこれに加えられた。植林木数は不明ながら、明治四十三年までに植林面積は九三四町歩余、大正十三年までには一七七二町歩余に達し、事業区の約七三％に植林が及んでいた。事業区は国有林と私有林が散在していたが、これを六〇ほどの林班に分け、将来の施業方針として雑木天然林の更新、人工林の間伐・除伐・枝打ち、天然生針葉樹の製材を提起した。すなわち、計画的に雑木天然林に檜・杉を新植し、これを間伐等で撫育する一方、天然の針葉樹を伐採して製材しようとするものであった。

以上、明治三十七年から大正四年にかけて、別子金山に施業案が施行されたが、このような遠大な事業方針が民間林業で計画されたことは、まさに特筆すべきものといえよう。また、それと同時に別子の緑を早期に回復させるため、山林課職員によって数多くの樹種が研究され移植された。そのなかで、本来四国にない長野県産のカラマツが別子の風土に適合し育ったのは興味深いエピソードである。



銅山越のカラマツ林（昭和初期）

## 六 山林課の経営内容

### 山林の経営面積

明治三十一年（一八九八）山林課が再設置され、三十八年から施業案が実施されると、山林事業も本格化していったが、以後大正九年（一九二〇）までの林業経営の実態を見ておこう。まず、山林の所有面積は、明治十一年五良津山を主とした二六〇六町歩であったが、明治十三年には五八九三町歩余に倍増し、その後明治十六年から三十年まで六〇〇〇町歩台で推移した（表2-17）。経営面積は、これに借用国有林の第一備林六六二六町歩余と第二備林三万七四八〇町歩余を予定していたが、明治三十年に第二備林は余儀なく国に

表 2-17 山林の所有面積（明治11～大正15年）  
（単位：町歩）

年次	山林面積	内 訳	
	合計(A+B)	林野(A)	付属田畑等(B)
明治11年	2,606.32		
12	2,658.83		
13	5,893.26		
14	5,940.39		
15	5,931.71		
16	6,084.29		
17	6,484.23		
18	6,548.67		
19	6,427.81		
20	6,436.58		
24	7,085.00		
25	6,766.82		
26	6,782.69		
27	6,237.95	6,202.02	35.93
28	6,390.79	6,346.37	44.42
30	6,911.38	6,865.69	45.69
34	11,314.06	11,130.71	183.35
35	13,196.54	12,947.52	249.02
36	13,479.00	13,228.08	250.92
37	13,845.69	13,585.95	259.74
38	14,000.71	13,698.80	301.91
39	13,825.74	13,595.84	229.90
40	13,826.25	13,592.55	233.70
41	13,836.82	13,599.26	237.56
42	13,882.85	13,669.67	213.18
43	12,013.76	11,631.08	382.68
44	12,155.83	11,937.69	218.14
大正5年	12,221.76	11,912.51	309.25
6	12,279.50	11,960.30	319.20
7	12,359.28	12,039.70	319.58
8	14,739.04	14,418.71	320.33
9	14,876.92	14,557.03	319.89
10	14,877.69	14,557.01	320.68
11	14,882.04	14,561.32	320.72
12	14,893.40	14,572.43	320.97
13	14,961.39	14,640.35	321.04
14	14,971.43	14,650.37	321.06
15	14,979.54	14,658.36	321.18

注：判明する年次のみ

出典：「別子鉱山考課状」「別子鉱山各課考課状」「財産統計表 住友重任局」「第九回鉱業所統計摘要 全」住友合資会社「店部別貸借・損益・財産目録」

返還したので、所有林を拡大する必要が生じた。翌明治三十一年の山林課再設置を契機に山林買収が活発となり、三十四年には一万町歩の大台に乗った。翌三十五年から一万三〇〇町歩台に増加したが、四十三年から大正七年までは一万二〇〇町歩台に減少した。翌大正八年、一万四〇〇町歩台に急増し、以後十五年まで一万四〇〇町歩台を維持したのであった。明治四十四年当時の所有林（林野）一万一九三七町歩余の分布状況を見ると、愛媛県新居郡で五三八六町歩余と最も多く、次いで同県宇摩郡の三六七五町歩余、以下同県周桑郡の一七二〇町歩余、高知県土佐郡八五五町歩余、愛媛県温泉郡一八七町歩余、同県越智郡一一二町歩余の順となっていた（表2-18）。全期間におけるその経営面積は、愛媛県宇摩郡の第一備林六六二六町歩と併せて約二万町歩前後であったといえよう。

### 造林面積と植林本数

明治三十四年（一九〇一）三三一町歩であった造林面積は、三十八年、施業案スタートの翌年に五四六町歩余と全期間を通じてそのピークに達した（表2-19）。以後、明治四十三年まで四〇〇町歩台を維持していたが、明治四十四・大正元年（一九一二）の両年に三〇〇町歩台、大正二年から九年まではほぼ二〇〇町歩台に減少したのであった。これを植林本数で見ると、明治三十四年から四十一年まで二〇〇万本前後であり、そのピークは明治三十六、三十八年と四十一年の二四〇万本余であった。明治四十二年から大正四年までは一〇〇万本の大台には乗っていたが、しだいに減少傾向にあり、ついに大正五年九一万本余とその大台を割った。以後、さらに減少し大正八年六二万本余、翌九年七三万本余となった。苗木の養育

表2-19 別子の植林本数と造林面積（明治34～大正9年）

年次	造林面積	植林本数	
		本	養苗本数
明治34年	331.00	2,270,000	7,867,000
35	214.34	1,941,267	6,396,286
36	400.78	2,457,330	3,189,732
37	355.44	2,194,104	11,684,551
38	546.48	2,439,945	14,424,601
39	465.95	1,969,469	18,647,634
40	468.89	2,051,195	9,755,865
41	492.99	2,484,500	19,595,567
42	418.39	1,784,292	15,898,762
43	402.03	1,521,428	12,275,960
44	386.48	1,552,162	9,723,992
大正元年	384.00	1,640,754	5,986,187
2	253.00	1,233,140	4,335,861
3	262.00	1,181,516	4,622,165
4	310.89	1,286,566	3,296,399
5	246.86	918,482	2,945,650
6	255.95	976,026	4,274,797
7	257.59	922,186	3,389,118
8	183.38	620,107	2,986,130
9	274.23	739,803	3,203,140

出典：「別子鉱業所実報告書」

表2-18 別子所有山林の分布（明治44年）

場所	面積	比率
	町歩	%
愛媛県新居郡	5,386.6	45.12
// 宇摩郡	3,675.4	30.80
// 周桑郡	1,720.1	14.41
// 越智郡	112.1	0.94
// 温泉郡	187.1	1.57
小計	11,082.3	92.84
高知県土佐郡	855.3	7.16
総計	11,937.6	100.00

出典：「第九回鉱業所統計摘要 全」

本数についても同様に、明治三十四年七八万本余だったものが、明治三十七年から四十三年まで一〇〇〇万本を前後し、そのピークは明治四十一年の一九五九万本であった。明治四十四年九七二万本余と一〇〇〇万の大台を割り、以後大正九年の三二〇万本余まで減少傾向にあった。これを要するに、別子の植林事業は明治四十年前後の施業案編成時をピークに、以後減少傾向にあったといえよう。これは、明治二十八年以後、積極的に展開された植林事業の達成を意味するものであった。

### 製材・運搬の進展と薪炭の衰退

山林課の製品には、木材・木炭・薪があった。以下それぞれについて推移を見てみよう(表2-20)。木材生産高(自山製材高)は、明治三十四年(一九〇一)から四十年まではほぼ毎年一萬石を超える生産高であったが、明治三十六年山林課は「造材ヲ制限シテ、購入木材ヲ以テ需要ヲ充實シ」という方針を立てたため、四十一年から大正六年(一九一七)までは一萬石を割り、二四〇〇石余から九一〇〇石余の間を前後することになった。製材高の減少は、伐採よりも植林に力を注いだためであり、明治二十七年の本荘種之助の上申書にある「伐採方は、所有山林や備林が永続することに留意し、伐採ばかりに目を向けず、業務のかたわら世間一般の木材相場を調査し、利益があれば木材購入も視野にいれなければならぬ」という方針を踏襲したものであった。

また、木材運搬路も明治四十四年に日浦通洞が完成し、別子山村の日

表2-20 製材・製薪炭高(昭和34~大正9年)

年次	木材受入高		内 訳				木材供給高	製炭高	薪材高
	合計(A+B)	比率	自山製材高(A)	比率	購入他(B)	比率			
	石	%	石	%	石	%	石	實目	實目
明治34年			17,591.00						754,500.00
35			12,800.06					734,880.00	436,132.00
36			7,103.46					526,569.00	382,985.00
37			12,693.94					369,538.00	132,554.00
38			5,571.16					305,097.00	200.00
39			11,293.80					418,018.00	16,392.00
40			13,094.20					512,784.00	74,009.00
41			6,862.80					453,616.00	64,870.00
42	35,188.33	100.00	5,544.17	15.76	29,644.16	84.24	43,427.20	316,138.00	104,192.00
43	33,307.09	100.00	6,222.82	18.68	27,084.27	81.32	36,618.18	280,345.00	92,126.00
44	32,322.68	100.00	2,467.14	7.63	29,855.54	92.37	25,356.47	334,619.70	35,491.70
大正元年	16,175.01	100.00	4,329.66	26.77	11,845.36	73.23	17,911.94	335,104.70	31,908.50
2	21,098.46	100.00	5,940.57	28.16	15,157.89	71.84	19,860.19	381,651.50	74,669.20
3	22,796.22	100.00	5,916.16	25.95	16,880.06	74.05	23,569.28	398,748.80	47,963.20
4	20,681.11	100.00	6,313.09	30.53	14,368.02	69.47	25,417.66	393,874.00	149,655.30
5	33,351.18	100.00	9,132.14	27.38	24,219.04	72.62	27,572.73	426,393.70	297,687.00
6	33,788.10	100.00	8,828.79	26.13	24,959.31	73.87	36,674.98	407,234.20	183,051.40
7	39,124.74	100.00	11,762.77	30.06	27,361.96	69.94	37,074.18	405,953.60	207,900.80
8	28,764.49	100.00	34,261.49	119.11	-5,497.00	-19.11	29,374.73	312,439.40	205,554.01
9	33,481.29	100.00	22,580.34	67.44	10,900.95	32.56	32,751.28	213,307.00	210,011.00

出典：「別子鉱業所実際報告書」

\* 明治三十六年「別子鉱業所実際報告書」

浦から新居浜の東平<sup>とうへい</sup>まで山越えをせずに運搬できるようになった。大正四年には、七番山の運搬軌道が延長され、五良津山・峨蔵山の軌道・輕便索道が開通、高知県高敷には製材所が設置され、最新式の水車式製材機械が装備された。大正六年当時、高敷・七番山・五良津山・加茂・立川山の各事業区で製材していたが、第一次世界大戦の影響で木材価格は騰貴し、従来からの購入地である大阪・愛媛・宮崎・大分・広島での調達には困難を極めた。そのため、自山での製材に力点が置かれ、大正七年以降製材高は一万石を超え増加する傾向にあった。大正七年別子山林課は、四阪島製錬所と新居浜を結ぶ水運搬船に適当な松材を求めて、宮崎県尾崎山で製材事業を開始した。<sup>\*</sup>木材価格騰貴の折、その不足の一端を補うことになった(二四一、二三〇、二三二頁参照)。

一方、明治三十年代以降の木炭・薪の生産高は、いずれも明治三十四、五年をピークに激減傾向にあり、木炭は明治三十五年七三万貫目(二七三七トン)余だったものが、大正九年二二万貫目余に、同じく薪は明治三十四年七五万貫目余だったものが、大正九年二二万貫目余となっている。明治三十年製錬用コークスが三〇〇万貫目を突破したこと、また明治三十七年焼鉱用薪が石炭に切り替えられたことがその主要な原因であった。鉱山のエネルギー転換は、着実に進行していったのであった。

### 利益の推移

山林課の収益は、表2-21にあるように明治三十四年(一九〇一)から

表2-21 山林課の損益(明治34~大正9年)

(単位:円)

年次	収 益		内 訳								費 用		純利益 (A-B)	
	(A)	%	木 材	%	製 炭	%	薪 材	%	苗 木	%	その他	%		(B)
明治34年	88,640.95	100	47,917.13	54	39,145.57	44					1,578.25	2	94,960.77	-6,319.82
35	80,457.77	100	28,086.63	35	42,553.10	53	5,777.20	7			4,040.84	5	94,013.93	-13,556.16
36	48,677.40	100	14,305.43	29	26,090.30	54	5,571.74	11			2,709.93	6	75,486.77	-26,809.37
37	42,157.40	100	21,248.83	50	15,474.18	37	2,081.33	5			3,353.06	8	66,179.32	-24,021.92
38	26,252.68	100	7,453.04	28	15,135.91	58	34.95	0			3,628.78	14	58,626.52	-32,373.84
39	48,957.07	100	13,783.10	28	22,219.22	45	319.56	1			12,635.19	26	88,328.19	-39,371.12
40	52,211.97	100	14,982.32	29	32,565.59	62	1,019.03	2			3,645.03	7	92,072.43	-39,860.46
41	53,780.11	100	23,367.24	43	26,225.31	49	676.36	1			3,511.20	7	96,056.95	-42,276.84
42	34,300.66	100	10,517.57	31	18,716.99	54	1,426.72	4			3,639.38	11	78,542.28	-44,241.62
43														
44	34,191.15	100	8,853.99	26	19,277.29	56	521.91	2			5,537.96	16	70,397.16	-36,206.01
大正元年	43,169.95	100	15,608.19	36	18,361.70	43	350.61	1	16.14	0	8,833.31	20	85,894.96	-42,725.01
2	45,598.89	100	17,556.74	38	21,465.17	47	794.30	2	18.68	0	5,764.00	13	120,973.13	-75,374.24
3	53,047.61	100	22,443.38	42	25,313.05	48	498.42	1	0.91	0	4,791.85	9	98,445.81	-45,398.20
4	59,846.95	100	16,606.01	28	25,054.42	42	1,416.28	2	9,359.44	16	7,410.80	12	103,130.53	-43,283.58
5	59,456.29	100	17,111.15	29	26,379.32	44	1,963.52	3	7,406.80	13	6,595.50	11	112,968.05	-53,511.76
6	90,364.33	100	34,506.88	38	33,442.20	37	4,158.69	5	5,913.99	6	12,342.57	14	135,068.16	-44,703.83
7	156,320.13	100	66,584.18	42	52,718.30	34	5,127.99	3	5,834.45	4	26,055.21	17	216,943.28	-60,623.15
8	201,251.53	100	116,209.09	58	59,833.47	30	8,585.35	4	5,424.88	3	11,198.74	5	273,238.24	-71,986.71
9	243,800.89	100	154,332.26	65	51,417.14	21	13,489.65	6	7,609.47	3	16,952.37	5	322,695.05	-78,894.16

\* 大正七年「別子鉱業所実際報告書」

出典:「別子鉱業所実際報告書」

大正九年（一九二〇）まで二万円台から三万三千元の間であった。その内訳は、木材・製炭・薪の収益を主としていたが、大正元年から苗木収益が新たに加わった。収益は、木材収益と製炭収益では二分されていたが、明治三十四年を除き、同三十五年から大正六年までは製材事業の制限方針により、木材収益は製炭収益より同等かそれ以下の七〇〇〇円から三万円台で推移した。ところが、大正七年製材事業が活発化すると、その収益は六万円台となり、翌八、九年は一〇万円台に激増し、全収益の六〇％を超えるようになった。大正四年以降は、苗木収益が薪収益を超えるようになり、全体として薪炭事業より山林・木材事業が山林課の主流となった。次に費用についてみると、明治三十四年から大正九年まで六万円台から三三万円台の間であった。全期間を、植林事業に費したため、支出額は収益高を凌駕し、その純利益は毎年六〇〇〇円から八万円余の欠損となっていた。

明治三十二年、山林課設置の目的の一つに「漸次其（山林課）経済ヲ独立セシムルニアリ」と規定していたが、明治後期から大正にかけての山林事業は目的の達成はおろか、逆に鉱山経営の負担となっていたのである。

## 第二章 農林業の展開

### 一 鉾山の分離独立と山林・農地の委託管理

#### 鉾山の独立と新居浜の繁栄策

昭和二年（一九二七）七月一日、住友合資会社は別子鉾業所を資本金二五〇〇万円の株式会社として分離し、ここに住友別子鉾山株式会社が発足した。これにより、住友家法の「営業ノ要旨」から、その第三条にある「予州別子山ノ鉾業ハ、我一家累代ノ財本……」という条文が削除された。ここに住友は、鉾山資本からの脱却を図り、三井・三菱のような総合財閥への道を歩み始めたのである。同年十月住友別子鉾山の最高責任者となった鷲尾勸<sup>\*2</sup>解<sup>け</sup>治<sup>じ</sup>常務取締役は、その就任の挨拶で別子鉾山は「末期の経営」であると演説し、別子鉾山なき後の新居浜の繁栄策を今から構ずるべきだとした。<sup>\*3</sup>そのため、新居浜港の築港と埋立、埋立地への工場誘致、昭和通りの建設などの都市計画を次々に実行していった。昭和十五年には、新居浜臨海部の埋立地に鉾山会社をはじめ、住友化学、住友機械製作所（現住友重機械工業）、住友アルミニウム製錬などの諸工場が林立していた。

#### 山林・農地の委託契約の内容

昭和二年七月一日の住友別子鉾山株式会社発足に際し、それまで別子鉾業所に所属して

\*1 大正十年二月二十六日、住友総本店を政組して設立。出資金一億五〇〇〇万円のうち一億四八〇〇万円を住友吉左衛門が出資した同族会社。いわゆる、住友の全事業を統括する持株会社のスタートであった。

\*2 鷲尾勸解治

明治十四、昭和五十六年（一八八一—一九八一）

神戸市出身。明治四十年京都帝国大学法学部を卒業し、住友入社。直ちに別子鉾業所勤務となり、大正十五年同所支配人となる。昭和二年住友別子鉾山（株）設立に当たり常務取締役、同六年住友合資会社常務理事に就任。一貫して地域社会との共存共栄路線をとったが、同八年故あって退職。その後昭和二十七年新居浜市に帰住し、社会教育に尽力した。



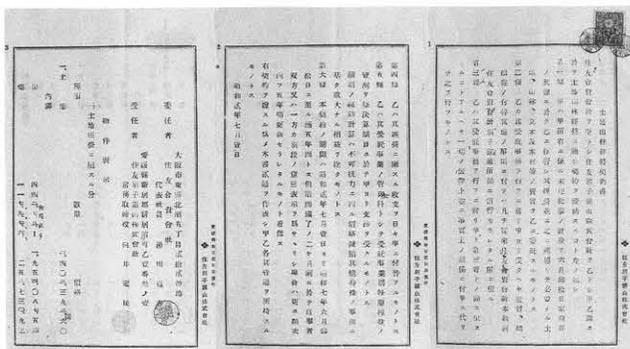
鷲尾勸解治

\*3 『住友別子鉾山史』下巻（住友金属鉾山 平成三年）

いた営業財産（生産施設など）は、住友合資から同社に譲渡されたが、山林課・地所課に属する山林・農地などの財産は合資会社所有のまま、その委託管理については鉱山会社と次のような土地山林経営契約書が締結された。

- (1) 合資会社は、合資所有の財産（山林一万四六五八町步余、田畑五六〇町步余など金六三四万一千七六八円余）を、本年六月三十日現在の状態で鉱山に移管し、その経営ならびに、これに関係して必要な土地・山林・立木・木材等の売買を鉱山に委託すること。
- (2) 鉱山がその受託事務を行うに当たり、合資から受ける監督、純損益の付け替えその他の事項については、すべて従来の慣行によること。
- (3) 鉱山は受託事務を行うに当たり、合資と第三者が生ずる一切の法律上、ならびに事実上の関係につき、合資に代わって代行すること。但し、純益計算は不可抗力による価格減損、その他特殊の事由に基づく重大な損益を除くこと。
- (4) 鉱山は、その経営に関する収支を、日々合資に付け替えること。
- (5) 鉱山は、受託事業の管理料として、受託事業別に毎期純益の一割を、毎決算期日に合資より支払いを受けること。
- (6) 本契約の期間は、昭和二年七月一日より七年六月三十日まで満五年間とする。但し、期間満了の二か月前において、当事者双方、または一方が別段の意思表示をしない場合は、さらに順次向こう五年間更新すると見なすこと。

すなわち、合資会社は、山林や農地が鉱山経営上、その用地や備林として、また鉱山労働者の飯米として必要不可欠と認識した処置であった。こうして、合資会社は、鉱山に農地・山林の経営全般を委託し、その代償として純利益の一割を委託管理料として支払った。また、その契約期間は五年更新として昭和二十年の財閥解体まで継続されることになった。



土地山林経営契約書（昭和2年7月1日）



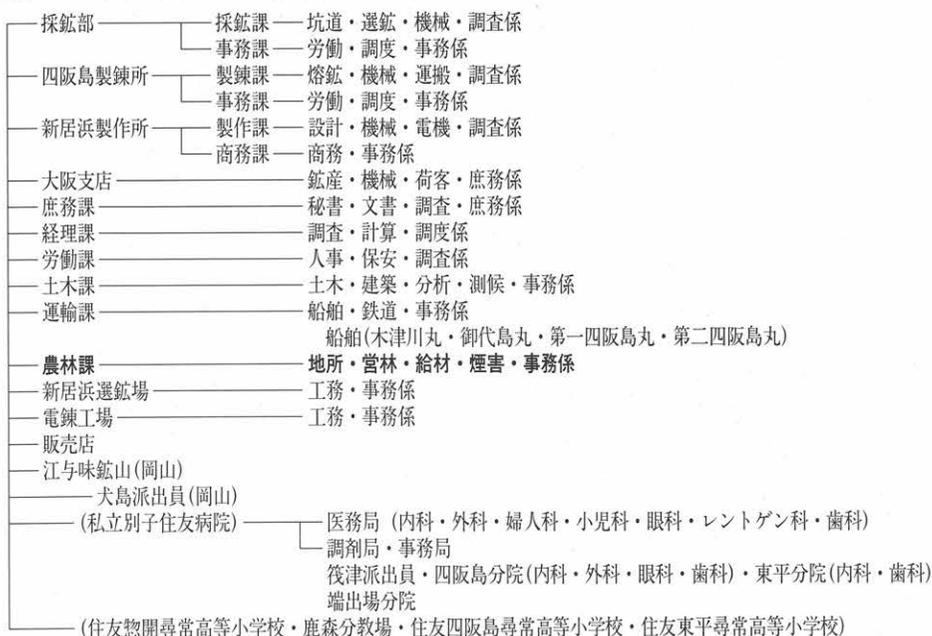
新居浜港住友工場全景（昭和15年）  
別子開坑250年記念の軸

この委託契約の三か月後、昭和二年十月一日には合資会社と鉱山会社との間で、別子鉱業所が大正七年（一九一八）以来管理してきた宮崎県の尾崎山山林二四九八町余と付属財産を、合資会社の林業所へ移管する追加契約書が締結された。

### 農林課の設置

昭和三年（一九二八）七月、住友別子鉱山株式会社は、事務章程を改正し、その事業目的を、「鉱業、農林業、機械製作業、海運業、販売業、前各号ニ関スル付帯事業」とした。農林業が事業の一つとして明記されたのである（図2-7）。そのため、事務章程では「農林課ハ、土地及山林ノ経営、煙害調査、木材ノ供給、及煙害調査ニ関スル事項ヲ掌理シ、左ノ係ヲ置キ、之ヲ分掌セシム」と規定し、地所係・営林係・給材係・煙害係・事務係の各係を置いた。ここに従来の山林課と地所課を引き継いだ農林課の営林係と地所係は、共存共栄していく関係になったのである。次節ならびに次々節では、その農地経営の経緯について見ていきたい。

図2-7 住友別子鉱山の組織図（昭和3年7月）



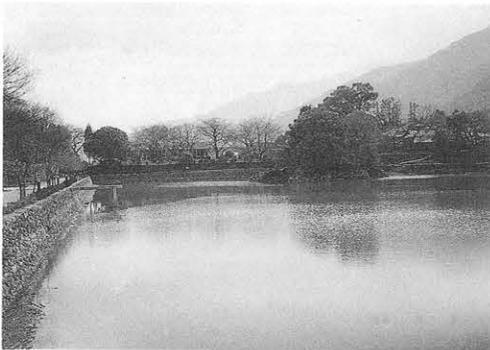
注：1. 篠津に採鉱部の派出員を置いた。その他別子周辺地区の派出員省略  
 2. 犬島(岡山県邑久郡朝日村)に、大正8年12月住友総本店が藤田鉱業から買収した休止中の製錬所があり、9年9月別子鉱業所の所管とされ、派出員が置かれた。昭和7年7月派出員派遣が廃止された

## 二 四国における農地経営の発端

### 四国における農地経営の発端

幕末期における四国での農地経営は、別子銅山の飯米確保のために積極的に開始されたものであった\*。当時、別子銅山では毎年一万二〇〇〇石の鉞夫用飯米が必要であったが、幕府からの買請米は、毎年八三〇〇石であり、残りの三七〇〇石は独自に買い足していた。また、その払い下げ値段も寛政九年（一七九七）以降通常相場であり、安米ではなかった。これに加え、嘉永三年（一八五〇）九月の風水害と翌四年三月の火災により、合計銀八六〇貫目余の甚大な被害を出し、この兩年の純利益は銀九〇貫目台と、その前後の三〇〇貫目台に比べ極度に落ち込んだのであった。そのため、当時の別子支配人今沢卯兵衛は、買請米の確保に腐心し、幕府に対して払い下げ高の増加と、値段の引き下げを交渉中であつた。

ちょうどそのころ、西条藩領中村（現、新居浜市中村）のうち上原の農民は、長年の水不足を解消するため溜池の築造を西条藩へお願いしていたが、水利権や資金問題がネックとなつて暗礁に乗り上げていた。別子銅山出入りの商人井筒屋（加藤）増右衛門が仲介者となつて、泉屋住友に資金提供をはたらきかけた。別子支配人今沢卯兵衛は、銅山稼人（鉞夫）の飯米確保に腐心していた最中だったので、新田開発に意欲を示し、西条藩当局者もこれを歓迎した。嘉永三年、西条藩は上原の農民に対して、畑地の住友譲渡を条件に溜池築造を許可すると打診した結果、翌四年二月、今沢は西条藩へ上原の新田開発を正式に出願し許可された。ここに年貢負担に喘ぐ農民と住友家の利害が一致し、中之町池（亀池）・



新居浜広瀬公園内の中の町池（亀池）  
右手奥が広瀬邸

\* 末岡照啓「幕末・維新期、新居浜上原の新田開発と広瀬宰平」（『住友史料館報』第二七号）。以下本節は、同論文による。

高尾池（鶴池）の築造と、これを水源とした卯兵衛開き新田の開発が始まったのであった。開発に当たり今沢は、上原の畑地三四町歩余（のちに五〇町歩余となる）を買収し、中之町池と高尾池の築造を開始し、その差配のため新居浜口屋に田地方（のちの地所課）を、上原の現場に詰所を設置した。これが、別子銅山における農地経営の始まりであった。

嘉永六年には、新居浜元締（文久三年・一八六三、別子支配人）の清水惣右衛門によって開発された新居浜浦の塩浜五町歩余が加わり、その名をとって惣開新田と名付けられた。ところが、惣開新田は生産性の低い塩浜であり、上原の卯兵衛開きも扇状地という悪条件と溜池の水不足により新田開発は困難を極め、幕末期の農地経営はあまり芳しいものではなかった。

#### 土地取得の始まり

明治維新後、別子銅山の経営は順調ではなかったが、明治五年（一八七二）に至りその危機を克服し、同年三月には純利益の内から三万五〇〇〇両を大阪本店に送金したり、十一月には蒸気船白水丸を一万七五〇〇両で購入するほど経営を回復した。また、同年三月政府は、土地の永代売買禁止令を撤廃し、八月には地租改正事業に着手した。こうした背景により、翌明治六年から、住友家は鉱山会計課の積立金を資金として積極的に土地取得を開始したのである。明治八年当時の所有地は、表2-22にあるように新居郡のうち新居浜浦で一三町三反歩余、金子村で二〇町四反歩余、新須賀村で一五町歩余、庄内村で四町六反歩余、船木村で二町歩余、合計五五町六反歩（一説に五六町八反歩）に達していた。なお、住友が最初に入手した中村上原の新田五〇町歩余は、採算が合わず明治初年にかけて処分対象となっていたが、明治六年広瀬宰平は、この地に桑・茶を植えて再開発したいと

表 2-22 明治 8 年までの農地購入高

年次	面積	宛米	土地代金
		石	円
新居浜浦	13.32	135.72	1,909.52
金子村	20.49	206.07	4,311.26
新須賀村	15.09	148.14	3,594.03
庄内村	4.68	46.35	746.14
船木村	2.05	18.51	353.83
合計	55.63	554.79	10,914.78

出典：明治 9～24 年「予州田地之瀛米  
精算表之綴」

申し出た。この土地は翌七年幸平が松山貸付米の藩債一件と、白水丸衝突事件を解決した功績に報いるため、住友家から広瀬家に贈与された。現在の広瀬公園はその一部である。

### 土地取得の方針

明治六年（一八七三）から始まった別子鉱山における土地取得は、当初鉱夫用飯米の確保を目的としていたが、別子鉱山の近代化が進むにつれ、鉱業のための用地確保という必要も生じてきた。その経緯について、初代総理人広瀬幸平は自伝『半世物語』のなかで、別子鉱山が永遠に発展するためには、その周辺の土地所有が不可欠であったと述べている。その第一の理由として、「抑々鉱山事業なるものは、屢々述べたるか如く、能く其の基礎を鞏固にして、以て永遠に大利益を期すべきものなるか故に、彼の山民に給する所の米穀の如きも、出来得る限りは我が所有地の収穫米を以て、之に供充するの利にして、且つ便なるを察知し、常に此の点に關し大に苦心經營する所あり」と、鉱夫用飯米の必要性をあげている。第二に「道路を開通し、又は鐵道を布設するに當り、土地所有権我に存するを以て、其の起工上、他よりして妨碍を受くること少かるへし」と、鉱業用地の確保を上げてい。第三に「彼の烟毒に対する苦情の如きも、近傍に於ける土地所有権の多くは、既に我が有に歸し居れるか故に、是も又幸い久しからずして、穩に事局を結ぶに至る」と、煙害問題の対処にもなったと記している。

実際、土地の取得過程を見ると、当初の取得地は別子鉱山のお膝元である新居郡に集中していたが、明治十一年からは飯米を目的に周桑郡・宇摩郡に拡大された（表2-23、図2-18参照）。とくにその取得高が三〇町歩を超えたのは、周桑郡が明治十二年、宇摩郡が同十七・二十四年の兩年であった。なお、宇摩郡の取得地は別子山中ではなく、平野部の川



新居浜分店（明治14年）

\*1 松山貸付米の藩債一件

江戸時代、別子銅山の飯米確保のため、銅山備米一万俵を毎年松山藩へ貸し付けたもの。明治七年三月、広瀬幸平の活躍により、大蔵省は旧松山藩の藩債と認め、債権回収が可能となった。

\*2 白水丸衝突事件

明治七年四月十四日、小豆島沖で住友蒸気船白水丸と先収社（三井物産の前身）所有の和船が衝突、先収社の和船が沈没し、先収社から損害賠償を提訴された事件。

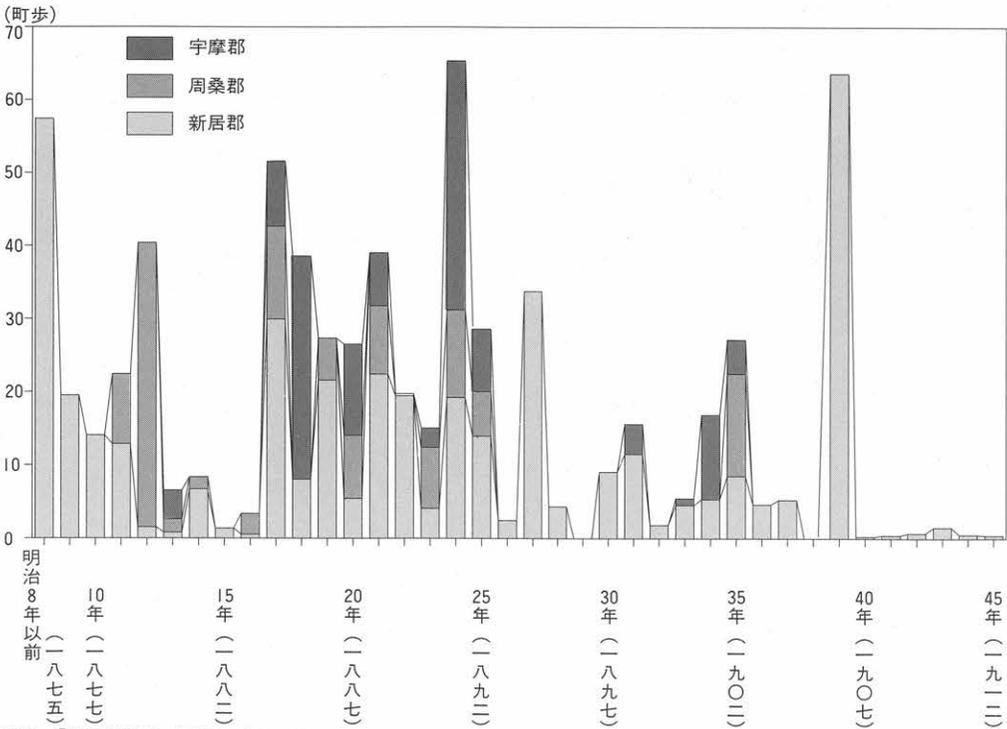
之江村・妻鳥村<sup>めんどり</sup>・土居村・蕪崎村<sup>わらさき</sup>などであった。明治十年代後半から二十年代に入ると、惣開製鍊所<sup>そうかいせいれんじょ</sup>・山根製鍊所などの建設や、鉾山鉄道の敷設などにより、新居郡の取得が多くなり、とくに新居浜浦・金子村・角野村・中萩村などに集中した。明治二十六年九月新居浜物開製鍊所で煙害問題が発生すると、金子・新居浜・庄内・新須賀四か村の農民数百人が、製鍊所の操業停止または移

表 2-23 地所課の土地買収面積と所有面積 (明治8~45年) (単位:町歩)

年次	土地買収面積	所有面積	年次	土地買収面積	所有面積
明治8年	56.86	55.63	明治23年	14.77	422.41
10	13.60	89.39	24	64.29	478.34
11	21.93	99.07	27	33.22	(500余)
12	39.84	164.03	34	16.51	539.81
13	6.21	194.50	35	26.96	556.16
14	8.01	202.35	36	4.38	622.57
15	0.95	203.47	37	5.15	627.48
16	2.92	226.83	38	0.00	624.41
17	50.99	307.94	39	63.04	620.85
18	37.96	325.43	40	0.10	616.39
19	26.98	316.65	41	0.35	609.55
20	25.99	356.65	42	0.41	609.80
21	38.69	375.41	43	1.17	609.27
22	19.28	389.96	44	0.36	609.01

注: 1. 所有面積の判明する年次のみ  
 2. 小数点下三桁、四捨五入  
 3. 明治8年分は、同年現在の所有高。数値の相違は原史料のまま  
 4. 明治27年の所有面積は概算(明治27年「別子鉾山各課考課状」による)  
 出典: 「別子鉾業所(田畑・宅地・雑種地)買収年度別表」  
 所有面積は、表2-22出典史料、「第3回・9回鉾業所統計摘要全」

図 2-8 新居・周桑・宇摩三郡の土地買収面積 (明治8~45年)



出典: 「別子鉾業所(田畑・宅地・雑種地)買収年度別表」

転を訴えて新居浜分店に押しかけた。翌二十七年新居浜村を中心に三三町歩余を買収したが、煙害問題に際しては宰平がいうように決して有効な手段となり得たわけではなかった。煙害問題以後、農地取得・経営についても何らかの処置を講ずる必要が生じてきたのである。

### 新居浜分店田地方の業務

幕末以来、新居浜における土地経営は新居浜口屋の田地方で行われていたが、同所は広瀬宰平も自伝で述べているように越智七左衛門からの借地であった。明治七年（一八七四）ごろ新居浜口屋は出店と改称され、十年十二月に至り間口一六間（一九メートル）、奥行き三二間六合の敷地を越智から取得した。<sup>\*1</sup>ここに、新居浜出店は住友家の所有地となったのであった。明治十五年三月、新居浜出店は分店と改称され、田地方の職務は「作徳米金ノ徴収、地租・民費ノ支出、及び田畑ヲ抵当トシテ金円ヲ貸付シ、其他耕宅地ニ係ル事ヲ掌ル」と規定された。<sup>\*2</sup>これにより、小作米金の徴収のほか、田地抵当の貸付業務を行っており、土地集積はもっぱらこの方法で行われたことがわかる。<sup>\*3</sup>

明治十七年当時、田地抵当貸付金は二万三八五〇円ほどあったが、そのうち元利返済されたのは四四八五円（全体の一九％）にすぎず、四〇七五円（同一七％）が年賦または延滞金となった。残り一万五二九〇円のうち、四九九〇円（同二一％）は新規貸付金に回されたので、結局一万三〇〇円（同四三％）が抵当流れとなった。そのため、明治十七年の土地所有高は前年より八一町一反歩余増加して三〇七町九反歩余となった。明治八年の約五・五倍となったのである（前掲表2-23参照）。その状況について、田地方の報告書は「所有地非常ノ増加ヲ致セリ、是従来貸附ノ金円、十中八九ハ抵当ノ土地購求セサル可ラザル

\*1 弘化元年「図面簿 山林方」（別子銅山記念館所蔵）

\*2 明治十五年「住友家法」

\*3 明治十五年「別子鉱山考課状」。以下、本節の引用は各年の同史料による。

ノ、不得止ニ到ルヲ以テナリ」と述べて、抵当流れによる土地取得の状況を伝えている。明治二十四年十一月の家法改正により、田地方は地所係となり、その業務は「耕地及ヒ、里方山林ノ保管、並ニ抵当貸金、小作米金ノ徴収、其他地所ニ係ル一切ノコトヲ掌ル」とあり、里方山林の保管が追加された。<sup>\*1</sup>

### 小作米の徴収と宛頭

田地方（地所係）は、毎年各村ごとに宛米高（年貢高）を算出し、収穫時にはその高から干水害・虫害など諸災害の損失高を見引き（検見引き）し、租税を差し引いて徳米（実収米高）を算出した。また小作米金の滞納者があれば、その分は未進米として計上された。たとえば明治八年（一八七五）の場合、新居浜浦ほか四か村の小作人三六三人に対する宛米高は五二八石三七であった。この見引き高は五〇石五三、租税高は正租・区費合わせて二〇八石〇七、差引二六九石七七が徳米であった（表2-24）。なお、この年の年貢滞納者は三〇人、未進米一二石六二であった。田地方の店員は、徴収される年貢米の管理と記帳を行ったのであって、小作人との折衝や小作米の徴収などは、宛頭と呼ばれる現地雇いの者によって行われた。

宛頭とは、「其村ニ栖住シ、生レテ田圃之中ニアリ、地理・習慣ヲ汎ク熟知シ」している者<sup>\*2</sup>であった。田地方は、宛頭採用に当たり地元生え抜きの水利事情や耕地の善悪に明るく、耕作する小作人の人情に通じている者を抜擢したのであるが、宛頭は店員ではなくあくまで店部限りの雇人であった。明治十七年二月、田地方は宛頭を「田畑之肥瘦、小作人之性質・勉否、其他総而土地之利害ニ委敷、所謂田地方股肱之技術者トモ可申雇人」と位置づけ、その労に報いるため宛頭養老金賞与規定の制定を鉱山重役に出願したが、正規職員で

\*1 明治二十四年「住友家法」

表2-24 田地方の小作米（明治8年）

項目	新居浜	金子村	新須賀	庄内村	船木村	総計
	石	石	石	石	石	石
残米	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
宛米高	124.65	190.68	148.14	46.35	18.55	528.37
小計	124.65	190.68	148.14	46.35	18.55	528.37
見引き	12.25	20.49	14.70	1.78	1.31	50.53
正租	28.49	73.26	20.98	20.07	4.07	146.87
区費	12.70	21.27	15.14	9.38	2.71	61.20
小計	53.44	115.02	50.82	31.23	8.09	258.60
徳米	71.21	75.66	97.32	15.12	10.46	269.77
未進米	2.32	5.10	4.71	0.05	0.44	12.62
未進人	9	8	10	1	2	30
皆納者	88	102	101	27	15	333
小作人計	97	110	111	28	17	363

出典：明治9～24年「予州田地之濃米精算表之綴」

\*2 明治二十二年「田地方伺書綴」

はないとして採用されなかつた。<sup>\*1</sup>以後、田地方は宛頭の職務が「田政ニ付テハ、温故ノ要具ニシテ、常務ハ收納ヲ徴シ、作人ノ勤務ヲ察シ、上下ノ事情ヲ通達スル」など、重要であるとして待遇改善策を鉱山重役に出願することにした。ようやく、明治二十年七月に至り鉱山重役は、①宛頭を毎年一月十三日に新居浜分店に集め、年頭の施業方針の説明を兼ねて慰勞する、②退職慰勞金を等級と勤務年数によって定める（最高一等の三〇〇円、最低三等の二円）、③退職した宛頭の子弟を優先的に継続採用する、と定めた。<sup>\*2</sup>

\*1 明治十六〜十九年「田地方伺書綴」

\*2 明治二十〜二十三年「田地方伺書綴」

### 地押調査と宛米改正

明治十八年（一八八五）二月十八日、政府は明治六年の地租改正以後、土地台帳と実地面積の差が甚だしいとして、これを適正化するため地押調査を実施した。翌十九年十月二十八日田地方は、次のような地押の方針を示した。<sup>\*3</sup>

\*3 明治十六〜十九年「田地方伺書綴」

(1) 地位相当の宛米であっても、政府の方六尺を一步、三〇〇歩を一反とする制に従わず、旧慣を改めない者は、すべて新反別に修正し、宛米を決定する。

(2) 地所に不当の宛米がある者は、増減して公平均一の制を実施する。

(3) 現在、疲弊し瘦せた土地であっても、将来回復の見込みある土地に限って、宛米が不当であれば、年季を定めて減額する。

(4) 宛米の増額改正は、翌明治二十年から施行しようと思うが、取調上最も精密を要するので二十一年にわたるかも知れない。よって、新居浜近村より着手し、漸次他村に及ぶことにする。

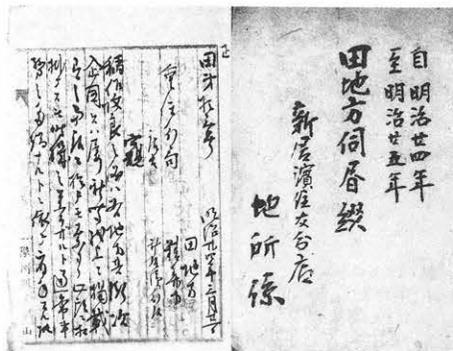
(5) 所有地のうち、宛米の旧慣を改めていない土地は、三分の一くらいと推測される。その見込みによると、宛米は一二〇石の増加と見積ることができると。広瀬家の預り地も

同等であろう。

この地押調査は、明治二十二年春に結了したが、その対象となった所有地の三分の一は、新居郡の一四か村と、宇摩郡の川之江村・妻鳥村の合計一六か村であった。この結果、所有地一九七町歩余（約一九七ヘクタール）の宛米は、一二四石余増の二〇二三石余となったのであった。このうち、明治二十年四月川之江村の地主三好秀吉から購入した妻鳥村の土地一一町歩余の旧宛米は一般よりはるかに少なく、他村と同等に評価した改正宛米では三〇石余増となった。このため、旧慣を主張する小作人と紛糾し、逮捕者を出したことは不幸な出来事であった。また、明治十八年から預り管理している広瀬家の所有地一〇一町歩余の宛米は、二八石余増の七八九石余となった。

#### 稲の品種改良と試作場の設置

明治二十四年（一八九一）三月二十一日、田地方は稲の品種改良を実施するため試作場を設置したいと鉦山重役に伺書を提出した。その背景には、当時全国的に稲の品種改良が盛んになり、新聞紙上を賑わしていたこと、また同年三月十四日住友家総理人広瀬宰平が新居浜分店の演説でそのことに触れ、品種改良を勧めたからである。伺書によると、新居浜に試作所を設け、福岡県のお農である林遠里翁の門弟を招聘し指導を受け、「好結果ヲ得ルニ於テハ小作人ヲ誘導仕度候」と述べている。実施に当たり一年間の経費として、①田畑四反歩の購入費と日雇い人夫賃が四八円二〇銭、②地所肥料代が三〇円、③使用道具の新調費が三円、合計八一円二〇銭の出費を要請している。明治二十四年三月以降、田地方は毎月一回新居浜試作場に林遠里翁の門弟を招き、田地方の係員・宛頭を聴衆として農談会を開催し、「尚進ンテ各郡ニ試験所ヲ設ケ、小作人ヲシテ其試験ヲ見ルニ便ナラシムル」こ



田地方伺書綴（明治24～25年）

\* 明治二十四～二十五年「田地方伺書綴」

とを目的とした。その後、大正九年（一九二〇）新居浜試作場は中萩村字松木に移転し、昭和二十年（一九四五）まで農作物の品種改良に尽くした。

### 三二 地所課の設置と農地経営の展開

#### 地所課の設置

明治二十七年（一八九四）新居浜分店地所係（二十四年まで田地方）は、煙害問題発生に対処するため「新居浜村接近村ハ、所有地モ多ク、且ツ鉱業上ノ関係モ不少ニ抛リ、其間ノ円滑ヲ保タンカ為メ、本年度ヨリ保護ノ点ヨリ出タル薄利貸付ヲ初メシニ、大イニ便宜ヲ感シタルモノ、如シ」とあり、一万六一八七円を低利で貸し付けたとある。<sup>\*</sup>また、同年は所有地が「現今ノ所有地ハ殆ント五百余町歩」と、五〇〇町歩を超える区切りの年だったため、これまで鉱山会計課の積立金から無利子で融資してもらった田地取得資金を「元資償却」し、独立採算をとることにした。そのため、以後借り越したときには月四朱（年利四・八％）の利息を会計課に払うことになった。地所係自立の気運が生じてきたのである。

明治二十九年十月の家法改正では、鉱山出店が別子鉱業所と改称され、設計部・製鍊課などが新設されたが、新居浜分店に属していた地所係も地所課として独立した。これにもない、同年十二月従来鉱山会計課に納めてきた耕宅地の純利益金は、住友銀行の新居浜出張所へ定期預金されることになった。家法の事務章程によると、地所課の業務内容は「里方所有耕宅地、山林等ニ関スル一切ノ事務ヲ掌理スル所ニシテ」とあり、地理係・計算係

<sup>\*</sup> 明治二十七年「別子鉱山考課状」。以下、本節の引用は各年度の同史料による。

の二課を置いた。地理係は「耕宅地ノ管理、植樹、伐採、小作米金ノ宛付収入等ヲ掌ル」とあり、耕宅地の管理と、小作米金の徴収業務を行い、計算係は「耕宅地、山林ニ係ル諸帳簿ノ整理登記事務、地租公租ノ納付、又ハ地所宛付ノ当否ヲ調査スル等ヲ掌ル」とあり、土地関係諸帳簿の整理・登記事務と、年貢米徴収の当否を調査することであつた。なお、規定中の山林とは、明治二十四年から始めた阿島・御代島など里方山林の管理のことであり、三十一年再設の山林課へその業務を移管している。

その後、明治三十四年家法改正により、地所課は地所係だけを置き、その職務を「地所ノ管理、小作米ノ宛付、徴収、諸税ノ納付、諸帳簿ノ整理等ヲ掌ル」と規定し、昭和二年（一九二七）住友別子鉱山株式会社（株）の農林課となるまで、この規定が踏襲された。

#### 抵当貸付の停止

明治三十年（一八九七）三月十四日、地所課は新居浜近傍における地所抵当貸付を禁止した。おそらく、煙害問題に揺れる農民感情を察しての処置だったのであろう。翌三十一年の報告書には、「貸附金ハ、昨年貸附ノ禁止ヲ命セラレ、示米取立方ノミナリ」と記している。また同年十月二日には、明治二十年以来預かり管理してきた広瀬満正（幸平長男）所有地約二〇〇町歩余を同氏の依頼により返却した。

#### 農地経営の実績

新居浜における土地所有高は、前掲表2-23にあるように明治八年（一八七五）の五五町歩余から十二年には一〇〇町歩台になった。明治十四年には二〇〇町歩台となり、二十三年には四〇〇町歩の上台に乗った。明治二十七年五〇〇町歩に達してからは伸びも緩やか

表 2-25 農林課地所係の土地所有面積  
(大正5～昭和21年) (単位：町歩)

年次	田	畑	宅地	雑種地	合計
大正5年	420.44	130.31	62.91	117.41	731.07
6	426.16	126.37	64.80	117.69	735.02
7	437.77	126.09	65.04	119.54	748.44
8	444.64	129.45	66.08	119.49	759.66
9	446.13	130.99	69.96	131.96	779.04
10	448.30	129.28	70.18	136.26	784.02
11	451.09	128.33	70.93	154.03	804.38
12	450.72	130.91	71.42	163.12	816.17
13	452.46	130.79	71.89	162.03	817.17
14	452.44	129.47	73.05	161.85	816.81
15	451.61	128.71	89.15	145.97	815.44
昭和2年	442.75	117.97	32.53	33.58	626.83
12	394.57	210.08	87.84	33.41	725.90
19					652.00
21	361.77	210.25	93.66	34.76	700.44

注：判明する年次のみ  
 出典：大正6～15年住友合資会社「店部別貸借・損益・財産目録」  
 昭和2年住友合資・住友別子鉱山会社「土地山林経営契約書」  
 昭和12年住友本社「総貸借対照表及総財産目録」  
 昭和19年「住友の鉱山及農林業」  
 昭和21年「住友本社現業部門財産目録」

となり、三十六年から四十四年まで六〇〇町歩台であった。その所有方針は、当初鉱山労働者の飯米確保のためであったが、明治三十二年には鉱業用地確保のため、「鉱業所附近必要ノ地所ハ、漸次買収ノ計画」とした。そのため明治三十九年新居郡で六三町歩余を買収している。翌四十年から大正五年（一九一六）までの鉱業用地の取得は、目の先の利益を考えず、もっぱら他村との交換で実施する方針をとったが、大正六年以降は交換を避けて買収する方針に再度転換した。その結果、表2-25にあるように、大正五年から十年まで七〇〇町歩台となり、翌十一年から十五年（昭和元年）まで八〇〇町歩台に増加した。以後、昭和二十一年までは六〇〇～七〇〇町歩台で推移している。

土地増加の伸びと合わせるように、小作米の実収高も急激に増加した（表2-26）。すなわち、明治八年の二六九石余から十二年には一〇〇〇石台になった。明治十七年には二倍

表 2-26 田地方（地所課）の小作米収納高（明治8年～大正9年）

年次	宛米		実収米	年次	宛米		実収米	小作人 人
	石	石			石	石		
明治8年	528.33		269.85	明治34年	4,918.57		4,167.16	
9	742.54		370.23	35	5,105.24		3,731.53	3,177
10	871.95		483.16	36	5,612.72		4,357.52	3,405
11	957.08		644.95	37	5,603.03		5,298.39	3,411
12	1,623.85		1,059.46	38	5,579.30		5,175.33	3,014
13	1,670.76		1,504.20	39	5,521.32		4,205.80	3,313
14	1,797.44		1,652.31	40	5,500.67		4,771.22	2,286
15	1,797.48		1,526.52	41	5,442.28		5,173.71	3,284
16	1,874.90		1,543.62	42	5,446.28		4,534.38	2,356
17	2,748.27		2,058.87	43	5,445.85		5,270.10	3,369
18	2,908.82		2,630.87	44	5,419.18		4,304.04	3,290
19	1,797.48			大正元年	5,419.95		4,958.45	
20	1,874.90			2	5,358.55		4,761.23	
22	3,654.14		2,974.71	3	5,377.05		4,722.23	
23	3,191.95		3,564.03	4	5,330.59		4,433.29	
24	3,396.41		3,184.90	5	5,301.52		4,755.34	
25	3,577.83		3,162.00	6	5,343.31		4,682.60	
26	3,654.14		2,974.71	7	5,471.74		4,542.79	
27	3,919.95		3,564.03	8	5,564.18		5,143.19	
28	4,446.37		3,829.05	9	5,564.73		5,117.02	
33	5,084.06		4,460.27					

注：判明する年次のみ  
 出典：「別子鉱山考課状」「別子鉱業所実際報告書」  
 小作数は「第九回鉱業所統計摘要 全」

\* 大正六年「別子鉱業所実際報告書」。以下、本節の引用は明治三十四年以降、各年の同史料による。

の二〇〇〇石台となり、二十三年には三〇〇〇石の大台に乗った。明治三十三年四〇〇〇石に達してからは、三五年を除き大正期まで四〇〇〇石から五〇〇〇石台となっている。幕末期、旧幕府から払い下げてもらった鋤夫用飯米の買請米は五四〇〇石余であったが、その分を自力で賄えるようになったのである。こうして、住友の農地経営は、明治六年の土地取得からわずか二〇年ほどで急速に発展したことがわかる。

#### 農事振興と小作人貯蓄組合の設置

明治三十六年（一九〇三）、地所課は稲作試験に際し、多収穫品種を東京・静岡・大阪・鳥取・山口・小松等の農事試験場や老農から二十余種を取り寄せて、乾水両田に植え付けた。乾田試作は、虫害により二割減となったが、水田試作は虫害の発生少なく好成績を収めた。その品種は、「郡益」「竹成」の二種であったという。善良と認めた品種は、小作人に交換頒布し、善良種の普及に努めたのであった。また同年地所課は、初めて小作米品評会を実施し、農事振興に努めた。その結果、高得点をあげた小作人二八人に賞与を渡したが、地所課員の感想として、一般小作人の感情も配慮する必要がある、品評会実施の難しさを伝えている。しかし、その後も品評会は毎年実施され、審査・授賞の方法を改良し、継続実施の実現に努力したのであった。明治四十年には、官公署の農会と共に小作人を督励し、共同苗代を設置した。ここでは、稲の正条植えの普及を図り、虫害駆除・予防方法を伝授したが、共同苗代設置の村には駆除費の補助をしてその普及に努めた。

明治四十一年には、小作人の保護を目的に共済貯蓄組合の設置を勧誘し、三七組合が結成された。その貯蓄金は、農業改良の資金運用に用いられる予定であった。また、地所課は小作人の貯蓄奨励策として、養鶏・養蚕・製縄等の副業を奨励指導し、かなりの成果を

上げることができた。大正元年（一九一二年）に至り、地所課は所有地の小作人貯蓄組合の結成事業をほぼ達成することができた。結成組合数は四五、同年度末の貯蓄金残高は一万五四四〇円に及んでいた。組合によつては、肥料の共同購入資金にするところもあり、将来の運用に関しては地所課の適切な指導も必要としていた。その後、大正三年の組合数は五三、貯蓄金額は二万四九二四円となり、うち一〇組合が肥料を共同購入した。大正六年には、小作人の副業のうち、養蚕がますます盛んになり、貯蓄組合数は五三、貯蓄金高は四万三一一七円余となったが、貯蓄組合の存続期限満了の組合が続出した。翌七年地所課は、貯蓄組合の規約を改正し、今後さらに一〇年間存続することにした。大正九年の組合数は五四、組合員数は二七一五人、貯蓄金高は六万八八五円余、他に無利子貸付金が四万五〇一四円余あり、一人平均の貯蓄高は二五円四〇銭となった。また、貯蓄金を肥料購入等の農業資金として活用した組合は三二に及び、その金額は一万三一九〇円余となり、当初の目的を達成したのであった。地所課の損益を表2-27でみると、明治三十四年から大正六年までの純利益は、二万四前後から四万九〇〇〇円余であったが、大正七年九万二〇〇〇円余、八年一六万四〇〇〇円余、九年一五万三〇〇〇円余と急激に増加したのであった。

### 搾乳事業の開始

明治三十五年（一九〇二年）九月、地所課は付属事業として搾乳事業を開始した。その目的と現状については、翌三十六年に「主トシテ住友病院ノ需要ニ充テ、其余乳ハ重ニ鋳業所

\* 明治十六年別子山中に設立された私立住友別子病院のこと。同三十二年新居浜に移転し、三十四年惣開に新築された。

表 2-27 地所課の損益 (明治34~大正9年)

年次	収 益	支 出	純 利 益
明治34年	45,400.38	19,804.86	25,595.52 (26,763.035)
35	43,494.62	21,261.83	22,232.79 (22,476.42)
36	59,314.38	23,743.23	35,571.15 (35,671.15)
37	71,038.08	23,285.27	47,752.81
38	68,874.00	26,041.94	42,832.09
39			
40	77,361.33	35,337.70	42,023.63
41	82,838.26	46,128.72	36,709.54
42	63,475.58	45,626.20	17,849.38
43			
44	83,582.28	33,787.39	49,794.89
大正元年	85,041.32	36,889.81	48,151.51
2	109,984.29	37,735.72	72,248.57
3	77,310.25	35,065.45	42,244.80
4	55,915.35	34,887.36	21,027.99
5	63,357.79	37,878.92	25,478.87
6	82,176.16	42,306.06	39,870.10
7	146,783.13	54,448.82	92,334.31
8	231,076.86	66,311.35	164,765.51
9	239,627.86	85,731.24	153,896.62

注：( ) 内は原史料の数値

大正9年の純利益に固定財産原価3,164.81円を含む  
出典：「別子鋳山考課状」「別子鋳業所実際報告書」

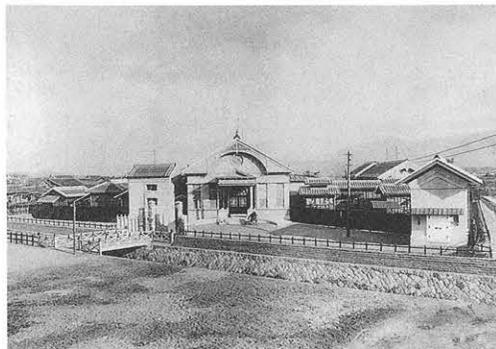
員ノ需メニ応シ、一ヶ月平均約五石（九〇〇リットル）内外ヲ供給セリ」と住友本店に報告している。そして将来的には、適当な乳牛を買い増し、子牛の繁殖・成長を期待しつつ事業を拡張し、年を追って好成績を収めたいと表明している。明治三十九年には、病院・鉱山従業員等の需要のほか、住友本家用の乳製品原料としても使用されるようになった。その後、大正七年（一九一八）まで年間一〇〇石（二万八〇〇リットル）前後の搾乳高であったが、翌八年一二二石、九年一四三石と増加傾向にあった（表2-28）。これは、明治四十二年購入した純粹種のホルスタイン・フリシヤン系乳牛の繁殖に成功したためである。なお、当該期間の乳牛数は平均二〇頭前後であった。

### 搾乳事業の実績

明治三十五年（一九〇二）に開始した搾乳事業は、昭和二年（一九二七）に乳牛二頭と減少したが、四年、その生産高は二万一〇八八リットル余であった。これは、大正八年（一九一九）の生産高とほぼ同水準であった。昭和四年の報告書によると、「近年社内関係者ノ牛乳需要量ハ、概シテ減少ノ傾向アリ、常ニ牛乳ノ生産過剰ヲ来サントスル」という状況を述べており、これが生産高二万リットルで推移してきた理由であろう。しかし、同年は乳牛の整理をして、牛乳の販路を拡張したので、所期の目的は達成したと述べている。昭和五年搾乳場は、鉱山会社整理の都合により、磯浦からほど近い西側の丘陵部にある西谷に移転することになった。同年七月から牛舎移転工事を実施し、翌六年五月に竣工した。移転により「構内広潤、空气清新、用水豊富、乳牛ノ健康状態、又頗ル良好」となった。昭和十年には、牛乳営業取締規則の改正により、牛乳処理場を新設した。こうした設備の充実と、販路の確保に尽力した結果、昭和十年にはそれまで二万リットル台であった



西谷の搾乳場



惣開の住友別子病院（明治34年竣工時）

生産高が三万七六一三リットル余に急増した(表2-28)。翌十一年には四万リットルの大台に乗り、十六年までこれを維持した。これにともない乳牛も、昭和十年の一二頭から十五年には一七頭となった。しかし、昭和四年から十七年までの営業成績は、昭和五年の移転費による二万三〇〇〇円の欠損を最高に、たえず五〇〇円から五〇〇〇円ほどの欠損であった。特に昭和十七年には戦況が厳しくなり、飼料の調達困難や、乳牛の斃死<sup>へいし</sup>によって搾乳量が減少した。そのため、搾乳量は三万六四三八リットルにとどまり、五八二六円の欠損となった。

### 農林課の土地買収方針

新居浜における土地所有高は、昭和二年(一九二七)七月の住友別子鉱山への管理委託段階で、田地四四二町七反歩余、畑地一一七町九反歩余、宅地三三町五反歩余、雑種地三三町五反歩余の、合計約六二六町八反歩余であった(前掲表2-25)。その後、昭和十二年三月には、田地三九四町五反歩余、畑地二一〇町歩余、宅地八七町八反歩余、雑種地三三町四反歩余の、合計約七二五町九反歩余と、約九九町歩余の増加があったが、主に畑地と宅地の増加であった。財閥解体時の昭和二十一年三月には、田地は三六一町七反歩余、畑地二一〇町二反歩余、宅地九三町六反歩余、雑種地三四町七反歩余の、合計約七〇〇町四反歩余となり、昭和二年に比べると、全面積において七三町歩余増加したが、田地において約八〇町歩余の減少となった。これを要するに、鉱山に委託されてから土地の所有面積は、あまり増加せず、むしろ田地

表2-28 搾乳事業の成績(明治35~昭和17年)

年次	生産高	収入		支出		純利益	乳牛数
	%	円	円	円	円	頭	
明治35年	4,378.50	851.38	703.45	147.93	6		
36	10,207.44	2,159.82	3,777.77	-1,617.95	9		
37	15,240.42	3,196.14	4,335.99	-1,139.85	12		
38	16,063.92	4,049.62	4,037.16	12.46	13		
39	17,095.32	3,944.16	5,205.42	-1,261.26	19		
40	15,869.70	3,975.78	6,084.71	-2,108.93	19		
41	19,440.72	5,361.82	5,617.43	-255.61	22		
42	19,992.24	4,860.81	4,917.12	-56.31	15		
43	17,332.56	4,585.40	4,748.02	-162.62	14		
44	12,969.90	3,595.30	4,621.26	-1,025.96	14		
大正3	16,992.00						
4	14,187.60						
5	18,487.62						
6	18,551.16						
7	17,628.30						
8	22,101.30						
9	25,916.58						

年次	生産高	代金		純利益		乳牛数
	%	円	円	円	頭	
昭和4年	21,088.00	9,951.00	-2,429.00			
5	22,952.20	10,120.72	-23,109.00			
6	20,967.60	7,390.59	-2,121.59			
7	18,811.80	6,407.87	-4,368.51			
8	24,098.20	7,329.53	-515.24	11		
9	27,166.00	8,313.42	-582.00	11		
10	37,613.60	8,997.33	-1,982.99	12		
11	40,776.20	11,350.50	-1,841.07	13		
12	43,901.40	11,582.79	-2,845.88	13		
13	40,513.40	13,076.78	-1,837.25	15		
14	40,449.80	15,087.10	-941.50	16		
15	41,103.18	20,500.51	-4,889.43	17		
16	45,801.00	24,740.72	-4,311.18	17		
17	36,438.00	19,111.47	-5,826.13			

注：1. 判明する年次のみ

2. 明治・大正期の生産高は石であったがリットルに換算した

出典：明治期「第九回鉱業所統計摘要」、大正期「別子鉱業所実際報告書」、昭和期「農林課実際報告書」

の減少と畑地・宅地の増加がその特徴であった。

昭和四年の農林課實際報告書によると、本年の用地買収は、鉾山名義については新居浜・金子両村内において将来の事業用地となるものや、山根・土橋方面で鉾山専用鉄道を地方鉄道に改良するための停車場用地を買収し、合資会社名義では大川村で発電所用地を買収したと述べ、結局「農耕地、又ハ営林用地トシテ買取モノハ、極メテ僅少ニシテ、以上鉾山用地ノ買取ニ關係シテ買取セルモノ、又ハ山林ノ経営上、一部接続地ヲ買取シタルモノニ過ギズ」と、農耕地の買収減少の様子を報告している。

農林課地所係はまさに鉾山用地の買収を目的にしたのであり、従来の農耕地も順次鉾山用地と換地されたり、宅地化されたりしたのである。新居浜が臨海工業都市として発展するにつれ、必然的なことであった。またその用地買収も、昭和六年から「鉾山会社ニ於ケル買収ハ、将来ノ事業用地トシテ必要ナル新居浜近村ノ土地ヲ、又合資会社ニ於テハ山林ノ経営上必要ナル高敷水電用地ノ接続地トス」というように、買収緊縮方針がとられた。そのため、面積の急激な増加は見られないのである。

### 土地経営の実績

大正時代（一九二二～二六）の実収米高は、毎年四〇〇〇石から五〇〇〇石台であったが、昭和になると、農地の増加は少なく、むしろ鉾工業用地として売却されたり、換地されたりしたため、昭和四年（一九二九）から十七年まで三〇〇〇石から四〇〇〇石台が多く、五〇〇〇石台となったのは、昭和五年・十一年・十三年の三年に過ぎなかった（表2-29）。昭和十五年の二八〇三石という激減は、多雨による虫害の発生であった\*。

表2-29 農林課地所係の損益と小作米収納高  
(昭和4～17年)

年次	収 益	支 出	純利益	実収米
	円	円	円	石
昭和4年	109,309.87	106,337.43	2,972.44	3,653.56
5	134,517.54	104,707.38	29,810.16	5,302.27
6	68,364.02	82,561.66	-14,197.64	3,837.76
7	93,632.55	73,338.33	20,294.22	3,971.58
8	249,273.08	73,933.63	175,339.45	4,935.04
9	196,374.69	109,851.75	86,522.94	4,189.54
10	108,509.86	122,379.54	-13,869.68	3,445.84
11	164,234.27	134,956.07	29,278.20	5,120.28
12	130,537.23	92,150.34	38,386.89	3,367.60
13	203,811.18	102,801.30	101,009.88	5,760.98
14	173,641.63	103,674.36	69,967.27	4,188.22
15	157,231.02	128,786.57	28,444.45	2,803.83
16	240,400.93	136,943.68	103,457.25	4,541.53
17	263,580.87	152,006.93	111,573.94	4,838.86

出典：「農林課實際報告書」

\* 昭和四年「農林課實際報告書」。以下の引用は同年以降、各年の同史料による。

昭和四年から十七年までの土地収益は、六万八〇〇〇円余から二六万三〇〇〇円余の間で、平均一六万三〇〇〇円余であった（表2-29）。その金額は、各年の豊凶や米価に左右されたのであったが、昭和期の土地収益の特徴は、むしろ鉱工業用地への土地売却が純利益を大きく左右した。すなわち、同じく昭和四年から十七年までの純利益は、二九七二円余から一七万五三三九円余の間で、平均五万四九二七円余であったが、その変動は実に激しいものであった。たとえば、昭和八年の収益二四万四円余は、日本化学製糸工業への敷地売却代金一三万八二四〇円が入ったためであり、翌九年の収益一九万四円余には住友化学への土地売却代金九万三〇六四円余が含まれていた。

#### 四 農林課営林係の経営と製材事業の発展

##### 営林事業の管理

昭和七年（一九三二）当時、農林課管理の山林には七か所の作業所があり、造林・撫育ならびに伐採・製材・運搬等の実務管理は、営林事業担当職員一五人がこれに当たっていた。<sup>\*1</sup> また、新居浜の製材工場および木材の保管・供給・購入・販売には四人の職員がこれに当たっていた。営林事業のうち、造林・撫育や工場製材は会社の直営事業として、林業夫・製材夫・倉庫夫などは常雇いであったが、昭和二年から労力を要する主伐・間伐・製炭・製薪事業は、おおむね請負制とし、一区域の事業ごとに入札または指名で請負人を定めて実行させた。<sup>\*2</sup> ちなみに、昭和七年の会社直営事業の常雇人は、林業夫二八人、製材夫二三人、倉庫夫八人、特殊雑役夫（事務補助）二人、雑役夫八人の合計六九人であった。

\*1 昭和七年「住友別子林業概要」

\*2 昭和三年「山林課作業ヲ請負制度トスルニ付、事務章程改正ノ件」（昭和三年「社則」所収）

### 山林の経営面積

昭和二年（一九二七）七月一日、住友合資会社所有の別子山林一万四九八三町六反歩余は、住友別子鉱山株式会社設立にともない、同社の農林課に管理を委託された。農林課営林係は、これに借用国有林（第一備林）六六四六町一反歩余を加えた二万一六二九町八反歩余の経営面積で事業を引き継いだ（表2-30参照）。その後、昭和十二年の経営面積は一六六二八〇町六反歩余とやや減少し、十九年には二万三六一町歩に増加したが、昭和二十一年には再び減少して一万六六七六町九反歩余となった。昭和前期（一九二六～四六）の経営面積は約一万六〇〇〇町歩から二万町歩で推移したことになる。

### 造林面積と植林本数

造林面積は、大正二年（一九一三）以降二〇〇町歩台で推移していたが、昭和期も三年を除く、昭和二年から八年まで二〇〇町歩台で推移していた（表2-31参照）。ところが、昭和九年一九一町歩と二〇〇万の大台

を割り、以後十七年まで一五〇町歩前後であった。これを植林本数でみると、昭和四年は九〇万本余と大正五年以来の水準を維持していたが、翌年から少しずつ減少し、昭和十年以降は四〇万～五〇万本台で推移した。苗木については、さらに減少幅が大きく、大正九年三二〇万本余であったものが、昭和期は一〇〇万

表2-31 別子の植林本数と造林面積  
(大正15～昭和17年)

年次	造林面積 町歩	植林本数	
		本	本
大正15年	190.91		
昭和2年	226.79		
3	383.42		
4	290.66	902,050	1,327,696
5	260.82	636,567	1,748,021
6	298.25	767,400	1,343,667
7	268.55	716,780	1,593,006
8	235.90	623,500	1,215,360
9	191.55	661,060	1,451,630
10	152.71	477,730	1,334,150
11	172.86	523,980	1,941,300
12	142.61	454,170	1,735,081
13	130.55	416,870	1,168,253
14	138.39	420,310	1,613,460
15	142.80	487,470	787,276
16	158.83	497,670	1,058,835
17	159.55	517,400	1,779,850

出典：「農林課実際報告書」

表2-30 農林課営林係の経営面積(昭和2・12・19・21年)

(単位：町歩)

年次	所有山林(C) (A+B)	内 訳		借用国有林(D)	経営面積(C+D)
		林野(A)	付属田畑等(B)		
昭和2年	14,983.67	14,658.36	325.31	6,646.18	21,629.85
12	9,634.49			6,646.18	16,280.67
19	13,714.00			6,647.00	20,361.00
21	10,029.91			6,647.00	16,676.91

注：拝借国有林については、明治39年の数値と相違するが、原資料のまま

出典：昭和2年住友合資・住友別子鉱山会社「土地山林経営契約書」

昭和12年住友本社「総貸借対照表及総財産目録」

昭和19年「住友の鉱山及農林業」

昭和21年「住友本社現業部門財産目録」

明治8～昭和8年「借用国有林関係書類」

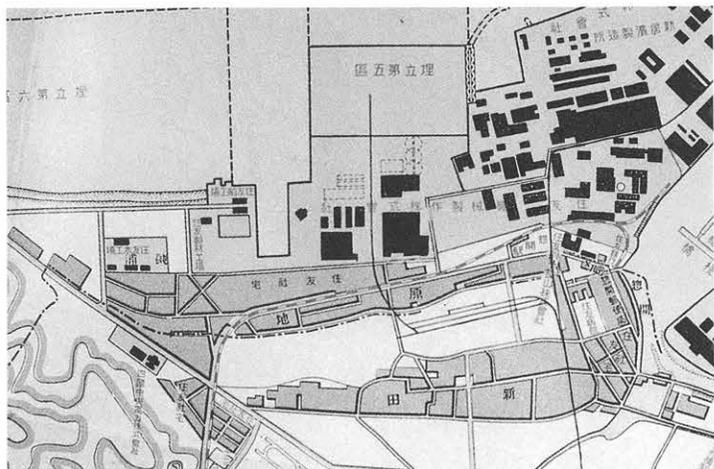
昭和17年「国有林関係完結書類」

本台で推移することになった。このように、昭和前期の別子の植林事業は、明治以降の大造林計画が一段落し、その維持・育成や伐採・製材に力点が置かれるようになったのである。

### 製材設備と運搬手段の充実

大正六年（一九一七）当時には、高敷・七番山・五良津山・加茂・立川山の各事業区で製材していたが、昭和七年（一九三二）当時には運搬設備が充実し、製材工場は新居浜に集約されるようになった。すなわち、各事業区の山内運搬は軽便索道と木馬が最も広範に利用され、これに修羅や人肩・駄馬等が併用されていた。山内の小出場から新居浜までは軌道・牛馬車や日浦―第三通洞間の電車・東平―黒石間の索道、あるいは鉱山鉄道を利用して運搬された。すでに、明治二十九年（一八九六）には新居浜の惣開を埋め立てて貯木場が設置されており、交通機関の発達によりしだいにここに集積されるようになった。昭和期には新居浜の貯木場も二か所に拡充され、新居浜貯木場は一万一三〇〇坪、土橋貯木場は一四〇〇坪の広さであった。

製材工場は新居浜と石鎚山事業区の千足山、および五良津山に設けられたが、五良津山の製材工場は昭和六年閉鎖された。新居浜製材工場は、貯木場に集積された木材の製材を目的に設置されたもので、四四インチの自動送台車付帯鋸機、四二インチのテーブル式帯鋸機、二六インチの腹押丸鋸機、四二インチの横切丸鋸機、鼻切丸鋸機、ストローク式横切鋸、各一台を装備していた。所要総動力は三六馬力、一日の製材能力は資材一〇〇石、製品四〇石であった。また千足山製材工場は、千足山の天然生栂・椴・樺等を製材して、新居浜に輸送するのを目的としていた。製材設備の動力は電気ではなく、三六馬力のペル



磯浦の住友製材工場・木工場

- \* 1 大正六年「別子鉱業所実際報告書」
- \* 2 昭和七年「住友別子林業概要」
- \* 3 明治二十六～二十九年「田地方同書綴」
- \* 4 \* 2に同じ

トン式水車動力を用い、五四インチ自動摩  
擦送丸鋸機、附属耳摺丸鋸機、鼻切丸鋸機、  
各一台を装備していた。一日の製材能力  
は、資材八〇石、製品三〇石であった。

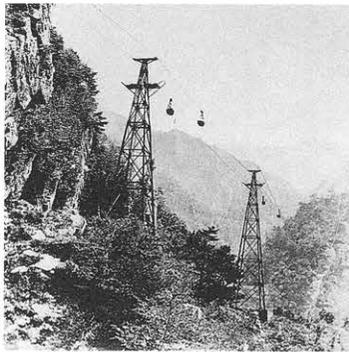
### 製材事業の発展

昭和二年（一九二七）十月、新設の住友  
別子鉱山常務取締役に鷺尾勘解治が就任  
すると、矢継ぎ早に新居浜港の築港と埋  
立、埋立地への工場誘致、昭和通りの建設  
などを実行し、新居浜は空前の建築ラッシ  
ュを迎えた。これにより、営林係の木材製  
造も活発となり、昭和二年には四万五四一  
六石と初めて四万石台になった（表2-  
32）。以後、木材の運搬法や製材設備が充実  
するにつれ、翌五年から十七年までは七万  
石から一三万石台の生産高で推移し、木材  
の自給率は六〇％から七八％にも達した。  
なお、昭和十七年の急増は太平洋戦争の遂  
行のため増産された可能性もある。次にそ  
の支払高を見ると、鉱山への供給高は昭和

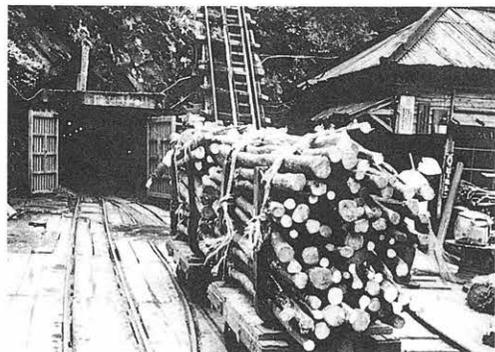
表2-32 製材・製薪炭高（大正15～昭和17年）

年次	木材受入高 合計	内 訳				木材支払高 合計	内 訳						製炭高 賃目	薪材高 賃目
		自山製材高	比率	購入他	比率		供給高	比率	売払高	比率	その他	比率		
	石	石	%	石	%	石	石	%	石	%	石	%		
大正15年		31,244.00					25,490.00		5,754.00					
昭和2年		45,416.00					40,256.00		5,160.00					
3		71,889.00					56,962.00		14,927.00					
4	113,222.54	73,923.59	65	39,298.95	35	115,398.59	82,978.49	72	5,441.84	5	26,978.26	23	313,846.00	170,063.00
5	136,395.71	100,719.98	74	35,675.73	26	115,064.77	70,683.07	61	11,321.44	10	33,060.26	29	225,258.00	80,535.00
6	105,259.89	80,094.16	76	25,165.73	24	102,343.21	64,021.23	63	11,646.79	11	26,675.19	26	200,878.00	71,768.00
7	75,036.90	46,245.00	62	28,791.90	38	98,712.20	61,704.30	63	20,210.41	20	16,797.49	17	117,506.00	69,584.00
8	129,805.00	89,675.65	69	40,129.35	31	121,264.95	82,891.67	68	16,849.12	14	21,524.16	18	55,018.00	81,392.00
9	142,834.59	97,303.95	68	45,530.64	32	139,865.80	87,934.19	63	25,911.86	18	26,019.75	19	252,860.00	334,096.00
10	158,247.83	101,812.32	64	56,435.51	36	159,200.43	101,003.34	63	27,888.84	18	30,308.25	19	269,080.00	133,538.00
11	142,445.93	86,062.93	60	56,383.00	40	149,677.67	93,885.80	63	26,482.98	18	29,308.89	19	60,302.67	28,200.27
12	135,395.97	91,352.76	67	44,043.21	33	138,638.02	89,505.35	64	21,683.39	16	27,449.28	20	13,727.73	60,260.53
13	143,026.23	93,627.64	65	49,398.59	35	146,880.00	99,158.07	68	20,558.16	14	27,163.77	18	51,572.00	50,825.33
14	155,831.28	106,255.53	68	49,575.75	32	159,278.79	97,356.28	61	30,766.78	19	31,155.73	20	40,202.93	107,796.00
15	174,085.37	106,067.05	61	68,018.32	39	140,340.16	100,122.12	71	8,954.73	7	31,263.31	22	47,104.00	220,831.20
16	138,443.29	96,480.58	70	41,962.71	30	143,897.06	95,745.24	67	21,632.53	15	26,519.29	18	86,798.67	191,315.20
17	202,134.60	137,162.64	68	64,971.96	32	184,550.67	121,337.56	66	16,894.18	9	46,318.93	25	71,638.67	312,625.33

出典：「農林課実際報告書」、昭和7年「住友別子林業概要」



東平一黒石索道



日浦通洞と木材運搬風景

四年に八万二九七石余と高い水準にあり、いかに需要が高かったかがわかる。その後五年から七年まで六万から七万石台に減少したが、八年からは八万石から一二万石台と増加傾向にあった。また、材種によっては外部販売も行うようになり、昭和四年わずか五四四一石余だった販売高が翌年一万石余と倍増し、十四年の三万石台まで急増している。これに比べ、木炭の減産は著しく、昭和四年三一万貫目余であったものが、七年には三分の一の一一万貫目余となり、十二年には約一〇分の一の一萬三〇〇〇貫目余まで落ち込んだ。薪も同様に昭和十三年まで落ち込んだが、十七年には三二万貫目余と明治後期の水準に回復している。

### 利益の推移

営林係の収益は、表2-33にあるように昭和四年(一九二九)から十七年まで九万円台から一二三万円台と、大きな幅があったが、明治・大正期をかなり上回る収益であった。また、その内訳を見ると、明治・大正期は木材収益と製炭収益がほぼ拮抗し、全体を二分していたが、昭和期に入ると木材収益が全体の七〇〜八〇%を占めるようになった。ここにも、木材事業の発展が見られるのである。これに苗木収益を加えると、さらにその比率は高くなった。次に費用について見ると、昭和十六、十七年を除きほぼ三〇万円前後と一定している。これにより、昭和四年から十七年までの一五年間で、欠損を計上したのはわずか四年間で、ほかは二万二〇〇〇円余から最高三九万三〇〇〇円余の純利益を計上することができた。

以上、明治・大正・昭和期を通じて地所課(農林課地所係)・山林課(農林課営林係)の純利益を見ると、別子鉱業所全体の純利益からすれば、はるかに少ないか、もしくは欠

表2-33 山林課の損益(昭和4~17年)

(単位:円)

年次	収益(A)		内 訳										費用(B)	純利益(A-B)
		%	木 材	%	製 炭	%	薪 材	%	苗木	%	その他	%		
昭和4年	440,895.56	100	305,010.40	69	63,802.79	15	4,572.19	1	8,371.64	2	59,138.54	13	392,482.56	48,413.00
5	361,107.55	100	256,135.87	71	46,635.69	13	4,421.34	1	7,096.22	2	46,818.43	13	378,149.50	-17,041.95
6	244,704.27	100	166,518.28	68	35,965.51	15	3,049.42	1	6,422.79	3	32,748.27	13	279,514.39	-34,810.12
7	99,990.95	100	46,509.82	47	12,229.43	12	2,331.55	2	5,512.13	6	33,408.02	33	199,332.09	-99,341.14
8	242,006.03	100	200,495.26	83	5,624.38	2	3,028.17	1	4,433.67	2	28,424.55	12	219,532.24	22,473.79
9	293,173.48	100	239,688.54	82	11,686.98	4	2,975.20	1	5,288.10	2	33,534.66	11	261,134.65	32,038.83
10	341,778.20	100	285,846.16	84	11,724.35	3	1,330.64	0	5,903.79	2	36,973.26	11	313,435.54	28,342.66
11	309,527.85	100	238,967.14	77	11,055.13	4			5,371.76	2	54,133.82	17	324,968.57	-15,440.72
12	361,344.46	100	294,357.80	81	11,008.51	3			6,009.74	2	49,968.41	14	328,109.11	33,235.35
13	435,413.49	100	357,467.75	82	14,908.92	4			5,984.97	1	57,051.85	13	349,580.43	85,833.06
14	600,720.81	100	537,503.50	90	18,712.02	3			7,211.43	1	37,293.86	6	380,957.30	219,763.51
15	791,122.38	100	703,675.71	89	36,314.58	5			9,964.77	1	41,167.32	5	478,441.98	312,680.40
16	968,589.28	100	837,413.86	87	60,797.81	6			9,086.77	1	61,290.84	6	654,138.07	314,451.21
17	1,220,456.89	100	1,055,683.69	86	79,476.10	7			12,053.51	1	73,243.59	6	826,986.67	393,470.22

出典:「農林課実際報告書」

損であった(表2-34)。明治・大正期の山林課は、植林事業を主体としていたため、毎期欠損であったが、地所課はわずかながら所定の純利益を計上し、両者を合算すると収支が均衡するような構造になっていた。昭和期に入ると、ようやく山林事業も純利益を計上できようになるようになったが、農地経営が山林事業を支えたという構造は見逃せない事実であった。

## 五 第一備林(借用国有林)の返還問題

### 返還問題の発端

昭和二年(一九二七)九月十五日、高知営林局長丸山佐四郎一行が新居浜の住友別子鉱山株式会社を訪れたが、その用件は明治十六年(一八八三)三月以来、昭和十七年まで六〇年間住友が借用していた第一備林(以下、借用国有林と記す)の返還問題についてであった。丸山営林局長によると、返還期限まであと十数年を残しているが、広大な面積なので期間満了時に急には処理もできないであろうから、今日において大体の方針を協定しておきたいというものであった。なお、丸山営林局長はこの件について独自に調査し、入江山林局長と相談した結果、次のように提案してきた\*。

(1)借地の目的は、鉱山備林として経営することにあるが、今日においては事情も変わり、普通の山林経営をしている。よって継

表2-34 別子鉱業所と山林・地所・搾乳純利益の比較 (明治33~昭和17年) (単位:千円)

年次	鉱業所	山林	地所	搾乳	年次	鉱業所	山林	地所	搾乳
明治33年	1,089.00				大正11年	1,415.00			
34	1,710.00	-6.32	25.60		12	2,918.00			
35	1,322.00	-13.56	22.23	0.15	13	2,357.00			
36	1,143.00	-26.81	35.57	-1.62	14	3,122.00	-74.34	112.86	
37	1,474.00	-24.02	47.75	-1.14	15	2,534.00			
38	791.00	-32.37	42.83	0.01	昭和2	830.00	-36.48	39.31	
39	1,604.00	-39.37		-1.26	3	413.00			
40	1,292.00	-39.86	42.02	-2.11	4	2,188.00	48.41	2.97	-2.43
41	37.00	-42.28	36.71	-0.26	5	-13.00	-17.04	29.81	-23.11
42	979.00	-44.24	17.85	-0.06	6	-1,385.00	-34.81	-14.20	-2.12
43				-0.16	7	-294.00	-99.34	20.29	-4.37
44	720.00	-36.21	49.79	-1.03	8	1,601.00	22.47	175.34	-0.52
大正元年	2,098.00	-42.73	48.15		9	1,615.00	32.04	86.52	-0.58
2	2,389.00	-75.37	72.25		10	1,773.00	28.34	-13.87	-1.98
3	1,641.00	-47.02	42.24		11	2,884.00	-15.44	29.28	-1.84
4	2,752.00	-43.28	21.03		12	3,024.00	33.24	38.39	-2.85
5	7,242.00	-53.51	25.48		13	5,084.00	85.83	101.01	-1.84
6	7,657.00	-44.70	39.87		14	4,105.00	219.76	69.97	-0.94
7	5,002.00	-60.62	92.33		15	2,349.00	312.68	28.44	-4.89
8	2,867.00	-71.99	164.77		16	2,929.00	314.45	103.46	-4.31
9	-480.00	-84.59	150.73		17	3,805.00	393.47	111.57	-5.83
10	-744.00								

注:昭和2年別子鉱業所が住友別子鉱山(株)として独立するまでは、鉱業所純利益に山林・地所搾乳純利益も含まれているが、参考のため抽出した

出典:「別子鉱業所実際報告書」大正14・昭和2年「鉱山店部実際報告書 経理部第一課」「農林課実際報告書」「第九回鉱業所摘要 全」「住友別子鉱山・住友鉱業(株)営業報告書」

\*明治八、昭和八年「借用国有林関係書類」。以下本節の引用は、同史料による。

続貸付の理由がなく、期間満了後すみやかに返地すること。

(2) 期間満了時に残存する立木は、適当な伐期を協定し、伐採するまで設定して土地を貸し付けること、ただし伐採後は直ちに返地すること。

(3) 前項の貸地料は、国有林扱いとして林地時価の六分と規定すること。

(4) 政府は来年から国有林所在地の地元町村に対し、地租付加税を基準として交付金を下付する予定であるが、住友への貸地料は明治十六年規約のものであり、現在一町歩当りの単価は交付金のほうが多くなり、政府の損失となる。よって、貸地料はその間の経済変動にともない、応分の増額を了解すること。

すなわち、昭和十七年の貸付期間満了時に借用国有林を返還することと、来る昭和三年からの貸地料の値上げを要求してきたのである。これに対し、同年十二月二十四日鉱山常務取締役鷺尾勘解治は高知営林局へ出頭し、次のように回答した。

(1) 本件借地は、別子鉱山付きの備林として、鉱山とともに永年稼行してきたものであり、明治維新（一八六八）当時の手続き如何によつては私有林になり得たものである。明治八年の借地契約では、借地料とせず税金と称していることから、当時から私有林と同様の思い入れがあった。今日の国有財産法（大正十年・一九二二改正）は借地契約後の法律であり、これを盾に返地の強要をなすことは穩当を欠き、国が返地を強いるならばその返答は難しい。さらに法律関係を調査する必要があるが、なお本件は借地財産法で取り扱うほうが適切ではないか。

(2) 備林は鉱山ある限り無期限のものであるが、鉱山がなくなったら、鉱山縁故の者へ払い下げるのが至当と考える。

(3) 現在備林としての性格は、昔に比べて軽くはなっているが、鉱山にとって備林はなお

将来とも必要である。

(4)以上の理由から返地に反対であるが、国と争う気持ちはなく、国側も譲歩して国有財産法による解決だけでなく、国有財産払い下げや、不要存置林への組替えなど考えてほしい。

(5)貸地料については、一町歩につき三六銭でもやむを得ないが、契約上の権利も尊重して、できるだけ軽減してほしい。

以上、鷺尾は借用国有林の返還に承諾しがたい旨を腹藏なく吐露した。これは、広瀬・伊庭・鈴木の歴代総理事をはじめ、籠手田・八戸・山村林学士ら諸先人が、別子周辺の山々に借用国有林・所有林の差別なく施業案を実施し、大造林計画を継続・進展させてきた自負心からであった。また、政府関係者にも理解者がいて、高知営林局事務官宮川順輔は「此ノ林況ヲ見テハ、貸付期間満了ノ時、返還セシメ、残立木ヲ期限ヲ付シテ伐採除去セシムルト云フコトハ机上論ニシテ、実現不可能ナリ、住友ノ経営ハ国家以上ニシテ、政府ガ之レヲ経営シテ、此ノ如クナスコトハ到底六ヶ敷イ」と述べ、住友の山林経営を国家以上に見事であると賞賛した。

### 借地料の改訂

昭和三年（一九二八）七月二十二日、丸山営林局長は再び来社し、貸付地の根本的解決はまだ時間があるので、今後よく考究することとし、とりあえず貸地料を一町歩当り年額三六銭に値上げしたいとの申し出があった。鷺尾は、大阪の住友合資会社とも協議して了承を得、同年九月二十日付で国と貸付料金変更契約書を締結した。これによると、借用国有林の実測面積は六六二四町歩余、これから大正六年（一九一七）に保安林に指定された

表 2-35 借用国有林の借地料（昭和3年）

借用国有林		実測面積	借地料	備 考
旧字名	新字名	町歩	円	
別子山	別子山	4,689.3	1,688.2	
寺野山	鬼ヶ城山	409.2	147.3	
鬼ヶ城山				
折宇山	葛川山	1,037.0	373.3	
葛川山				
小計		6,135.5	2,208.8	
峨蔵山	峨蔵山	488.8	0.0	} 大正6年保安林指定のため無税
地吉山				
外之尾山				
合計		6,624.3	2,208.8	

注：明治39年の実測面積と相違するが、原史料のままとした

大正13年11月、借用国有林は新字名で登記された

出典：明治8～昭和8年「借用国有林関係書類」

峨藏山四八八町歩余を差し引いた六一三五町歩余が課税対象となった(表2-35参照)。貸地料は一町歩に三六銭として年額二二〇八円八〇銭となったのである。ようやく、貸地料の算定が実測面積に是正されたとはいえ、従来の貸地料は、公簿面積二万二〇八七町歩余に、一町一銭として年額二二〇円八七銭一厘であったので、結局貸地料は従来の約一〇倍となったのである。

### 借用国有林の解決案

昭和三年(一九二八)以降も、住友は歴代の高知営林局長と借用国有林の返還問題につき議論を重ねたが、その成案は得られなかった。その議論案は次のようなものであった。

(1) 貸付地を伐採した分だけ順次返還すること。

(2) 部分林として、貸付地全部に設定区を作り、伐採跡に新植した木や萌芽林の林木を順次部分木として、国と造林者の住友でその利益を分配すること。

(3) 貸付地全部を一時に住友に払い下げること。

(4) 住友への継続貸地とすること。

(5) 貸付地の立木を全部国が買い上げ、貸地を一時に返還させること。

(6) 交換。これには次の三種の方法があった。

(ア) 貸付地の一部に住友に払い下げ、残りの返地する土地の立木と払い下げ地を交換。

(イ) 住友所有の石鎚山事業区と交換。

(ウ) 住友で不要存置の山林を買収し、これと交換。

以上のうち、(1)(2)(5)は、営林局側の考えであり、(3)(4)は住友側の要望、(6)は両方にとってよい考えではあるが、大正十年(一九二二)改正の国有財産法がネックとなって実現困

難であつた。

### 借用国有林の借地継続

昭和十六年（一九四一）七月二十四日に至り、住友は翌年の期間満了をにらみ農林大臣・山林局長・高知営林局長の三者あてに借用国有林の払い下げ陳情書を提出した。<sup>\*1</sup> そのなかで、江戸時代以来「銅山附」の備林として稼行してきたこと、「国土報恩」の信念をもってその育成に努めてきたこと、所有林と一括して施業案を編成し、永久・保続に尽力してきた経緯を述べた。ところが、同年十一月二十七日農林省山林局長名で、「現行法規上詮議ノ途無之モノニ候条、御諒知相成度」と、国有財産法を盾に拒否されてしまった。さらに追書には、本国有林の貸付は昭和十七年で期間満了とし、今後の長期継続貸付は営林財産の性質上いっさい許可しないので、善後策を考究しておくようにと通達された。<sup>\*2</sup>

昭和十七年三月十三日、住友別子鉱山の農林課長猿谷嘉吉は、最悪の事態を想定して「借用国有林立木伐採返地ニ関スル善後措置私案」を作成した<sup>\*3</sup>が、これは最終手段であり、同年五月から十二月にかけて住友本社重役や鉱山の猿谷課長と農林省役人との水面下の折衝が続けられた。翌十八年九月二十八日、住友の粘り強い折衝の結果、とりあえず借用国有林の一〇年間継続ということで決着した。<sup>\*4</sup> その後、戦後の財閥解体時に四国林業株式会社（住友林業の前身）に引き継がれた借用国有林は、昭和二十八年、石鎚山事業区の一部との交換ということでまとめ、三十二年、住友の所有となった（下巻一八二頁参照）。

\*1 昭和八、十八年「国有林関係書類（借地問題）」。  
以下、本項の記述はこれによる。

\*2 \*4 昭和八、十八年「国有林関係書類（借地問題）」

\*3 昭和十七年「国有林関係完結書類」

## 六 施業案検訂と保続林業の確立

### 施業案の検訂

明治三十七年（一九〇四）から大正四年（一九一五）にかけて、山林課によって別子各事業区の施業案が編成されたが、各事業区とも施業案の実施からそれぞれ約一五年をめどに第一次検訂が実施された。以後、約一〇年ごとに第二次、三次と検訂が実施された。検訂に際しては事業区も再編され、第一次検訂では城師・葛籠尾・銅山の第一・第二事業区が、それぞれ一つの事業区に統合され、所有林の第一事業区と借用国有林（第一備林）の第二事業区を区別せず、平等の施業が実施されることになった。ちなみに、借用国有林の山林事業区における分布を表2-36で見ると、葛籠尾事業区に最も多い三七・五二%、次いで七番山事業区二二・九四%、城師事業区二一・七三%、銅山事業区一〇・二八%、浦山事業区七・五四%となっていた。次に各事業区に占める借用国有林の割合を見ると、七番山・浦山事業区は一〇〇%、城師・銅山事業区は八〇〜九〇%、葛籠尾事業区は約六八%となっており、これらの事業区のはほとんどは国有林で占められていた。一方、高知県土佐郡の本川・大川両事業区は統合されて高敷事業区になり、千足山事業区は石鎚山事業区に改称された。第二次検訂では、西山事業区が大永山事業区と改称された（表2-37参照）。こうして、昭和十年代には農林課営林係によって、全事業区の施業案検訂が一通り実施されたのであった。

表2-36 借用国有林の山林事業区別分布（昭和2年8月）  
（単位：町歩）

事業区	合計 (A+B)	借用国有林(A)	分布比 %	所有地 (B)
七番山	1,524.89	1,524.89	22.94	0.00
銅山	858.74	683.17	10.28	175.57
葛籠尾	3,648.23	2,492.82	37.51	1,155.41
城師	1,534.12	1,443.87	21.73	90.25
浦山	501.43	501.43	7.54	0.00
合計	8,067.41	6,646.18	100.00	1,421.23

出典：昭和2年8月「借用国有林二関スル調査書」  
（明治8～昭和8年「借用国有林関係書類」所収）

林 況

昭和七年（一九三二）の全事業区の林況を表2-38によって樹種別にみると、経営面積一万九七八〇町歩余のうち、檜・杉・松・カラマツなど針葉樹が一万四三四町歩余（全体の約五三％）、闊葉樹が四四七三町歩余（同二二％）、針葉・闊葉樹の混合林が一七二四町歩余（同九％）などとなっており、針葉樹が一番多かった。これは、闊葉樹伐採跡地に檜・杉・松・カラマツを植林していったためであり、檜は全体の三八％にあたる七四四三町歩余、杉は七％の一三九六町歩余、松は五％の九一八町歩余、カラマツは二％の五一八町歩余に達していた。また、経営林の蓄積量は四〇二万二〇〇〇石余であり、そのうち針葉樹が二二一萬石余（全体の約五三％）、闊葉樹が一九〇萬石余（同四七％）となっており、針葉樹

表 2-38 別子山林の林況（昭和 7 年）

樹種	面積		蓄積量	
	町歩	%	石	%
檜	7,443.78	38	1,071,252	27
杉	1,396.58	7	511,448	13
カラマツ	518.46	2	60,743	1
松	918.97	5	141,528	4
その他	156.64	1	330,291	8
針葉樹計	10,434.43	53	2,115,262	53
針葉・闊葉混合林	1,714.71	9		
闊葉樹	4,473.87	22	1,907,712	47
その他	35.30	0		
未立木地	988.29	5		
除地	2,134.00	11		
合計	19,780.60	100	4,022,974	100

出典：昭和 7 年「住友別子林業概要」

表 2-37 施業案検訂と事業区変遷表

(単位：町歩)

事業区名		所在地	施業案編成		第一次検訂			第二次検訂			第三次検訂		
戦後	編成時		年次	面積	事業区	年次	面積	事業区	年次	面積	事業区	年次	面積
別子山 昭和23併合 7,589町歩	①七番山	別子山村	明治38年	1,524	同左	大正2年	1,524	同左	大正14年	1,524	同左	昭和10年	1,517
	②葛籠尾第一	〃	明治39年	746	葛籠尾	大正4年	3,417	同左	大正15年	3,648	同左	昭和10年	3,648
	③〃第二	〃	大正4年	2,493	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	④城師第一	伊予三島市	(明治40年)	90	城師	昭和元年	1,534	同左	昭和10年	1,532	同左	昭和10年	1,532
	⑤〃第二	〃	(大正2年)	1,443	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	⑥銅山第一	別子山村	(大正4年)	176	銅山	昭和2年	858	同左	昭和10年	858	〃	〃	〃
	⑦〃第二	〃	(大正4年)	683	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	⑧浦山	別子山村	(大正2年)	501	同左	大正2年	501	同左	昭和10年	501	〃	〃	〃
大永山 昭和28併合	⑨五良津山	関川村	明治44年	1,450	同左	大正6年	1,452	同左	昭和元年	1,452	同左	昭和11年	1,452
	⑩西山(大永山)	新居浜市	明治42年	2,149	同左	大正5年	2,149	大永山	大正14年	2,152	同左	昭和9年	
	⑪立川山	〃	明治43年	962	同左	大正9年	1,035	同左	昭和5年		同左	昭和15年	1,046
河之北 昭和25併合	⑫阿 島	新居浜市	明治38年	403	同左	大正4年		同左	大正15年	524	同左	昭和16年	526
	⑬河之北	〃	明治44年	389	同左	大正7年	389	〃	〃	〃	同左	昭和17年	600
石鎚山 昭和28併合	⑭加茂	西条市	明治44年	660	同左	大正8年	887	同左	昭和6年		同左	昭和16年	893
	⑮千足山	西条市他	明治40年	1,817	石鎚山	大正4年	2,223	石鎚山	昭和4年		同左	昭和15年	2,269
	⑯藤子	越智郡玉川町	明治37年	157	同左	大正11年	157	同左	昭和9年		〃	〃	〃
	⑰山之内	温泉郡重信町	明治43年	260	同左	昭和2年	260	同左	昭和13年		〃	〃	〃
高 藪	⑱本川	土佐郡本川村	明治44年	1,413	高 藪	大正14年	2,433	同左	昭和11年	2,571	同左	昭和24年	
	⑲大川	〃 大川村	明治44年	754	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

注：( ) は林況調査

出典：各事業区の「施業案」

は檜が一〇七万石余（同二七％）と最も多かった。

これを、一〇年後の昭和十七年と比較すると（表2-39）、経営面積は二万四四一町歩に増加していた。そのうち五八％にあたる一万一九四四町歩が針葉樹の人工造林であり、残りは、天然の闊葉樹林四四〇七町歩余（全体の二二％）、天然の針葉樹林一〇二九町歩（同五％）、未立木地八九二町歩（同四％）、除地二一六九町歩（同二一％）となっていた。昭和七年と比べて未立木地が一〇〇町歩ほど減少した分、針葉樹の人工造林地が一〇〇町歩ほど増加しているため、一〇年間で一〇〇町歩ほど植林されたことになる。また、経営林は所有林一万三七九四町歩（六七％）と借用国有林（第一備林）六六四七町歩に分かれていたが、林相の割合は両者とも造林地が最も多く、住友としては、国有林・所有林の差別なく施業してきたことがわかる。また、造林地の林齢別植栽面積を見ると、明治三十五年（一九〇二）から大正十年（一九二一）までに植林した二一一年生から三〇年生と、三一年生から四〇年生がそれぞれ三〇一八・二九八八町歩と最も多く、両者合わせて六〇〇六町歩に達していた。

次に、経営林の蓄積量を見ると（表2-39）、昭和七年より一五〇万石ほど増加の五五八万石余に達していた。そのうち、造林地の蓄積量が三六三万石余（全体の六五％）で、天然林を大幅に上回っていた。また、林齢別で見ると、三一年から四〇年生が一七七万石余と最も多く、次いで四一年から五〇年生と二一年から三〇年生が、それぞれ八四万石余となっていた。全体蓄積量の半分は、三一年から四〇年生で占められていた。

表2-39 別子山林の経営面積と蓄積量（昭和17年）

	経営面積				蓄積量			
	国有林	所有林	合計		国有林	所有林	合計	
樹種別	町歩	町歩	町歩	%	石	石	石	%
造林地	3,490	8,454	11,944	58	764,400	2,870,600	3,635,000	65
天然針葉樹	92	937	1,029	5	38,550	317,450	356,000	6
天然闊葉樹	2,184	2,223	4,407	22	579,000	1,017,000	1,596,000	29
未立木地	31	861	892	4				
除地	850	1,319	2,169	11				
合計	6,647	13,794	20,441	100	1,381,950	4,205,050	5,587,000	100
林齢別								
1~10年	574	1,400	1,974	17				
11~20年	867	1,612	2,479	21				
21~30年	478	2,540	3,018	25	124,600	720,400	845,000	23
31~40年	1,374	1,614	2,988	25	527,100	1,246,900	1,774,000	49
41~50年	167	1,118	1,285	11	87,200	760,800	848,000	23
50年~	30	170	200	2	25,500	142,500	168,000	5
合計	3,490	8,454	11,944	100	764,400	2,870,600	3,655,000	100

注：原史料では、林齢1~10年・11~20年を蓄積対象から除去している  
 出典：昭和17年「国有林関係完結書類」

施業方針の確定

このように昭和十年代（一九三五―四四）に至り、明治以来苦難の連続であった植林事業の成果が目に見える形で現れてきたのである。ここに、ようやく全事業区の統一の施業方針の確立が可能となり、昭和十七年三月十三日、農林課長猿谷嘉吉は施業方針を次のようにまとめている。<sup>\*</sup>

(1) 別子の林業は、借用林（第一備林）・住友所有林を一括して永遠保続を旨として、国土を保全し、最高の収益を上げ、かつ鋸業用木材・薪炭を供給する目的で、施業計画を樹立する。

(2) 針葉樹は、主として皆伐喬林作業を採用し、伐採跡地にはほとんど人工植栽をなす。一部天然更新を適当とする区域は、択伐作業を採用するが、闊葉樹林はほとんど矮林作業を採用する。

(3) 皆伐喬林作業級の輪伐期は、土地純収穫最高の林齢を基準としてこれを定め、現在の経済事情に基づき計算すると、檜・杉林の理財的輪伐期はおおむね五五年、矮林の輪伐期は薪炭製造に適当な林齢を目標とするので普通三〇年とする。

(4) 闊葉樹林のなかで、優良針葉樹林に更新適当と認められるものは、逐次伐採利用のうえ針葉樹を植栽する予定のこと。

この方針を昭和十年代の施業案で照合したものが、表2-40である。これによると、全事業区の作業級を、針葉樹皆伐喬林作業級、闊葉樹皆伐矮林作業級、針葉樹択伐喬林作業級、闊葉樹択伐矮林作業級の四種に分け、その輪伐期は針葉樹高木の皆伐作業級が五五年、椎・檜など闊葉樹低木の皆伐作業級が三〇年、針葉樹高木の択伐作業級が六〇年、闊葉樹低木の択伐作業級が一五年とほぼ方針どおりとなっていた。なお、城師・銅山・山之内事業区

表2-40 昭和十年代の施業案検訂

事業区	年次	検訂時	事業区面積	施業面積	針葉樹皆伐		闊葉樹皆伐		針葉樹択伐		闊葉樹択伐		昭和十七年「国有林関係完結書類」
					喬林面積	輪伐期	矮林面積	輪伐期	喬林面積	輪伐期	矮林面積	輪伐期	
① 七 番 山	昭和10年	第3次検訂	1,517.84町歩	962.53町歩	884.98町歩	55年	77.55町歩	30年	町歩	年			
② 城 師 山	10	第2次検訂	1,532.97			検討中		検討中					
③ 葛 籠 尾	10	第3次検訂	3,647.49	2,991.67	2,8121.57	55	170.10	30					
④ 銅 山 山	11	第2次検訂				検討中		検討中					
⑤ 浦 山 山													
⑥ 五 良 津 山	11	第3次検訂	1,452.34	1,167.39	953.61	55	213.78	30					
⑦ 大 永 山	9	第3次検訂	2,152.12			55		30					
⑧ 立 川 山	15	第3次検訂	1,033.99	730.62		55		30					
⑨ 阿 河 島	16	第3次検訂	526.33				51.07		160.00				
⑩ 河 之 茂	17	第3次検訂	600.31	466.59			12.88	15	362.84	60	90.87	15	
⑪ 加 山 山	16	第3次検訂	893.96	723.05	597.74	55	80.51	30	44.80				
⑫ 石 鎚 山	15	第3次検訂	2,269.85	1,914.86	1,115.40	55	799.46	30		60			
⑬ 山 之 内	13	第2次検訂	260.47			検討中				60			
⑭ 中 山	14												
⑮ 高 敷	11	第2次検訂	2,571.09	2,471.28	2,439.43	55	31.85	30					

出典：各事業区の「施業案」

のように樹木の成長が十分でないところは、検討中として作業級・輪伐期の決定を先送りにした。また、新居浜平野の丘陵地にある阿島・河之北事業区の主たる収入源は、松茸だったので、その保護のためこの地域に限って択伐方式が主流となった。

以上、住友の植林事業の方針は、明治以来闊葉樹を伐採して、檜を中心とした針葉樹に更新することにあつた。また、二代目総理事伊庭貞剛は、鉦山経営によって荒れ果てた山々を緑に戻すことに専念した。そのため、施業案を編成し所有林・借用国有林を差別せず、黙々と植林が継続された。昭和十年代にはその目的が着実に実現されていたことがわかる。現在、日本一の檜材の蓄積高を誇る住友林業のルーツはここにあるのである。



七番山の模範林

第三部  
住友林業所の時代

# 第一章 鉾山備林からの脱皮

## 第一節 林業経営を企図

### 一 進出の経緯

住友総本店の鉾山備林から脱皮した山林経営は、大正六年（一九一七）六月十九日元農商務省山林局技師・嶋緑江採木公司理事長村田重治林学博士に山林事業の管理を委嘱したことに始まる。総理事鈴木馬左也<sup>\*1</sup>は、明治九年（一八七六）から一〇年の間金沢の啓明学校に学んだが、その際地元の学友を通じて金沢出身の村田と面識ができたという。その後村田は東京農林学校を卒業し、明治二十一年農商務省に入省、二十二年七月愛媛大林区署に赴任し、二十四年三月にはその署長となるが、鈴木も当時まだ内務省に勤務しており、ちょうどこの間二十二年五月から二十三年八月まで愛媛県書記官として松山にあって村田と再会した。鈴木は、その後明治二十七年に農商務省に転じ、二十九年に退職して住友本店に入社するまで、同省山林局に勤務し、林務課長として森林法の立案に当たっていた村田と同僚となる関係にあった。<sup>\*2</sup>

村田は引き続き農商務省にあって、鉾毒問題が大きな社会問題となるたびに設置された



村田重治



鈴木馬左也

\*2 村田重治「住友家の林業」（寺尾辰之助編『明治林業逸史』大日本山林会 昭和六年）五二―頁

\*1 明治二十九年の住友家法の改正に伴い、「総理事人」は「総理事」と改称された。広瀬宰平、伊庭貞剛につづき鈴木馬左也（文久元〜大正十一年）は三代目総理事として明治三十七年七月就任。

鉦毒調査委員会(明治三十五年内閣)、臨時鉦毒調査委員会(明治四十一年五月農商務省)、鉦毒調査会(明治四十二年四月内閣)のいずれも委員を命じられ、別子鉦業所にもしばしば視察に訪れ、鈴木に対し植林の必要性を強調していた。しかし村田の助言をまつまでもなく、住友本店は広瀬宰平・伊庭貞剛以来別子の植林に努力を傾注してきた。とくに鈴木は、明治三十二年別子鉦業所支配人として赴任したまさにその年に起こった大風水害の惨状にかんがみ、いかに営々と別子の山林経営に当たってきたかは、大正九年十一月十五日の林業課詰所主席者会議における彼の訓示<sup>\*1</sup>からも明らかである。これに対し村田の説くところは、「(別子の)山林の経営をするのは、仮令<sup>たとえ</sup>それが収益にならずとも当然為すべきことであるが、林業は(一般に)相当の年数さえ経れば必ず利益が挙がる。利率は低いが確かである。然し<sup>しか</sup>其の利益を見ないで罪亡<sup>つひ</sup>ぼしに(別子以外の山林の経営にも従事)せよ」というものであった<sup>\*2</sup>。

鈴木は、明治十六年東京大学に入学し二十年に卒業するが、この間參禪や剣道のほかに本郷元町の武義堂<sup>3</sup>で渋川流の柔術を修行した。この武義堂の仲間、平沼騏一郎、内田康哉、早川千吉郎などであったが、その中に松崎藏之助<sup>3</sup>もいた。松崎は、鈴木より一年遅れ明治二十一年に大学を卒業し、大学院を経て二十三年農科大学助教となり、二十五年から二十九年にかけて財政学・農業経済学研究のため欧州に留学した。松崎は帰国後教授に昇進するとともに、法科大学教授兼任となって、農政学(アグラール・ポリテク)を伝え、農科大学教授横井時敬の農本主義や法科大学教授金井延の自由放任論に対し「常に農工商の併行鼎立を主張し、国内市場の軽視すべからざるを唱道<sup>\*4</sup>」した。鈴木総理事もまた常に農業と鉦(工)業の共存共栄を説き、農鉦(工)併進を標榜したのは、この松崎の影響と思われる。

\*1 大正九年十一月十五日林業課詰所主席者会議における鈴木馬左也訓示(別巻一〇頁に収載)

\*2 富田重明編『村田重治翁』(大日本山林会 昭和十五年) 六七頁

\*3 『鈴木馬左也』(鈴木馬左也翁伝記編纂会 昭和三十六年) 五五頁

\*4 河上肇「評論 実業界の学派(一九)」(『読売新聞』明治三十九年十一月二十九日)

松崎が法科大学専任教授となった後を受けて矢作栄蔵が農科大学助教教授となった。矢作も明治三十六年から四十年にかけて欧州に留学し、帰国後教授に昇進すると同時に法科大学教授も兼任した。そして松崎同様に明治四十一年の社会政策学会の大会において農民の購買力が工業製品の国内市場を支えるという見地から、産業（農工商）の調和的發展を重視する報告を行っている。矢作は、欧州留学の際「デンマークに遊び、其の独特なる国民教育の施設が同国文明上の一大勢力となり、其の国民生活上に着々効果を挙げつつあるを見て深く感ずる所あり。帰朝後時々の講演に於て之を紹介<sup>\*1</sup>」していた。ちょうどそのころ矢作は、ドイツ人ホルマン著になるこうしたデンマークの実状に関する書物「Die dänische Volkshochschule und ihre Bedeutung für die Entwicklung einer Völkischen Kultur in Dänemark」（明治四十二年刊）を入手し、その内容を鈴木に話したところ、鈴木からその邦訳をすめられた。しかし矢作は、明治四十四年七月再度欧米に出張することになり、その邦訳をそのころ農科大学を卒業したばかりの那須皓に依頼した。

他方、日露戦争の軍事費を賄うために発行した外債二〇億円の利払い年一億円の重圧に對し、内務省では農業や農村を發展させることによってこの負担を跳ね返そうとする地方改良運動が推進されていた。この運動の推進者は、井上友一内務参事官兼内務書記官兼地方局府県課長（のち東京府知事）であった。井上は鈴木の内務省の後輩に当たるが、鎌倉円覚寺今北洪川禪師に参禪する鈴木の仲間に連なっており、やはり早くからデンマークに注目していた。<sup>\*2</sup>

一方、在野ではキリスト者の内村鑑三が、明治四十四年十月江原万里（明治四十一年一高入學と同時に師事、大正四年住友入社、のち東大助教授）や入門したばかりの矢内原忠雄（大正六年住友入社、のち東大総長）などを前に「デンマーク国の話（信仰と樹木をも

\*1 那須皓「緒言」（ホルマン『国民高等学校ト農民文明』東京堂 大正二年）七、八頁

\*2 近江匡男編『井上明府遺稿』（大正九年）九、三一六頁

って国を救ひし話」という説教をしていた。彼はこの話を自分の機関誌『聖書之研究』に載せ、さらに小冊子にして公刊した。この小冊子は随分読まれたと言われている。その内容は、デンマークが一八六四年（元治元年）にドイツとオーストリアとの戦いに負けて、最も豊かだった南部をドイツに割譲する目にあつたにもかかわらず四〇年もたつたら世界で最も豊かな国の一つになった。それはなぜかという点、戦争に負けて、残つた国土のユトランド半島が荒地ばかりであつたときにダルガスという軍人が荒地への植林を進め、それが成功すると、荒涼としていたその地帯の気候条件も変わつて、農業が発展することになった。そして何よりも国民の心のありようが変わり、デンマークは敗戦の痛手から立ち直つただけでなく、見事な経済発展を遂げ、国民は豊かな生活を送れるようになったといふものであつた。

那須の邦訳『国民高等学校ト農民文明』は大正元年末に成り、鈴木はこれに序文を書き、費用を住友総本店が負担して翌大正二年、東京堂から刊行された。<sup>\*2</sup>内村がデンマークの話をした明治四十四年の七月、内村の門弟黒崎幸吉と藤井武が法科大学を卒業し、黒崎は住友総本店に入社し、藤井は内務省に入省した。黒崎の住友入社の際をみると、優秀な人材を確保するため、鈴木が金井や矢作など法科大学の教授たちと親交をもつていたことが明らかである。<sup>\*3</sup>一方藤井の内務省での面接者は、井上友一であつた。藤井は必ずしも井上の覚えがめでたくなかつたようであるが、法科大学教授新渡戸稲造の口添えもあり、入省できた。藤井は大正五年初めには退官してキリスト教伝道活動に転ずるが、その直前の大正三年に山形県理事官・地方課長兼官房主事として、農村振興のためにぜひとも必要と考え、デンマークの国民学校になぞらえ、大正四年「山形県立自治講習所」を実現した。<sup>\*4</sup>彼の手になる「山形県立自治講習所設置ノ議」には、鈴木の肝煎りで出版された「那須農学士

\*1 森建資「もう一つのデンマーク国の話」（『経友』東京大学経友会 第一二〇号）一九、二〇頁

\*2 『鈴木馬左也』（鈴木馬左也翁伝記編纂会 昭和三十六年）三〇〇〜三〇五頁

\*3 前掲『鈴木馬左也』六一二頁

\*4 塚本・矢内原編『藤井武全集』第十二卷（藤井武全集刊行会 昭和七年）四七〜五一頁

訳『国民高等学校ト農民文明』ニ依ル」として「丁抹<sup>ヂョウマツ</sup>ニ於ケル農民高等学校ノ状況」が掲げられていた。<sup>\*1</sup>

当時三井家では、すでに明治三十九年同族会事務局に殖林掛を新設し、翌四十年にはこれを山林部と改称、台湾で樟脳製造に着手して植林予定地二万町歩（約一万ヘクタール）を買収、四十一年には岐阜県で雑木林七七三町歩を買収、さらにその後一二四三町歩を買い増していた。明治四十二年三井合名設立後は山林部は三井合名山林課となり、四十四年、韓国併合二年にして朝鮮の林業に着手、同年三井物産が北海道で原生林の立木利用を目的として払い下げを受けた五七〇〇町歩をその翌大正元年に三井合名が譲り受けている。<sup>\*3</sup>加賀の前田家も、村田が同藩出身であったことから、かねて家令<sup>かれい</sup>早川千吉郎（当時三井

銀行常務）などに林業経営を勧めていたところ、それに従い明治四十三、四十四年に北海道で国有未開地五〇〇〇町歩の払い下げを受け、四十四年前田林業所を設立、付近一帯の原野および無立木地の造林を始めていた。<sup>\*4</sup>

このような状況の下で、村田の鈴木に対する説得も単なる罪亡ぼし論を出て「鉱業の盛衰興亡は定まりなく、実に不安定であるから、いい安全弁ともなり比較的永久に変化の少ない事業をも行って置かねばならぬが、それには林業が最も適当である」という、住友の利益も念頭においたものとなった。村田の説得に応じ鈴木は林業進出を決意するが、それは住友総本店の業績のめどがついて、住友銀行が株式会社として分離独立することが決定したのとはほぼ同時期の明治四十四年末から四十五年初めであったと推定される。

「鈴木氏は決意せられたが、住友家としては重大な問題であるから、主人の住友男（爵）の了解を得なければならぬので、私（村田）より詳しく話して呉れとのことであったから、主として国家と森林の関係、内地及朝鮮山野の現況を話題として両三回も御話した。

\*1 塚本・矢内原編『藤井武全集』第十一卷（藤井武全集刊行会 昭和六年）二七七～二八二頁

\*2 明治四十三年に調印された「日韓併合ニ関スル条約」により、日本は韓国を併合した。以来、自国の領土として朝鮮総督府を置き、昭和二十年八月の敗戦まで韓国を支配してきた。

\*3 『三井事業史』本篇第三卷上（三井文庫 昭和五十五年）一九九頁。漆山雅喜『三井家の林業』（寺尾辰之助編『明治林業逸史』大日本山林会 昭和六年）五四～五四六頁

\*4 村田重治『前田家の林業』（寺尾辰之助編『明治林業逸史』大日本山林会 昭和六年）五五～五五六頁。北海道庁『北海道山林史』（昭和二十八年）四二七～四二九頁

(中略) 其後同男爵の御希望もあつたので、仮りに住友家に於て林業を営むものとして、林業経営の規模、場所、所要資金、将来における収支及経営の方法等に就き、可なり詳しく調査書を作り之に拠つて説明を爲した。暫くたつて愈々林業経営を行うことに決定したことを鈴木氏より承つたのである<sup>\*1</sup>。この決定が明治四十五年春のことであつたと思われるのは、四十五年五月十二日から十四日にかけて、家長は別子に赴き、これまでの鉱山の視察と異なり、山林の林相、造林の成績などを視察しているからである<sup>\*2</sup>。

「鈴木総理事は私(村田)に向つて、斯く確定した以上は、一日も早く君が住友家の人となつて実行して呉れなければ困ると云われた。そこで私は農商務省に於ける緊急用件が略々片付、御暇を乞うて御許しを得れば、行くといふことを答えた<sup>\*3</sup>」。明治四十五年六月初めから七月にかけて、家長は上京し、朝鮮総督寺内正毅と前農商務大臣大浦兼武を訪問している。寺内は、四十三年七月京城(現ソウル)に赴任の途次、「釜山より鉄路朝鮮南部を通過し、行けども尽きざる禿嶺の山峰と荒廃せる林野を眺め、着任するや「山林の興隆を重要事業」としていた<sup>\*4</sup>。一方大浦は四十一年七月から四十四年八月まで農商務大臣として別子煙害問題の処理に当たり、山林局に勤務する村田の上司でもあつた。

鈴木は明治四十五年七月末と八月初めに上京しているが、この間に農商務大臣牧野伸顯(鈴木の兄外交官秋月左都夫と牧野は夫人同士が姉妹に当たる)に村田の住友入社を申し入れたものと思われる。村田はすでに明治四十三年十一月山林局でも地方課長から林業試験場長に転じ、年齢も五〇歳を超えて退官も時間の問題と思われていた。同じ七月末から八月初旬にかけて、別子鉱業所山林課主任心得武藤廉は、秋田・東京・静岡・長野の山林視察に出張し、九月三日～五日には、村田自身が武藤とその部下の山村亀太郎(山林課経営係)を従えて別子山林視察を行っている。

\*1 村田重治「住友家の林業」(寺尾辰之助編「明治林業逸史」大日本山林会 昭和六年)五二一、五二二頁

\*2 「住友春翠」(「住友春翠」編纂委員会 昭和三十年)五一八頁

\*3 村田重治「住友家の林業」(前掲「明治林業逸史」)五二三頁

\*4 後藤房治「朝鮮の林業」(前掲「明治林業逸史」)五〇五頁

しかしこの間、政府部内では、村田を満州に派遣する話が持ち上がった。すなわち、日露戦争勃発前の明治三十六年に先見の明をもって村田が行っていた韓滿森林調査に基づいて、戦後明治四十一年、日支合弁の鴨緑江採木会社が設立されていた。しかしこのころ、会社の経営は行き詰まっており、その再建のために村田自身を理事長として派遣しては如何かということになったのである。首相西園寺公望は家長住友吉左衛門友純ともいとの実兄であり、上記牧野農商務大臣と鈴木の関係、外務大臣内田康哉もまた鈴木と大学同期、柔術の仲間という強力な関係がありながら、むしろその故に政府の方針に従わざるを得なくなり、したがって村田の住友入社、住友総本店の山林経営への進出も、大正六年村田の鴨緑江採木公司理事長退任まで延期せざるを得なくなったのである。

村田の入社に先立ち、鈴木は大正五年三月から中国・満州視察を行った。五月二十七日満州安東県に到着した鈴木は、村田の案内で鴨緑江採木公司を訪問、村田から明治四十四年に施行された森林令第七条（「朝鮮総督は造林の爲国有森林の貸付を受けたる者に対し、事業成功したる場合に於て特にその森林を譲与することを得」）による造林事業が、国家的事業であると同時に事業としても有利であると聞き、六月二日京城において寺内総督と会見した際に、寺内のすすめに応じ先ず二万町歩の禿山に植林をして、朝鮮百年の大計の一助にせんことを申し出て、総督に感謝されるという一幕もあった。<sup>\*</sup>

この時村田は、すでにその前年大正四年八月に東京に転居していたので、彼が当初三年と考えていた会社の任務もようやく一段落し、住友入社も間近いことを鈴木に告げたものと思われる。村田の入社に引き続き七月宮崎辰之允（元、山林局技師）、八月西川行之（駒場実科）、十月井上利雄（東大林科）、十二月島田久次（駒場実科）の四名が入社、住友総本店経理課の一隅で分掌未定のまま林業創業の仕事が始まった。大塚小郎（元、東京大林区

<sup>\*</sup> 『鈴木馬左也』（鈴木馬左也翁伝記編纂会 昭和三十六年）一八六、一八七、二四七、六六八頁

署技手、大正七年住友総本店入社）によれば、この発足の際、経営の根本方針に関する稟議が総本店において立案決裁され、その後の経営は、すべてこの稟議に準拠して行われたということであるが、戦時中の疎開先で焼失したもののか、この書類は現存しない。<sup>\*1</sup>

まず大正六年十月、村田は井上・西川を帯同して京城に赴き、朝鮮総督府との交渉ならびに山林経営に関する諸調査を行った。また一方宮崎は同月北海道庁に出頭し、農林業経営に関する家長名義の陳情書<sup>\*2</sup>を提出し、不要林の払い下げを出願し、十二月北海道庁から、北見国紋別郡紋別町藻鱈村渋野津内の国有林野八〇九町歩（二四万円）の払い下げを受けた。

これに対し大正七年一月、熊倉廉三郎が入社すると直ちに紋別詰として赴任を命じられた。続いて大塚小郎、二月岩崎虎三（元、朝鮮李王職技師）、三月北村喜三（元、長野県技手）、四月小華和茂弥（元、北海道庁技手）、七月北村藤治（元、農学校教師）・岩田新蔵（駒場実科）、八月平賀五郎（東大農科）が相次いで入社した。彼らと応援の別子鉱業所山林課員を併せ、朝鮮・北海道・九州の三方面に分けて現地に派遣されることになった。

すなわちまず三月から朝鮮に向けて岩崎、井上、西川、山村（別子）、齋藤敬太郎（別子）が派遣され、五か道において不要な林野の実地踏査を行い、国有林野貸付願を提出、七月初めて咸鏡南道において国有林野一二〇〇町歩の貸付許可（森林令の貸付林制度による）を受けた。

次いで四月には大塚、小華和が北海道に派遣された。その四月に宮崎県林務課長浦井鏞次（のち大正十二年住友に入社）が来阪し、住友総本店に対し九州・宮崎の椎葉山林の開発造林について勧奨があった。五月、村田が北村（喜）とともに現地を踏査しその有望なところが認められたので、部分林の方法により山林経営に着手することに決定、九月には両北

\*1 『鈴木馬左也』（鈴木馬左也翁伝記編纂会 昭和三十六年）五九五頁

\*2 大正六年十月二十三日付北海道庁長官俵孫一宛 住友吉左衛門陳情書（本巻二〇九頁に収載）

村と武藤が九州へ向かった。大正八年三月、宮崎県西臼杵郡椎葉村地内山林四五町歩につき、土地所有者と伐採分収の地上権設定契約を締結し、契約地のうち苅谷の五町歩に一万五〇〇〇本の杉造林を行った。

## 二 住友総本店林業課の設置

わが国は、大正三年（一九一四）七月に勃発した第一次世界大戦の主戦場から遠く離れていたため東洋市場における欧米品の途絶に乘じ市場を独占、さらには欧州各国の戦時需要さえ賄った。この結果大正七年十一月の休戦に至るまで貿易・貿易外を合わせて二八億円もの外貨を獲得することができた。こうした巨額の外貨の流入は、国内流動性の増大をもたらし、金融を緩和させた。また企業利潤の増加や欧米からの輸入品の入手難をきっかけに重化学工業部門の設備投資が盛んになり、新規企業が勃興した。これらによって日本経済は空前の好景氣を迎えた。

住友総本店の業績もこうした好景氣により、大正六年の利益は前年の二倍以上の一五〇〇万円を超え、翌七年もほぼその水準を維持した。住友総本店が大正六年に村田重治を迎えて本格的な林業経営に進出することができたのも、こうした好業績を背景としていた。

大正八年三月十三日、分掌未定のまま林業創業の仕事に従事していた職員を集めて住友総本店に林業課が設置された。<sup>\*</sup> 林業課主任には前年十一月入社し総本店支配人となつていた石橋和（元、佐賀県・岐阜県知事）が任命された。この時の陣容は、村田を含め総勢一六名（林業課八名、北海道三名、九州一名、朝鮮四名）であった。しかしこの時点で各地

\* 大正八年三月十三日付甲第参号達「林業課・臨時土木課新設ニ付総本店事務章程中改正ノ件」

第七条 林業課ハ総本店所管ノ林業並ニ之ニ附帯スル農牧業及所屬土地ノ管理等ニ関スル事項ヲ管理スル 所ニヨリ左ノ係ヲ置キ分掌セシム

経営係 事業ノ調査計画土地其他財産ノ管理貸借生  
産物ノ処分等ニ関スル事項ヲ掌ル  
事業係 森林ノ造成利用並ニ農牧業ノ作業ニ関スル  
事項ヲ掌ル

の派遣員のうち、正式に発令されていたのは、北海道・紋別詰の熊倉のみで、大塚、小華和をはじめ、九州の北村(喜)、朝鮮の岩崎、北村(藤)、平城盛秀(大正八年一月入社、元、小林区署長)、大島徳統(大正八年三月入社、元、朝鮮原州郡林業技手)はいずれも長期出張の形であった。

主任の石橋和は、福岡県出身で豪放磊落かつ硬骨漢で、大正二年から三年にかけて大阪府警察部長であったとき鈴木総理事の知遇を得た。岐阜県知事時代、大正六年四月の総選挙で与党政友会が敗北した責任(石橋知事が選挙干渉に応じなかったためといわれる)を後藤新平内相に問われ、休職にされたのを鈴木総理事が林業課の責任者として迎えたものである。若いころの酒豪ぶりがたたり、糖尿病を患っていたが、病を押して林業創業のために尽力した。

大正八年十月、大塚、小華和は正式に紋別改め渋野津内詰となり、朝鮮では、岩崎が京城詰、大島が咸興詰、北村(藤)が寧海詰となった。

大正九年一月末、総理事鈴木馬左也は一年近くにわたった欧米出張から帰国すると、休むまもなく四月には九州巡遊の旅に出て、その途中椎葉村を訪れ、五日間にわたって林業経営の実態・水源地などを詳しく視察した。次いで七月には半月にわたって北海道の鉾山・林業を視察した。鈴木は視察に先立ち、九州では三月に北村(喜)が正式に椎葉詰となり、北海道では七月沙留詰として小華和が渋野津内から転じた。また朝鮮では大正九年三月入社した猪飼正(元、栃木県技手)が四月永興詰に発令され、八月京城詰の岩崎を伊川詰兼務としたが、十二月に渡辺為吉(元、朝鮮総督府技師)が入社したので、岩崎に代えて渡辺を伊川詰兼京城詰とし、岩崎は永興詰に転じて猪飼の上席に座った。九月林業課主任石橋和は病氣療養のため、本店支配人兼営繕課主任本莊熊次郎が林業課主任兼務とな

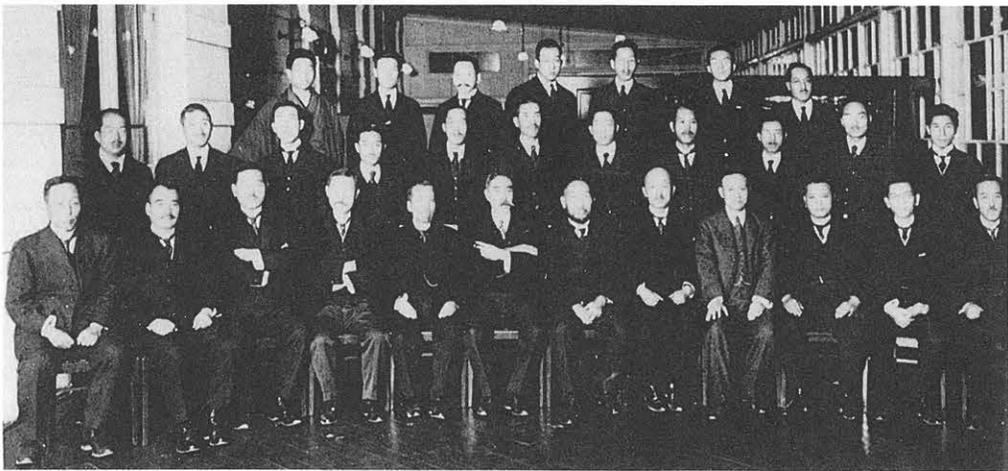
った。石橋はまもなくその年末に惜しまれつつ急逝した。

各地の管理事務所は詰所と称していたが、林業経営もようやくその緒に付いたので、大正九年十一月十一日から二十日まで一〇日間の予定で、その主席詰員を集めて最初の林業課詰所主席者会議が開催された。この会議はさらに延長されて結局二十四日に終了した。

住友総本店では、大正二年から毎年五月に各店部の責任者を主管者と称して招集し、主管者協議会を開催し、総理事の訓示、事業概要の報告の後、各店部に共通する議題について協議を行っていたが、通常四〜五日の日程であったので、この林業の会議は異例の長期間であった。大塚小郎によれば、これは各事業地が遠隔のため当時の交通事情では再々来阪することが困難であったことにもよるが、最初の会議であったため、住友の林業の諸規則や制度に関し二十数項目の諮問事項や協議事項の討議、予算打ち合わせなどのほか、鈴木総理事の強い意向で住友における林業の使命、経営方針について職員を徹底的に洗脳するために会期が延長されたということである（会議出席者二人中、新卒者七名、中途採用者一名であったこともある）。

会期中鈴木総理事はしばしば出席して討議の模様を熱心に傍聴し、十五日には長時間にわたり、住友が新規に林業を創設した理由、経営の方針、従業員の心構えなどについて訓示したことはすでに一七六頁に述べたとおりである。鈴木がこうした訓示や重要事項について発言する際には、必ず中田、湯川、小倉の各理事も同席させ、幹部にも趣旨の徹底を図るとともに、不転の決意を表明したということであるが、これは自分の総理事在職中あるいは存命中には林業の成果をみることでできないために配慮したものであろう。

大塚によれば、会期が終わりに近づいたある日、総理事は自ら家長住友吉左衛門友純を案内して会議室に現れ一同を驚かしたという。本荘主任が各人を紹介した後、家長は立つ



林業関係招宴（大正9年11月16日）

て「突然案内されて来たので、話の準備をしていないが、諸君は平素僻地に勤務され、日常生活の不便は十分想像される。よって設備の改善等に関し、希望があれば遠慮なく申し出らねたい。できるだけ要望にそうようにしたい」との話があったとのことだが、家長が社内の会議に出席すること自体きわめて異例のことで、それだけに鈴木総理事の林業にかける熱意のほどをうかがうことができる。

第一次大戦は、大正七年十一月休戦を迎えたが、休戦による落ち込みも、休戦気構えや大戦中の利潤の蓄積によって軽微なものにとどまり、景気は大正八年春ごろから再び回復に転じ、さらに海外物価の高騰に対する思惑も手伝って激しい投機ブームが起こった。大正九年三月、ブームはピークに達し、この反動で株式・商品市況は一斉に崩落し、日本経済は恐慌状態に陥った。

住友総本店の業績も大正八年は、大阪北港の土地評価益一六六〇万円、住友銀行の株式売却益四四〇万円、合計約二一〇〇万円の特別利益があったので、二八六〇万円という巨額の純益を計上してきたが、この特別利益を除けば、大正五年の水準に逆戻りし、恐慌の起こった大正九年には住友家の財本とうたわれた別子鉱業所が赤字に転落するなど、純益は二三二万円にまで減少した。

林業課が大正八・九両年度に行った事業は、表3-1のとおりであるが、総本店ではこの林業課の経費を把握するため、大正九年度から他の店部と同様に林業課の特別勘定を設けた。それによって林業課の収支を住友総本店全体の損益と比較すれば、表3-2のとおり業

表3-1 林業課事業状況 (大正8・9年)

	大正8年	大正9年	
北海道	国有未開地売払出願	7,326町歩	1,456町歩
	国有未開地売払許可	—	1,484町歩(28,078円)
	農耕地・牧場購入	670町歩(69,584円)	227町歩(20,196円)
九州	椎葉村地上権設定	3,304町歩	320町歩
	杉挿条造林	15,000本(156円)	—
朝鮮	国有山野貸付出願	4,045町歩	—
	国有山野貸付許可(年借受料)	10,793町歩(3,342円)	4,770町歩(1,273円)
	土地購入	1,000坪(12,000円)	13,277坪(26,890円)

注：林業課各年度処務報告から作成

表3-3 経営面積の推移  
(大正6年末～9年末)  
(単位：町歩)

	大正6年末	7年末	8年末	9年末
北海道	946	1,814	2,484	4,196
九州	0	0	3,304	3,624
朝鮮	0	23,008	34,690	39,464
合計	946	24,822	40,478	47,284

注：大正14年度実際報告書をもとに各年度処務報告および「朝鮮ニ於ケル林業経営方針並ニ業績ノ概況」(昭和4年)から作成

表3-2 総本店業績と  
林業課経費  
(大正9年)  
(単位：千円)

総本店	総利益	48,779
	総損失	46,459
	差引純益	2,320
林業課	収入	71
	支出	344
	収支戻	△273

注：林業課特別勘定が創設されるまでの大正6～8年度分支出額の付替524,000円を除いてある

績が低下する中で総本店全体の純益の一割強を林業経営に投じていたことが明らかである。

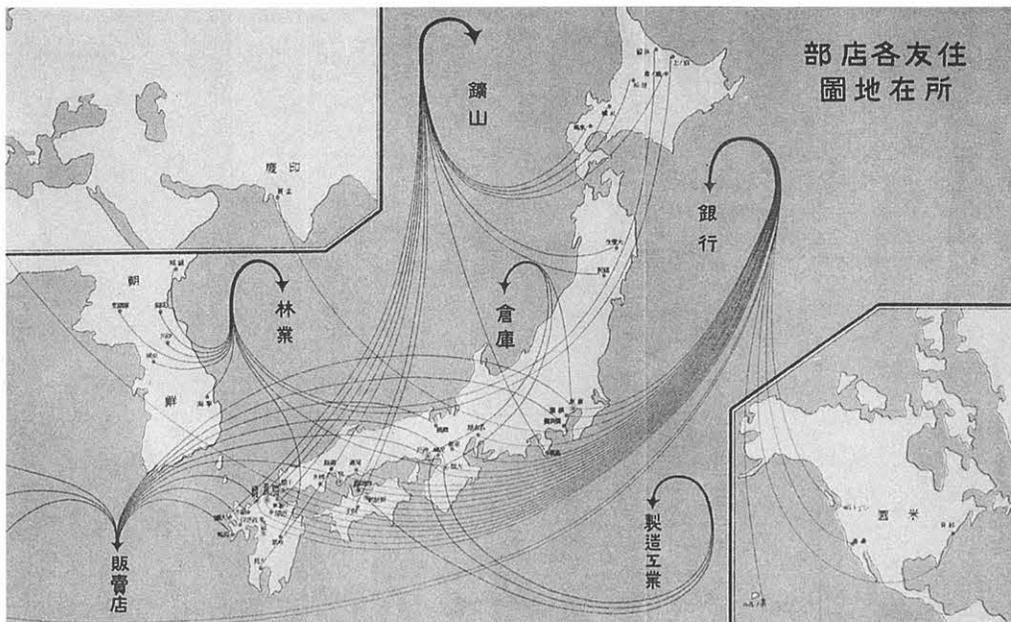
林業課は翌大正十年二月住友総本店が改組され、住友合資会社が設立されるとともに、林業所に昇格することになるのである。

## 第二節 住友林業所の発足

### 一 住友合資会社の設立と林業所の発足当初の陣容

すでに述べたような第一次大戦のブームにともなう超過利潤に対し、政府は大正七年（一九一八）三月公布の戦時利得税法によって、戦時利得税を徴収した。まもなく休戦となってこの戦時利得税は大正九年に廃止されたが、同年八月、この増収分を見込んだ所得税法の改正が実施された。これら税制の変化は、個人企業たる住友総本店の経営に大きな影響を与え、大正十年の住友合資会社の設立の契機となった。

すなわち大正八年十二月に政府の所得税法改正の議案が議会上程されると、住友総本店では直ちに現行のまま個人企業であり続けるのか、株式会社あるいは合名ないし合資会社に改組するのにかつての得失の検討が開始された。住友ではこれまで、収益は本家の費用を極力切り詰めて内部



住友各店部所在地図（大正11年）

留保にまわし、原則として自己資本で事業を営んできた。そのためにはある程度の税負担も覚悟して、三井・三菱などのように税制によるいわゆる「法人成り」に移行することは避けてきたので、傘下の事業で株式会社となったのは住友銀行と住友鑄鋼所（大正九年）住友製鋼所と改称。現、住友金属工業）の二社にとどまっていた。

しかし今回の税制改正では、それまで源泉課税方式であったため非課税であった法人ないし個人の受取り配当金が、総合課税されることになった。この結果個人の所得税負担は大幅に増えた。法人の場合も個人同様非課税扱いではなくなったが、個人の場合と異なりその所得を積立金として社内留保することによって留保所得とすることができた。この留保所得の税率は、五〜二〇%の累進税率であったので、事業会社の内部留保を促す一方で、多額の受取り配当がある個人は、個人所得として課税されるよりも、法人組織を利用して受取り配当を留保所得として処理する方が有利となった。すなわち住友総本店としては、従来の経営方針を維持するには、個人企業であるよりは、この際むしろ住友総本店を法人に改組する方がより実態に即したものとなったのである。

試算の結果、個人企業であるよりは法人化する方が、平均的な住友総本店の純益に対する課税額は大幅に減少することが明らかとなり、しかも総本店および各店部をすべて法人化するよりも、総本店のみを法人化するのことが有利であることが判明した。次に住友総本店を法人化するとして、今回の税制改正では、株式会社・合名会社・合資会社のいずれの形態をとろうと、課税面における差別は撤廃されたので、もっぱら総本店と比較して、変化の度合いの少ない形態が選択の基準とされた。株式会社は、現在住友として他人資本を必要としていないこと、合名会社は一族を社員とするとその全員が無限責任社員となり原則として会社代表・業務執行の権限を有することになるので、三井等と異なり住友の場合は

実状と合わないということで、消去法により合資会社に決定されたのである。

こうして大正十年二月二十六日、住友総本店を改組して住友合資会社が設立された。その目的は、住友全般の事業を統轄し、農林・鉱工業・物品販売・倉庫・運送業を営み、諸事業への投資および貸付けを行うとされた。店部を法人化しなかったために、直営事業を列挙することになったのである。

資本金は一億五〇〇〇万円とされたが、これは大正九年上半期末現在の資産の帳簿価格一億円余と総本店ほか店部付属の土地建物など固定資産の評価益五〇〇〇万円、所有有価証券の評価益二〇〇〇万円、合計一億七〇〇〇万円から決定された。出資社員は、無限責任社員が住友吉左衛門友純、鈴木馬左也(総理事)、住友忠輝(友純の長女孝の夫)、中田錦吉(理事)、湯川寛吉(理事)の五名で、有限責任社員は、友純の三人の子息、住友寛一、住友厚、住友元夫であった。出資額は、友純が一億四八〇〇万円、忠輝、寛一、厚、元夫、各五〇万円とされたが、実質的には友純の単独出資であった。なお鈴木、中田、湯川は労務出資とされた。

合資会社の事務章程の制定は、会社設立から三か月近く遅れて大正十年五月十九日付甲第七号達によって行われた。それに先立ち、まず五月十七日「住友家法」の名称が廃止され、家法中の諸規程はそれぞれ単行規程とされた。同時に連系会社制を設け、すでに設立済の株式会社住友銀行と株式会社住友製鋼所のほか、前年末に設立されたばかりの株式会社住友電線製造所(現、住友電気工業)の三社が指定された。

合資会社の事務章程により、社長・総理事・常務理事・理事・監事が置かれることになり、住友吉左衛門友純が社長に就任した。鈴木総理事と理事の中田錦吉、湯川寛吉、草鹿丁卯次郎、山下芳太郎、小倉正恒は全員留任し、その中で中田と小倉が常務理事に就任し

た。なお監事は空席であった。合資会社の内部組織として、人事・経理・総務・工作・監査の五部を設け、部長を置いた。また課の主任が廃止され、家長の社長就任に伴い、従来家長と同音のため避けられてきた課長制が採用された。そして「林業課」を廃止して「林業所」が設置された。

合資会社設立のため、大正九年三月にまとめられた当初案では、「現行林業課ハ之ヲ廃止シ、別ニ普通ノ現業店部ト同列ナル一店部（住友農林所）ヲ設ケ、其ノ監督ハ鉦山課ニ於テ之ヲナスモノトス」となっていた。すなわち「林業課」は「住友農林所」とし、その監督に当たる「経理課」は担当別に「鉦山」「工業」「商事」の三課に分け、「住友農林所」は「鉦山課」に担当させるというものであった。その後九月の修正案では、「経理課」は鉦山・農林担当の「経理第一課」と銀行・倉庫・工場・販売担当の「経理第二課」に分けられ、「住友農林所」は「経理第一課」の監督を受けるとされた。

しかしこの案は、鈴木総理事によって「住友農林所」は「住友合資会社林業所」に改められ、合資会社内部の組織も部制を採るよう指示された。この結果「経理部」が設置されて、「経理第一課」（鉦山）、「経理第二課」（農林）、「経理第三課」（銀行・倉庫・販売）、「経理第四課」（工場）の四課編成となって、「林業所」は「経理第二課」の監督を受けることになった。経理部長は小倉が兼務し、林業所を監督する経理第二課長には、別子山林課の山村亀太郎が起用された。

林業所の事務章程は、合資会社の事務章程に続いて、同じ五月十九日付甲第九号達により制定された\*。大阪所在とされた林業所には所長および支配人が置かれ、所長は林業課主任であった本莊熊次郎が合資会社工作部長となって引き続き兼務した。支配人には東京販売店支配人多田平五郎が任命された。多田はこの林業所支配人に在職中朝鮮出張の際古陶

\* 大正十年五月十九日付甲第九号達「住友合資会社林業所事務章程」（本巻二一〇頁に収載）

器に魅せられその収集を始めた。その収集品はのちに安宅氏に譲られ、安宅コレクションに発展し、現在は住友グループが買い取り大阪市に寄付した東洋陶磁美術館に収められている。

林業所は、林業並びに付帯する農業に関する一切の業務を管理する所とされ、各事業地にあった詰所は、事業所と改称された。事業所は、九州の椎葉、北海道の沼ノ上（渋野津内を改称）、沙留<sup>さるる</sup>、朝鮮の寧海、伊川、永興、咸興、鏡城（大正十年三月開設）の八か所で、各事業所には主任が置かれた。原則として従来の主席詰員がそのまま主任に横すべりしたが、椎葉事業所主任は近接する別子鉱業所山林課尾崎出張所（尾崎山林については「別子の林業」参照）主席詰員の斎藤敬太郎が兼務した。また鏡城事業所については、すでに大正十年三月開設時に吉岡守衛（大正八年十月入社、直ちに北村藤治とともに寧海詰となった）が、寧海から鏡城詰に転じていて、主任となった。

林業所には事業課と経理課が置かれ、各地の事業所に対し本所と呼ばれた。事業課は事業の調査・計画に当たる経営係と作業に関する事務を担当する作業係とからなり、事業課長は本荘所長自ら兼務し、経営係長は井上、作業係長には沢田修蔵（大正八年五月入社、元、大鰐小林区署長）が任命された。また経理課には、会計・用度の事務を分掌する会計係と人事・文書等の事務を行う庶務係が置かれ、経理課長は多田支配人が兼務し、会計係長には粟生沢市太郎（総本店庶務課から林業課に転属していた）が、また庶務係長には松村巖（大正八年八月入社、東大林科・京大法科）が任命された。さらに京城には庶務便宜のため出張所が置かれ、その主任には京城詰所主席詰員であった渡辺為吉が伊川事業所主任と併せて兼務した。なお平賀五郎は、この林業所が設置される直前に、林業調査のためヨーロッパに留学したので、この時点で休職となっていた。

各事業所には、主任の下に作業係と庶務係を置き、事業地域内に事業区を設け、さらに事業区を保護区に分割することもできた。事業区には派出所、保護区には林衛詰所を設置することも可能であった。

事務章程に続いて、同日付乙第十号達によって住友合資会社林業所処務規程が制定された。さらに年末までに次のような一八もの内規細則が制定された。

- (1) 住友合資会社林業所事業所及ヒ出張所主任委任事項ニ関スル件（五月十九日付林達第一号）
- (2) 林業所文書取扱ニ関スル内規（五月十九日付林達第二号）
- (3) 林業所準備員規程施行細則（六月三日付林達第三号）
- (4) 林業所雑夫退身手当金給与規程（六月十三日付林達第四号）
- (5) 林業所雑夫弔祭料給与規程（六月十三日付林達第五号）
- (6) 林業所林衛服装規程（七月十二日付林達第六号）
- (7) 林業所林衛服務規程（十一月十五日付林達第七号）
- (8) 林業所特別旅費規程（八月三十日付林達第八号）
- (9) 林業所事業所ノ執務時間制定ノ件（七月十二日付林達第一三三号）
- (10) 林業所附属雑夫ノ公休日制定ノ件（七月十二日付林達第一四号）
- (11) 林業所各事業所ノ位置及ヒ其ノ管轄地域制定ノ件（七月十八日付林達第一五号）
- (12) 林業所製図式制定ノ件（八月二十二日付林達第一六号）
- (13) 林業所本所備員及準備員市内出張手当ノ件（十二月十六日付林達第一七号）
- (14) 林業所備員及ヒ準備員出張ニ関スル手續ノ件（十二月十七日付林達第一八号）
- (15) 林業所備員及ヒ準備員賄料支給規程（十二月十七日付林達第一九号）

\* 大正十年五月十九日付乙第十号達「住友合資会社林業所処務規程」〔本巻一二二頁に収載〕

(16) 林業所測量規程（九月二十日付林達第二〇号）

(17) 林業所極印使用規則（十月三日付林達第二一号）

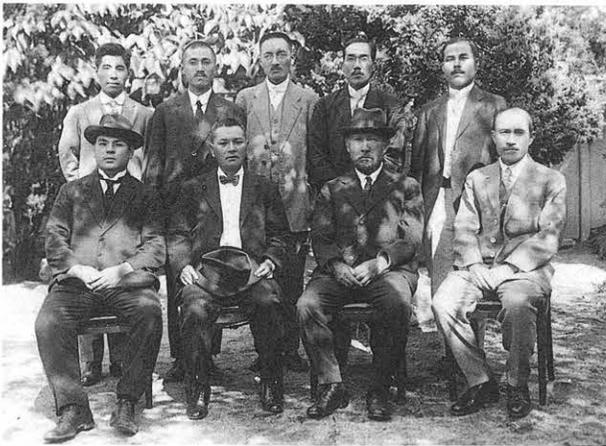
(18) 林業所貸家規程（十二月十五日付林達第二五号）

こうして林業所は発足したが、すでに述べたように別子山林課尾崎出張所主席詰員齋藤敬太郎を椎葉事業所主任兼務としたものの、同じ椎葉村内とはいえ、同村は面積五三七平方キロメートルという九州最大の市町村で、両所間の交通も不便で尾崎での業務多忙のため齋藤が椎葉山林の業務を遂行することは事実上困難であることが判明した。このため二か月後の七月十九日には齋藤の兼務を解き、その後任に寧海主任の北村（藤）をあて、寧海主任には京城出張所勤務の立岩精一（大正八年八月入社。元、山形県技師）を起用せざるを得なかった。

大正十年九月、鈴木総理事は朝鮮總督府産業調査委員会に出席のため、京城に出張した。本荘所長も総理事に同行し、会議終了後両者は京城出張所を訪問した。

十一月十一日から十七日まで第二回の、林業所としては最初の事業所主任会議が開催された。大塚小郎によれば、冒頭には鈴木総理事が訓示し、期間中数度にわたり出席して経営方針の説明を行ったのは前年どおりであったが、とくに前年九州や北海道の現場を視察した結果、職員の日常生活の不便さを案じて「諸君は仕事の余暇に果樹や蔬菜などを栽培し、生活にゆとりを持ち、又家族の健康に十分注意して仕事に行き詰まらぬよう心がけてほしい」と話したという。しかし職員は当時創業時で多くの現場が日中は外の業務に追われ、夜間はその整理に没頭して、日曜祭日も返上の忙しさで、生活の不便など余り感じなかったのが実状であった。

この会議の議題を列挙すれば左のとおりであった。すなわち、



鈴木総理事京城出張  
（前列左から2人め本荘熊次郎所長、3人め鈴木総理事 大正10年9月）

- 一、火田（焼畑）整理ノ件
  - 二、混農林業ニ関スル件
  - 三、養苗事業ニ関スル件
  - 四、森林保護組合及ヒ消防組合ニ関スル件
  - 五、農林業副業ノ件
  - 六、地元民トノ意思疎通ヲ計ルノ件
  - 七、施業案編成規程ノ件
  - 八、事業施行心得ノ件
  - 九、造林台帳規程ノ件
  - 一〇、事業区ハ如何ニ分ツテ適當トスルヤ
  - 一一、保護区ノ分チ方及ヒ林衛詰所ノ位置ハ現状ガ最モ適切ナルヤ
- 等々二一項目に及び、さらに続々と追加提出されていた。

この中で注目すべきは、「七、施業案編成規程ノ件」、「八、事業施行心得ノ件」、「九、造林台帳規程ノ件」がいずれも「別冊原案実施上支障ノ有無若シ支障アリトセバ不可ナル点並ニ改訂ニ関スル意見」と付記されているので、原案がすでに作成されていたことである。この原案は、大正六年に入社した経営係長井上利雄が「入社当初の林業関係者は、（中略）それぞれ村田先生から指図された仕事をしました。私は森林施業計画案を住友独特のものとして起草せよとお指図で、専ら之に従事しました」と述べているのに符合すると思われる。しかしこれらの原案は討議の結果、現場経験の豊富な主任たちの賛同を得られなかつたためか、日の目を見なかつた。

鈴木総理事が出席した朝鮮總督府産業調査委員会は朝鮮における鉄道網の拡充を最重要点

項目にあげていたが、大正十一年に入ると、永興から咸興に至る鉄道が開通したため、二月永興事業所を咸興事業所に合併して永興を派出所とし、他方价川郡軍隅里に事業所を設置した。これにともない永興事業所主任岩崎虎三を咸興事業所主任に、咸興事業所主任平城盛秀が軍隅里主任に任命された。

## 二 林業所生みの親鈴木馬左也の死

大正十一年（一九二二）三月林業所は上野公園で開催された平和記念東京博覧会住友館に、「住友林業経営地位置図、管理系統図、事業所別経営地面積表、累年造林面積及ヒ植栽本数表、樹種別植栽本数表、事業地ノ写真（朝鮮八枚、北海道五枚、椎葉三枚）」を出品した。ところがこの博覧会で三月二十七日に摂政宮殿下（のちの昭和天皇）を住友館にお迎えすることになり、上京していた鈴木総理事がその直前二十五日脳溢血で倒れるという事態が突発した。鈴木はその後、もはやもとの健康状態に戻らないことを覚悟して、家長あて辞職願を出したが、決裁されず、自宅で静養を続けていた。

第三回事業所主任会議は、その年の十一月一日から十日まで開かれた。会議冒頭の本荘所長の訓示によれば、「施業案編成規程ハ取急ギ達示セストモ、林業所ノ経営方針ヲ能ク呑込シテ居ラルレバ、夫テ差支ナイト思レマスガ、事ヲ行スニ当リテハ、何カ基準トナルモノヲ必要トスルト存シマシテ、施業案編成規程ノ草案ヲ提出シテ、各位ノ事業地ニ於ケル實際適用上ノ御意見ヲ承リ、不備不足ノ点ハ改メマシテ、実地ニ適切ナモノト致シ度イノテアリマス。本案ハ村田博士ノ執筆テアリマシテ」と、今回の会議でも、改めて村田重治を

表 3-5 合資会社業績と林業所経費  
・貸借対照表  
(大正10・11年) (単位:千円)

科 目	大正10年	11年
合資会社純益	51,140	905
内組織変更評価益	49,452	0
差引	1,688	905
林業所支出超過	278	319
林業所貸借対照表		
科 目	大正10年末	11年末
(借方)	1,054	1,377
固定財産勘定	325	359
牧場勘定・緬羊	1	—
所有品勘定	122	203
起業支出勘定	599	805
沼ノ上造林起業支出	105	105
沙留 //	22	32
椎葉 //	68	93
咸興 //	125	157
永興 //	84	135
寧海 //	96	129
伊川 //	33	60
鏡城 //	17	42
軍隅里 //	1	21
沼ノ上開墾起業支出	12	15
沙留 //	14	17
沼ノ上牧畜起業支出	22	—
預ケ金勘定	6	9
(貸方)	1,054	1,377
本社勘定	1,053	1,374

注: 千円未満四捨五入のため合計が合わない場合がある

煩わして施業案編成規程を議題に上げていた。しかし村田博士が自ら執筆した案をもつてしてもまとまらず、施業案編成規程の制定は、大正十二年五月、先に椎葉山林の話に住友にもたらし宮崎県林務課長浦井鏗次が長野県林務課長を経て住友に入社するまで待たねばならなかったのである。

この会議のことを聞きつけた鈴木は、十一月七日、人に助けられて、和服のまま会議室に現れた。大塚小郎によると、鈴木は「今日は皆さんのお顔も見たいし、私の顔も見て貰いたいと思って参りました。まだ健康体に復しておりませんが、ボツボツ話をするのは、差し支えありません。住友の林業は百年の計をなさんとするもので、私は山林に住友の最後の城郭と致したい。それが最も適当であると思います。山林の仕事は難しい仕事であるが、これは人に俟つより外ないのであります。古人曰く心誠に之を求むれば、中らずと雖も遠からず。この誠を以て事業に当たって頂きたいのです」と言葉もただどしく述べたという。そしてこれが鈴木最後の訓示となった。十二月五日、鈴木は退任は認められ、後任の総理事には、常務理事中田錦吉が就任した。そして十二月二十五日、住友の林業の

表 3-4 林業所事業状況 (大正10・11年)

項 目	大正10年	大正11年	
北海道	国有未開地売払出願	810町歩	—
	補助金下附出願・苗圃	1,633坪	79円下附
	・造林	5,792円(予定金額)	283円下附
	国有未開地売払許可	215町歩(1,140円)	—
九州	土地(原野)購入	67町歩(2,324円)	—
	国有不要存置林払受	—	3,405町歩(12,615円)
	椎葉山林地上権設定契約	75町歩	—
朝鮮	国有林野貸付許可(年借受料)	9,609町歩(2,150円)	6,598町歩(1,070円)
	国有林野林産物売却許可(赤松)	45,749尺締(12,400円)	71,802尺締(19,895円)
	土地購入	8,121坪(7,064円)	488坪(188円)

注: 各年度林業所処務報告から作成

生みの親・鈴木馬左也は、ついに再び立つことはなかった。

大正十年から十一年にかけての林業所の活動状況は表3-4のとおりである。また合資会社の業績に対する林業所の経費の占める比重は表3-5のとおりである。合資会社の純益は、海軍軍縮の影響で伸銅所の受注が減少したため、大正十年の一七〇万円から十一年には九〇万円に激減した。こうした状況の下で毎年林業所の経費として三〇万円前後を支出することは、合資会社にとって少なからざる負担であった。

大正十一年末に総理事に就任した中田錦吉は、大正十四年十月、自ら定めた重役六〇歳停年の規程に従って退職し、理事湯川寛吉が総理事となった。

この間の林業所の動向をみると、まず大正十二年二月、多田支配人は京城の朝鮮総督府および寧海事業所に出張した。これは寧海で起こった不正事件の調査のためで、事業所設置当初の中途採用者が委任事項以外はすべて本所に申請して決裁を得るという住友の管理方式を遵守しなかったことが大きな原因であった。寧海在職中のこの責任を負って、五月椎葉事業所主任北村藤治、次いで大正十四年三月鏡城事業所主任吉岡守衛が更迭され、北村は十四年七月、吉岡は翌八月退職のやむなきに至った。

大正十二年二月、北海道・沼ノ上事業所主任大塚小郎は、沙留事業所主任兼務となり、さらに翌十三年五月両所を統合してその中間に渚滑事業所を開設し、大塚がそのまま主任にとどまった。大正十二年三月、朝鮮の伊川事業所主任渡辺為吉を軍隅里主任に起用し、その後任には本所から北村喜三を転動させた。五月、上記椎葉主任北村藤治更迭の後任に作業係長沢田修蔵をあて、作業係長には軍隅里主任であった平城盛秀を任命した。

この五月にすでに述べたとおり、かつて宮崎県林務課長として椎葉山林の話在住友に持ち込んだ浦井鏞次が入社した。浦井は直ちに、本荘所長が兼務していた事業係長に任命さ

\* 甲第参号達 大正拾年五月甲第九号達林業所事務章程中左ノ通改正ス

大正拾参年五月式拾参日

社長 住友吉左衛門

第二条中「沙留事業所」ヲ削除シ「沼ノ上事業所」

ヲ「渚滑事業所」ニ改ム

れた。浦井によれば、「私の入社当時、住友所有の山林面積は朝鮮・内地を合わせて約一四万二〇〇〇町歩<sup>\*1</sup>に達し、山林所有者としては実に世界一とのことでありました。かくの如く内地朝鮮にわたる広範囲な山林ですから一巡するだけでも、二、三年かかりました。当時国有林ですら、山林経営を決定すべき大切な施業案が編成されていない山林がまだ沢山ありました。住友の山林の如き創設日尚浅き山林では、経営案の決定しておらぬのはむしろ当然でありました。しかし山林将来の経営方法を決定する必要あるは申すまでもありません。それにはまず経営案編成規程を作る必要があります。幸い私は多年国有林の施業案編成に経験がありますので、住友山林の経営案編成規程を作り、時の本荘所長に提出しました。所長は、これを当時東京に在住されていた村田重治博士へ回送され、その意見を求められたところ、博士も私の案に全部同意せられ、ここに（大正十三年三月十三日付林達第一号をもって）林業所<sup>\*2</sup>の林業経営案編成規程が定められました。かくして住友山林の経営方法を決定する経営案編成規程はできましたが、実際に編成するには、林小班の区画、その他多くの測量の必要があり、少なからぬ人手を要するので、直ちに編成に着手することはできませんから、最も必要な山林から漸次編成に着手することになりました」。

さらにその後十月九日付林達第六号により造林台帳規程が制定された。

その六月末林業所嘱託村田重治は、健康上の理由から辞任することになった。しかし村田の伝記『村田重治翁』によると、林業所の嘱託は辞任したが住友合資会社が引き続き村田に顧問を委嘱したことになっている。これを裏づける合資会社側の記録は残されていないが、浦井の指摘するように、創設まだ目の浅い住友の林業の前途をおもんばかって、とくに住友吉左衛門が依頼したものであろうか。

大正十三年十一月末、平賀五郎が三年半にわたる洋行・留学を終えて帰国し、最新の知

表 3-6 経営面積の推移 (大正10年末~14年末)

(単位: 町歩)

	大正10年末	11年末	12年末	13年末	14年末
北海道	4,480	8,153	8,929	9,145	9,873
九州	3,699	3,699	3,887	3,887	4,002
朝鮮	49,076	56,230	62,032	66,882	67,049
合計	57,255	68,082	74,848	79,914	80,924

注: 大正14年度実際報告書をもとに、各年度処務報告および「方法並二業績ノ概況」(昭和4年)から作成

\*1 これは後年別子二万町歩・林業所一二万町歩を合わせた数字であって、当時の林業所の経営面積は借地も含めて七万四〇〇〇町歩程度であった(表3-6参照)。

\*2 大正十三年三月十三日付林達第一号「林業経営案編成規程」(本巻一二二頁に収載)

識をもつて事業課経営係兼作業係として勤務することになった。

大正十四年に入ると、すでに述べた鏡城事業所主任吉岡守衛の更迭にともない、中沢英三（成興事業所）が主任に任命された。

内地の山林経営に比較し、朝鮮の場合は種々問題が山積し、総督府との関係もあり、本荘所長は五月から六月にかけて、また多田支配人は九月から十月にかけて、それぞれ一か月余にわたり朝鮮に出張した。なお本荘所長は、すでに述べた十月の総理事交代にともなう人事異動で理事に就任した。また林業所を所管する経理部長は、小倉常務理事の兼任が解かれ、経理部第三課長であった大屋敦が就任した。

大正十二年から十四年に至る林業所の事業状況は、表3-7のとおりである。また合資会社の業績と林業所の経費は表3-8のとおりである。大正十二年の関東大震災の影響も比較的軽微ですみ、十一年に赤字であった別子鉱業所、若松炭業所、伸銅所、肥料製造所の業績がいずれも回復したことで、合資会社の損益もようやく安定し、林業所の負担割合も六%前後に抑えることができた。

大正十五年を迎えて三月、住友の林業進出を決断した十五代住友吉左衛門友純が死去し、林業所は先の鈴木馬左也に続いてその有力な後ろだてを失った。

村田重治は「住友男の逝去を悼みて一句」と題して「わかれ霜とけて寂しき庭の面」の句を、ついに林業所の事業地を見ることなくして逝った家長にたむけた。

表 3-7 林業所事業状況 (大正12~14年)

	項 目	大正12年	大正13年	大正14年
北海道	国有未開地売払出願	—	975町歩	—
	国有未開地売払許可	776町歩(5,108円)	216町歩	615町歩(8,034円)
	補助金受領・苗圃 ・造林	189円 387円	47円 404円	53円 308円
	土地(原野)購入	—	—	380町歩(11,500円)
九州	椎葉山林地上権設定契約	188町歩	—	114町歩
朝鮮	国有林野貸付出願	—	12,296町歩	—
	国有林野貸付許可(年借受料)	7,819町歩(2,520円)	5,216町歩(1,329円)	176町歩(49円)
	貸付国有林野造林成功譲与	—	229町歩	—
	国有林野林産物払下許可(ナラ) 土地購入	— —	10,704尺締(4,445円) 39,616坪(16,611円)	7,187尺締(2,062円) 1,781坪(1,092円)

注：各年度林業所処務報告から作成

### 三 昭和恐慌と初期の業況

大正十四年(一九二五)総理事となった湯川寛吉は、昭和三年(一九二八)六〇歳の停年を迎えたが、なお停年延長となり、昭和五年八月小倉正恒に譲るまでその職にあった。この間わが国経済は、昭和二年三月、震災手形法案の審議中に起こった片岡大蔵大臣の失言をきっかけに「金融恐慌」が始まり、休業した銀行は二九行に達した。三月から四月にかけて、台湾銀行の新規貸付停止による鈴木商店の破産や十五銀行の休業と大規模な経営破綻が相次いだ。こうした経営不安をかかえた企業・銀行の整理が一段落し、わが国は金融輸出解禁のため強力な引き締め政策を推進していったところ、昭和四年十月、ニューヨーク株式市場の大暴落に始まる「世界恐慌」が、翌五年一月金解禁を断行したわが国を直撃し、五月わが国は「昭和恐慌」と呼ばれる恐慌状態に陥った。そして住友合資会社の業績もまたこの年ついに赤字に転落するに至ったのである(表3-9)。

林業所を所管する経理部鉦山課(のちに述べるように昭和二年経理部第一課と第二課を併せて設置)は昭和二年度の実際報告書において林業所について次のように指摘していた。

林業所ノ起業モ着手以来九年ニ及ビ今ヤ総投資額二七六万円ニ達セルガ……其内訳ヲ見ルニ……事業費一三万円ニ対シ総掛

表3-8 合資会社業績と林業所経費・貸借対照表(大正12~14年)(単位:千円)

科目	大正12年	13年	14年
合資会社純益	3,503	4,504	3,939
林業所支出超過	220	260	254

科目	大正12年末	13年末	14年末
(借方)	1,598	1,854	2,115
固定財産勘定	19	19	18
起業支出勘定	1,567	1,828	2,083
椎葉林業起業支出	129	153	189
沼ノ上 //	276	460	—
沙留 //	188	—	—
渚滑 //	—	—	441
寧海 //	190	216	237
伊川 //	99	132	174
永興 //	224	—	—
咸興 //	243	551	629
鏡城 //	79	131	169
軍隅里 //	58	103	160
北海道農業起業支出	82	82	84
預ケ金勘定	12	8	13
現金勘定・現金	0	0	0
(貸方)	1,598	1,854	2,115
本社勘定	1,597	1,853	2,112

表3-9 合資会社業績と林業所経費・貸借対照表(大正15~昭和5年)(単位:千円)

科目	大正15年	昭和2年	3年	4年	5年
合資会社純益	2,444	2,602	1,725	3,429	△109
林業所支出超過	222	440	383	229	224

科目	昭和元年末	2年末	3年末	4年末	5年末
(借方)	2,330	2,803	3,162	3,389	3,610
固定財産勘定	18	18	18	17	17
起業支出勘定	2,306	2,742	3,129	3,359	3,584
椎葉林業起業支出	228	469	577	627	669
渚滑 //	382	337	266	227	208
寧海 //	258	277	301	319	336
伊川 //	218	269	317	369	406
咸興 //	699	769	848	906	974
鏡城 //	217	252	391	430	446
軍隅里 //	213	—	—	—	—
价川 //	—	274	331	385	446
北海道農業起業支出	92	96	98	98	98
雑勘定・仮出金	—	4	—	—	0
預ケ金勘定	7	38	15	12	10
現金勘定・現金	0	0	0	0	0
(貸方)	2,330	2,803	3,162	3,389	3,610
本社勘定	2,328	2,799	3,159	3,385	3,607

費一三六万円ナリ。其比率一〇〇対一二二〇ニ当ル。……要之直接事業費ニ対シ間接費ハ著シク過重ニシテ今後ニ於ケル事業費ハ……大ナル変化ナカルベク、從テ間接費ノ漸増ニ伴ヒ益々不均衡ヲ示スニ至ラン。是終局ノ經濟ニ對シ影響スル所大ニシテ今後經營上慎重ナル考慮ヲ要スベキモノト思惟セラル。

しかしこのような指摘をまつまでもなく、林業所は合資会社の業績の推移に応じ、間接費の圧縮に努めてきた。すなわち、大正十五年十月會計係長栗生沢市太郎の退職を皮切りに、昭和三年五月本莊所長が停年となり、五年四月威興の岩崎虎三、石川仁寿が退職、さらに十月京城の渡辺為吉の停年退職と五名が退職した。また転出者は昭和二年十一月中山義雄（會計係）が製銅販売店へ、中野桂次（伊川）が札幌鉱業所へ転出したのをはじめとして、三年九月松村巖（庶務係）が合資会社地所課へ、五年には二月朝比奈敬二（威興）が肥料製造所へ、三月井村明（會計係）、四月立岩精一（寧海）が相次いで合資会社鉱山課へと転出者は計六名を数えるに至った。

本莊所長の後任は、合資会社理事兼人事部長肥後八次とされたが、実質的には支配人多田平五郎の下、事業課長浦井鏘次を副支配人に昇格させ、多田支配人の兼務であった経理課長に平賀五郎を起用して、これまでの本莊―多田―浦井の体制を多田―浦井―平賀で運営させようとするものであった。庶務係の後任には、昭和三年十二月合資会社労働課の山口新比古（俳人山口誓子）の兼務が発令された。しかし山口はすでに住友病院の看護婦養成所の講師も務めていた。昭和五年山口は健康を害し、二か月静養して復帰すると、この間の八月肥後に代わって常務理事兼人事部長となっていた川田順は、歌人として誓子をよく知っていたためか、人事課長田中良雄と労働課長津田秀栄を呼び「みそもくそも一緒にしてはいけない」と言って誓子の二つの兼務はその場で直ちに解かれた。後任の庶務係は

表 3-10 経営面積の推移（昭和元年末～5年末）

（単位：町歩）

	昭和元年末	2年末	3年末	4年末	5年末
北海道	11,707	12,009	12,014	12,077	12,075
九州	3,447	8,480	9,639	9,711	9,711
朝鮮	68,596	75,050	85,468	85,572	85,546
合計	83,750	95,539	107,121	107,360	107,332

注：各年度林業所実務報告書から作成

やはり労働課の五十嵐成二の兼務とされた。

このような人員の削減が奏功して、林業所の支出超過は、二二万〜二三万円で推移したが、この中において昭和二年に四四万円、三年に三八万三〇〇〇円と突出しているのは、昭和二年七月すでに述べた椎葉尾崎山林を所管していた別子鉱業所が分離独立して住友別子鉱山株式会社設立されたのち、十月に林業所がこの尾崎山林を引き継いだ代金一五万七〇〇〇円、椎葉山林私有地の買収費が昭和二年度二二九町歩四万円、三年度一六八三町歩五万三〇〇〇円、同じく三年度に鏡城山林六〇〇〇町歩の買収費一〇万五〇〇〇円、海外視察費九〇〇〇円(井上利雄が昭和三年五月から四年一月まで出張)、計二年度一九万七〇〇〇円、三年度一六万七〇〇〇円の特別支出があったため、これらを除けば兩年度の支出超過も、二四万三〇〇〇円、二二万六〇〇〇円に抑えられていたはずであった。

先に示した昭和二年度の鉱山課の実際報告書は、創業費について次のように述べて、経営面積が一〇万町歩に達し(表3-10)、林業所がようやくその創業段階を脱したことを明らかにした(表3-11)。

創業費ハ、八八五千元ニ達シ、投資ノ三二%ニ当ル。右ハ土地、建物、立木等ニ関スル支出及朝鮮ニ於ケル貸付料ヲ主トスルモノナルガ、今後ハ目下進捗中ナル椎葉ノ買山及朝鮮ニ於ケル(中略)買山モ近ク一段落ヲ告グベク、其後ハ著シク減少ノ見込ナリ。

人員の削減と並行して、組織の見直しも進められた。昭和二年十二月本所における係長が廃止され、軍隅里事業所を价川事業所と改称、昭和三年十一月、事業所を支所とし、主任を出張所長あるいは支所長と改めた。これは朝鮮において、名称・形式を尊重する傾向があるので、「長」という名称を用いることで、対外的地位を重からしめる狙いがあった。

表 3-11 林業所事業状況 (大正15~昭和5年)

	項 目	大正15年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	昭和5年
北海道	国有未開地払下許可	1,827町歩 (19,459円)	296町歩 (1,482円)	—	64町歩 (2,700円)	—
	購入地上立木	50,198石 (3,491円)	36,821石 (1,183円)	—	—	—
	土地購入	7町歩 (870円)	6町歩 (1,599円)	4町歩 ( 970円)	—	—
九州	椎葉山林地上権設定契約	2,599町歩	205町歩	—	—	—
	山林購入	—	2,329町歩 (39,998円)	1,683町歩 (53,036円)	72町歩 (3,013円)	—
	尾崎山林引継ぎ	—	2,499町歩 (157,153円)	—	—	—
朝鮮	国有林野貸付許可	1,499町歩	6,600町歩	4,337町歩	20町歩	—
	貸付国有林野造林成功譲与	5,749町歩	14,300町歩	6,748町歩	18,792町歩	497町歩
	山林購入	31町歩 (260円)	—	6,154町歩 (106,886円)	—	—
	土地購入	15,875坪 (469円)	—	4,965坪 ( 185円)	—	267坪 (127円)
	国有林野林産物払下許可	2,461尺締 (1,038円)	19,405尺締	—	—	—

注：各年度林業所実際報告書および経理部第二課・鉱山課処務報告・実際報告書から作成

なお事業所を支所と改めたのは、主任を事業所長にすると林業所長と上下の区別がつけがたいことによるものであった。

昭和五年六月には事業課および支所の係制を廃止し、十月、上記京城出張所長渡辺為吉の停年退職を機に京城出張所を廃止して、駐在員とした。

その他の主な人事異動は、昭和二年十月に軍隅里事業所主任渡辺為吉の停年を三年延長せしめ、京城出張所主任専任とし、その後任に同所小華和茂弥を昇格、昭和五年四月上記威興支所長岩崎虎三退職の後任に中沢英三（鏡城支所長）を、中沢の後任に平城盛秀（事業課）を任命した。また立岩精一（寧海支所長）が転出した後には大島徳続（伊川）を用した。

事業上の規程の制定として主なものは、大正十五年十二月に制定された「事業予定案及事業実行表ノ作製並事業実行手続」（林達第四号）があげられる。これは、すでに大正十年の事業所主任会議において原案が示されていた「事業施行心得」がようやく制定の運びになったものである。また昭和四年六月「林業所預託牛規程」（林達第七一七号）が制定された。これは大正十二年伊川事業所で開始された畜牛の預託飼育の制度を他の事業所にも拡大しようとするものであった。これはのちに、より民情に適合した貸付牛制度が一般的となり、昭和六年十二月に畜牛貸付規程が制定された。詳細は「第二章第二節 朝鮮における住友の林業」を参照されたい。

この期間中、合資会社の林業所関係の主な出来事として、大正十五年五月に住友ビルディング（現在の住友銀行ビル）が竣工し、林業所がその五階に入居したことがあげられる。また昭和二年六月に合資会社事務章程が改正され、経理部第一課第二課をあわせて鉱山課、第三課第四課をあわせて商工課とし、林業所を所管する鉱山課長には第一課長であった本

郷松太郎が就任した。この後も鉦山課長に林業関係者が就くことはなかったが、林業所と鉦山課の間には人事交流が図られ、例えば後掲表3-13の出典「住友乃林業」（昭和八年五月）や「林業所」（昭和十年十二月）などは、林業所出身の井上利雄が鉦山課において執筆したものであった。

昭和三年七月、従来の「家法及諸規則類纂」が廃止され、新たに合資会社社則が制定された。この社則は、甲、乙、別冊の三部からなり、甲は「合資会社全般に関する諸規程」、乙は「合資会社本社限りに関する諸規程」、別冊は「各店部、連系会社の事務章程」となっていた。したがって林業所の事務章程は、別冊に収められていた。住友の事業精神を示す「営業ノ要旨」については、次のように従来の第一条、第二条に若干の修正を加えた程度であった。

第一条 我（住友ノ）を追加）営業ハ信用ヲ重シシ確實ヲ旨トシ以テ一家（其）に改訂）ノ鞏固隆盛ヲ期ス（「ヘシ」を追加）

第二条 我（住友ノ）を追加）営業ハ時勢ノ変遷理財ノ得失ヲ計リ弛張興廢スルコトアルヘシト雖モ浮利ニ趨リ<sup>ほ</sup>軽進スヘカラス

しかし、第三条（予州別子山ノ鉦業ハ我一家累代ノ財本ニシテ斯業ノ消長ハ実ニ我一家ノ盛衰ニ関ス。宜シク旧来ノ事蹟ニ徴シテ将来ノ便益ヲ計リ益盛大ナラシムヘキモノトス）は削除された。これはその前年の昭和二年七月に合資会社の直営であった別子鉦業所が分離独立し、住友別子鉦山株式会社という一連系会社となっていたことを反映したものであった。

## 四 組織の改編

昭和五年（一九三〇）八月、小倉正恒が湯川寛吉の後を継いで総理事に就任したのちも不況は続き、その年末合資会社理事会は、すべての新規起業を凍結するに至った。同時に小倉と同年齢であった理事兼林業所長肥後八次は退職し、林業所はこれを機会に昭和六年一月所長制を廃止し、同時に多田支配人を更迭した。多田は合資会社秘書役に転出し、その後任には、昭和三年五月以来大阪住友病院支配人として独立採算経営の経験を積んだ佐伯正芳が起用された。三月篠井功（渚滑）を合資会社直営の鴻之舞<sup>こうのま</sup>鋳業所へ転出させ、十月には鏡城支所長平城盛秀が退職（十二月退職）となり、児玉信恭、平野膏、金照永の三名が退職して、さらに人件費の圧縮が図られた。

こうして昭和六年末民政党内閣に代わって政友会内閣が登場し、金本位制を放棄し、拡張的な財政政策を採用するまで不況が続き、合資会社の業績も前年に続いて赤字を記録した（表3-12）。このため昭和七年一月の全職員の昇給がストップされたが、その後景気もようやく回復に転じたため、合資会社の業績は連系会社の復配や増配と直営鋳山の収益増によって同様にめざましい改善を示した。ただし昭和十年には二〇〇〇万円という巨額の純益を計上しているが、これは住友金属株式の売却益一六〇〇万円余があったためである。

表 3-12 合資会社業績と林業所経費・貸借対照表  
(昭和6～11年)

(単位：千円)

科 目	昭和6年	7年	8年	9年	10年	11年
合資会社純益	△262	1,862	5,789	10,989	20,071	2,727
林業所支出超過 (本所経費分)	159 71	128 61	113 60	101 59	64 74	74 72
林業所貸借対照表						
科 目	昭和6年末	7年末	8年末	9年末	10年末	11年末
(借方)	3,773	3,905	4,016	4,117	4,211	4,271
固定財産勘定	16	16	16	15	—	—
起業支出勘定	3,744	3,873	3,985	4,073	4,155	4,241
椎葉林業起業支出	707	743	780	818	853	—
細島 //	—	—	—	—	—	889
渚滑 //	214	219	214	306	314	317
寧海 //	345	355	367	378	391	404
伊川 //	431	446	460	471	485	492
威興 //	1,002	1,020	1,041	1,051	1,051	1,060
鏡城 //	461	478	489	—	—	—
清津 //	—	—	—	498	492	493
价川 //	485	514	537	552	568	586
北海道農業起業支出	98	98	97	—	—	—
雑勘定	0	1	3	16	19	—
預ケ金勘定	12	15	13	4	4	4
現金勘定・現金	0	0	0	0	3	—
支所資金勘定	—	—	—	9	31	26
(貸方)	3,773	3,905	4,016	4,117	4,211	4,271
本社勘定	3,768	3,899	4,010	4,111	4,200	4,266

昭和七年一月、兼任庶務係五十嵐成二が肥料製造所へ転出すると、後任は戦後に住友金屬工業社長となる日向方斉（当時合資会社総務部庶務課文書係、二月に人事部労働課勤務となる）の兼任とされ、この兼務は昭和十年四月まで続いた。同七年一月本所の片山熊男が、次いで三月井上利雄が合資会社鉦山課へ転出し、代わりに立岩精一が鉦山課から復帰した。六月、副支配人浦井鏘次の停年退職を機に、「組織ヲ可及的簡易化スヲ適當トスルヲ以テ」副支配人制を廃止して支配人代理者および技師を置き、事業課と経理課を総務課に一本化した。

この改正の理由として次のように指摘されている。

林業ノ事業ハ、現場々々ノ実情ニ応ジ、必ズシモ一様ニ律スルコトヲ得ズ。従ツテ現場ヲ離レタル本所ニ於テ、事業ノ計画実施ヲ監督スルコトハソノ実効ヲ挙グルコト比較的困難ナリ。

而シテ支所長ハ、本所課長級ソノ任ニ当リ居ルヲ以テ、事業上ノ事項ニ付テハ大綱ニ付テノミ本所ニ於テ統括シ、可成支所ノ見込ニ委スヲ適當トス。従テ事業ノ計画施行ヲ掌ル事業課ハ一課トシテ特ニ存置スル実益ニ乏シキヲ以テ之ヲ廃止シ、ソノ事務ノ一本ハ支所ニ委ネ、一本ハ総務課ニ於テ処理セントス。

また技師を置く理由として次のとおり説明されている。

前述ノ如ク事業課ヲ廢シタルニ伴ヒ、技術上ノ事項ニ関シ、本所ニ於テ各支所ノ経営ヲ批判シ、時ニ適切ナル助言ヲ与フルコト必要ナリ。即技師ヲ置カントス。

なお支配人代理者兼総務課長には平賀経理課長が、技師には三月に林業所に復帰した立岩精一が任命された。

昭和八年十月、寧海支所長大島徳統が朝鮮宜川鉦山詰（昭和五年四月に合資会社が買収

した金銀鉱山)に転出し、鉱山課猪飼正が復帰して、寧海支所長となった。同年十二月、佐伯支配人は合資会社総務部地所課長に転出し、平賀支配人代理者が後任の支配人に、田尾本政一(合資会社東京支店)が総務課長となった。田尾本はまもなく十年十月には鴻之舞鉱業所に転出し、同じく合資会社東京支店勤務の加納庄三郎が後任となった。

昭和九年十二月、鏡城支所は清津に移転し、清津支所と改称した。これは造林事業も一段落して、山林管理上海陸の要衝たる清津のほうが好都合となったためである。また昭和十一年四月には椎葉支所を細島に移転し、細島支所と改称した。椎葉には当初熊本県側から入るほか道がなかったのが、昭和八年細島町を起点とする産業道路が開通したこと(この道路と住友の関係は後述の「九州における住友の林業」を参照)、椎葉現地での民有地買収、村有地上権設定がほぼ一段落したことによるものである。同年十月、宜川鉱山をはじめ朝鮮の諸鉱山を集めて朝鮮鉱業所が設置されると、威興支所長兼清津支所長中沢英二は、この朝鮮鉱業所へ転出し、後任には渚滑支所長大塚小郎が、大塚の後任には塩見嘉一(別子農林課)が任命された。

林業所は創業以来苦節二〇年にしてようやく初期投資も一段落し、経費節減策も実って、支出超過は年々減少し残るは本所経費分のみとなったので、今後さらに収入増加を図れば事業としての展望が開けてきた段階に入った。(表3-12、14)

合資会社林業所の掉尾を飾って、昭和十一年十一月に開催された支所長会議の席上、小倉総理事は次のように述べた。

(前略) 家長様ニハ愈々御健勝ニテ社務ニ御精励ニナツテ居ラレマシテ、真ニ御同慶ニ堪エヌコトデ御座イマス。殊ニ本年五月ニハ北海道内ノ住友ノ各事業ヲ具サニ御視察ニナリマシタガ、其ノ節ハ林業所ノ山林ヲモ深ク林ノ中マデ御這入りニナリ親シク

御視察ニナリマシタコトハ、一同感激ニ堪エヌ次第デアリマス。

扱、林業所ノ事業モ着手以來早クモ廿年ヲ経過シマシタガ、今日デハ経営ノ基礎モ漸ク定マリ、朝鮮ノ経営地モ本年ヲ以テ全部譲与ヲ受ケ了リ、又近年経営ノ經濟化ニ努メラレマシタル結果、収入ノ増加ニヨリマシテ、以前ハ年々多額ノ支出ヲ要シタモノガ、近年ハ僅カノ支出超過デ足ルル様ニナツテ居ルコトヲ承リ、大イニ感激致シテ居リマス。以上ノ如キ点デ林業所ノ事業ノ将来ハ大變明カルクナツテ參リマシタコトハ、御同慶ニ存ズル次第デアリマス。(後略)

表 3-13 経営面積の推移

(単位：町歩)

	昭和 6年末	8年5月	10年末
北海道	12,075	12,315	12,413
九州	9,711	9,713	10,430
朝鮮	85,604	85,606	85,600
合計	107,390	107,634	108,443

注：6年末は6年度林業所實際報告書  
8年5月は「住友乃林業」(昭和8年)  
10年末は「林業所」(昭和10年)による

表 3-14 合資会社林業所職員数の推移

(大正7～昭和11年 各年1月1日現在)

(単位：人)

	大正 7年	8	9	9年7月改正	10	11	12	13	14	15
高等備員 嘱託(一等相当)	1	1	1	重役 嘱託(一等相当)	1	1	1	1		1
一等備員				一等備員	1	1	1	1	1	
二等 //										
三等 //		1	1							
四等 //				二等 //	1	2	3	7	10	14
五等 //	1	1	1							
六等 //										
七等 //		3	7	三等 //	20	18	19	16	18	13
八等 //	2	6	7							
九等 //	1	2	3	四等 //	16	17	17	17	14	14
十等 //			3							
補助員			1							
合計	5	14	24		39	39	41	42	43	42
増減内訳										
入社	9	10	11		4	5	4	3	3	
転入			5		1					
転出			1							
退職					5	3	3	2	4	2

	昭和 2年	3	3年7月改正	4	5	6	7	8	9	10	11
重役	1	1	高等職員	1	1						
一等備員			一等備員	1	1	1					
二等 //	14	15	二等 //	14	14	9	9	9	9	9	9
三等 //	11	12	三等 //	14	14	18	15	16	14	14	14
四等 //	14	10	四等 //	9	10	5	4	1	3	3	3
合計	40	38		39	40	33	28	26	26	26	26
増減内訳											
入社		2		1						1	2
転入		2			1	1	2	3	1	1	1
転出	2	1			4	2	3	2	1	2	2
退職		2			4	4	1	1			1

注：昭和6年から昇等が、それまでの1月5日から1月1日となった

〔一八二頁\*2 大正六年十月二十三日付北海道庁長官俵孫一宛住友吉左衛門陳情書〕

吉左衛門儀

多年鉱業、銀行、倉庫及銅鋼、電線ノ製造業ニ従事シ、又一面林業、農業ヲ経営致シ来リ候処、今般更ニ林業ノ規模ヲ拡大シ之ニ農業ヲ附帯セシメ一層ノ発達ヲ謀リ度存念ニ御座候。微力ナガラ亦国家産業ノ興隆ニ対シ聊カ寄与仕度奉存候。就而ハ凡ソ別記ノ旨趣方針ニ依テ計画仕度覚悟ニ有之候。何卒微衷御諒察被成下、今後国有土地ノ私下其他事業上各般ノ御指導並ニ御高配ニ預リ度奉懇願候。此段陳情仕候也。

大正六年十月二十三日

大阪市南区天王寺町茶白山町十六番地

住友吉左衛門

北海道庁長官 俵 孫一殿

林業及農業経営企画ノ旨趣

林業ガ各種産業中特ニ重要視セラルル所以ハ、其作業ガ国土ト終始シテ永久保続的ナルノミナラズ、森林ガ能ク土砂ヲ押止シ水源ヲ涵養シ洪水ヲ予防シ氣候ヲ調節スル等、国土ノ安泰、産業ノ発達ニ資スルコト多キニ因ル義ト存候。而シテ我ニ於ケル林業ハ輓近長足ノ進歩ヲナシタリト雖、動モスレバ眼前当面ノ利用ニ偏倚シ、植伐ノ均衡ヲ失フノ傾向アルハ、我邦林業ノ一大欠点ニシテ識者ノ痛嘆措カザル所ニ有之候。此時ニ当リ林業経営ノ本旨ニ依リ、誠実殖林ニ竭クス所有之候ハバ、當ニ経営者永遠ノ利益確實ナルノミナラズ、国家ニ貢献スル所亦尠少ナラザルベキヲ信ジ候。是拙者ガ微力ヲ顧ミズ内地・北海道・朝鮮ニ於テ殖林ノ急ヲ要スル場所ニ向テ、其幾部分ナリトモ之カ経営ニ力メムト欲スル所以ニ外ナラズ候。北海道ニ於ケル木材ノ需要ハ比率著シク増加シ、而シテ之ニ対スル森林更新上ノ成績ハ未ダ安全確實ナリト云ヒ難ク、植伐ハ漸ク其均衡ヲ失ハムトスルモノ如シ。然ルニ最近貴庁ニ於テ確定固有林ニ於ケル造林計画ニ一大進境ヲ図ラレツアルヤニ仄聞仕候。是定ニ北海道林業ノ進展上慶賀ニ堪エサル次第ト存候。拙者ニ於テモ其御旨趣ヲ体シ、先以テ本道ニ於テ殖林事業ヲ開始シ合理的経営ノ下ニ確實ナル發展ヲ遂ケ、以テ民林ノ業御奨励ノ主旨ニ副ハムコトヲ期待仕候。

北海道ハ白揚樹ノ郷土トシテ従来多大ノ蓄積ヲ有シ巨額ノ良材ヲ産出シ、本邦主要輸出品ノ一タル燐寸軸木ノ最良原料ヲ供給シ居タル次第ニ有之候処、該樹林ノ造成ニ対シテハ未タ曾テ有力ナル企業者ナク、又該樹林ノ保護策ニ付キテモ従来殆ンド見ルベキモノナシトセラル。而シテ伐採量ハ逐年増加スルノミニテ、加フルニ数次ノ野火ニ依リテ焼失セルモ多ク、為ニ甚シク蓄積ヲ減ジ、今ヤ年需要額ノ一、二割程度ヲ産出スルニ過ギザルガ如シ。之ガ不足額ハ拳ゲテ海外ノ供給ニ待ツノ外ナキ状況ニ有之候。斯ノ如キハ海外輸出ノ益々好望ナラントスル本邦燐寸業ニ取り憂慮ニ堪エザル次第候。

貴庁ニ於テモ夙ニ此点ニ御着眼アリ、該樹林ノ造成ニ不尠御配慮アラセラレ感佩ニ不堪候。拙者モ従来聊カ研究致候事モ有之候ニ付、本道ニ於テ御指導ノ下ニ該樹林ノ造成ニ力メ度希望仕候。其地経営ニ当リ天然林保有ニ対シテ最善ヲ尽サシコト勿論ノコトニ候ヘ共、特ニ人口林造成ニ主力ヲ用ヒ撫育保護ヲ周到ニ行ヒ、最モ防火設備ヲ完全ナラシメ、即チ民林ニ於ケル防火勵行ニ依リ、接続国有林ノ災厄予防ニ尽力致度存念ニ有之候。

白揚樹ハ白樺樹ト共ニ将来我國ニ於ケル「パルプ」原料トシテモ多大ノ期待ヲ以テ認メラレ居候。而シテ「パルプ」原料問題ハ燐寸軸木原料問題ヨリモ一層重要ニ有之、殊ニ本道ハ其原料供給地並ニ其製造地ノ主ナルモノトシテ立テル事ニ候ヘバ、将来ニ於ケル之カ用意ハ今ヨリ十分講ジ置カサルヘカラス。是拙者ガ白揚樹、白樺樹ノ造成保育ニ努力致度所以ニ御座候。

拙者ハ又現ニ北海道ニ於テ金・銀鉱業稼業致居、尚今後各種鉱業ニ聊カ努力致度希某ニテ、目下企画中ノモノモ尠カラズ候。而シテ鉱業経営ニハ巨額ノ木材ヲ要シ候ニ付、将来道内ノ国有林御料林及公私有林等ヨリ常ニ之ガ好意的供給ヲ相仰度候モ、亦一面ニハ自家直接ニ所謂鉱業用備林材モノノ経営ニ着手シ、以テ自給ノ基礎ヲ確立致置度存候。是レ弊家ガ多年内地鉱業ノ經驗ニ徴シ、最痛切ニ其必要ヲ感シタル次第ニ御座候。依テ本道内ニ於テ適当ナル林地ヲ得テ、合理的ナル施業案ト厳正ナル実行トニ依リ更新ヲ確實ナラシメ、林地ノ充実ヲ図リ以テ鉱業用ノ便益ニ資シ、兼テ本道ニ最モ多キ針闊混濁林ノ作業ニ対シ亦聊カ貢献スル所アラムコトヲ期シ候。北海道拓殖事業ハ、貴庁多年周到ナル御施設ト御歡奨トニ依リテ其進歩近時益々其顯著ヲ加ヘ、洵ニ慶賀ニ堪エサル次第ナリト雖、願テ各当業者ノ経営振ヲ見ルニ尚軽浮姑息ナルモノ多キヲ免レルカ如シ。拙者ハ深ク此点ニ留意シ、開墾及耕作ノ方法ハ差当リ小作農業ノ組織ニ依ル事トシ、小作料

ノ協定ノ如キハ努メテ低廉ナル額ニ止メ、起業後可及的急速ニ小作民全部ヲ招致シ、道路其他農場全般ニ亘ル諸施設ノ如キハ、主トシテ地主タル拙者ニ於テ負担シテ急速且完全ニ竣成セシメ、衛生、教育、風紀等ニ関シテモ最善ノ補助法ヲ講シテ健全ナル発達ヲ遂ケシメ、以テ一種ノ模範農村ノ經營ヲ實施致度、尚地主ニ於テ特ニ小作人ノ勤勉ヲ促シ、勞力ノ剩餘ハ之ヲ利用シテ林業及鉅業等ニ供給セシムルノ方法ヲ講シ、或ハ副業ノ振作ニ力メシメ、以テ天惠薄キ寒帯農民ノ福利ヲ増進セシメ、一面地主ニアリテモ亦之ニヨリテ永久ニ安固ナル農地ヲ所有スルノ實益ヲ収メ、以テ本道拓殖ノ御主旨ニ副度精神ニ有之候。

右林業及農業ノ經營地トシテハ、北見、根室方面一帶ノ適地ヲ根拠トシテ希望ニ有之、右實施ニ付キテハ適宜民有地モ購入可致候モ、今後国有未開地及不用林野ノ御売却ノ場合ニハ、其都度御示ニ基キ制規ノ願出ヲ為シ、御許可相仰度希望ニ有之候。

左ニ農林業經營ノ規模ヲ表示スルタメ、其施業面積ノ概算ヲ掲ケ、以テ予メ御諒知ヲ願置候。尤モ根室方面ハ追テ实地視察ノ上別ニ願意陳情致度候。

#### 農林業施業面積ノ概算

一、場所 北見国紋別郡一帶

二、總面積 二万町歩

三、林業施業面積 一万四千町歩

甲、白揚人工造林 四千町歩

(イ) 造林面積 三千七百八拾四町七反二畝拾八歩

(ロ) 除地(防火線)面積 二百拾五町二反七畝拾二歩

乙、針闊混漚林(鉾山備林) 一万町歩

四、農業施行面積 六千町歩

(イ) 開墾(耕地)面積 五千九百六拾町歩

(ロ) 除地(道路及管)面積 四拾町歩

五、管理ノ要点

(イ) 職員 場長一名、事務員二名、技手四名、雇員十名、常夫二十名

(ロ) 建物 三十七棟、此總坪數三百七拾坪

(ハ) 器具 農林業用器具備付

内地ニ於ケル殖林事業ハ、愛媛県別子銅山鉾業ノ經營ト共ニ夙ニ着手シタル所ニシテ、現今所有森林ハ約一万一千九百町歩、外ニ国有林借地ノ森林約六千五百町

歩、合計約一万八千四百町歩ニ有之。而シテ其森林ノ蓄積ハ針葉樹七十三万二千三百五十石、闊葉樹百八十二万五千八百九十三石ニ有之候。

又明治十一年ヨリ大正五年ニ至ル三十九年間扁柏杉其他有用樹種ヲ植付ケタル面積ハ六千九百三十一町四反歩、植栽苗數三千七百七十二万二千五百四十八本ニ達シ居候。斯ノ如ク別子森林ニ在リテハ永年間に主トシテ森林ノ造成ニ努力シ、其利用シタルモノハ僅ニ鉾業用薪炭材料トシテ伐採シタル雜木ノミニ有之、針葉樹ノ如キハ或ル特殊ノ場合ヲ除キ斧鉞ヲ入レサル次第ニ候。而シテ林木ノ成長ニ伴ヒ漸次施業案ヲ編成シ、合理的ニ殖伐ノ作業ヲ勵行センコトヲ期シ居候。内地ニ於テモ右別子森林經營ノ外造林ノ急ヲ要スル所アラバ漸次林業經營ノ計画ニテ、過般來二、三地方ヘ調査員ヲ派遣シ、实地調査致サセ居候。

朝鮮ノ森林ハ實ニ全土ノ七割五分ヲ占メ、他ニ多ク類例ヲ見サル山林國ニ候モ、北方一部ヲ除クノ外殆んど到ル処赭山秃野ノミニシテ、從ツテ水旱ノ災害、氣候ノ不適順及薪炭林ノ欠乏等ハ免レ難ク、之カタメ各種産業及移民ノ發展ヲ妨ケ居ルハ周知ノ事實ニ有之候。是ヲ以テ朝鮮總督府ハ夙ニ殖林ノ獎勵ニ努メラレ居候モ、其林野面積ノ広大ナルコト、殖林事業ノ困難ニシテ薄利ナルコト、及鮮人ノ資力饒多ナルコト等ノ事由アリテ、其進歩意外ニ遅タタルハ、寔ニ遺憾トスル所ニ有之候。拙者微力素ヨリ其任ニ非スト雖、朝鮮ノ殖林ニ對シ聊カナリトモ寄与スル所アラムコトヲ期シ、目下數組ノ調査員ヲ該地ニ派シ、各道ニ亘リ实地調査ヲ為サシメ居候。

以上

(一九〇頁\* 大正十年五月十九日付甲第九号達「住友合資会社林業所事務章程」)

甲第九号

今般大阪市東区北浜五丁目二十二番地ニ住友合資会社林業所ヲ設置シ、其事務章程ヲ左ノ通相定ム。

大正十年五月十九日

社長 住友吉左衛門

#### 住友合資会社林業所事務章程

第一条 林業所ハ其所管ニ屬スル林業並ニ之ニ附帶スル農業ニ関スル一切ノ業務

ヲ管理スル所トス。

第二条 林業所ハ之ヲ大阪市ニ置キ、各事業地ニ左ノ事業所ヲ置ク。事業所ノ位置及ヒ其管轄地域ハ合資会社ノ認可ヲ經テ林業所長之ヲ定ム。

椎葉事業所

沼ノ上事業所

沙留事業所

寧海事業所

伊川事業所

永興事業所

威興事業所

鏡城事業所

第三条 林業所ニ所長及ヒ支配人ヲ置ク。

第四条 林業所ニ左ノ課ヲ置キ、其事務ヲ分掌セシム。

事業課

經理課

第五条 処務ノ便宜ノ為メ京城府ニ出張所ヲ置ク。

事業課ハ事業ノ調査、計画並ニ之カ作業ニ関スル事務ヲ掌ルトコロニシテ、左ノ係ヲ置ク。

經營係

一、所管ノ事業ニ関スル経済上及ヒ技術上ノ調査並ニ統計

二、所管事業ノ計画並ニ会計見積書ニ関スル事項

作業係

一、事業ノ実施並ニ監督

第六条 經理課ハ会計、用度並ニ人事、文書等ニ関スル事務ヲ掌ル所ニシテ、左ノ係ヲ置ク。

會計係

一、収支ノ調査、金錢ノ出納及計算

二、会計見積書ノ編成整理並ニ實際報告書ノ作成

三、土地建物其他財産ノ整理、保管並ニ処分

四、用度品ノ購入、保管及ヒ受払

庶務係

一、人事ニ関スル事項

二、所印及ヒ職印ニ関スル事項

三、文書ノ往復、記録並ニ図書ノ整理及ヒ保存

四、規則ノ起案及ヒ法律命令ニ関スル事項

五、契約ニ関スル事項

六、其他分掌ノ定マラサル事項

第七条

課ニ課長並ニ係長、事業所及出張所ニ主任ヲ置ク。

第八条 事業所ハ其管轄事業地ニ於ケル作業並ニ之ニ關聯スル一切ノ事務ヲ処理スルトコロニシテ、左ノ係ヲ置キ分掌セシム。

作業係

一、森林ノ造成、保護及ヒ利用ニ関スル事項

二、開墾及ヒ農作ノ作業ニ関スル事項

三、境界ノ査定、林況、地況ノ調査及ヒ測量ニ関スル事項

四、主副産物ノ処分ニ関スル事項

五、建築並ニ土木工事に關スル事項

六、事業上ノ試験ニ関スル事項

庶務課

一、会計及ヒ用度に關スル事項

二、人事並ニ文書ニ関スル事項

三、其他分掌ノ定マラサル事項

第九条 事業所管轄ノ地域内ニ若干ノ事業区ヲ設ケ、又事業区ヲ若干ノ保護区分ツコトアルヘシ。

必要ニ応ジ事業区ニ派出所、保護区ニ林衛詰所ヲ設置スルコトアルヘシ。

第十条 林業所長ニ特ニ左ノ事項ヲ委任專行セシム。但權限内ト雖モ重要ノ件ハ

經伺スヘシ。

一、予定ノ經費ヲ支出スルコト。

二、臨時費金額百円以内ヲ支出スルコト。

三、補助庸員以下ヲ任免スルコト。

四、雑夫及ヒ労役者ヲ使用スルコト。

五、部下職員ニ事務ノ分掌ヲ命スルコト。但課長、係長及ヒ主任以上ハ

此限ニ在ラス。

六、部下職員ニ内地及ヒ朝鮮へ出張ヲ命スルコト。  
七、例規ニ依リ部下職員ノ願届ヲ処理スルコト。

前項第二号、第三号、第五号及ヒ第六号ノ件ハ、合資会社へ之ヲ届出ツヘシ。

緊急ノ事件ニシテ経伺ノ違ナキトキハ、権限外ト雖モ便宜処分ノ後直ニ合資会社へ稟申スルコトヲ得。

第十一条 林業所長ハ必要ニ依リ合資会社ノ認可ヲ経テ事業所及ヒ出張所主任ニ其権限ノ一部ヲ委任スルコトヲ得。

〔一九二頁\* 大正十年五月十九日付乙第十号達「住友合資会社林業所処務規程」〕

乙第拾号達

住友合資会社林業所処務規程左ノ通相定ム

大正十年五月十九日

合資会社

住友合資会社林業所処務規程

第一条 林業所ノ執務時間ハ左ノ通トス

自六月一日 午前八時三十分ヨリ午後四時マテ

至八月三十一日

自九月一日 午前九時三十分ヨリ午後四時マテ

至五月三十一日

第二条 事業所ノ執務時間ハ別ニ所長之ヲ定メ、合資会社ノ認可ヲ経ヘシ、之ヲ変更セムトスルコト亦同シ。

第三条 現場作業ニ従事シ又ハ勞役者ヲ使役スル所員、並ニ林衛及ヒ雑夫ノ勤務時間ハ、別ニ所長ノ定ムルコトニ拠ル。

第四条 林業所ノ休業日ハ左ノ通トス。

一月一日、二日、三日

日曜日

大祭祝日

朝鮮ニ於テハ右ノ外施政紀念日（十月一日）ヲ特ニ休業日トス。

第五条 林衛並ニ雑夫ノ公休日ハ合資会社ノ認可ヲ経テ所長別ニ之ヲ定ム。其定日ヲ廢シ若クハ変更セムトスルコト亦同シ。

第六条 前二条ノ休業日又ハ公休日ニ出勤ヲ命シタルトキハ、次回ノ休業日又ハ公休日マテニ、代休ヲ与フルコトヲ得。

第七条 林業所ニ用フル印章ハ左ノ通トス。



第八条 金庫ノ鎖鑰及ヒ印章ハ、所長又ハ其指定セル所員之ヲ保管ス。

第九条 左ノ各件ハ所長其事由ヲ具シ、合資会社ノ認可ヲ経テ施行スヘキモノトス。

一、事業ノ創設改廢ニ関スルコト。

二、予定ノ見積金額以内ト雖モ、參千円以上ノ新規事業ノ計画及ヒ其実施ニ関スルコト。

三、重要ナル件ニ付キ契約ヲ締結スルコト。

四、重要ナル件ニ付キ官公署ニ出願、請願、異議ノ申立、又ハ訴願スルコト。

五、訴訟ニ関スルコト。

六、特殊ノ場合ニ於ケル一般労働賃金ノ引上、又ハ引下ニ関スルコト。

七、右ノ外成規程例ナキ重要事項。

前項各号ノ件ト雖モ緊急ニシテ経伺ノ違ナキトキハ、臨機処分ノ後直ニ合資会社ニ其旨ヲ具申シ、追認ヲ請フコトヲ得。

以上

〔一九八頁\* 大正十三年三月十三日林達第一号「林業経営案編成規程」〕

林達第壹号

林業経営案編成規程別紙ノ通り相定ム。

大正十三年三月十三日

林業所

(表紙、目次略)

第一章 総則

第一条 経営案ハ最大ノ經濟効果ノ取得ヲ要旨トシ、且ツ收穫ノ保続ヲ目的トシ、

事業区毎ニ之ヲ編成スヘシ。

第二条 経営案ハ実行後十年毎ニ之ヲ檢訂スヘシ。但シ特殊ノ事情ヲ生シタル場

合ハ臨時之ヲ行フコトヲ得。

第三条 不毛地、道路、河川、区界線、固定防火線、苗圃、貯木場等林木育成ノ

用ニ供セサル土地ハ除地トシ、火田、焼畑、切替畑等ノ如ク一時林木育成

以外ノ用ニ供スル林地ハ臨時除地トシテ取扱フヘシ。

第四条 保安林ハ施業制限地トシテ取扱フヘシ。

第五条 面積ハ町ヲ單位トシ、測量規程ニ依リ畝位又ハ歩位迄ヲ示スヘシ。

第六条 材積ハ立木ニ在リテハ地方ノ慣習ニ依リ石又ハ尺縮ニ依リ、枝条又ハ粗

朶ニ在リテハ束ニ依リ四捨五入シテ單位ニ止ムヘシ。但シ束ヲ用フル場合

ハ石又ハ尺縮ニ対スル換算率若クハ其大サ及ヒ重量ヲ当該帳簿ノ摘要欄ニ

記載スヘシ。

第七条 竹林ノ施業ニ関スル事項ハ別ニ之ヲ定ム。

第二章 経営案ノ編成

第一節 森林調査

第八条 森林調査ニ属スル業務左ノ如シ。

一 森林区画

二 森林測量

三 林値調査

四 施業関係事項ノ調査

五 森林図及ヒ林値調査簿ノ調製

第一款 森林区画

第九条 事業区ハ森林配置ノ狀況、産物利用ノ程度、交通ノ便否、産物搬出ノ関

係並ニ森林管理上ノ関係等ニ鑑ミ、林業経営上一括シテ施業スルニ適當ナ

ル区域ニ依リ之ヲ定ムヘシ。

第十条 事業区ノ名称ハ地名、山岳名、河川名等ニ依ルヘシ。

第十一条 森林ノ狀況及ヒ施業上ノ関係ヲ稽查シテ、一事業区を若干ノ林班ニ区画

スヘシ。

第十二条 林班ノ番号ハ算用数字ヲ用ヒ、成ルヘク伐採方向ニ從ヒ順次之ヲ付スヘシ。

第十三条 林班界並ニ必要ト認メタル小班界ニハ、測量規程ニ依リ標識ヲ設クヘ

シ。

第十四条 区界線ハ成ルヘク天然界ニ依リ之ヲ設クヘシ。

第十五条 前項ニ依リ難キ場合ニハ、道路又ハ人工区界線ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得。

第十六条 人工区界線ハ成ルヘク道路、防火線等ト兼ネシムル様ニ設クヘシ。

第十七条 人工区界線ノ幅ハ前条兼用ノモノ、外ハ一間以内ヲ標準トスヘシ。但

シ施業上伐開キヲ必要トセサル場合ニハ、視透線ヲ以テ之ヲ表示スルコト

ヲ得。

第十八条 一林班内ニ於テ施業上取扱ヲ異ニスヘキ部分ハ、各之ヲ小班ニ区分ス

ヘシ。但シ臨時除地及ヒ除地ニシテ面積狭小ナルモノハ、便宜他ノ小班中

ニ併セ取扱ヒ、道路、河川、区界線、固定防火線ノ如ク数林班ニ跨ルモノ

ハ、小班ヲ設ケスシテ別ニ其区域ヲ画スヘシ。

第十九条 小班ノ記号ハ平仮名ヲ用ヒ、林地、臨時除地、除地ノ順序ニ之ヲ附スヘシ。

第二款 森林測量

第二十条 森林区画ヲ了シタルトキハ、測量規程ニ依リ事業区、林班、小班、臨

時除地及ヒ除地ノ界線及ヒ面積ヲ測定スヘシ。但シ臨時除地及ヒ除地ノ界

線ハ見取ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得。

第二十一条 官庁ヨリ払下又ハ借受ノ土地ニシテ既ニ測量ヲ了シタルモノハ、境界

調査及ヒ周圍測量ヲ省略スルコトヲ得。

第二十二条 前条ノ場合ニ於テハ、測量規程ニ依リ境界標ヲ設置スヘシ。

第三款 林値調査

第二十三条 林値調査ヲ分チテ左ノ三トス。

一 地況調査

二 林況調査

三 施業見込調査

第一項 地況調査

第二十条 地況ハ事業区ヲ通シ、氣象、地形、地質ノ概要ヲ調査シ、尚ホ小班毎ニ左記事項ヲ調査スヘシ

一 地勢ニ付テハ方位及ヒ傾斜

傾斜ハ平坦（五度未満）、緩斜（二十度未満）、急斜（四十度未満）及ヒ峻峻（四十度以上）ノ四級ニ分ツ。

二 土壤ニ付テハ其種類及ヒ性質

土壤ノ種類ハ埴土、壤土、砂土、礫土及ヒ埴土ノ五種ニ分ツ。

土壤ノ性質ハ深度、結合度、湿度ノ三項ニ分チ、更ニ各項ニ付キ、深度ハ深、中、浅、結合度ハ堅、軟、鬆、湿度ハ乾、適、湿ノ三種ニ分ツ。

三 地位ハ上、中、下ノ三級ニ分ツ。

第二項 林況調査

第二十一条 林況ハ小班毎ニ樹種、立木状態、立木鬱閉度、林齡、齡級、材積平均生長量並ニ稚樹及ヒ蔓草類ノ發生状態等ニ付キ調査スヘシ。但シ新植地又ハ幼齡林等ニシテ材積ノ測定困難ニシテ且ツ其必要ナキモノハ、之カ調査ヲ要セス。

第二十二條 樹種名ハ総テ片仮名ヲ用ヒ之ヲ列記スヘシ。但シ矮林、中林ノ下木及ヒ喬林ニシテ混淆歩合カ材積ノ二割ヲ超ヘサルモノハ、重要樹種ノ外ハ雜トシテ表示スヘシ。

第二十三條 立木状態ハ左ノ三種ニ區別ス。

一 未立木地（樹木ノ生立スル区域十分ノ三未満ノモノ）

二 疎立木地（樹木ノ生立スル区域十分ノ三乃至十分ノ六未満ノモノ）

三 立木地（樹木ノ生立スル区域十分ノ六以上ノモノ）

第二十四條 立木鬱閉度ハ疎、中、密ノ三種ニ區別シテ之ヲ表示スヘシ。

第二十五條 異齡林ノ林齡ハ平均齡ヲ以テ之ヲ表示スヘシ。但シ前更喬林ノ更新期間ニ属スル林分ニ在リテハ、老木ト幼木トノ林齡、數段喬林ニ在リテハ各段ノ林齡、中林ニ在リテハ上木ト下木トノ林齡ヲ各別ニ表示シ、択伐喬林及ヒ著シク齡階ノ差アル喬林ニ在リテハ、其樹齡ノ範圍ノミヲ表示スヘシ。

第二十六條 齡級ハ現在林ノ齡階ノ範圍並ニ配分ノ狀況ニ依リ、喬林ニ在リテハ

二十年若クハ十年、矮林及ヒ中林ニ在リテハ十年若クハ五年毎ニ之ヲ分チ、其最幼齡級を1トシ、順次羅馬數字ヲ以テ之ヲ表示スヘシ。但シ中林ノ上木及ヒ択伐喬林ニ在リテハ齡級ヲ分ツコトヲ要セス。

第二十七條 材積ハ林相及ヒ利用ノ程度ニ鑑ミ、適當ノ方法ニ依リ之ヲ調査シ、

第一施業期ニ編入スヘキ見込ノ小班ニ限り第六十一條ノ規定ニ依リ測算スヘシ。

第二十八條 平均生長量ハ一町歩ノ現在材積ヲ林齡ニテ除シタル商ヲ以テ之ヲ示シ、四捨五入シテ單位ニ止ムヘシ。但シ樹齡ノ範圍ノミヲ示セルモノ、生長ノ休止ニ近キモノニ在リテハ、生長量ノ表示ヲ省略スルコトヲ得。

第三項 施業見込ノ調査

第二十九條 将来ノ施業方法ヲ定ムル為メ、地況並ニ林況調査ノ成績ニ基キ小班毎ニ左記事項ヲ調査スヘシ。

一 主伐、間伐、離伐其他伐採ニ関スルコト

二 更新ノ方法其他森林ノ造成ニ関スルコト

三 撫育及ヒ保護ニ関スルコト

四 前記各号ノ外施業上必要ナルコト

第四款 施業關係事項ノ調査

第三十條 事業区毎ニ左ノ事項ヲ調査スヘシ。

一 森林ノ所有又ハ借地等ノ沿革、境界及ヒ接続地ノ狀況

二 施業上重要ナル關係ヲ有スル官庁ノ規程及ヒ契約ノ要項

三 森林ノ成立（天然又ハ人工造林ノ成立上ノ沿革、生育状態、既往ニ於ケル取扱ノ狀況等）

四 地元住民ト森林トノ關係

五 森林管理及ヒ保護上ノ施設ニ関スル事項

六 現在及ヒ将来ニ於ケル交通運搬ノ關係

七 林業労働者需給ノ關係、勞銀及ヒ労働能率等

八 林産物ノ需給狀況、販路及ヒ将来ニ対スル販売ニ関スル事項

九 火田整理ニ関スル事項

一〇 林野ノ紛争ニ関スル事項

一一 既往ニ於ケル収支及ヒ損益ニ関スル事項

一二 其他特ニ必要ト認ムル事項

第五款 森林図及ヒ林値調査簿ノ調製

第三十一条 森林測量及ヒ林値調査ノ結果ニ基キ、事業区毎ニ森林図及ヒ第一号様式ニ依ル林値調査簿ヲ調製スヘシ。

第三十二条 森林図ハ基本図、林相図及ヒ位置図ノ三種トシ、製図式ニ依リ調製スヘシ。

第三十三条 位置図ニハ事業区ノ位置ヲ明示シ、且ツ行政区画、地形及ヒ運輸交通並ニ附近都市村落等トノ關係ノ大要ヲ示スヘシ。

第三十四条 森林図ノ縮尺ハ、基本図ハ内地ニ在リテハ五千分ノ一、朝鮮ニ在リテハ六千分ノ一、林相図ハ内地ニ在リテハ二万分ノ一、朝鮮ニ在リテハ二万四千分ノ一トシ、位置図ハ何レモ五万分ノ一トス。

第二節 経営基案ノ作成

第三十五条 経営基案作成ニ屬スル業務左ノ如シ。

- 一 樹種及ヒ作業種ヲ定ムルコト
- 二 作業級及ヒ伐採列区ヲ設定スルコト
- 三 輪伐期、回帰年、整理期及ヒ更新期ヲ定ムルコト
- 四 施業期編入ノコト
- 五 収穫量ヲ測算スルコト
- 六 伐採順序ヲ定ムルコト
- 七 造林方法ヲ定ムルコト
- 八 施業上必要ナル設備ノ計画ヲナスコト
- 九 收穫基案及ヒ造林基案ヲ作成スルコト

第一款 樹種及ヒ作業種ヲ定ムルコト

第三十六条 樹種ハ左ノ各項ニ注意シテ撰定スヘシ。但シ国土保安ノ為メ植獲スヘキ樹種ハ所要ノ目ノ適當スル樹種ヲ撰定スヘシ。

- 一 造林技術ノ難易
- 二 地況ニ対スル適否
- 三 現存樹種ノ多寡及ヒ生育状態
- 四 作業種トノ關係
- 五 各種ノ危害ニ対スル抵抗力ノ強弱
- 六 木材利用価値ノ大小

第三十七条 作業種ハ左ノ六種トス。

一 皆伐喬林作業

二 數段喬林作業

三 択伐喬林作業

四 前更喬林作業

五 矮林作業

六 中林作業

前各項各号ノ作業種ニ依リ難キ場合ニハ、特殊ノ作業種ヲ設クルコトヲ得。

第三十八条 作業種ハ、林値調査ノ結果第三十六条ノ規程ニ依リ確定シタル樹種、及ヒ施業關係事項調査ノ成績ニ基キ之ヲ定ムヘシ。

第二款 作業級及ヒ伐採列区ヲ設定スルコト

第三十九条 一事業区内ニテ同一ノ作業種ニ屬シ、同一ノ輪伐期、回帰年、整理期又ハ更新期ニ依リテ、施業シ得ヘキ林分ヲ集合シテ一作業級ヲ設定スヘシ。

前項ニ依リ同一作業級ニ屬スヘキ林分ト雖モ、特殊ノ事由ニ依リ別個ノ作業級トシテ取扱フヲ便利トスルトキハ、特ニ二個以上ノ作業級ニ分ツコトヲ得。

第四十条 作業級ノ面積狭小ナル為メ保続作業ヲ施ス能ハサルトキハ、他ノ類似シタル作業級ニ併セ、連年作業ヲ施スモノトス。但シ類似シタル作業級ナキカ、又ハ特別ノ事由アルトキハ、隔年作業ヲ施スモノトス。

第四十一条 作業級ニハ一事業区ヲ通シ第三十七条第一項ニ列記シタル作業級ノ順序ニ從ヒ、輪伐期、回帰年又ハ整理期ノ長キモノヨリ、順次イ、ロ、ハ等ノ記号ヲ附スヘシ。

第三十九条第二項ノ規定ニ依リ別箇ノ作業級ヲ設ケタルトキハ、林班ノ順序ニ依リ前項ニ準シ、イノ一、ロノ一、等ノ記号ヲ附スヘシ。

第四十二条 一作業級中最近年間ニ主伐ヲ行フヘキ林班ニ付キ、施業上必要アルトキハ、左ニ掲ケタル事項ニ注意シテ伐採列区ヲ設定スヘシ。

- 一 齡級配置ヲ整理シ、将来ノ伐採順序ヲ規正スルコト
- 二 伐木後造林上ノ便益ヲ図ルコト
- 三 主伐ハ暴風ノ方向ニ反対シテ進行セシメ、風害ヲ予防スルコト
- 四 産出木材搬出ノ便ヲ図ルコト

第四十三条 伐採列区ニハ一事業区ヲ通シテ羅馬數字ヲ以テ番号ヲ付スヘシ。

第三款 輪伐期、回帰年、整理期及ヒ更新期ヲ定ムルコト

第四十四條 輪伐期ハ森林ノ利用及ヒ更新上最モ有利ナル伐期齡ヲ標準トシテ之ヲ定ムヘシ。但シ特種用材ノ産出ヲ目的トスル森林ニ在リテハ之ニ適応スル輪伐期ヲ定ムルコトヲ得。

第四十五條 數段喬林及ヒ中林ノ上木ノ輪伐期ハ、其下木ノ輪伐期ノ整数倍トスヘシ。

第四十六條 択伐喬林ノ回帰年ハ輪伐期ノ積分トスヘシ。

第四十七條 林相ノ改良ヲ要スル場合輪伐期ニ依ルヲ不利益トスル作業級ニハ、

特ニ整理期ヲ定ムルヘシ。

前項ノ整理期ハ現在林ノ經濟的利用ヲ主トシ、成ルヘク收穫ノ中断セサル様之ヲ定ムヘシ。

第四十八條 喬林ノ輪伐期及ヒ整理期ハ十ノ倍数トシ、矮林ノ輪伐期及ヒ整理期ハ五ノ倍数トスヘシ。

第四十九條 前更喬林ノ更新期ハ二十年以下トスヘシ。

第四款 施業期ニ編入スルコト

第五十條 一施業期ヲ十年トシ、各施業期ニハ第一期ヨリ順次ニ羅馬數字ヲ以テ番号ヲ付スヘシ。

第五十一條 各林分ニツキ林齡及ヒ次ノ輪伐期ニ於ケル齡級ノ配置ノ整理、並ニ施業上ノ便否等ヲ考慮シテ之ヲ適當ノ施業期ニ按配編入スヘシ。

第五十二條 左ノ各号ニ該当スル林分ハ、成ルヘク第一施業期ニ編入スヘシ。

- 一 既ニ輪伐期ニ達シタルモノ及ヒ最近十年間ニ輪伐期ニ達スヘキモノ
- 二 林相ノ改良及ヒ齡級配置ノ整理ヲ要スル為メ速ニ伐採スヘキモノ
- 三 施業上ノ設備ヲ設クル為メ又ハ暴風ヲ防其他施業上已ムヲ得ス速ニ伐採スヘキモノ
- 四 未立木地又ハ疎立木地等ニシテ国土保安上又ハ土地利用上速ニ造林スヘキモノ

第五十三條 伐採順序又ハ林相改良ノ必要ニ依リ、一輪伐期又ハ整理期ノ始メニ於テ伐採シ同期間ニ於テ更ニ伐採スヘキ林分ハ、之ヲ相當施業期ニ編入スヘシ。

第五十四條 一輪伐期間又ハ整理期間ニ伐採スルヲ不利ト認ムル林分ハ、其期間ノ施業期ニ編入セサルモノトス。

第五款 收穫量ヲ測算スルコト

第五十五條 收穫ハ分ツテ主伐收穫、間伐收穫及ヒ臨時收穫ノ三トス。

第五十六條 更新ノ目的ヲ以テ伐採スル林木ノ積ヲ主伐收穫、撫育ノ目的ヲ以テ伐採スル林木ノ材積ヲ間伐收穫トシ、臨時ニ伐採スル林木ノ材積ヲ臨時收穫トス。

第五十七條 主伐收穫ハ主トシテ面積ヲ標準トシ、各施業期ノ收入ニ大ナル差異無カラシムル様之ヲ定ムヘシ。

第五十八條 一施業期ニ編入スヘキ標準面積ハ、当該作業級各施業期編入面積合計ヲ、輪伐期、回帰年又ハ整理期ニテ除シタル商ノ十倍トスヘシ。但シ輪伐期、回帰年又ハ整理期ニシテ五年ノ端數アルトキハ、最終ノ施業期ニ編入スヘキ標準面積ハ此商ノ五倍トスヘシ。

第五十九條 第五十七條第二項ノ規定ニ依リ材積ヲ標準トシテ伐採量ヲ定ムル場合ニ於テハ、第一施業期ニ編入スヘキ標準主伐材積ハ、当該作業級總材積ヲ輪伐期又ハ整理期ニテ除シタル商ノ十倍トスヘシ。

第六十條 各施業期ニ編入セル合計面積カ、前條ノ標準面積ニ比較シ其過不足カ標準面積ノ百分ノ二十ヲ超過スル場合ニハ、齡級別面積ノ割合及ヒ其配置ヲ考慮シ、且ツ老幼木散生地、未立木地ノ割合モ參酌シテ、適當ノ林分ヲ次ノ施業期ニ繰下ケ、又ハ前ノ施業期ニ繰上ケテ標準面積ニ近カラシムヘシ。

前項ノ規定ハ材積ヲ標準トシタル場合ニ之ヲ準用ス。

第六十一條 第一施業期ニ編入ヲ決定シタル林分ニ付テハ、適當ノ標準地ヲ撰定シテ其材積ヲ測定シ、之ニ依リテ林分ノ材積ヲ算定スヘシ。但シ特ニ必要アル場合ハ毎木調査ニ依ルヘシ。

第六十二條 第一及ヒ第二施業期ニ編入セル林分ノ主伐收穫ハ、平均伐期齡ニ依リテ算定スヘシ。但シ第二十八條但書ニ依リ、平均生長量ノ調査ヲ省略セルモノニ在リテハ、現在材積ヲ以テ主伐收穫ト看做スヘシ。

第六十三條 一作業級ノ平均林齡ニシテ未タ輪伐期ノ半ニ達セサルモノハ、該年

齡ニ達スル迄ノ主伐ヲ休止スルコトヲ得。

第六十四條 間伐及ヒ離伐ニ在リテハ、第一施業期ニ施行スヘキ区域ノ全面積及ヒ其收穫ヲ測算スヘシ。

第六十五條 臨時收穫ハ第一施業期ニ予定シ得ヘキモノヲ事業区ヲ通シテ想定スヘシ。

第六十六條 伐採ノ順序ハ第四十二條各号ニ掲ケタル事項ヲ參酌シ、伐採ノ緩急ヲ考ヘ之ヲ定ムヘシ。

第六十七條 一区域ノ立木ノ伐採ニ依リ、隣接区域ノ立木ニ傷害ヲ与フル虞アルトキハ、前施業期ニ於テ適當ノ離伐ヲ施行スヘシ。

第六十八條 造林方法ハ左記事項ヲ調査シ、第六十九條乃至第七十一條ノ規定ヲ參酌シテ作業級毎ニ之ヲ定ムヘシ。

一 適當ナル母樹ノ有無並ニ存置ニ関スルコト

二 林地ノ播起並ニ種子ノ被土ニ関スルコト

三 萌芽分根ニ関スルコト

四 種苗ノ供給ニ関スルコト

五 地拵ニ関スルコト

六 補植ニ関スルコト

七 手入及ヒ撫育ニ関スルコト

八 防火線及ヒ步道ニ関スルコト

九 地盤ノ保護、植樹並ニ工事ニ関スルコト

第七十條 虫害、風害又ハ火災等ノ被害ニ対スル關係上、成ルヘク二種以上ノ樹種ヲ混淆セシムルカ、又ハ大面積ノ單純林ノ造成ヲ避クヘシ。

第七十一條 苗木又ハ挿穂ノ植栽本數ハ、施業上特ニ必要ナル場合ノ外成ルヘク利用上ノ關係ヲ考慮シ、第一回ノ間伐ニ依ル収入ヲ以テ伐採搬出費ヲ償フヘキ見込ヲ以テ之ヲ定ムヘシ。

第七十二條 第八款 施業上必要ナル設備ノ計画ヲナスコト

林道、貯木場、土場等ニ付テハ、左記各号ニ付キ概略ノ調査ヲ為スヘシ。

一 工事ノ設計及ヒ費用

二 設備使用期間及ヒ維持費

三 設備使用ノ損益計算

四 利用区域内ノ森林価値ニ影響スル程度

第七十三條 第九款 收穫基案ハ事業区毎ニ第三十五條乃至第七十二條ノ調査ニ基キ、第二号様式ヲ用ヒ作成スヘシ。

第七十四條 收穫基案ハ森林調査簿、收穫基案及ヒ第六十八條乃至第七十一條ノ調査ニ基キ、作業級毎ニ第一施業期ニ於ケル造林事業ヲ定メ、第三号様式ニ依リ作成スヘシ。

第七十五條 現在未立木又ハ疎立木地多クシテ、最近十年間ニ伐採ノ事業ヲ行フ能ハサル事業区ニ付テハ、收穫基案ノ作成ヲ見合シ造林基案ヲ作成スヘシ。

前項ノ場合ニハ第一節森林調査ハ造林基案作成上必要ナル事項ノミニ止ムヘシ。

第三節 經營案ノ説明書ヲ作成スルコト

第七十六條 經營案説明書ハ事業区毎ニ左ノ各項ニ付キ記述スヘシ。

一 地況、林況ノ概要

二 森林所有又ハ借地等ノ沿革、施業上重要ナル關係ヲ有スル官庁ノ規程及ヒ契約ノ要項、森林ノ成立、其他第三十條ノ規定ニ依リ調査シタル施業關係事項中必要ナル事項

三 森林区画

イ 事業区ノ面積（施業地、臨時除地及ヒ除地ノ區別ヲ要ス）

ロ 林班及ヒ小班ノ數、平均面積並ニ最大最小ノ面積

ハ 林班ト伐採列区トノ關係

四 將來ノ施業計画ヲ定ムル為メ、第三十六條乃至第七十二條ノ規定ニ依リ調査シタル各項中必要ナル事項

五 施業実行ニ関スル注意

六 經營案編成ノ方法、功程及ヒ經費ノ概略

七 将来ノ収支見込  
八 其他特ニ必要ト認ムル事項

前項説明書ニハ今後十年間ニ予定シタル斫伐造林及ヒ第七十二条ニ規定シタル設備、又ハ工事ノ箇所、並ニ作業ノ種類ヲ製図式ニ依リ林相図写ノ上ニ図示セル施業図ヲ調製添付スヘシ。

### 第三章 雑 則

第七十七条 経営案ノ実行照査並ニ検訂ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム。

### 第四章 補 則

第七十八条 施業上直チニ綿密ナル調査ヲ要セスト認メタル事業区、若クハ本規程ニ依リ編成スルトキハ多大ノ日数ヲ要スル事業区ニ在リテハ、左記各号ニ依リ仮経営案ヲ編成スヘシ。

一 小班ノ区画ハ第一期編入ノ地域決定上必要ナル箇所、及ヒ別箇所ニ限リ、業級ノ区分上必要ナル箇所並ニ経営案編成上特ニ必要ナル箇所ニ限リ、其他ノ箇所ニ在リテハ一林班ヲ以テ一小班ト看做シ取扱フヘシ。

二 林値調査簿ノ調製ハ、本則第一号様式中地勢、土壤、林種、鬱閉度欄ノ記入ヲ要セス。

三 第三十条施業関係事項ノ調査ハ、第三十五条ニ規定セル経営基案編成ニ属スル業務ヲ定ムル為メ直接必要ナル事項ニ止メ、他ハ省略スルモノトス。

四 経営案説明書ハ左記事項ニ付キ最モ簡明ニ記載シ、其他ノ事項ハ省略スルコトヲ得。

イ 地況、林況ノ概要

ロ 森林区画

ハ 作業種、作業級、輪伐期、回帰年、更新期、整理期ノ決定、並ニ施業期編入ノ理由

ニ 将来ノ収支見込

ホ 経営案実行ニ関スル注意

ヘ 経営案編成ノ方法、功程及ヒ経費ノ概略

ト 其他特ニ必要ト認ムル事項

五 收穫基案作成ハ、第二号様式中毎町平均生長量、II及ヒIII以後欄ノ記入ヲ要セス。

六 前記各号以外ハ総テ本規程ニ依ルモノトス。

(以下、「様式」略)

## 第二章 林業経営の展開

大正期から第二次大戦終了まで

### 第一節 国内における展開

#### 一 北海道における住友の林業

北海道における住友の林業は、「第一章第一節一 進出の経緯」で述べたとおり、大正六年（一九一七）十月、北海道庁に対し農林業経営に関する家長名義の陳情書<sup>\*</sup>を提出したうえ、不要林の払い下げを願ひ、十二月渋野津内の国有林野八〇九町歩を二四万円<sup>\*</sup>で払い下げを受けたことに始まった。翌七年四月北海道へ赴任することになった大塚小郎<sup>\*</sup>に対し、総理事鈴木馬左也は、以前に大正二年二月から三年四月にかけて北海道庁長官として在任した中村純九郎（鈴木<sup>\*</sup>の兄外交官秋月左都夫の司法省法学校における学友）から住友が北海道における未開地・不要林等を利用して林業経営に乗り出すよう要請されたが、当時は種々の事情で機熟せず、やむなく辞退したという話をしたということである。

すでに述べたとおり住友の鉱山備林から脱皮した林業経営進出の決定は、明治四十五年（一九一三）春のことであったと推定されるので、この中村長官の提案は、北海道における住友の林業にとって誠にタイムリーなものであったと思われるが、残念ながら進出の中心

<sup>\*</sup>本巻二〇九頁の資料参照



律によれば、無償で山林の貸付けを受け、開墾・牧畜・植樹等その目的に成功すればその山林を無償で付与されるということで、大土地の付与を受ける者が続出し、中には立木を処分して利益を上げ、跡地を放置する悪質な者が後を絶たなかった。そのため、明治四十一年には後に述べるように無償・有償併用による払い下げとなったが、それでも利益を上げることができたので、払い下げを受けようとする者は多かった。

大塚小郎によれば、大正六年に住友が北海道へ進出した時点では、北海道国有未開地および不要林の払い下げ事務は、すでに大半処分を終了し、一地方に一万町歩以上の経営地をまとめることは時期的に立ち遅れの感があり、相当の困難が予想された。しかし幸いなことに鴻之舞鉱山のある北見紋別地方には未処分地がまだ相当残されていた。

北見紋別地方は、明治四十四年に発生した大山火事の被害を受け、その焼け跡は、シラカバやヤマナラシ（白楊樹、ハコヤナギともいう）等の軽種子の飛来による二次林となっていた。とくにヤマナラシは、当時わが国の重要輸出品であったマッチの軸木として利用されていたが、長年の過伐・乱採によって資源が枯渇してきていた。したがって村田は、鉱山備林とともに、このヤマナラシの造林を払い下げ申請の柱としたのであった。

北海道に赴任する大塚に対し、村田が与えた指示は、「不要林および未開地の払い下げ告示に対しては、絶えず総本店と連絡の上、経営上必要な山林は機を逸せず入手の手段を講じ、可及的速やかに事業地の基礎を確立すること。なお民有介在林等経営上必要なものは併せて買収に努力すること」というものであった。

したがって大塚は赴任するや道庁当局の意向・方針を探りつつ、総本店と緊密な連絡をとり、毎月一日北海タイムスに掲載される未開地売払告示に対し直ちに実地調査を行い、経営に必要なものについては正式出願し、当局に働きかけを行った。

表3-15 北海道山林・農地取得状況一覧（大正6～昭和17年）

（単位：町歩）

	大正6年		7年		8年		9年	
沼ノ上方面	浜野津内第一山林	809	沼ノ上詰所敷池	9			小向第一山林	193
	滝ノ上山林	137					八十士山林	823
							島荒木山林	223
							小向牧場	35
	累計	946	累計	955	累計	955	累計	2,228
沙留方面			オンネナイ山林	445	ボンサロロ山林	543	オムサロロ山林	439
			サロロ甲山林	197	ボンサロロ甲農地	25		
			ルロチ山林	196	川沿農地	50		
			オンネナイ農地	16	中サルル農地	31		
			サロロ農地	6	オンネナイ農地	21		
			累計	859	累計	1,529	累計	1,968
合計		946		868		670		1,712
累計		946		1,814		2,484		4,196
	10年		11年		12年		13年	
沼ノ上方面	浜野津内第二山林	150						
	小向第二山林	68						
	富美山林	65						
	累計	2,511	累計	2,511	累計	2,511	累計	2,511
沙留方面	累計	1,968	累計	1,968	累計	1,968	累計	1,968
渚滑方面			渚滑山林	3,405	下ウツ乙山林	443	中ウツ丙山林	215
					中ウツ乙山林	191	渚滑事務所敷地	1
					オスワンベ丙山林	142		
			累計	3,405	累計	4,181	累計	4,398
合計		283		3,405		776		216
累計		4,480		8,153		8,929		9,145
	14年		昭和元年		2年		3年	
沼ノ上方面	累計	2,511	累計	2,511	小向川上流山林	180	累計	2,691
沙留方面	サロロ乙山林	381	ボンサロロ乙農地	7	サロロ丙山林	116	ボンサロロ丙農地	4
	累計	2,349	累計	2,357	ボンサロロ乙農地	6	累計	2,483
渚滑方面	ウツ甲山林	315	中渚滑山林	1,022	チブカニイワ山林	234	累計	6,839
	ウツ乙山林	300	ウツ丙山林	805	オスワンベ甲農地	6	累計	6,839
	累計	5,012	累計	6,839	累計	6,839	累計	6,839
合計		996		1,834		303		4
累計		9,873		11,707		12,009		12,014
	4年		5年		7年		9年	
沼ノ上方面	滝ノ上山林道路敷寄付	-1	富美山林道路敷寄付	-2	累計	2,689	累計	2,689
	累計	2,691	累計	2,689				
沙留方面	サロロ丁山林	64			累計	2,547	オムサロロ乙山林	96
	累計	2,547	累計	2,547	累計	2,547	累計	2,643
渚滑方面					チブカニイワ山林	234	累計	7,079
	累計	6,839	累計	6,839	オスワンベ甲農地	6	累計	7,079
合計		63		-2		240		96
累計		12,077		12,075		12,315		12,411
	10年		11年		15年		17年	
沼ノ上方面	累計	2,689	累計	2,689	累計	2,689	鴻之舞山林	2,868
沙留方面			道路敷寄付	-1	累計	2,641	累計	5,557
	累計	2,643	(中サルル農地・オンネナイ農地)		累計	2,641	累計	2,641
渚滑方面	オスワンベ乙農地	2	オスワンベ丁山林	57	ウツ山林売却	-59		
			オスワンベ戊山林	81				
	累計	7,082	累計	7,219	累計	7,160	累計	7,160
合計		2		136		-59		2,868
累計		12,413		12,549		12,490		15,358

注：大正11～13年累計には大正11年本社から移管され、大正14年売却した北海道阿寒郡吾辛村山林268町歩を含む

不要林の払い下げは、土地・立木等を時価により算出した価格を予定価格として公開入札とするのを原則としており、これを所管する林務課は、村田と同じ林学系統の人であったので住友に対し好意的であった。これに対し未開地の払い下げは、北海道庁長官が適当と認めた人物に特売するもので、植樹目的の地は、素地一町歩払い下げ価格が一〜二円（地上立木は時価）で、畑目的の地は一反歩五〇銭〜二円程度であり、かつ畑目的の地に生立する立木のうち二割は無償交付となっていたので、当時の一般山林価格と比較して格段に安価であった。したがってこれを転売すれば容易に利益を上げられるため、この払い下げは一種の利権と化しており、これを所管する殖民課長は一筋縄ではいかなかった。他方大塚は、赴任の際、鈴木から北海道では払い下げにからんで汚職が起りやすいから注意するようにととくに釘をさされていた。しかしこのころから道庁の方針もまた、払受人が果たして誠実に指定起業方法を実行するか否かに重点を置いて払受人を厳選する方向に変わり、住友の信用が評価されるようになってきた。さらに大正七年十一月に住友に入社し、八年三月林業課設置と同時にその主任となった石橋和が北海道へ出張するようになると、林務課長および殖民課長の上司となる拓殖部長宮崎通之助（のちに内務省土木局長、静岡市長）が石橋の内務省時代における旧部下であったということから事態は著しく好転した。

大塚が村田から受けたもう一つの指示は、北海道の労働力不足という特殊事情にかんがみ、林内の適農地はもちろんのこと、必要な場合は民有農地を買収して、小作農業を経営し、林業労働力を確保せよというものであった。このように小作経営は一義的には人口希薄な北海道において林業労働力を恒久的に確保しようというものであったが、併せてこれらの小作人をして林業労働に習熟させ、林業の事業コストの切り下げを図るとともに、農地を防火帯として山火事の延焼を防止しようという狙いもあった。さらに払い下げを受け

た未開地山林の山麓地帯は、畑目的地として開墾耕作の義務を有していたので、これを履行するためにも小作経営が不可欠であった。所管山林経営に要する林業労働力として常時五〇戸、全家族数二〇〇名、うち林業耐労者一〇〇名を予定し、これに対し所有農地のみでは不足のため、付近の既存農地を買収し、大正九年には小作農地は二三八町歩に達した。一戸当りの貸付面積は、三〜四町歩（北海道の標準は一戸当り五町歩）とし、余剰労働力は、林業労働に出役する義務を課した。この結果小作人とその家族は、伐木・造林・除伐作業や山林調査に熟達し、ほぼ所期の目的を達した。小作人の募集は、大正七年に始まり、大正八年の二六戸（林業耐労者八三名）からしだいに増加し、昭和八年（一九三三）末には四三戸（同一二九名）に達し、この小作経営は、第二次大戦後の農地解放に至るまで継続された。

当初、北海道の事業地は、大正六年十二月に落札した沼ノ上方面の渋野津内八〇九町歩のほか、滝ノ上一三七町歩、計九四六町歩からスタートしたが、翌七年その西方約九里の沙留方面に、山林八三八町歩・農地二二町歩を入手した（表3-15）。この山林は、植樹目的の地であったため、早急に起業を実施する必要があったが、この沼ノ上―沙留間は、悪路のため徒歩二日を要する不便さで、大正九年七月、沙留に事業所を設置した。

その後、年々両所の事業地を拡大してきたが、住友ではかねてから両者の中間の渚滑村に数千町歩に及ぶ未処分不要林が存在することに着目し、その払い下げを虎視眈々と狙っていたが、大正十一年一月、全六〇〇町歩の不要林公売払い下げの告示があった。この入手の成否は、北海道における住友の林業経営を左右する問題であったので、早急に实地調査を行い、重役会において六〇〇町歩全部の購入予算二五万円が承認された。しかし入札は競争激甚を極め、残念ながらその六割弱三四〇町歩（一二万円）の落札にとど



沙留オンネナイ農地の一部

まった。その後大正十五年までに他にとられた二五〇〇町歩のうち一八〇〇町歩を買い取ることができ、全体の八五%とほぼ予定した地域を入手することができた。この結果経営面積は大正末には、目標の一万町歩を超えることができた。さらに昭和十七年十月鴻之舞鉱業所の閉山により同鉱業所所管の山林二八六八町歩が林業所に移管され、経営面積は一萬五〇〇〇町歩を超えた。この間大正十年三月名寄線の沼ノ上―渚滑―沙留間が開通していたので、大正十三年五月、沼ノ上・沙留両事業所を統合して、渚滑事業所を設置した。

北海道における住友の事業地のほとんどは、前述のとおり二次林で覆われ、未立木地はわずか四〇〇町歩（全体の三・三%）程度であつたので、人工造林は大きな問題ではなかつた。しかし村田は道庁に対し、マツチの軸木となるヤマナラシの造林を払い下げを受け、一つの理由としていたので、その造林に着手する必要があつた。大正八年道庁の好意により網走郡藻琴国有林でこの種子を採取し、養苗に着手した。大正十年から十三年に至る四年間で三〇町歩五万本の造林を行ったが、成績は極めて不良で、ヤマナラシの造林は中止となつた。大塚によると一升一〇〇万粒というヤマナラシの微粒の種子は、羽毛を備え、数里間に飛散し、立地条件に恵まれた所に下種し、ナラ・セン・カツラ等と混淆しながら、初めて次代林を形成するものであるのに対し、これを人工的に単純一斉林に仕立て上げようとしたことに原因があり、純粋培養的に育てられた苗木は、成木となる前に自滅してしまふという自然の摂理を思い知らされる結果に終わった。

村田はまた農商務省が、豪州産羊毛の輸入を防止するため勸奨した羊の飼育事業を北海道で実施しようとした。大正八年七月外遊中の鈴木総理事にあてた村田の書簡によれば、

陳者予て御下命之儀有之候ニ付、過般來緬羊飼育事業之調査ヲ進メ候処、随分面白キ事業之様ニ被相考候ニ付、重役会ニ提出して、御評議を願候処、皆様之御賛成を得候

ニ付、愈<sup>よ</sup>試<sup>し</sup>育<sup>い</sup>を致度と存し、準備ニ着手致申候。又家長様ニモ両回拜話致候処、御熱心ニ御賛成被下、且ツ御家庭ノ御慰トシテ須磨御別邸ニモ少々飼育可致様御下命モ有之候ニ付、何様準備ニ着手致申候。

ということ、村田はこの後満州に赴き、岩崎虎三(威興主任)、志賀俊人(沼ノ上)と共に羊八〇頭の購入に当たり、一〇頭を須磨別邸に送り、七〇頭をもつて小向に設けた三五町歩の牧場で飼育を開始した。しかし満州産羊の羊毛の品質問題もあり、事業は計画どおり進行しなかった。鈴木総理事は、「第一章第一節二住友総本店林業課の設置」で述べたとおり大正九年一月末に帰国し、七月に北海道の鉾山・林業を視察した。当時鴻之舞鉾山でも予定したようには鉾脈が発見できず、休山問題が起こっていた。この出張後、総本店ではこの牧羊問題も取り上げられたものと思われる。大正九年十月付の林業所平賀五郎・朝比奈敬二による鈴木に対する「北海道ニ於ケル牧羊ニ関スル調査」報告によれば、牧羊経営として「緬羊ヲ數頭宛各農家ニ分配スルノ方法ヲ採ルモノアリ。又稍々大規模ニ牧羊ヲ經營シテ緬羊ノ改良ヲ計リ、ソノ副産物トモ見ラルベキ厩肥ニヨリテ農地開墾ヲ試ミ農民ヲソノ地方ニ定住セシムルノ方法ヲ採ルモノアリ」と指摘している。鈴木はこの案を採用したものと思われ、大正十一年に羊を小作人に無料で貸し付け、二万七〇〇〇円の雑損を計上して牧羊事業から撤退した。

ヤマナラシの造林や羊飼育の失敗はあったが、北海道における住友の山林には、前述のとおり大半を占める山火事による二次林のほかに焼け残ったナラの老齢立木地もあった。で、この老齢木や焼枯損木・風倒木など山火事防止の上からも早急な利用が望まれ、またそれによる資金の回収が図られ、昭和六年までに七五万四〇〇〇円の収入を得ることができたので、九州や朝鮮と異なり、投資額をある程度賄うことさえできた。その間に二次林

も昭和十五年ごろには、壮齡林となり、蓄積充実の時期に達した。しかし戦中戦後の非常伐採によって、その生産力は低下し、林相も計画と著しく乖離したものとならざるを得なかった。

北海道の住友の林業は、ほとんどが天然林で、人工造林の余地は少なかったが、前述のヤマナラシの造林の失敗を受けて、大正十四年末に最初の施業案が編成され、造林計画はカラマツ、トウヒを中心とすることが定められた。昭和六年の第一次検訂までカラマツ一三〇町歩、トウヒ四六町歩など二二三町歩の人工造林が行われたが、カラマツ、トウヒの造林地は兔鼠害が甚だしく、第一次検訂ではエゾマツ、トドマツに切り替えることになり、昭和十五年の第二次検訂までトドマツを中心に一六三町歩の人工造林が行われた。しかしその後は戦中戦後の非常事態のため、造林事業は一時休止のやむなきに至った。

住友の林業進出を決断した十五代住友吉左衛門友純は、北海道の山林を視察する機会を得なかったが、十六代友成は「住友林業所の発足」で述べたとおり、昭和十一年五月鴻之舞鉦山を経て、渚滑を訪れた。アララギに入会し、斎藤茂吉について和歌を作り始めた友成は、渚滑において次のような歌を詠んだ。

畝間ひろき遠田の眺折々に防雪林にさまたげられぬ

この岡に雨降りいでて檜林濡れて鳴くなる郭公のこゑ

開墾の丘の起き伏し遮りて低くかも見ゆ北見の海は

切株のあらあらし丘牛馬の耕す先に海あをく見ゆ

雪解みづ日に増すころを谷地路の咲きみだれたる谷に入りゆく

谷添ひに紅芽ふきたる桂の木立木まじりの山にしるけし



16代家長の渚滑視察（中央が第16代家長、後列左から4人めが平賀林業所長、5人めが大塚支所長 昭和11年）

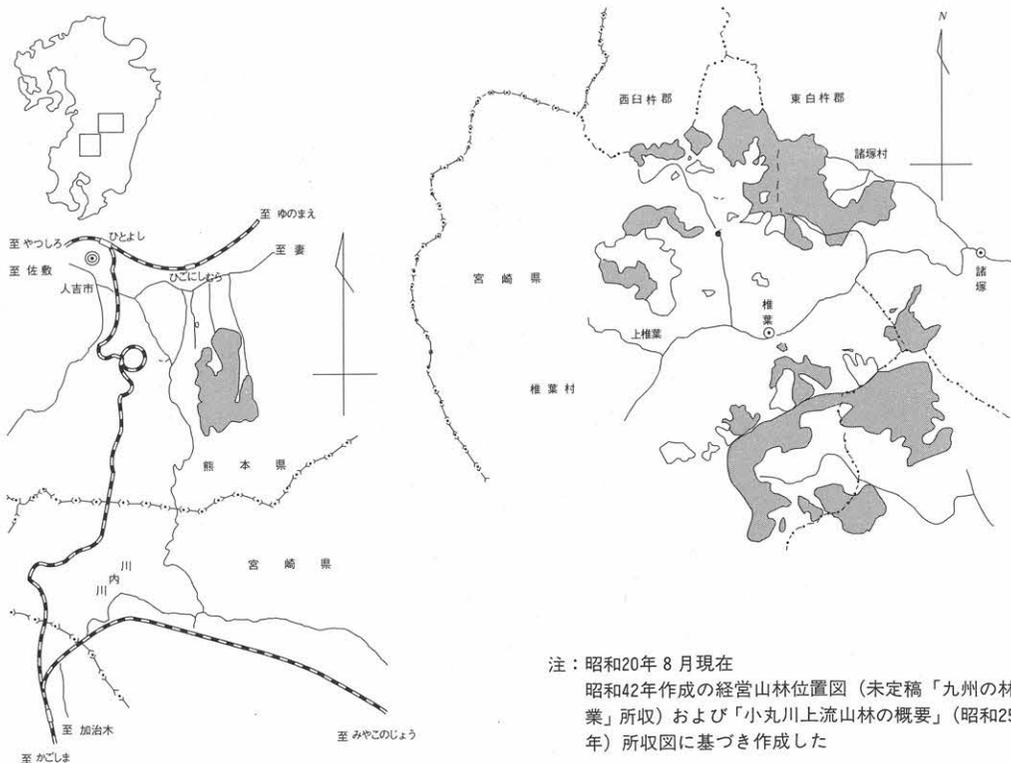
## 二 九州における住友の林業

九州における住友の林業は、「第一章第一節一進出の経緯」で述べたとおり、大正七年（一九一八）四月、のちに住友に入社して林業所副支配人となった宮崎県林務課長浦井鏑次が来阪し、県知事の意向を受けて、宮崎県の産業振興のために同県出身の総理事鈴木馬左也に対し、椎葉山林の開発造林を勧奨したことに始まった。ちょうどこのころ住友総本店では、椎葉地方に源を發し、日向灘に注ぐ耳川の水力電氣を利用して、電氣冶金および化学工業の起業を計画していたので、この水源涵養のためにも椎葉山林造林の必要性が認識され、五月、村田重治は現地調査を行い、ここに椎葉山林経営の方針が決定された。

八月、住友家による耳川の水利權出願が行われたが、当時すでに日本窒素肥料㈱、電氣化学工業㈱、九州水力電氣㈱など多数の有力なる先願人があり、許可の見込みはなかったが、この耳川上流における造林計画と水力の利用とは不可分の關係にあるという理由で、大正八年三月、宮崎県知事は、内務・通信兩省に対し、住友家に許可するのが妥当との意見書を送った。

同月住友総本店林業課が設置され、椎葉山林四五町歩の土地所有權者と伐採分収の地上權設定契約が締結され、その一部苺

図 3-2 九州経営山林位置図



注：昭和20年8月現在  
昭和42年作成の経営山林位置図（未定稿「九州の林業」所収）および「小丸川上流山林の概要」（昭和25年）所収図に基づき作成した

谷に林業課として最初の杉造林（二万五〇〇〇本）が実施された。

十二月、内務・通信両省も耳川の水利権を住友家に許可するよう宮崎県知事に承認を与えたが、知事は競願者側に立つ地元有力者をはばかりて住友家に対し容易に許可を出そうとしなかった。大正九年四月、総理事鈴木馬左也は墓参を兼ねて帰郷し、椎葉山林を五日間にわたり視察し、宮崎では水利権問題につき、地元有力者と最後の折衝を行った。この結果両者は合意に達し、七月、住友家は知事の許可を得ることができた。

当時の椎葉は、耳川沿岸を遡行することは不可能で、熊本県の人吉から小崎を経て宮崎県に入り上椎葉に至るか、阿蘇外輪山を登って馬見原に出て、十根川に沿って下り、耳川本流に出て上椎葉に至る経路かのいずれかをとるしかなかった。住友では、すでに遠く宝永七年（一七一〇）にこの地の財木銅山の見分・問掘願（試掘願）を幕府に提出し、鋪方見込みの場所を試掘してみたが、見込みに相違して銅山を返上したとの記録が残されており、住友としてまんざら無縁の土地ではなかった。しかし銅山を稼行するとすると、当時の古文書でも、この銅山の地は深山幽谷の場所ゆえ山道造作の上で着手できようが、それまでは見合わすことになる」と述べているとおり、昔から現地へのアプローチがまず問題であったと思われる。しかも椎葉村の山林は、北海道のような国有林野ではなく、各集落の共有林であり、宮崎県としてはこれを村有林野に統一して一万町歩の地上権を住友に提供しようとしたが、集落側は必ずしもこれに協力的ではなく、やむを得ず各集落にその一部林野を提供させ村有林野としたが、これらも村内各地に散在して大団地を形成するに至らず、その上中腹以上の高所のため造林には適せず、椎葉山林経営は行き詰まり状況に陥った。

このような地上権の設定は、地上権の存続期間八〇年、分収歩合は林野保護報酬とも人工造林地は二〇%、天然生立木竹は五〇%となっていたので、当時の状況からすれば必ず

しも椎葉村側にとって不利とはいえなかったが、村有林でありながら、住友が村に支払う分収金は各集落に帰属しており、村と各集落の関係は良好とはいいがたかったのである。

こうした時期に、大正十二年五月椎葉事業所主任となった沢田修蔵は、村有林だけではなく私有林にも地上権の提供を呼びかけたが、結局この方法に依存していたのは経営面積の拡大は不可能であることを悟り、すでに獲得した契約地に隣接する民有林の買収を積極的に進めることに方針を変更した。この結果、昭和二年（一九二七）から四年にかけて四〇〇〇町歩の買収に成功し、他方、昭和二年十月別子鉱業所所管の尾崎山林のうち二五〇〇町歩が移管され、既契約地三二〇〇町歩と合わせて経営面積は九七〇〇町歩に達し、ここに初めて経営の基礎が確立されたので、昭和三年に宮崎事業区を設定し、昭和五年に最初の施業案が編成された。

別子鉱業所から移管された尾崎山林は、大正八年に同所が独自に買収したものであった。すなわち別子鉱業所では明治三十八年（一九〇五）四阪島製錬所の操業を開始すると同島への用水運搬のため木造船を使用し、この建造・補修用として日向産アカマツ材を必要としていた。大正六年ごろからこのアカマツ材の入手が困難となつてきたが、別子では山林課のほか、土木課・採鉱課においても相当量を必要としていたので、十月、日向においてアカマツ立木を入手してこれを自給することになった。ちょうど椎葉村尾崎に手ごろなアカマツ山の売り物があり、これを購入し、翌七年現地に製材工場を設けて製材を開始した。別子山林課長渡辺吾一がこの製材工場を視察した際、伐採跡地を見てこれを造林すれば、立派な用材林に仕立てることができるとして近隣の山林の買収方を提案したところ、同じころ住友総本店林業課による椎葉山林経営の計画が進行中

表 3-16 九州(椎葉)山林地上権設定契約および取得状況 (大正8~昭和18年)

(単位:町歩)

	大正8年	9年	10年	12年	14年	15年
地上権設定契約	3,304	320	75	188	115	△556
累計	3,304	3,624	3,699	3,887	4,002	3,447
民有林買収	—	—	—	—	—	—
累計	—	—	—	—	—	—
合計	3,304	320	75	188	115	△556
累計	3,304	3,624	3,699	3,887	4,002	3,447

	昭和2年	3年	4年	7年	8~10年	11~16年	17・18年
地上権設定契約	205	△525	—	△100	△229	△248	△700
累計	3,652	3,127	3,127	3,027	2,798	2,550	1,850
民有林買収	2,329	1,683	73	123	925	540	1,015
尾崎山林移管	2,499	—	—	—	—	—	—
累計	4,829	6,512	6,584	6,707	7,632	8,172	9,187
合計	5,034	1,158	73	23	696	292	315
累計	8,480	9,639	9,711	9,734	10,430	10,722	11,037

であったので、十二月に尾崎山林計画も採用され、大正八年一月尾崎において一五〇〇町歩、隣接南郷村において一一〇〇町歩、合わせて二六〇〇町歩の林野を買収し、スギの造林を行い、大正十四年尾崎の製材事業の終了とともにこのうちの二五〇〇町歩が林業所に移管されたのである。

大正九年、住友では取得した水利権に基づき、椎葉村二か所、西郷村二か所、計四か所の水力発電所を建設することになった。しかし宮崎県では、この水力発電所のダム建設のため舟筏の通行ができなくなることに對し、多年の懸案であった耳川沿岸の道路建設を水利権許可の条件としていた。住友では大正十年八月耳川第四発電所（西郷、最大出力八〇〇〇キロワット）の工事に着手するに当たり、西郷村古川を起点とし、下椎葉地内第一発電所水路取水口付近を終点とする総延長四七・五キロメートルの道路を建設することになった。まず昭和三年一月から四年七月までに古川―<sup>さきま</sup>笹陰間五・二キロメートルが直営工事  
で実施されたが、笹陰―下椎葉間は県において施工してもらいたいと申し出て、その費用一〇〇万円を住友で負担した。昭和七年開通したこの道路が「百万円道路」といわれる所以である。

この道路の開通により、椎葉山林は細島港と直結するに至った。昭和十年四月、椎葉支所の事務所を椎葉から細島に移転し、細島支所と改称した。沢田は耳川沿岸道路の工事進捗と並行して諸塚方面の山林買収に着目し、昭和十二年にかけて一五〇〇町歩の買収に成功した。昭和十二年細島町は富高町と合併して富島町となったので、細島支所は富島支所と改称した。このように経営面積が拡大した結果、昭和十六年第一次施業案検訂における経営面積は、所有地八一七二町歩、村有契約地二四三七町歩、私有契約地一一三町歩、合計一万七二二町歩となり当初の目標である一万町歩を超えることができた。



富島支所内の松の内製材所

図3-3 百万円道路



その後昭和十八年四月には熊本県下において、旧相良藩の第一狩座<sup>かりくら</sup>として経営されてきた西村山林九四〇町歩をその所有者人吉の富豪大河内家から買収した。この山林の蓄積量は、ヒノキ、スギ、マツなど三〇万石<sup>\*</sup>で、そのまま第二次大戦後に継承された。

椎葉山林の造林事業は、無立木の造林とは異なり、全山に繁茂する価値の乏しいブナ、カエデ、セン、ナラ等の天然生樹木を伐採して、跡地にヒノキ、スギ、マツ等の有用樹を造林する林種改良の造林事業であった。したがって林野の取得とともに、スギを主体とした法正林の造成を目標に、昭和十四年ごろまで年々一〇〇〇一五〇町歩程度の造林を行い、四六〇〇町歩の大造林に達したが、その後は戦中戦後の非常事態のため労働力不足などにより毎年平均わずか二〇町歩程度の造林を行ったにすぎない。

なお椎葉の造林の特徴は、スギの挿木<sup>さしき</sup>造林であって、創業後数年間はスギの穂<sup>ほ</sup>を直接土地に挿し込む直挿造林であったが、その後は直挿よりも成績の良好な根付苗の植栽造林に移行した。

前述のとおり椎葉山林は交通不便のため、木材利用事業は困難で尾崎山林の製材も木製トロ・小丸川流送・馬車を継いでようやく細島に至るほどであったが、耳川沿岸道路の開通により細島方面へのトラック輸送が可能となったので、昭和九年、上記造林の支障木を利用した製炭事業に着手し、年産二万〜五万俵の生産販売を行ったが、昭和十一年をピークとして生産量は減少していった。

昭和二十年七月、米軍機による細島港爆撃に伴い、富島支所は半壊、木炭倉庫三棟全壊の被害を受け、事務所は南郷村牛山へ疎開し、八月十五日の終戦を迎えた。

\*一石＝一〇立方尺＝一〇・二七八三立方メートル

## 第二節 朝鮮における住友の林業

朝鮮における住友の林業は、すでに「第一章第一節一 進出の経緯」で述べたとおり、大正五年（一九一六）、総理事鈴木馬左也が中国・満州視察の帰途、五月末安東県で当時鴨緑江採木公司理事長であった村田重治から、朝鮮において明治四十四年（一九一一）に施行された森林令第七条「朝鮮総督は造林の爲国有森林の貸付を受けたる者に対し、事業成功したる場合に於て特にその森林を譲与することを得」による造林事業が、国家的事業であると同時に、民間の事業としても有利であることを聞き、六月初め京城ソウルにおいて寺内朝鮮総督に対し、住友として朝鮮における造林事業に乗り出す用意のあることを表明したことに始まった。

村田は、大正六年六月住友に入社すると、早速十月に朝鮮に赴き、総督府と交渉を開始するとともに、翌七年三月からは五か道において林野の実地踏査を指揮し、国有林野貸付願を提出し、七月には咸鏡南道において一二〇〇町歩の最初の貸付許可を得た。

当時の朝鮮の山林は、李朝末期の林政弛廃により、いわゆる無主公山となり、住民の焼畑耕作と乱伐にまかされた結果、林相はしだいに悪化し、交通不便の奥地を除いて里山はほとんど禿山と化していた。林野荒廃に関する朝鮮特有の原因として、オンドル用の燃料にアカマツの枝が利用されていたこと、水田地帯では闊葉樹の萌芽を刈り取って水田の肥料としていたことなどがあげられる。また火田民と称する流浪の民が、山林に火入れして焼畑農業を営み、山林が荒廃する一因となっていた。元来朝鮮は日本に比べ降雨量が非常に

図 3-4 朝鮮要図



少ないが、とくに春秋の降雨が少なく乾燥が甚だしいため、山  
火事が頻発し、荒廃に拍車をかけていた。

貸付林制度は、こうした荒廃した朝鮮の林野を復興するため  
設けられた制度で、不要存置林野を貸し付け、これに一定の造  
林および天然稚樹保育を義務づけ、これが成功した暁には林野  
の所有権を譲渡するというものであった。貸付料は、平均一町  
歩当り年額二五銭〜四〇銭程度、通例平均一〇年で成功譲与と  
なるので、土地代は金利を除けば一町歩二・五円〜四円程度の  
計算となり、住友の造林地はほとんどがこの制度を利用したも  
のとなった。

貸付林野の拡大(表3-17)とともに、事業所は、大正八年十  
月、咸興(咸鏡南道)、寧海(慶尚北道)、大正九年四月、永興(咸  
鏡南道)、八月、伊川(江原道)、大正十年三月、鏡城(咸鏡北道、  
昭和九年・一九三四、清津へ移転)、大正十一年二月、軍隅里(平  
安南道、昭和二年价川と改称)と各地に設置されていたが、  
同月永興―咸興間に鉄道が開通したため、永興事業所を廃止して咸興事業所に合併し、こ  
こに五か道それぞれに、一事業区、一事業所が設置されて、朝鮮における住友の林業経営  
の基礎が確立された。

各事業区には地域別に二〇〇〇ないし五〇〇〇町歩ごとに保護区を設け、林衛と称する  
現場担当員を駐在させて、火入れや乱伐など山林荒廃の主な原因となる地元の慣習に対し  
て、森林愛護の指導に日夜当たるとともに、地元有力者の中から林監を委嘱し、これに従

表 3-17 朝鮮における山林・土地取得状況 (大正7年末~14年末)

(単位：町歩)

	大正 7年末	8年末	9年末	10年末	11年末	12年末	13年末	14年末
寧海								
貸付許可	13,166	13,166	13,166	13,166	13,166	11,149	11,149	11,149
成功譲与	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	4	6	6	6	6	6
咸興								
貸付許可	9,842	17,967	17,967	17,967	25,121	25,121	24,936	24,936
成功譲与	0	0	0	0	0	0	229	229
その他	0	0	0	1	1	1	12	12
鏡城								
貸付許可	0	2,669	3,079	3,079	3,079	10,898	10,686	10,686
成功譲与	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	1
軍隅里								
貸付許可	0	888	888	10,497	10,497	10,497	15,640	15,805
成功譲与	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	1
伊川								
貸付許可	0	0	4,360	4,360	4,360	4,360	4,222	4,222
成功譲与	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	1
合計								
貸付許可	23,008	34,690	39,460	49,069	56,223	62,025	66,633	66,799
成功譲与	0	0	0	0	0	0	229	229
その他	0	0	4	7	7	7	21	21
総計	23,008	34,690	39,464	49,076	56,230	62,032	66,882	67,049

事させていた。

朝鮮における林業経営は、荒廃した国有林野の貸付けを受け、これに造林して成功譲与を受けるのが建て前であった。しかし急速な林野の緑化を図るため、天然生稚樹を利用して成林させる天然更新の方法もとられた。天然林はナラ、カシワを主とする闊葉樹が最も多く、峯通り、陽面および休耕火田にはアカマツの発生する箇所があり、いずれもその大部分は幼齢稚樹林で占められていたので、これらを保護育成して成林に促進することにした。したがって人工造林は当初主として未立木地で実施された。人工造林における植栽樹種はカラマツが中心であった。中でもチヨウセンカラマツは、咸鏡南北道において天然に存在していたので、咸興、清津、价川の三事業区においてはこれを全面的に植栽した。伊川ではその位置がやや南方にあるため、内地産カラマツの造林も行い、その生長ぶりは造林学の権威本多静六博士が日本一の折り紙をつけたという逸話も残されている。

チヨウセンカラマツのほかにも、各事業区に共通して植栽されたのは、アカマツであった。しかしアカマツの植栽造林は、概して樹形が悪く、生長も天然アカマツに比べ、著しく劣っていた。そこで比較的天然状態に近い播種造林が試みられたが、適地の選定その他技術的に困難な点があったのか、造林成績は芳しいものではなかった。そのほか寧海では、その位置が最も南で気候温暖に過ぎ、カラマツの生育に適さなかったため、クロマツの造林を行い相当の成績を収めたが、雪害・風害による梢頭折損の被害が多いのが欠点であった。このようにして人工造林面積は、昭和十六年度末には二万二〇〇〇町歩と全経営面積の二五％に達し、二十年三月までに四〇〇万円の造林起業支出が投ぜられた。天然・人工併せた造林の成功により貸付林野は次々と譲与を受けていった(表3-17および表3-18)。

昭和十四年八月、住友生命保険京城支店長に就任した芦田泰三(のちに同社社長)は、



清津支所

その冬朝鮮北部の事業地視察に出かけた。京城を急行で出て、羅津に着いた芦田は、羅津から住友生命の出張所のある清津までバスに乗った。「道は大部分山の中を通る石ころ道で、バスは常にガタガタと揺れる。おまけに沿道の山は乱伐に次ぐ乱伐で樹木と呼び得るものはほとんどなく、見渡す限り赤い地肌を出していて、きわめて殺風景だ。ところが丁度羅津・清津の間辺り（注、林業所の詰所の置かれていた橋院洞付近と思われる）だと記憶するが、赤肌の山々が突如鬱蒼たる森林に変わり、それがしばらくの間続いて、窓からこれを眺めていると久しぶりに日本の山道を走っているようなうるおいを感じたのである」。その夜清津の旅館で住友生命の出張所長にその話をしたところ、この山林こそ住友の経営する山であって、当時朝鮮における模範的な山林として、広く知られているということを知ることができたのであった。

朝鮮の各事業所は、こうした巨額の造林起業支出に対し、わずかでも収入を得るため、付帯事業の拡大に腐心した。

まず大正十年、咸興において製炭事業が開始された。当時稚樹保育地は、まだ製炭材料として利用できる状態ではなかったので、国有林貸付と同時に払い下げを受けたナラ、カシワ等の老齢木を利用したが、品質が粗悪で売り物にならなかった。その後材料・焼き方に改良を加え、昭和二、三年ごろには良質の家庭用炭の製造に成功した。これを見て昭和三年には伊川、清津で、七年には价川で製炭事業が開始され、これらは海上輸送により日

表 3-18 朝鮮における山林・土地取得状況 (昭和元年末～7年末)  
(単位：町歩)

	昭和 元年末	2 年末	3 年末	4 年末	5 年末	6 年末	7 年末
寧海							
貸付許可	5,640	6,867	5,332	1,256	1,256	1,256	938
成功譲与	5,510	5,361	6,820	10,981	10,981	10,981	11,299
その他	6	6	6	6	6	6	6
咸興							
貸付許可	26,450	15,577	15,577	7,819	7,819	6,319	0
成功譲与	229	11,102	11,102	18,859	18,859	20,389	26,708
その他	12	13	13	13	13	13	13
鏡城							
貸付許可	10,446	7,519	5,623	502	0	0	0
成功譲与	240	3,667	5,563	10,684	11,181	11,186	11,186
その他	1	1	6,002	6,002	6,002	6,002	6,002
軍隅里							
貸付許可	15,803	15,757	19,828	18,003	17,982	15,836	15,805
成功譲与	0	0	267	2,111	2,111	4,277	4,308
その他	37	37	39	39	39	41	41
伊川							
貸付許可	4,222	9,143	6,068	6,068	6,068	6,068	3,125
成功譲与	0	0	3,074	3,074	3,074	3,074	6,017
その他	1	1	154	154	154	154	154
合計							
貸付許可	62,561	54,862	52,428	33,648	33,125	29,479	19,867
成功譲与	5,979	20,130	26,826	45,709	46,206	49,907	59,519
その他	57	58	6,214	6,214	6,214	6,216	6,216
総計	68,596	75,050	85,468	85,572	85,546	85,604	85,604

本国内向けに移出された。大阪本所には販売係が置かれ、合資会社東京販売店も協力して手山製炭住友白炭として売り出し、最盛時には年間の扱い高は、二〇〇〇トン、一〇万俵を超え、昭和二十年の総督府から受けた割当生産目標は三〇万俵というものであった。清津では自山林の立木だけでは不足で、官民有林の製炭用立木を購入して製炭を行ったほか、地元民が生産した木炭をも仕入れて取扱量の増大を図った。

次いで大正十二年には伊川で畜牛事業が開始された。朝鮮では畜牛は農耕・運搬用として広く利用されていたが、農家は貧しくて容易に入手することができなかった。そこで住友では地元民対策も兼ねて、成牛（牝牛）を預託して仔牛生産の利益を、また仔牛を預託してその成長による利益を目的とした預託牛制度を導入した。その後、役牛を二、三年の期間貸し付けて、六か月ごとに貸付料を年利一五%の等額償還の方法により徴収する、実質的には役牛購入資金の貸付制度というべき貸付牛制度に移行した。伊川に続いて他の事業所もこれを採用し、終戦時における各事業所の畜牛数は、咸興四五五頭を筆頭に、清津一〇五頭、价川八五頭、伊川六九頭、寧海四三頭、合計七五七頭であった。

昭和八年には咸興で坑木事業が始まり、九年には鏡城が続いた。しかし木炭・坑木の事業が拡大するにつれ、鏡城では不便となったので、前述のとおり輸送の中心地清津に移転した。この坑木事業は、野口遵が鴨緑江の水力発電を利用して、咸鏡南道興南に設立した朝鮮窒素肥料株系の吉川・阿古地両炭鉱向けのもので、支配人平賀五郎、支所長中沢英三が朝鮮窒素肥料幹部の工藤宏規と親交があったことにより実現した。この坑木事業の収入により、咸興・清津両所の収支は昭和十年ごろにはほぼ均衡するに至った。このほか价川でも海軍燃料廠系の炭鉱に坑木の納入を開始し、これらは後年住友林業の木材事業の端緒となった。

表 3-19 朝鮮における山林・土地取得状況  
(昭和 8 年 5 月～20 年 8 月)  
(単位：町歩)

	昭和 8 年 5 月	18 年末	20 年 8 月
寧海	12,243	13,985	14,073
咸興	26,721	27,215	27,213
鏡城・清津	17,168	17,685	17,686
价川	20,154	21,351	21,470
伊川	9,320	11,239	12,186
合 計	85,606	91,475	92,628

昭和十五年、江原道平康郡洗浦里所在の近衛文麿公爵所有の牧場（二九〇町歩）の経営を引き受けることになり、同牧場の経営者から牝牛二三頭と営業権一切を総額一百万円で譲り受け、伊川支所の管轄下に置いた。次いで昭和十七年末には土地建物を総額一万八三五〇円で近衛公から譲り受けた。住友家は、十五代友純の実兄西園寺公望を通じてかねてから近衛家と親交があった。

昭和十八年、住友アルミニウム製錬は、アルミニウム増産のために元山工場を建設することになり、朝鮮営業所に対しその建設用木材の調達の要請があった。十一月、元山工場を別会社として、朝鮮住友軽金属が設立され、朝鮮営業所は十九年三月、この木材生産のため製材工場を建設した。同年价川支所も順川に、寧海支所は安東、寧海に製材工場を設け、製材事業に乗り出した。この結果各工場併せて昭和二十年度には、総督府から木材二五万五〇〇〇石の生産命令を受けたが、この春以降陸軍への応召者が相次ぎ、ついに寧海支所長船越計介、清津支所長岩城勲、伊川支所長後藤正敏までも召集される事態となり、朝鮮における住友の林業経営はほとんど麻痺状態に陥った。

昭和二十年八月九日にソ連が参戦すると、十日にはソ連機が清津港を爆撃し、十二日ソ連軍は雄基、羅津に上陸、清津支所は朱乙の竜山洞保護区詰所に疎開したが、十五日には南方へ避難せざるを得なくなった。

八月二十二日、ソ連軍は咸興に進駐、二十四日に朝鮮における林業関係有志の間で林業権益の保全を図るため朝鮮林業協和会が組織され、林業所もこれに参加したが、三十八度線以北はソ連軍の占領下に入ったため如何ともしがたく、唯一三十八度線以南の寧海支所事業地についても、京城在住の朝鮮人実業家白樂承に委託管理させようとしたが、これまた米軍によって住友関係の事業はすべて接收されたため、大正七年以来二八年間の歲月と



洗浦牧場

一二〇〇万円余の巨費が投ぜられた朝鮮における住友の林業経営は、ここに終わりを告げたのであった。

### 第三節 戦時体制と住友本社

#### 一 株式会社住友本社の設立と戦時体制下の林業所

昭和十二年（一九三七）二月二十八日に住友合資会社は解散し、翌三月一日株式会社住友本社が設立され、合資会社の営業と全従業員を引き継いだ。この改組の理由として、背後には当時巻き起こっていた財閥批判をかわそうとする意図もあったかもしれないが、主として改組後まもなく勃発した日中戦争前夜の不透明な時代にあつて、これまで一五年間合資会社が蓄積してきた資産を整理し、住友家の相続税対策に充てるとともに、将来膨張が予想された職員の退職金をこの際一挙に清算しようというものであつた。

このため株式会社住友本社は、実質的に住友合資会社と変わるものではなかつた。すなわち資本金は、合資会社時代と同じく一億五〇〇〇万円（三〇万株、額面五〇〇円）で、株主も住友吉左衛門友成（ともなり二七万株）、住友寛一、住友元夫、住友義輝（各一万株）の四人であつた。役員も合資会社の代表社員であつた社長住友吉左衛門と総理事小倉正恒がそのまま代表取締役となり、理事制度もそのまま存続した。組織上も格別の変化はなかつた。林

表 3-20 改組前後の林業所貸借対照表(昭和12年)  
(単位：千円)

科 目	2月28日現在	3月1日現在	12月末
(借方)	4,316	6,414	6,551
起業支出勘定	4,282	6,381	6,445
細島林業起業支出	899	1,350	1,390
渚滑 //	318	757	750
寧海 //	405	500	515
伊川 //	495	643	661
威興 //	1,078	1,380	1,367
清津 //	498	908	898
价川 //	590	843	863
支所資金勘定	31	31	96
(貸方)	4,316	6,414	6,551
本社勘定	4,312	6,410	6,547

注：植林した山林が成育して商品価値を有するまで起業支出勘定で支出されている。表3-19で固定財産勘定に振り替えられた

業所も、住友合資会社林業所を株式会社住友本社林業所と改称しただけであつた。ただ全社的に資産の評価替えが行われその一環として、林業所保有の山林の再評価が実施された(表3-20)。

改組が行われてまもなくの七月七日に日中戦争が勃発し、わが国は戦時体制へ移行することとなつた。北海道の渚滑支所長塩見嘉一が召集され、翌十三年七月に召集解除となるまで、次席松本文夫が同所の臨時支所長代理を務めた。十二年十月宮崎県細島町と富高町が合併し富島町となつたので、細島支所は富島支所と改称した。林業所の

造林事業は予定どおり進捗し、人工造林面積は三万一〇〇〇町歩に達し、天然林八万町歩と併せて、このころようやく木材供給体制が整つた。他方製炭、間伐、坑木供給の各事業による収益も増加してきたので、十三年度から損益勘定を起すことになつた(表3-22)。

昭和十三年四月、このような情勢をうけて「林業所ニ於テハ植栽林木ノ成長ト共ニ本格的林業経営ヲ為シ得ル時期モ遠カラズ」、しかるに「事業将来ノ計画ヲ調査研究スル部門トシテ現在技師一名ノミナル処、近代的林業経営ノ複雑化ニ善処スル為」機構改革を行い、本所に業務課を新設し、営林係・利用係の二係を置いた。また支所には「急激ナル事業ノ

表3-21 林業所貸借対照表

(単位：千円)

科 目	昭和 13年末	14年末	15年末	16年末	17年末	18年末
(借方)	6,862	7,196	7,915	8,915	9,762	19,096
固定財産勘定	3,109	3,168	3,271	3,733	3,893	6,761
土地	912	926	986	1,011	1,130	1,842
立木竹	2,172	2,205	2,244	2,679	2,658	4,748
起業支出勘定	3,472	3,574	3,928	4,243	4,551	4,948
造林起業支出	3,455	3,563	3,920	4,217	4,526	4,905
所有品勘定	82	90	125	146	199	330
農林産品勘定	64	125	214	309	264	867
手形勘定・受取手形	8	4	—	—	—	—
取引先勘定・掛売金	34	79	102	156	153	452
雑勘定	47	79	132	246	543	5,357
預ケ金勘定	45	75	120	72	148	368
現金勘定・現金	1	3	21	10	11	12
(貸方)	6,862	7,196	7,915	8,915	9,762	19,096
本社勘定	6,808	7,025	7,640	8,602	9,240	16,416
取引先勘定・掛買金	1	22	13	23	19	24
預り金勘定	5	5	102	112	106	190
雑勘定	41	84	92	112	378	2,342
当期純損益	8	59	68	66	20	123

表3-22 林業所損益表(昭和13~18年)

(単位：千円)

科 目	昭和 13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
当期利益	1,139	1,695	2,334	2,821	2,904	3,866
林業収入	961	1,497	2,103	2,530	2,565	3,381
耕地収入	14	12	14	13	14	18
畜牛収入	39	46	47	61	56	61
当期損失	1,108	1,615	2,222	2,704	2,824	3,656
林業費	836	1,311	1,799	2,229	2,253	2,829
農業費	3	4	2	4	2	3
畜牛費	29	36	35	43	42	48
俸給	65	67	85	110	124	154
賞与	62	61	86	82	71	76
旅費	30	43	56	53	96	114
当期純益	32	80	112	117	80	210
住友本社純益	5,265	4,380	2,478	2,255	9,060	12,653

膨張ノ為、内務・外務ノ事務能率ヲアグルト共ニ、其ノ責任ノ帰趨ヲ明確ナラシメントして、業務係・事務係ノ二係を新設した。この機構改革\*1に伴い、支配人代理者兼業務課長に沢田修蔵（富島支所長）が、富島支所長に立岩精一が発令された。九月には朝鮮の伊川支所長北村喜三が、十一月の停年退職を前に本所勤務となり、落合嘉善が支所長心得となつた。

この十三年四月の機構改革に続いて、十四年一月には朝鮮・咸興に朝鮮販売所を新設し、これにあわせて本所業務課に新たに販売係\*2を置いた。この理由としては次のように説明されている。

朝鮮ニ於ケル林業所ノ農林産品ハ（中略）各支所別個ニ販売ヲナシツ、アリ、然ルニ（中略）斯種損益事業ハ事業成績ニ直チニ現ハル、為メ、支所長以下従業員ノ関心ヲ惹キ易ク、自然本来ノ業務タル所管山林ノ保護育成ヲ等閑ニ附スル傾向モ有之。而已ナラズ農林産品ハ支所別ニ之ヲ販売スルヨリモ適當ナル方法ニテ一括シテ取扱フ方便益多キ実情ニアリ。仍テ今回朝鮮販売所ヲ創設シ、在鮮各支所ノ販売事務ヲ統合掌理セシメ、各支所ニハ所管山林ノ保護育成ニ専念セシメントスル所以ナリ。

なお朝鮮販売所および業務課販売係の所管事項として物品材料購買が規定されているが、これは朝鮮農林産品中坑木は五割以上、木炭は二割を地元から購入し、これを林業所製産品として販売していたためであつた。

昭和十四年六月、支配人代理者兼業務課長沢田修蔵がその冬朝鮮出張中における道路凍結による転倒事故がもとで休職となり、七月には余病を併発して死亡するというアクシデントが起つた。沢田は林業創業期にあつて椎葉山林の経営に多大の功績があり、なお三年の停年延長が予定されていただけに、その死は、林業所にとって大きな損失であつた。

\*1 この機構改革に伴う人事異動は、咸興支所長大塚小郎の清津支所長兼務を免じ、そのかわり朝鮮販売所主任兼務とし、清津支所長兼朝鮮販売所主任代理者には塩見嘉一（渚滑支所長）を、渚滑支所長には先に塩見支所長応召中臨時代理者を務めた松本文夫を支所長心得とした。なお伊川支所長小華和茂も同時に朝鮮販売所主任代理者兼務とした。

\*2 昭和十四年一月一日付甲第四号達事務章程改正甲第四号達

林業所事務章程中左ノ通改正ス

昭和十四年一月一日

住友本社

一 第四条（旧第五条）を左ノ如ク改ム

林業所ニ左ノ課・支所及販売所ヲ置ク

業務課（営林係・利用係・販売係）

総務課（経理係・庶務係）

富島支所（業務係・事務係）

渚滑支所（同右）

寧海支所（同右）

伊川支所（同右）

咸興支所（同右）

清津支所（同右）

伊川支所（同右）

朝鮮販売所（同右）

支所並販売所ノ位置及各支所ノ管轄地域ハ本社ノ認可を経テ之ヲ定ム

一 第五条（旧第六条）中「業務課ハ事業ノ計画並

監督」トアルヲ「業務課ハ事業ノ計画、監督、

農林産品ノ販売」ニ改メ「利用係」ノ項中第三

号ヲ削リ「利用係」ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

販売係

一 農林産品ノ販売並製品材料ノ購買ニ関スル

事項

事項

このためまず七月、朝鮮・寧海支所長猪飼正を富島支所勤務とし、寧海支所長心得に細井清（清津支所長代理者）をあてた。つづいて八月、沢田の後任の支配人代理者兼業務課長に大塚小郎（咸興支所長兼朝鮮販売所主任）を、大塚の後任に小華和茂弥（价川支所長）を、小華和の後任の价川支所長心得兼朝鮮販売所主任代理者として榎原透一（咸興支所長代理者）を起用した。なお同時に総務課長加納庄三郎は住友鉱業へ転出し、後任には井上利雄（本社鉱山課）を復帰させた。

昭和十五年六月、塚田清男から住友本社に対しその経営する蘭印（現在のインドネシア）西ボルネオ所在スランデン護謨園の経営肩代わりの申し入れがあり、林業所では現地調査のため、七月業務課保田克己が、つづいて八月に支配人平賀五郎自らボルネオその他南方地域に出張し、共に十一月帰国した。<sup>\*1</sup>

昭和十五年九月、林業所は近衛文麿公爵所有の牧場（朝鮮江原道平康郡洗浦里所在）二九〇町歩の経営を引き受けた。この詳細は、「第二節 朝鮮における住友の林業」を参照されたい。

昭和十六年に入ると、平賀らの調査結果に基づき、住友本社ではスランデン護謨園を単に林業所の事業ではなく、住友の南方進出の拠点とすることを決定し、三月、塚田との経営引き受け契約が締結され、現地法人スランデン殖産株式会社が設立されることになった。この詳細は、「第三節 南方における住友の林業」を参照されたい。

四月住友本社では総理事小倉正恒が退職し、専務理事古田俊之助が総理事となり、第二次大戦勃発前夜のこの難局に当たることとなった。<sup>\*2</sup>

九月近畿地区における山林経営のため、本所に支配人直属の作業係、直轄地に戸倉事業所（兵庫県宍粟郡奥谷村戸倉）および熊野事業所（和歌山県東牟婁郡四村）を新設、また

- 一 二 農林産品ノ受渡、保管及運送ニ関スル事項
- 一 第八条（旧第九条）ノ次ニ左ノ如ク加フ
- 第九条 朝鮮販売所ハ朝鮮各支所ノ農林産品ノ販売並製品材料ノ購買ニ関スル事項ヲ掌理スル所トス
- 必要ニ応シ朝鮮販売所ノ派出所ヲ設クルコトアルヘシ

<sup>\*1</sup> 昭和十五年八月本所業務課に計画係を新設し、利用係を営林係に吸収させ、販売係を営業係と改称した。また朝鮮販売所に他の支所と同様、業務係、事務係を設けた。計画係を新設した趣旨は、林業経営上最も重要である経営案の編成・検討・照査等が従来の営林係では不十分であったことによる。なおこの機構改革と同時に、咸興支所長小華和茂弥の朝鮮販売所主任兼務を免じ、清津支所長兼務とし、清津支所長兼朝鮮販売所主任代理者であった塩見嘉一を朝鮮販売所主任専任とした。

<sup>\*2</sup> 昭和十六年七月、渚滑松本、寧海細井、伊川落合、价川榎原の各支所長心得が支所長となったが、榎原价川支所長はまもなく南方要員として本社へ転出し（十七年四月スランデン殖産支配人に就任）、价川支所長は小華和咸興支所長兼清津支所長が兼務免となつての兼務を命じられ、清津は臨時支所長代理後藤正敏が支所長心得となった。八月住友銀行から日本産金（株）へ出向（同社金融課長）していた平岩弁一が南方要員として本社へ転属となった。

朝鮮販売所を朝鮮營業所と改称した。<sup>\*1</sup> 平賀支配人は、この機構改正の理由を次のように述べている。

時局下林産物ノ重要資源性ハ愈々重視セラル、ニ至リ、政府ニ於テハ、過般森林法ヲ改正シ、全国ノ民有林ニ対シ施業案規程ニ依リ昭和十八年迄ニ、施業案ノ編成ヲ命ズル外、急速ニ森林組合ノ結成ヲ勸奨シ、更ニ又木材統制法並ニ関係法令ヲ制定シテ用材ノ生産、加工、配給等各種ノ統制規則ヲ設クルニ至リ、朝鮮總督府ニ於テモ亦中央ニ倣ヒ、着々統制準備ヲ進メツ、アリ。之ガ為メ合理的林業経営ヲ行ハンガ為ニハ今後ハ従来ノ如ク単ニ独自ノ立場ノミニテハ行ヒ得ズ、平素各種ノ調査研究ニ力メ時勢ニ即応シタル経営ヲ必要トスルニ至レリ。尚以上ノ法規ハソノ運用ノ如何ニヨリテハ事業経営ニ多大ノ影響アルヲ以テ、常ニ同業者ト協調ヲ保チ、当局ト折衝ヲ重ヌル必要アリ。既ニ本春以來一部同業者相倚リ林業懇話会ヲ結成シ、一層積極的ニ当局ノ方針ヲ究明シ、之ガ対策ヲ確立シテ経営上遺憾ナキヲ期シツ、アリ。

更ニ当所ニ於テハ最近用炭材資源確保ノ意ヲ以テ、住友ノ一部重工業部門ト相提携シ、兵庫、和歌山ノ両県下ニ新ニ事業地ヲ買収シ、之ガ経営ニハ当本所直接実行ノ衝ニ当ル事トナリタリ。

そして十二月八日、太平洋戦争が勃発し、大正六年（一九一七）に村田重治に山林事業の管理を委嘱して以来四半世紀を経て、ようやく事業として軌道に乗り始めた林業所も、否応なしに戦争の渦中に投げられることになった。

昭和十七年三月に日本軍が蘭印を制圧すると、<sup>\*2</sup> 四月、住友本社は海軍からボルネオにおける木材およびゴムの集荷業務を受命した。そこでスランデン殖産がこれに当たることになり、平賀五郎が同社専務取締役、平岩弁一が常務取締役に選任された。同社は七月に

表 3-23 経営面積の推移  
(昭和14年末~20年8月)  
(単位:町歩)

	昭和14年末	18年末	20年8月
北海道	12,550	15,179	14,965
九州	10,454	11,037	11,663
朝鮮	90,406	91,475	92,628
大阪	—	2,352	2,121
合計	113,410	120,043	121,377

注: 14年末は「昭和15年度鉱山及林業会計見積書」、18年末は「住友の鉱山及農林業」(昭和19年)、20年8月のうち北海道・九州・大阪は「新会社設立計画案」、および朝鮮は京城事務所・价川支所作成資料による

\*1 この機構改正にともない、支配人代理者大塚小郎が作業係長を兼務し、難波江伸一(営林係)が作業係兼戸倉事業所主任、細川良市(営林係)が作業係兼熊野事業所主任となった。また朝鮮販売所主任塩見嘉一はそのまま朝鮮營業所長となった。

\*2 昭和十七年林業所は、この南方関連人事にともない、次のような人事異動を行った。まず四月、渚滑支所長松本文夫を本所作業係長兼熊野事業所主任に、熊野事業所主任細川良市を渚滑支所長とした。次いで五月、支配人平賀五郎が業務課長を兼務し、咸興支所長兼价川支所長小華和茂弥に朝鮮營業所長を兼務させた。八月、後藤正敏(清津支所長心得)を伊川支所長心得に、細井清(寧海支所長)を清津支所長に、小華和の价川支所長兼務を免じて寧海支所長兼務に、价川支所長に市川繁一(臨時价川支所長代理)を起用した。なお先に南方要員として一度本社に転出した塩見嘉一は林業所に復帰し、本所技師となり、南方委員会委員を兼務した。

住友ボルネオ殖産株式会社と改称した。

一方住友本社は、陸軍からもジャワ・チペチル農園およびスマトラ松脂林の経営を受命し、六月に本社直轄のジャワ、スマトラ各事業所を設置した。八月、本社はこれらを含む南方事業の情報収集と連絡調整のため南方委員会を設置した。林業所ではこれに対し、五月に支配人代理者兼業務課長大塚小郎と朝鮮営業所長塩見嘉一が、七月には伊川支所長落合嘉善が、南方要員として本社に転出し、大塚はスマトラ事業所長、落合はジャワ事業所林務課長となった。

十月、最後の支所長会議が開催され、古田総理事が次のような訓示を行った。

(前略)住友ニ於キマシテハ、南方資源ノ開発ニ付キマシテハ既ニ大東亜戦争勃発以前ヨリ深キ関心ト熱意ヲ有シテ居ツタノデアリマシテ、例ヘバ農林業ニ於キマシテハ、スランデン護謨園ノ経営ヲ引受ケテ参ツタノデアリマスガ、以上ノ如ク南方資源ノ開発ガ焦眉ノ急トナルニ及ビマシテ、多年ニ亘ル技術ト経験或ハ経営能力ヲ以テ御引受スルニ適切ナル事業ガアレバ率先シテ国家的任務ヲ分担スル熱意ト用意アル旨ヲ、政府当局ニ表明致シマシタ結果、今日迄ニ鉱業ヲ始メ各方面ニ順次ニ開発又ハ経営担当ガ命ゼラレ、林業方面ニ於キマシテハ、ジャワ、スマトラ、ボルネオノ各地ニ於テ、ガタパーチヤ、松脂、生ゴム、タンニン、一般木材、製材等ノ生産又ハ蒐貨担当ノ下命ガアリ、住友ガ林業方面ニ多年培養シ来レル技術ト経験トガ、聊カ国家ノ御役ニ立チ得ルニ至リマシタコトハ、諸君ト共ニ欣快之ニ過グルモノハ有リマセン。又私トシテ早くヨリ林業ニ手ヲ着ケラレマシタ先輩諸氏ニ深く敬意ヲ表スル次第デアリマス。(後略)

しかし十七年六月のミッドウェー海戦の敗北以来、制海・制空権はしだいに米軍の手に

表 3-24 住友本社林業所職員数の推移  
(昭和12~20年 各年1月1日現在)

	昭和12	13	14	15	16	17	18	19	20
一 等 職 員							1	1	1
二 等 職 員	9	10	11	9	12	14	15	18	25
三 等 職 員	13	14	14	19	20	56	81	139	182
四 等 職 員	7	9	11	15	24	—	—	—	—
合計	29	33	36	43	56	70	97	158	208
増減内訳									
入社	4	5	8	16	15	27	48	50	
転入			1				10	3	
転出			1		1	1	1		
退職		3	2	4	1	3	1	11	
補助職員の昇格	3		1	1	1	1	4	5	8
他に南方要員	—	—	—	—	—	—	22	38	42

注：昭和16年7月から四等職員はすべて三等職員となった  
補助職員の三等ないし四等への昇格は1月1日付で行われた  
南方要員は職員・嘱託のみ。当初は本社直属、昭和18年8月2日以降林業所所属となる。林業所職員の南方派遣員は上記林業所職員数に含まれる

移り、戦局は日ごとになが国にとって不利となつていった。十八年四月に住友金属が、海軍から強化木による航空機用プロペラの生産を命じられ、この資材供給を担当するため、八月には林業所から塩見嘉一ほか四名が住友金属技術部兼務となった。

他方、朝鮮営業所では住友アルミニウム製錬(株)元山工場建設用の木材調達のため、五月に小華和所長が同社兼務となり、次いで十二月、これが別会社として朝鮮住友軽金属株式会社<sup>が</sup>設立されると、小華和所長は同社兼務とされた。

昭和十八年六月、先に設置された本所作業係の規模が支所並みに拡大したため、これを昇格して大阪支所として、作業係長松本文夫が大阪支所長となった(熊野事業所主任はそのまま)。なお八月には戸倉事業所は事務所を奥谷村から山崎町へ移転し、山崎事業所と改称した。同八月住友本社と林業所の共管であつた南方事業は、林業所の所管となり、これに伴い林業所では所長制を復活し、海外課、企画課を新設した。<sup>\*1</sup>

林業所では、十八年九月以来住友金属工業の要請に対しプロペラ素材用単板供給のため全国各地に協力工場を設置してきたが、十九年三月、これらの原木確保、生産管理のため派出員を置く必要に迫られた。<sup>\*2</sup>さらに、林業所はこの事業の担当部門として航空機材部を新設し、協力工場の中の有力数社を統合して、航空機用木材生産会社を設立しようとした。こうした林業所の動きに対して、住友本社では、林業所、住友金属工業と合成樹脂接着剤を生産する(株)合成樹脂工業所(住友化学工業(株)と日本ベークライト(株)の合弁会社)を併せて、新会社を設立しようとした。十九年五月、合成樹脂工業所は住友化工工業株式会社と改称し、住友化学工業の持株を住友本社および住友金属工業に譲渡する形で両社が経営に参加した。林業所がこれまで担当してきた強化木材関係の事業は、すべて同社に移管され、平賀五郎(林業所長)が常務取締役、立岩精一(同副所長)が取締役林業部長兼務と

\*1 この機構改革により支配人平賀五郎が林業所長に、住友銀行麴町支店長首藤聞語が副所長兼総務課長兼企画課長に、富島支所長立岩精一が副所長兼業務課長に、技師塩見嘉一が海外課長に、総務課長井上利雄が技師に、黒田新平(臨時富島支所長代理)が富島支所長心得の人事が発令された。  
昭和十八年十月、塩見海外課長は再度応召され、立岩副所長が海外課長事務取扱となった。

\*2 甲別第二五号達  
林業所事務章程中左ノ通ニ改正ス  
昭和十九年三月二十二日

住友本社  
一 第十三条ヲ左ノ如ク改ム  
第十三条 林業所長ハ本社ノ認可ヲ経テ必要ノ地ニ  
派出員ヲ置クコトヲ得

なり、林業所員一五名が同社に出向した。なお同社については、「第三節三航空機用単板事業と住友化工材工業(株)の設立」を参照されたい。

林業所では、同月この住友化工材工業の設立と統制経済の進展にともない、京城における官庁折衝のため朝鮮営業所を廃止して京城事務所を設置したことにより、下のような人事異動を行った\*。

昭和十九年八月大阪支所は、和歌山県のほか大阪府、三重、滋賀、愛知各県下所在の住友各社に対する所要木材の供給に多忙をきわめ、これに対し山崎事業所は六月に航空機用単板工場の建設について本社の承認が得られたため、これを業務課直属の山崎直轄事業所とした。

十九年秋以降、B 29による日本本土に対する戦略爆撃が本格化し、わが国の生産力は致命的な打撃を蒙った。十月、日本法人住友ポルネオ殖産株式会社が設立され、同名の蘭印法人を買収したが、二十年に入ると南方との連絡は全く途絶した。二月、技師兼業務課長井上利雄は業務課長の兼務を解かれ、企画課長兼務とし、細井清（業務課長代理）が業務課長となる。八月には林業所の疎開を兼ねて富山県井波町に井波分室を設置して細井自ら駐在となったが、同月六日広島に原子爆弾投下、九日ソ連が参戦し、満州・朝鮮に侵攻を開始するに至り、十五日ついに終戦を迎え、林業所の朝鮮および南方の事業はすべて停止するに至った。

\* 副所長兼業務課長兼海外課長事務取扱立岩精一の兼務をすべて免じ、副所長兼総務課長兼企画課長首藤聞語の総務課長の兼務を免じ海外課長事務取扱に、家木雅頼（総務課長代理）を総務課長に、技師井上利雄を業務課長兼務とした。また渚滑支所長細川良市を住友化工材に出向させ、中本元行（施設計画係長）を後任の渚滑支所長に、清津支所長細井清を業務課長代理とし、岩城勲（臨時朝鮮営業所長代理）を後任の清津支所長とした。さらに朝鮮営業所長兼威興支所長兼寧海支所長小華和茂弥を新設の京城事務所長に船越計介（臨時威興支所長代理）を後任の寧海支所長に、また荒木建（臨時朝鮮営業所長代理）を後任の威興支所長とした。

## 二 南方における住友の林業

南方における住友の林業は、すでに前項で述べたとおり、昭和十五年（一九四〇）六月塚田清男から、日新電機(株)清田常務（塚田の縁者）を通じ、住友電気工業別宮常務に対し、塚田の経営する蘭印（現在のインドネシア）西ボルネオ所在のスランヂン護謨園<sup>ゴム</sup>の経営肩代わりの申し入れがあり、住友電気工業がこれを住友本社ならびに林業所に移牒したことに始まる。同園は当初、明治四十一年（一九〇八）中国人が蘭印政府から四〇ヘクタールの農業租借権の許可を受け、ゴムの栽培を始めたもので、のち、大正五年（一九一六）に塚田がこの権利を買収し、さらに大正七年新たに一五七一ヘクタールの農業租借権の許可を受け、経営を行ってきたものである。しかし塚田は日本国内で手広くやっていた事業で資金不足を来たし、これを手放そうとした。これに対し日本の拓務省等は日本人の権益確保のため、日本の企業に譲渡するよう指導し、住友への申し入れとなったものである。林業所では、かねて南方に林業進出するのであれば蘭印を最優先と考えていたので、この申し入れを検討した結果、

- (1) 熱帯農林業に進出することにより、経営の多角化を図ること。
  - (2) 将来南方における住友の事業発展の拠点としてきわめて意義深いこと。
  - (3) 住友電気工業その他のゴム需要に有効なること。
  - (4) 国家的事業であつて、住友の事業として好適なこと。
- などの理由により、園の経営を引き受けることを決定、七月本社に対し認可申請の手続きがとられた。

図 3-5 西ボルネオ要図



これに対して八月本社から、「本件ヲ大局的見地ヨリ考察スルトキハ、将来住友ノ南方進出ニ備ヘ、此ノ際本園ノ如キ南方経営ノ一拠点トモ相成ベキモノヲ確保シ、海外事業経営ノ新シキ経験ヲ得置クハ、多大ノ意義アル次第ト認メラレ候。就テハ、右ノ如キ観点ヲモ併セ考慮シ、不取敢現地調査ヲ行ヒ、其ノ上ニテ最終的意思決定ヲナスコトニ方針決定相成候間、左様御了承相成度、此段依命及御通知候也」との回示があつた。そこで林業所支配人平賀五郎は、直ちに業務課員保田克己（のちに住友林業社長）を同園の調査に派遣し、自身も九月に現地に出張し、保田とともに同園のほかマレー半島、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベス、南洋群島の農林業を視察し、農林業として進出するには、やはり蘭印が最も有望であり、同園を買収することが捷徑であるとの結論に達し、十二月、本社に同園に対する出資の申請を行った。

この申請に対し、本社は翌十六年二月、同園を単に林業所の新規事業とせず、全住友の南方進出の拠点となす意図を以て、本社直属の形態の下に同園の経営を引き受けることが決定された。塚田の申し入れは共同経営ということであつたが、蘭印の法規上農業租借権の取得は蘭印の市民権を有する者に限られていたので、蘭印法人の株式会社を設立し、住友がその株式を取得することにした。三月塚田との契約が締結され、四月外国為替管理法に基づく大蔵省の許可も取得した。

これを受けて、会社設立のため、塚田とともに本社商工課塩原敬五（のちに製鉄化学社長）、鉱山課井岡日出雄、林業所保田克己が蘭印に派遣され、八月には会社設立の手続きを終えて塩原・井岡の両名は帰国の途についたが、その途中井岡が病死するという悲劇が起きた。なおこのほか開戦後には南方へ赴任した六名が米海軍潜水艦の魚雷攻撃の犠牲となつた。他方蘭印当局は当時の国際情勢を反映して容易に会社設立を許可せず、保田がこれ

を督促していたが、十一月に至つてようやく許可を得てスランデン殖産株式会社（資本金五〇万ギルダー）を設立することができた。同社は蘭印の法律により農業租借権の取得が蘭印の市民権を有する者に限られていたので、当時スマラン在住の草鹿卯之介（草鹿丁卯次郎元合資会社理事令息）他を名義上の株主としていたが、国際情勢が急速に悪化し、十一月末、関係者全員引き揚げのやむなきに至つた。

十二月八日太平洋戦争が勃発し、十七年三月日本軍が蘭印を制圧したので、蘭印における日本人の資産は軍により保護されることとなった。これを受けて四月、住友本社において臨時株主総会を開催して新たに専務取締役に平賀五郎、常務取締役に平岩弁一、取締役小林晴十郎（理事兼経理部長）、別宮貞俊（住友電工専務）、塚田清男、監査役岸要（住友電工総務部長）、日向方斉（鉱山課長）を選任し、住友は六割の出資を行つた。

同社は、十七年七月に社名を住友ボルネオ殖産株式会社と改称したが、依然として蘭印法人であつたため、日本軍の占領下において事業を行うに当たり何かと支障を来たしたので、十九年十月資本金二五〇万円の日本法人住友ボルネオ殖産株式会社を設立し、蘭印法人の所有する全資産を買収し、一切の業務を継承した。

住友ボルネオ殖産は本社を大阪に、現地の交通の要衝ポンチアナク市に支社を置き、日本人五五名、現地人一一七名が配置された。日本人職員は、支配人榎原透一、林産課長兼企画課長兼バトウアン・パル製材工場長保田克己などの林業所出身者のほか、常務平岩弁一（住友銀行）、総務部長富増富三郎（住友倉庫）、経理課長兼運輸課長佐々木久（本社鉱山課）など南方要員として各社からの転属者、スランデン護謨園出身の事業部長小川慶蔵、営業課長兼ポンチアナク製材工場長井関恒夫および庶務課長石津隆春（南里貿易）、農産課長兼農林産化学研究所長足立癸卯一（台北師範）などの純然たる中途採用者から成り立つて

いた。

これら南方要員は、当初住友本社の直属とされていたが、昭和十八年八月、南方事業が林業所所管とされたので、全員林業所職員となった。なお表3-24では便宜上、林業所プロパーの南方要員は継続して林業所に勤務していたものとして取り扱い、その他の職員は南方要員として別記した。

住友・ボルネオ殖産の事業は、当初スランゲン護謨園の経営を意図したものであったが、日本軍の蘭印占領によって軍需資材の生産・現地自活体制の確保のため、昭和十七年四月以降は木材およびゴムの集荷を皮切りに中央や現地民政部からの受命事業の遂行が中心となった。

これらの事業は、海軍の木造船建造のための原木の生産および集荷と製材工場の経営が中心であったが、そのほかタンニンの原料となるマングローブパークの開発、生ゴム・野生ガタパーチャ・コプラの集荷、バライト（重油精製用硫酸バリウム）の採掘、米作・製塩、木造船建造、ゴム油・紙・石鹼の製造など多岐にわたった。しかし昭和二十年に入ると現地との連絡は全く途絶し、職員は次々と現地召集され、八月十五日の終戦とともにすべての事業は停止した。なおポンチアナクの製材工場は、戦後インドネシア政府の国営工場となり、復興に寄与したと伝えられている。

日本人職員は、サラワクのクチンにあったオーストラリア軍捕虜の収容所に入れられたのち、昭和二十一年から二十二年にかけて帰国した。住友・ボルネオ殖産は、事業続行の見込みもなくなったので、二十一年十月株主総会において当局の認可のありしだい解散することを決議し、二十四年七月認可を受けて解散した。

一方住友本社においては、南方の鉱山および林業開発計画について軍と折衝するため、

図3-7 スマトラ要図



図3-6 ジャワ要図

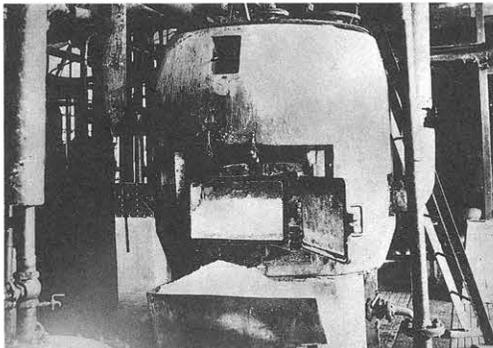


鉦山課に臨時に南方室を設け、林業所から保田克己が出向していたが、昭和十七年五月住友本社は陸軍からジャワにおけるチペチル農園の経営およびスマトラにおけるトバ湖畔の松脂林の経営を命じられたため、六月本社直轄のジャワ・スマトラ両事業所を設置した。

ジャワの事業については、昭和十七年七月から九月にかけて数年前同園を視察したことのある山崎武二（住友電工研究部長）以下関係者一五名が派遣され、十月、軍政監部から業務開始を命じられた。派遣員は、山崎顧問をはじめ、総務課長広瀬満直、工務課長沢村茂夫、製造課長森岡左喜生など住友電工出身者が主力で、これに平佐周三（京城販売店支配人）など本社出身者、南方要員としての中途採用者が加わり、林業所出身者は林務課長落合嘉善（のち農園課長と改称）はじめ有家記二郎、秋月桂などが栽培やチペチルほか付近の六農園の管理に当たった。

チペチル農園は、ガタパーチャと称する海底電線の絶縁に用いられる可塑ゴムの樹の栽培から黄色ガタ、精製ガタの製造に至る一貫作業設備を有しており、世界有数のものであった。農園は戦禍を免れていたため、直ちに操業が再開され、昭和十八年度には黄色ガタ九万三五〇〇トン、精製ガタ四万八〇〇〇トン、ゴム三〇万トンの生産計画が立てられ、ほぼ計画どおり生産されたが、初期の分以外は日本本土への輸送は不可能の状況となった。昭和十九年にはさらに五名が増派されたが、所員の入営・徴用が相次ぎ、資材・労働力不足で事業遂行は困難となり、加えて食糧不足のためにその増産に励まざるを得なくなつた。二十年八月十五日の終戦により、十月インドネシア政府に事業を引き継ぎ、ボゴール近郊コダバト收容所、さらにバタバア收容所を経て、二十一年全員が帰国した。

一方、スマトラ事業所は、林業所支配人代理者大塚小郎が所長に任命され、昭和十七年七月に大塚以下七名が派遣された。しかし受命事業に関し現地トバ湖畔の松脂林を管理す



精製ガタパーチャの出来上りの瞬間

\* ガタパーチャは可塑ゴムと称せられ、普通ゴムすなわち弾性ゴムと区別される。純良のガタパーチャは黄褐色の塊状をなし、紙のごとく薄層をなすものは半透明である。ガタパーチャは熱および電気の不導体であつて、電気の絶縁材料として、とくにその非吸水性のために海底電線および地中に埋設する電線の絶縁用に用いられた。その製造には、ガタ樹の樹葉および樹皮を採取してこれを石臼に入れて粉碎し、次に熱湯中に入れ、一時間ほど攪拌すると有効成分が水に溶け出す。これから夾雑物を取り除いたのち浮上する黄色ガタをすくい取り、さらにこれを精製して精製ガタパーチャ（精製ガタ）を得る。

る東海岸州およびタパヌリ州政庁に対する中央の方針が徹底していなかったため、指令どおり住友の責任において事業に着手できたのは、タパヌリ州において十八年二月、東海岸州においては四月のことであった。受命事業地のトバ湖は、スマトラ第一の大湖で、琵琶湖の三倍に相当し、湖畔一帯は一〇〇〇ないし一五〇〇メートルの高地で気候温暖、スマトラでも比較的早くから開けていた。受命事業のメルクシマツの造林事業とは、松脂の収量が日本のマツの三倍もあるメルクシマツを造林し、ロジンおよびテレピン油を得ようというものであった。当時わが国の松脂の消費量は年間約三万トンで、その大部分をアメリカやカナダから輸入していたが、開戦により途絶したため、軍は住友からの情報提供によってこのメルクシマツに着目したのであった。

昭和十八年八月、第二班派遣員五名がスマトラ事業所に到着し、陣容も整った。大塚所長以下、宮下明、武石敬伍など林業所出身者のほか、林務課長兼東海岸州支所支店長飯田四三九（別子鉱業所農林課）、メダン出張所小室武夫（国富鉱山）、昭南駐在員南峯雄（住友銀行）などの住友各社からの出身者およびタパヌリ州支所支店長喜多正勝（東邦産業研究所）などの中途採用者一五名であった。

現地の造林は当初水害防止のためのもので、住友が引き継いだ時すでに六〇〇〇ヘクタールの造林地があった。これに対しスマトラ事業所は、昭和十七年十一月から二十年八月終戦まで、新植四一五〇ヘクタール、補植一七九ヘクタールの造林を行った。他方既存の造林地の中の植栽後一〇年以上を経過した六〇〇ヘクタールについては間伐を行う必要があり、この間伐木から採脂することが可能となった。十九年三月松脂精製工場が完成したので、十九年度の生産は、生松脂二一〇トン、ロジン一〇五トン、テレピン油一九トんに達し、最初のロジン九〇〇〇キログラムは日本へ送り出すことができた。

\* メルクシマツ

二十世紀初頭オランダ人メルクスがその天然集団を発見したのにちなんで名付けられたといわれる。

昭和二十年八月の終戦とともに、受命事業は戦前にこの松林を管理していた東海岸州シヤンタル営林署とタパヌリ州タルトン林産局に引き継ぎ、九月には残務整理を終えた。職員は十一月から集結を開始し、二十一年二月シンガポール近郊デュロン収容所を経て帰国した。

その後昭和五十年になって、住友化学工業が中心となりトバ湖に源を発するアサハン川の水力発電を利用してアルミニウム精錬を行おうとするアサハン計画が推進され、この計画は日本・インドネシア両国のナショナル・プロジェクトとなった。住友のかつての造林地は、インドネシア政府農園管理局の所管の下に輪伐・再植を繰り返し、現在はその第二世代林がこのアサハン計画の水源涵養林やパルプの資源林として機能しているのである。

### 三 航空機用単板事業と住友化工材工業株の設立

住友金属工業株では昭和八年（一九三三）以来ジュラルミン製プロペラを製造していたが、ジュラルミン節約のため十六年から木製プロペラの試作を行っていた。しかし、木材加工の経験がなかったため、プロペラ素材の強化木については同年三月、日本ベークライト株から供給を受けることになった。その後戦局の悪化にともない十八年四月、海軍航空本部から住友金属工業自身がプロペラ素材の生産を行うよう命じられ、同社は林業所および合成樹脂接着剤を生産していた株合成樹脂工業所に対し協力を要請した。

林業所は、すでに「株式会社住友本社設立と戦時体制下の林業所」で述べたとおり、この要請に対し資材の供給を担当することとなり、昭和十八年九月から十九年二月までの

\* 昭和十三年八月、住友化学工業株と日本ベークライト株の折半出資により設立

間に次の一二工場を協力工場として傘下に収めた。

地区名	工場名	工場建坪	従業員数	プロペラ素材用 単板生産能力	
大阪地区	北海ベニヤ製造所	七五九坪	八九名	六〇万平方尺	
	関西ベニヤ製造所	一、八五〇	八一	四〇〇	
	(有)大阪ベニヤ板製造所	四、一九〇	一一五	五〇〇	
	旭光産業(株)	一、七七二	九〇	四〇〇	
	新興ベニヤ	六〇〇	六四	四〇	
	東北合板容器(株)(青森県)	二、五〇〇	五八	七二〇	
	山陰地区	白山ベニヤ製造所(石川県)	一、〇一九	三八	七三〇
	北海ベニヤ製造所				
	大野工場(福井県)	一、三〇〇	五五	四二〇	
	山陰ベニヤ製作所(島根県)	三、八七一	五六	五七〇	
北海道地区	北海ベニヤ製造所名寄工場	三、七三一	八八	一、〇〇〇	
	同 国縫工場	四、〇〇〇	九〇	七五〇	
	亀淵ベニヤ工業(株)	一一、四三七	一〇九	一、〇〇〇	
	深川ベニヤ工業	五、四〇〇	八六	七五〇	
計				七、三四〇	

さらに昭和十九年三月、林業所はこの事業の担当部門として航空機材部を新設し、協力工場の中の有力数社を統合して航空機用加工木材生産会社を設立しようとした。しかし林

業所のこの計画によって、住友本社における林業所・住友金属工業・合成樹脂工業所の関連部門を統合して新会社を設立しようとする動きが加速され、五月合成樹脂工業所は住友化工材工業株式会社と改称し、住友化学工業が保有する株式の一部を住友本社および住友金属工業に譲渡する形で両社が経営に参加した。七月に大日本化学工業株式会社を吸収合併したのちの資本金は三三三万円（七万六六〇〇株）で持株比率は、住友四八%（本社一万二八四〇株・金属一万二三八〇株・化学一万二二八〇株）、日本ベークライト三九%（二万株）となった。本社からは古田俊之助（総理事）が会長に、平賀五郎（林業所所長）・甲田秀夫（名古屋販売店支配人）が常務に、立岩精一（林業所副所長）が取締役就任、住友金属工業からは斎藤省三（取締役鉄鋼研究所長）が社長に、春日弘（社長）・杉本修（常務）・前田武夫（製鋼所第一製造部第一鍛造工場長）が取締役に就任した。これにともない住友化学工業の吉田貞吉（社長）が会長から取締役へ、続虜（専務）が取締役から監査役へ転じた。

これまで林業所が担当してきた強化木材関係の事業は、すべて住友化工材工業に移管され、立岩精一は林業部長に就任、林業所から強化木関係職員一五名が同社へ出向した。

住友化工材工業設立以前に住友金属工業が陸海軍から指示された航空機用積層材生産量は、昭和二十年三月を目標としてプロペラ用強化積層材二万六四〇〇片、プロペラ翹素材二万片、小骨（桁）用硬化積層材六〇〇〇トン、航空機用合板二〇万枚、積層材および硬化積層材六〇〇トンであったので、この生産に要する特種単合板所要量は原木換算年産二〇万石に達すると予想されたのに対し、上記協力工場の生産能力は約一二万石にすぎず、しかもこれら都市ベニヤ工場に対する原木の輸送難はしだいに深刻になりつつあった。

このため山元単板工場を建設する必要があったが、当局はあくまで都市ベニヤ工場の山

元移転を原則としており、新たな資機材の割当は望むべくもなかった。したがって林業所と住友化工材工業林業部は、とりあえず手持ちの資材により建設に着手することとし、十九年六月末、次の八か所に総額三九〇万円で山元単板工場を建設する計画について本社の承認を得た。年間単板生産能力は、いずれも八四〇万平方尺（戸倉工場は五五〇万平方尺）、そのうち航空機用単板は三六〇万平方尺（戸倉工場は二四〇万平方尺）と算定されていた。

工場名	所在地	資源林	備考
戸倉工場	兵庫県宍粟郡奥谷村戸倉	板ノ谷国有林	建設費三二〇、三三〇円
		住友戸倉山林	林業所支出、直営
庄川工場	富山県東礪波郡上平村	荘川営林署国有林	建設費七六三、四五〇円
	大字赤尾字新屋		住友化工材工業支出
小出工場	新潟県北魚沼郡小出町	大白川国有林	建設費六二八、六三〇円
	字四日市		住友化工材工業支出
釜淵工場	山形県最上郡及位村	秋田営林局管内国有林	建設費三二七、五八〇円
	字釜淵		住友化工材工業が支出・
			経営、真室川営林署釜淵
			製材工場を改造
十和田工場	青森県十和田湖	十和田国有林	東北合板(株)を援助して建設、協力工場とする
追良瀬工場	青森県西津軽郡深浦町	追良瀬国有林	同右
	追良瀬		
中川工場	青森県北津軽郡中川村	青森営林局官材	青森地方木材会社を援助して建設、協力会社とする

角川工場

岐阜県吉城郡河合村

齋藤藤吉所有林

字角川

名古屋市齋藤藤吉を援助  
して建設、協力工場とす  
る

このうち戸倉工場は、当初林業所戸倉製材工場に単板製造設備を増設する計画であったが、交通・労務・降雪事情などを考慮して、昭和十九年八月、戸倉―山崎間の西谷村大字上野字法入に変更され、上野工場として建設に着手された。また庄川・小出の両工場は建設費は住友化工材工業の支出とするが、その建設運営は林業所が担当することになった。

このほか住友化工材工業では、二十年三月の大阪空襲により協力工場の一つが全滅したため、木曾御料林内の長野県西筑摩郡上松町大字上松字正島に予算約一五〇万円をもって上松工場（航空機用檜単板月産一〇五万平方尺）の建設を計画した。

しかしこれら九工場はいずれも資材・労働力の不足のため、工事は計画どおり進捗せず未完成のまま終戦を迎えた。

木材 (材木) 69 75 77 78 86 133 136~138  
140 141 162 171 232 240 243~246 250 255  
——受入高 136 161  
——売払高 161  
——運搬 97 136 161  
——供給高 136 161  
——購入 136 161  
——収益 137 138 162  
強化—— 245 255  
木炭 69 73 75~78 89 94 95 99 102 136 137  
162 237 241  
——方 89 98 99  
——消費高 101  
——輸送高架索道 102  
縦もみ 22 23 27 29 37 51 54 55 58 75 96 112  
160  
文殊院旨意書 6

### 【や行】

矢木 23 43 55 77 97  
焼竈がま 21 23~25 47  
焼竈炭 24  
焼木 24 25 34 36 43 45 49 60~63  
焼木伐 (焼木切) 25 42  
焼子 26 27  
焼畑 (→荒、蒞畑、切替畑) 20 31 46~48  
山請銀 53 54 56  
山方役所 52  
山切手 52  
山手銀 31 58  
山手米 30  
ヤマナラシ (→白楊、ハコヤナギ) 221  
225~227  
山根製錬所 100 101 103 104 106 145  
山奉行 52  
養苗本数 135 159  
吉野式造林 110  
預託牛 203 237  
寄人よりうど 62

### 【ら行】

濫伐 107 108 110 112  
陸軍陸地測量部 122  
林学士 111 112 122 165  
林況 165 169  
——調査 123 127 128 214  
——調査内則 123  
林業課 (→林業所) 183 186 190 228~230  
——経費 (→林業所経費) 186  
——事業状況 (→林業所事業状況) 186  
——詰所主席者会議 (→事業所主任会議)  
176 185  
林業経営案編成規程 198 213  
林業所 187 190 191 197 200~205 207 210  
~212 238 240~247 250 253~255  
——経費 196 200 205  
——事業状況 196 199 202  
——事務章程 190 204 210 241  
——職員数推移 208 244  
——処務規程 191 212  
——損益表 240  
——貸借対照表 196 200 205 239 240  
臨時森林調査事業所 123  
林相 74 96 123 127 170  
輪伐 45 46 50 57  
——期 (期齡) 119 126 127 129 130 132  
171 172  
——区 81 123  
——法 115  
林班 119 123 126 127 129~132  
林野貸付 (→貸付林) 233 235  
林齡 170  
老農 149 153  
轆轤師むくろ 32  
ロジン 252

### 【わ行】

梓木 77 97 98 108  
割桁 97

中持 26 27 42 52 54 56 62  
ナラ 226 232 235 236  
南蛮吹 7~9  
南方 242 247 250  
——委員会 243 244  
——事業 244~246 250  
——室 251  
——進出 242 248  
——要員 242~244 250  
新居浜口屋 25 143 146  
新居浜試作場 149 150  
新居浜製錬所(新居浜惣開製錬所) 74 76 95  
100 101 103~106 145  
西ノ川鉱業所 101  
日本化学製糸工業 158  
日本銀行 67 100  
日本ベークライト 245 253 255  
乳牛 155 156  
ねそ竹運上 31 32  
涅槃宗 5 7  
農事試験場 153  
農談会(農会) 149 153  
農地(農園)  
オスワンベ—— 222  
オンネナイ—— 222 224  
サルル—— 222  
サロロ—— 222  
チペチル農園 244 251  
ボンサロロ—— 222  
農地経営 141~143 146 151 153 163  
農地取得状況 222  
農林課 141 151 152 156~159 162 167 168  
171  
農林業経営陳情書 182 209 219  
鋸 97 160 161

### 【は行】

白水丸 143 144  
白楊(→ヤマナラシ) 209 210 221  
禿山 98 107 108  
ハコヤナギ(→ヤマナラシ) 221  
派出所(→出張所)  
柱板中持 42  
番所 22 48 50  
半世物語 67 86 144  
番人 28 46 48  
販売所(→営業所)  
日浦通洞 136 160 161  
羊飼育事業(牧羊事業) 225 226

檜(ヒノキ) 22 27 29 51 54 55 58 86~88 96  
~98 107 108 110 117 124~133 169 171  
172 232  
百姓持林 28~30 58  
百万円道路 231  
日向炭 58  
苗園(→苗畑) 107 128  
肥料購入 154  
広瀬公園 142 144  
フォレストハウス 88  
吹方 25 73 75  
吹炭 71 73  
副支配人制 206  
撫 75 96  
櫛帯 124  
不要存置林 119 124 128 165 166  
プロペラ 245 253~255  
部分林 166 182  
分課(→出張所)  
豊後町店 18  
分室(→出張所)  
分店(→出張所)  
平和記念東京博覧会 195  
別子鉱業所 106 119 122 123 139 150 152  
162 163 186 202 204 230  
別子大水害 111 112  
別子鉱山  
——考課状 85  
——組織図 88 106 141  
——目論見書 73  
ベニヤ 254 255  
保安林 72 114 119 124 165  
本舗 73 74  
本所(→林業所) 191 197 202 237 240 242  
245

### 【ま行】

松(マツ) 22 27 29 30 44~47 51 55 58 96  
107 169 232 252  
松方デフレ 94 98 99  
松茸 131 172  
マッチ(燐寸) 軸木 209 221 225  
松脂 244 251 252  
松山貸付米 144  
実植林 28 29  
見取場 31 46 47  
冥加銀 53 57  
民有林 81 84 85 89 114 133  
メルクシマツ 252

—課 99 106 108 109 111 115  
—事業 131 158 232 236 240  
—収益 137 138 162  
—高(量) 27 35 73 89~92 94 98 99 112  
136 161  
—分店(分課) 89 90 93 98 99  
—山 90~92 131

清涼寺 6

積層材 255

石炭 76 100~103 105~107 109 112 137

施業案 112 115 119 120 122~134 136

165 167 168 171 198 227 230 231 243

—規則 123

—検訂 127 129 131~133 168 169 171

—編成規程(編成規定) 119 194~196

—編成心得 113

施業調査 116 117

全山測量 120~124

千足山製材工場 160

雑木 22 27 29 31 32 44 46 49~51 54

総本店(住友総本店) 139 175 181~183

185~189 226

—業績(→合資会社業績) 186

造林(造林事業) 181 183 207 210 217 225

227~229 231~235 240 252

—計画 110 112 160 165 227

—台帳規程 194 198

—面積 125 135 159

粉運上 31 32

粉役銀 31 32

杣(杣頭) 48 97

## 【た行】

第一通洞 77 89 94 95 100

第一備林(→借用国有林) 80~85 89 96 111

116~118 124~128 134 135 159 163 170

171

第三通洞 160

大小林区署制 79 84

第二備林 81~84 89 94 96 115~118 134

太平洋戦争 161 243 249

立木払い下げ 81 86 115

立川精銅場 75 76 95 101

立川中宿 25 75

立川中持 25 42

駄馬 160

他領炭 36 53 54 62

垂木 97

単板 245 246 254~257

蓄牛 203 237

蓄積量(蓄積高) 169 170 172

地租改正 71 143 148

チョウセンカラマツ 235

朝鮮鉱業所 207

朝鮮住友軽金属 238 245

朝鮮総督府 182 193 194 197 233 238 243

朝鮮窒素肥料 237

貯木場 160

樽 22 23 27 29 37 45 51 54 55 58 96 97

129 160

詰所(→事業所) 185 191

抵当貸付 146 147 151

テレビン油 252

田地方 143 146~149 152

東延斜坑 74 77 94 95 98 108

銅座 14 15 24 40 41

銅座掛屋 15 17~19

銅山事業区 168 171

銅山第一・第二事業区 126 128 168 169

銅山備林(→鉱山備林) 69

銅山役人 22 29 34 35 53

銅炭運上 68 72

トウヒ 227

東洋陶磁美術館 190

土佐炭 45 49 53

土佐炭宿運搬車道 94 95

土佐藩 49~52 54 57 67 68

土地

—集積 146

—取得状況 234 236 237

—所有面積(所有高) 145 146 151 152

156

—買収面積 145

土地山林経営契約書 140

トドマツ 227

土木課(土木方) 87 95 96 106 107 120

留木 22 23 37 39 43~45 58

留山 50~52 54 56 57

## 【な行】

内国勸業博覧会 125

内務省地理寮 71

苗木 46 87 88 118 125 138 162

苗畑(→苗圃) 108 127

長崎店(長崎出店) 14 17 19

中宿 45 50 56

中橋店 12 16~19

長堀銅吹所 24

出張所(派出所、分室、分店、分課)

筏津分店(筏津分課) 89~91 93 98 99  
井波分室 246  
永興派出所 195  
尾崎—— 191  
落合分店 89~91 93 98 99  
川来須分課 93 99  
桑瀬分店(桑瀬分課) 89 90 92~94 98 99  
京城—— 191 193 203  
小麦畝—— 93 99  
猿田—— 90~93  
七番分店 89 90 92~94 99  
高藪分課 93 99  
立川分店 100  
新居浜分店 100 103 146 148 149 150  
肉淵—— 93 99  
樅木—— 90 92  
吉井—— 93 99  
主伐 130 158  
修羅 160  
樟腦 107  
植林(植林事業) 46 50 87 96 107 110 112  
115 118 125 136 138 163 171 172 176 181  
210  
——技師 88  
——本数 86~88 107 110 125 127 129 130  
133 135 159  
所長制 205 245  
所得税法改正 187  
所有林 92 124~128 130 135 136 159 167  
170~172  
白炭 24 26 58 237  
人員の削減 202  
薪材高 136 137 161  
薪材収益 137 138 162  
薪炭 72 78 86 106 107 109 138 171  
新田開発 142 143  
針葉樹 83 96 115 125 133 169~172 210  
森林三法 114 116  
森林帯 124  
森林法 113 114 175 243  
杉(スギ) 51 55 58 86~88 97 107 108 110  
125~133 169 171 183 229 231 232  
寸灰 24 26  
炭改番所 35  
炭運上 31 32 35 36 45 53  
炭方 25 26 52  
炭竈(炭焼竈) 21 22 26 35 36 59 75 76 89  
~92

炭竈運上 22 35 50 54  
炭木 22 26 36 39 46 48 49 54  
炭蔵(炭倉) 25 34 43 89~92  
炭宿 25 27 42 56 58 60 69 75 89  
筏津—— 89  
大藪—— 95  
落合—— 56 59 69 75 89  
弟地—— 43 56 69 75  
桑瀬—— 69 75  
七番—— 75 89  
城師—— 58  
炭俵 27  
住友アルミニウム製錬 139 238 245  
住友化学工業 139 158 245 253 255  
住友化工材工業 245 246 255~257  
住友機械製作所 139  
住友銀行 105 150 188 189  
住友金属工業 188 245 253 255  
住友合資会社(→合資会社)  
住友総本店(→総本店)  
住友鑄鋼所(住友製鋼所) 188 189  
住友電線製造所(住友電気工業) 189 247  
住友ビルディング 203  
住友別子山氣象観測所 120  
住友別子鉱山 139 141 151 159 161 163 167  
202 204  
住友別子病院 154 155  
住友ボルネオ殖産 244 246 249 250  
住友本社(→本所) 239 242~245 247~251  
255  
住友家法(家法) 88 105 139 175 189 204  
住友乃林業 204 208  
炭中持 25 26 42  
炭焼 25~27 35 42 49 50 52 58 74 89 91  
炭焼手子 42  
炭山(炭木山) 24~26 37 39 42 45 47 49~  
53 56 60 72 73 124 128  
炭山中持 26 42  
スランゲン護謨園 242 247 250  
スランゲン殖産(→住友ボルネオ殖産) 242  
243 249  
製材 97 108 109 136~138 158 160 161 230  
232 244  
——機械 75 137  
——工場 158 160 230 238 249 250  
——事業 137 231 238  
——高 136 161  
——法 97  
製炭 74 76 91 97 129 132 137 138 237

- 西村—— 232  
 富美—— 222  
 ポンサロロ—— 222  
 ルロチ—— 222  
 八十士—— 222  
 山林課 (→山林方) 87 88 95 106 107 111  
 112 120~123 129 131 133~135 137 138  
 140 151 162 163  
 ——事務章程 88 120  
 ——損益 137 162 163  
 椎 27 51 55  
 塩木 30  
 地押調査 148 149  
 敷銀 50 53 54  
 事業区 192 211 213 214 234 235  
 阿島—— 126 130 169 171  
 石鎚山—— (→千足山) 132 166~169 171  
 伊川—— 235  
 五良津山—— 126 128 137 169 171  
 浦山—— 126 128 168 169 171  
 大川—— 126 132 168 169  
 价川—— 235  
 加茂—— 126 131 137 169 171  
 河之北—— 126 131 169 171 172  
 咸興—— 235  
 七番山—— 125~127 137 168 169 171  
 城師—— 168 171  
 城師第一・第二—— 126 127 168 169  
 清津—— 235  
 千足山—— (→石鎚山) 126 131 132 168  
 169  
 大永山—— (→西山) 126 129 130 168 169  
 171  
 高藪—— 132 133 168 169 171  
 立川山—— 126 129 137 169 171  
 葛籠尾—— 126 168 171  
 葛籠尾第一・第二—— 126 127 168 169  
 銅山—— 168 171  
 銅山第一・第二—— 126 128 168 169  
 中山—— 132 171  
 西山—— (→大永山) 126 129 168 169  
 藤子—— 126 132 169  
 別子山—— 169  
 本川—— 126 132 168 169  
 宮崎—— 230  
 山之内—— 126 132 169 171  
 事業所 (→支所) 191 192 202 203 211 212  
 234  
 伊川—— 191 203 211 234 236 237  
 永興—— (→永興派出所) 191 195 211 234  
 价川—— 202 235 237  
 咸興—— 191 195 211 234 236 237  
 鏡城—— 191 211 234 236 237  
 熊野—— 242  
 軍隅里—— (→价川) 195 202 234 236  
 沙留—— (→渚滑) 191 211  
 椎葉—— 191 193 211  
 ジャワ—— 244 251  
 渚滑—— 197 225  
 スマトラ—— 244 251 252  
 清津—— 236 237  
 戸倉—— (→山崎) 242 245  
 沼ノ上—— (→渚滑) 191 211 225  
 寧海—— 191 197 211 234 236 237  
 山崎—— 245 246  
 事業所主任会議 193 195  
 事業施工心得 194  
 四国林業 167  
 四阪島製錬所 105 106 130 230  
 支所 202 203 245  
 伊川—— 238 241  
 大阪—— 245 246  
 价川—— 238 241  
 咸興—— 241  
 鏡城—— (→清津) 207  
 椎葉—— (→細島) 207 231  
 渚滑—— 241  
 清津—— 207 238 241  
 富島—— 231 232 240 241  
 寧海—— 238 241  
 細島—— (→富島) 207 231 240  
 地所  
 ——課 140 143 145 150 151 153 154 162  
 ——係 141 150~152 157 162  
 ——課損益 154 157 163  
 ——名称区別改正法 71  
 支所長會議 207 244  
 鹿代しんりょうだい 31 32  
 七番山車道 95  
 七木 51 52  
 支柱 75 77 109 111  
 実収米 152 157  
 仕成しせい 27  
 事務所 (→営業所)  
 斫伐しやくばつ 123 132  
 借用国有林 (→第一備林) 72 80 125 134 159  
 163~168 170~172  
 ——借地料 (貸地料) 80 84 164~166

規 27 51 55  
樺 160  
鉦業用地 (→鉦山需要之場) 72 73 82 124  
128 129 144 152 157 158  
鉦山  
——需要之場 (→鉦業用地) 72  
——鉄道 103 145 157 160  
——出店 86 106 150  
——備林 (→銅山備林) 69 71~73 81 83  
84 107~109 115 116 118 124 136 140  
163 164 175 210 219 220  
合資会社 (住友合資会社) 139~141 157 159  
187 189 190 239  
——業績 196 200 201 205  
——事務章程 189 190 203  
——社則 204  
工場 245 254~257  
上松—— 257  
上野—— 257  
小出—— 256 257  
庄川—— 256 257  
千足山製材—— 160  
戸倉—— 256 257  
バトウアンパル製材—— 249  
ポンチアナク製材—— 249 250  
合成樹脂工業所 (→住友化工材工業) 245  
253 255  
楮帯 124  
高知営林局 163~167  
高知山林事務所 83  
高知大林区署 79 84 115~117  
鴻之舞鉦業所 225  
坑木 (坑木事業) 75 77 97 102 107 109 111  
220 237 240 241  
コークス 95 100 101 107 137  
国有財産法 164~167  
国有林 (→官林) 80 81 83 84 89 115 116  
124 125 133 164 170 182 198 219 235  
——施業案編成規定 119  
国有林野特別経営事業 114 119  
国有林野法 114 119  
御国用山 51  
小作人 147 149 152 153  
小作人貯蓄組合 153 154  
小作米金 146 147 152 157  
小作米品評会 153  
小炭 (→鍛冶炭) 24 45  
小炭焼 (→鍛冶炭焼) 26  
鼓銅図録 8 9

木挽 25 42 54  
木挽役 31 32  
御普請所 29 39 46  
ゴム 243 244 247 250 251  
御用木 22 28 29 32 37 39 44 46  
御用木山 51  
樵木分一 31 32  
御料炭 45 53 54 62

## 【さ行】

西条藩 48 142  
材木役人 28 29  
作業級 119 126 129 131 171 172  
作業法 123  
索道 76 107 137 160 161  
搾乳 154~156 163  
桜 87 88  
さやし 26  
山林  
——方 (→山林課) 87 88  
——関係資料の焼失 86  
——監守 108  
——局 (→山林事務所) 79 118  
——局長 104 110 111 118 125 163 167  
——経営 106 109 163 165 182  
——経営面積 (→経営面積) 134 135  
——原野調査事業 113  
——事業 95 98 102 111 112 125 128 138  
163  
——事務所 (→山林局) 79 88  
——取得状況 222 230 234 236 237  
——上申書 106 107 110  
——税 70 73  
——保護 84 88 94 108 120  
ウツツ—— 222  
尾崎—— 202 230~232  
オスワンベ—— 222  
オムサロ—— 222  
オンネナイ—— 222  
鏡城—— 202  
鴻之舞—— 222  
小向—— 222  
サロロ—— 222  
椎葉—— 182 193 202 228~232 241  
渋野津内—— 222  
島荒木—— 222  
渚滑—— 222  
滝ノ上—— 222  
チブカニイワ—— 222

【あ行】

赤松 (アカマツ) 126 129~131 230 233 235  
 浅木 50~52 54 55  
 浅草店 (浅草米店) 16~19  
 アサハン計画 253  
 安宅コレクション 190  
 苑林 81 85 89 92 94  
 苑頭 147~149  
 苑米 143 147~149 152  
 荒 (→荊畑、切替畑、焼畑) 31 58  
 板子 27 43 55  
 稲の正条植え 153  
 稲の品種改良 149  
 伊庭貞剛記念館 112  
 入会 (入会山) 28 30 130 131  
 入木代 31  
 馬道 107  
 運搬 74 77 95 97 99 112 136 137 158 160  
 161  
 営業所 (事務所、販売所)  
 京城事務所 246  
 朝鮮—— (→京城事務所) 238 243 245 246  
 朝鮮販売所 (→朝鮮営業所) 241~243  
 営業ノ要旨 204  
 営林係 123 141 158 159 161 162  
 営林局署官制 79  
 エゾマツ 227  
 江戸古銅吹所 16  
 愛媛大林区署 79 84 175  
 煙害 103~106 110 141 144~146 151  
 遠町深舗 17 40  
 鴨緑江採木公司 175 181 220  
 大炭 (→発炭) 24 25 27 50 54 55  
 発炭 (起炭) (→大炭) 24 27 35 50  
 尾道会議 105  
 御林 (御林山) 21 22 28~30 38 39 44~48  
 53 57~59 62 70 71  
 御藪 28 29  
 御留木 22 51 52 54

【か行】

買請米 38 42 43 68 142 153  
 買炭 49 53 57  
 楓 87 88  
 檜 27 50 51 55  
 鍛冶炭 (→小炭) 24 35 45

鍛冶炭焼 (→小炭焼) 26 42  
 檜谷番所 48 49  
 貸付牛 203 237  
 貸付林 (林野貸付) 182 233~235  
 カシワ 235 236  
 堅木 27  
 ガタパーチャ 244 250 251  
 活機園 112 113  
 闊葉樹 96 125 126 129 130 169~172 210  
 235  
 鎌留め 46  
 カラマツ 126 129 130 132 133 169 227 235  
 仮山林規則 113  
 荊畑 (伐畑) (→荒、切替畑、焼畑) 20 23 31  
 49  
 官業払い下げ 100  
 勘場 (山師居小屋) 21 23 25 41 73  
 間伐 133 158  
 官林 (→国有林) 70~72 79 80 86 92 111  
 113~115  
 ——看守人 83 84  
 ——規則 70  
 ——下げ戻し法 114  
 ——巡邏 84  
 ——調査仮条例 72  
 ——保護政策 70  
 木馬 160  
 木方 25  
 機構改革 (機構改正) 241~243 245  
 木伐 25~27 52 54  
 木地師 32 46  
 牛車道 88 89  
 牛馬車 160  
 強化木 (→木材) 245 253 255  
 京都糸割符仲間 40 47  
 業務参考資料調書 125 127  
 共有林 128 132  
 切替畑 (伐替畑) (→荒、荊畑、焼畑) 31 46 48  
 58  
 草刈場 28 30  
 樟 107  
 柵 87 88 126 131  
 栗帯 124  
 クロマツ 235  
 経営山林位置図 220 228  
 経営面積 (→山林経営面積) 134 135 159 169  
 170 186 198 201 208 243

吉野 110 122  
吉野川 51 54 82 93  
横滝山 82

【ら行】

蘭印 242 243 247~250

ルロチ 222  
鹿路山 30 48

【わ行】

脇ノ山 81~83 92

中村 48 49 128 142 143  
七戸村 83  
鍋良谷 82  
奈辺良谷山 82  
新居浜 20 21 25 36~38 48 60 74 76 77 82  
93 95 100 101 103 104 106 112 120 121  
128 129 131 137 139 143 145~150 160  
肉淵(肉淵谷) 20 44 93 99  
西角野村 29~31 39 47  
西谷山 82  
西ノ川(西之川) 82 101 131  
西谷 155  
西村 232  
西山(→大永山) 82 126 129 168 169  
沼ノ上(→渋野津内) 191 211 220 222 224  
225  
寧海 184 191 197 211 233 234 236~238 241  
ネツキ山 82

### 【は行】

八風呂 82  
端出場 82 93 120 121  
バトウアンパル 247 249  
花尾山 81 82  
場吉山 82 83  
番城尾山 81 82  
日浦谷 37 45  
東角野村 29 31 39 47  
東三森 120 121  
兵庫山 58  
平野山村 29 31 81 85  
吹屋村銅山(→吉岡銅山) 12  
藤ノ石(藤ノ石村、藤野石山村) 58 81~83  
85 92 96 99 115  
二ツ嶽 93 126  
船木(船木村) 120 121 130 143 147  
船戸 82  
富美 222  
冬之瀬 56  
古川 231  
平家坦(平家平) 93 120 121  
別子銅山(別子鉱山) 11~13 16~21 24 25  
28 32~34 36~47 49~52 54 56 59 60 67  
~69 71 72 74 76 81 82 86 89 93 96~99  
111 115~117 120 125 129 142~144 164  
別子山(別子山村) 20 21 27~29 31 32 34 37  
~39 44~47 56 57 59 71~73 82 85 87 89  
96 104 110 112 120 121 124~126 128 165  
169

細島(→富島) 207 231 232 240  
北海道 182~184 186 191 193 196~199 201  
202 207~209 219~227 243  
保土野(保土野谷) 20 44 93 120 121  
ホルネオ 242~244 247  
本川(本川村) 89 92 93 126 132 168 169  
ボンサロロ 222  
ポンチアナク 247 249 250

### 【ま行】

前山 82  
横山銅山 11  
孫四郎谷 37  
松ヶ枝山 82  
松木 128 150  
松山 132  
丸岡 3 4  
三池 76  
水沢銅山 12  
水之元散林 53 55  
三ツ森峠 20 52 93 95  
三ツ森山 93 127  
南川 82  
南ノ山(南ノ山村) 85 92  
耳川 228 229 231 232  
宮城 91  
宮窪町 132  
名谷山 81~83  
御代島 82 107 151  
妻鳥村 145 149  
元山 82  
物住山 87 88 98  
樅木 90 92  
諸塚 228 231  
紋別(→渋野津内) 184 220 221

### 【や行】

八坂銅山 12  
休場ヶ谷 82 83  
休場山 82  
八十士 222  
山崎 245 246 257  
山城川 20 44  
山根 82 100 101 103 104 106 145 157  
山之内(山之内村) 126 132 169 171  
山本新田 17  
余慶 88 127  
吉井(吉井山) 48 58 92 93 99 131  
吉岡銅山(→吹屋村銅山) 11 12 20

城師<sup>じょうし</sup> 58 91 126 127 168 169 171  
庄内村 103 143 145 147  
落清<sup>らくせい</sup> 197 220 222 224 225 227 241  
地吉山 44 45 57 58 72 73 82 96 124 165  
白髪山 51  
白根銅山 12  
新須賀村 39 103 143 145 147  
新山 57 97 98  
スマトラ 244 250~252  
角野<sup>かみの</sup> (角野村) 82 131 145  
スランヂン 242 247 250  
須領<sup>すりやう</sup> 48  
清津 207 233~238 241  
関川 (関川村) 120 121 128  
瀬野 91  
瀬場谷 (瀬庭谷、瀬庭山) 44 45 57  
蟬ヶ平銅山 11 12  
千足山 (千足山村) 126 131 132 160 168 169  
洗浦<sup>せんぼ</sup> (洗浦里) 233 238 242  
惣開 (惣開新田) 76 82 95 100 103 143 154  
155 160  
外之尾山 44 45 57 58 72 73 82 96 124 165

### 【た行】

大永山 (大永山村) 20 28 29 31 39 44 45  
47~49 58 59 70 82 85 93 96 98 111 126  
129 130 168 169 171  
高尾池 (→鶴池) 143  
高尾山 96  
高島 76  
高橋 74 77  
高藪 (高藪村) 82 93 99 102 111 112 120  
121 132 133 137 157 160 168 169 171  
滝ノ上 222  
多喜浜塩田 30 130  
竹ノ川山 82 83  
竜岡村 132  
立川 74~76 82 95 100 101  
立川銅山 12 20 21 34 37~42 45 47 48 50  
53 128  
立川山 (立川山村) 20 28 29 31 34 39 47 58  
85 87 88 96 98 108 110 129 137 160 169  
171  
立石銅山 12  
立橋山 82 83  
谷崎山 48 81 82 83 115  
谷之内 120 121  
谷山 57  
種川山 (種子川山、種川山村) 28 39 47 58

タバヌリ州 252 253  
玉津 (玉津村) 120 121 131  
チブカニイワ 222  
チペチル 244 250 251  
朝鮮 180~184 186 191 196~199 201 202  
207 208 233~239 241~243 245 246  
杖立 37  
梅ヶ森 82 92  
辻ヶ峰 48 120 121  
土橋 120 121 157 160  
葛籠尾<sup>つづらお</sup> 57 93 126 127 168 169 171  
葛籠黒滝山 81~83  
津根山村 29 31 32 39 44 45 53 56~58 62  
72 73 84 85 89 91 96 124  
鶴池 (→高尾池) 143  
手箱山 82  
寺野山 44 45 70 72 73 82 91 96 124 127  
165  
天満浦 20 21 36  
天満村 29 31 45  
土居 (土居村) 82 91 145  
東延 73 74  
塔ヶ谷 57  
銅山川 20 56 76 82 93 126 127 128  
銅山越 74 89 130 133  
東平<sup>とうへい</sup> 93 137 160 161  
塔ノ谷 37  
鶴銅山 11  
戸倉 242 245 256 257  
床鍋 (床鍋谷) 43 45 57 93 127  
戸中 (戸中村) 81 82 92 96  
殿ヶ関 57  
トバ湖 250~253  
富郷村 127  
富島 231 232 240 241  
十和田鉛山 11

### 【な行】

中尾 91  
長沢 (長沢村、長沢山) 82 83 96  
中七番 86 87 93 118 126  
長須往還 29  
長門山 57  
中ノ川村 (中野川村) 41 82 83 92  
長野県 133  
中之町池 (→亀池) 142  
中萩村 129 131 145 150  
長堀茂左衛門町 11  
永松銅山 12

【か行】

价川 202 233~238 241  
 峨蔵山 44 45 57 70 72 73 82 91 96 124 127  
 137 165 166  
 角石原 82 89 130  
 金川佐野銅山 12  
 金輪畝 82 94  
 金子 (金子村) 82 103 107 131 143 145 147  
 157  
 燕崎村 145  
 可部町 27  
 上七番 87  
 上瀬戸山 24 41 51 53 55 56 81~83  
 亀池 (→中之町池) 142  
 加茂 126 131 169 171  
 蒲生銅山 11 12  
 加茂川 82 93  
 加茂村 99 115 131 137 160  
 唐谷山 81 82  
 唐津 76  
 川来須 82 92 93 99 102 131  
 川崎山村 85  
 川之江 29 32 67 70 145 149  
 川又谷 37  
 咸鏡 233~235 237  
 咸興 184 191 195 211 233~238 241  
 神戸 131  
 北川山 81 82  
 九州 182~184 186 191 193 196~199 201  
 202 208 228 243  
 鏡城 191 202 207 211 233 234 237  
 葛川山 44~46 57 70 72 73 82 96 124 127  
 165  
 葛原 92  
 朽ヶトロ 82  
 熊沢銅山 12  
 熊野 242  
 熊野銅山 12  
 黒石 160 161  
 黒沢村銅山 12  
 黒滝山 51 53~55 58 59 81 82  
 黒森 93 120 121  
 桑瀬 (桑瀬村、桑瀬山) 53 54 56 69 75 81  
 82 89 90 92~94 98 99 102  
 桑ノ川山 51 53 55~57 62 81~83  
 軍隅里 (→价川) 195 202 234 236  
 京城 182 184 191 193 203 233 246  
 小足谷 73 93 120

小泉銅鉛山 11  
 小出 256  
 神郷 120 121  
 上津川山 (上津川村) 51 53 55 56 91  
 鴻之舞 220 222 225~227  
 国領川 20 21 39 75 82 93  
 小坪谷 (こつも谷) 37 43 49  
 コノナロ山 85  
 小麦畝 (小麦畝村、小麦畝山) 20 49~51 53~  
 55 81 82 85 93 95 99 112 120 121 133  
 小向 (小向牧場) 222 226  
 権之助山 50

【さ行】

西条 82 142  
 堺 6~8 14  
 坂瀬山 (阪瀬山) 51 53 55 56 81~83 93  
 砂金銅山 11  
 桜樹 (桜樹村) 131 132  
 笹ヶ峰 81~83 85 93 120 121  
 笹陰 231  
 佐々連尾山 81 82 93  
 幸生銅山 11  
 皿山 91  
 猿田峠 52 93  
 猿田山 (猿田) 58 59 90~93  
 沙留 184 191 211 220 222 224 225  
 サロ口 222  
 寒川山村 58 85 91  
 椎葉 182~184 191 193 202 207 211 228~  
 232 241  
 地方 58 59  
 七番 75 89 90 92 94 99  
 七番山 20 37 44 45 58 59 73 75 82 86~88  
 95~98 107 108 110 111 118 120 121 125  
 ~127 137 160 168 169 171 172  
 尿前銅山 12  
 渋ヶ谷 82 92  
 渋野津内 (→紋別、沼ノ上) 182 184 191 219  
 222 224  
 島荒木 222  
 下川峠 52  
 下川山 (下川山村) 51 53 55 56 58 59 62 83  
 85 91  
 下七番 86 87  
 ジャワ 244 250 251  
 十郎関山 53 55  
 順川 238  
 生子山 96

地名

【あ行】

青ザレ山 81 82  
 赤石 93 120~122 126  
 赤良木山 81 82  
 秋田銅山 12  
 上松 257  
 朝谷(朝谷山) 51 53 55 56 82  
 アサハン川 250 253  
 足尾銅山(足尾鉍山) 12 105  
 足尾栗山銅山 12  
 足谷銅山(→別子銅山) 21  
 足谷山(足谷村) 50 51 53~55 58 59 81  
 82 85  
 阿島 126 130 151 169 171 172  
 当楽銅山 12  
 阿仁銅山 12  
 淡路町1丁目 11  
 安東 238  
 飯岡(飯岡村) 120 121  
 筏津 82 86 89~91 93 99 120~122 127  
 石ヶ山丈 82 129  
 石ヶ森金山 11  
 石鎚山 132 166~169 171  
 泉谷 57  
 伊川 184 191 203 211 233~238 241  
 磯浦 155 160  
 葎谷 183 228  
 一ノ谷 57  
 一ノ谷越 20 52  
 一之谷山 50 51 53 55 81 82  
 井波 246  
 稲村山 82 83 92  
 井ノ川山(井ノ川村) 45 51 53~55 58 59 81  
 82 85 91 93  
 今治 132  
 鑄もし谷 37  
 五良津山(→上野山) 44 58 82 85 93 96 98  
 108 110 120 121 126 128 137 160 169 171  
 伊留谷山 82  
 岩茸山 82 92  
 石見銀山 9 10  
 上野 257  
 上野村 28 29 31 39 47 48 57 62 85 128  
 上野山(→五良津山) 32 45 47 57 58 70  
 110  
 内山 59

ウツツ 222  
 卯兵衛開き 143  
 浦山(浦山村) 20 29 31 32 36 39 44 45 57  
 72 73 96 108 124 126 128 168 169 171  
 売生野(売生野村) 81~83 96  
 上原 142 143  
 永興 184 191 195 211 233 234  
 越裏門 82 83  
 扇山 82  
 大川(大川村) 81 126 132 157 168 169  
 大北川山 51 53 55 58 59  
 大木谷(あふき谷) 44  
 大阪 245 246  
 大佐連山(大ザレ山) 51 53~55 58 81 82  
 大生院村 85 129 131  
 大田尾越 20 52 75 93  
 大田尾山 82  
 大中島鉛山 11  
 大野谷 57  
 大野山 57  
 大平(大平村、大平山) 49~51 53~55 82 85  
 大保木山(大保木山村) 93 96 131 132  
 大母子谷山 82  
 大巳屋山 82  
 大森山 58 93  
 大藪(大藪村) 81~83 95  
 小川山(小川山村) 29 31 32 39 81 85 91 96  
 小北川村 94  
 尾崎(尾崎山) 137 141 191 202 230~232  
 尾去沢銅山 12  
 オスワンベ 222  
 小関山 41  
 尾立山 53 55  
 落合 56 58 59 69 75 89~91 93 98 99  
 弟地 20 43 44 56 69 75 87 88  
 鬼ヶ城山 44~46 57 70 72 73 82 91 96 124  
 127 165  
 尾ノ谷 37  
 小箱越 20 21 36  
 小南川山 82 94  
 オムサロ 222  
 折宇山 44 45 57 70 72 73 82 96 124 127  
 165  
 オンネナイ 222 224

船越計介 238 246  
古田俊之助 242 244 255  
フレッシュヴィル 73  
別宮貞俊 249  
細井清 242 243 246  
細川良市 243 246  
本郷松太郎 203  
本莊熊次郎 184 185 190 191 193 195  
197~199 201  
本莊種之助 106 107 109 110  
本多静六 235

### 【ま行】

前田武夫 255  
正岡虎三郎 132  
松方正義 94  
松崎藏之助 176  
松波秀実 119  
松村巖 191 201  
松本文夫 240~243 245  
丸山佐四郎 163 165  
美坂空兵衛 40 41  
三田次郎右衛門 28  
南峯雄 252  
宮川順輔 165  
三宅四郎兵衛 47 50  
宮崎辰之允 181 182  
宮下明 252  
三好秀吉 149  
武藤廉 180 183  
村上紋四郎 132

村田重治 119 175 179~183 194~196 198  
199 220 221 223 225 226 228 233 243  
森岡左喜生 251  
森次源太郎 84  
文殊院 (→住友政友) 5

### 【や行】

八戸道雄 112 122 123 125 165  
保田克己 242 248 249 251  
柳田喜十郎 45  
矢作栄蔵 177  
山本与惣左衛門 37  
山口新比古 201  
山崎武二 251  
山下芳太郎 189  
山根亀吉 115  
山村亀太郎 122 123 165 180 190  
湯川寛吉 185 189 197 200  
吉岡守衛 191 197

### 【ら行】

ラロック 73~77

### 【わ行】

鷺尾勘解治 139 161 165  
和田繁蔵 45  
和田安右衛門 85  
渡辺吾一 230  
渡辺為吉 184 191 197 201 203  
渡辺友次郎 84

小林晴十郎 249  
小室武夫 252  
コワニエ 73

### 【さ行】

斎藤敬太郎 182 191 193  
斎藤省三 255  
佐伯正芳 205 207  
榊原透一 242 249  
佐々木久 249  
笹屋勘右衛門 29  
猿谷嘉吉 167 171  
沢田修藏 191 197 230 241  
沢村茂夫 251  
塩野門之助 95 100 105  
塩原敬五 248  
塩見嘉一 207 240~245  
志賀重昂 111 112 118 125  
志賀俊人 226  
品川弥二郎 104 110~112 125  
篠井功 205  
島田久次 181  
清水惣右衛門 143  
杉本修 255  
杉本助七 34  
鈴木馬左也 112 165 175~181 184~186 189  
190 193~197 219 220 223 225 226 228 229  
首藤聞語 245 246  
住友寛一 189 239  
住友吉左衛門友純 (住友春翠) 139 180 185  
189 198 199 227  
住友吉左衛門友成 (住友厚) 189 227 239  
住友忠輝 189  
住友友親 94  
住友友信 11  
住友友聞 41  
住友友昌 40  
住友友以 3 7 9~11  
住友友芳 11 38  
住友政友 (→空禅、富士屋嘉休、文殊院)  
3~7  
住友元夫 189 239  
住友義輝 239  
住友若狭守 4  
蘇我理右衛門 3 6~11  
染矢讓 88 95

### 【た行】

田尾本政一 207

武石敬伍 252  
多田平五郎 190 191 197 199 201 205  
立岩精一 193 201 203 206 241 245 255  
田中正造 105  
田中良雄 201  
田辺貞吉 95 105  
谷勘治 105  
田向重右衛門 20  
田村久五郎 131  
中国屋吉兵衛 29  
塚田清男 242 247 249  
津田秀栄 201  
葛屋次郎右衛門 49 50  
豊島住作 105  
田艇吉 105  
富増富三郎 249

### 【な行】

中沢英三 199 203 207 237  
中田錦吉 185 189 196 197  
中野桂次 201  
中本元行 246  
中山義雄 201  
那須皓 177 178  
難波江伸一 243  
西川行之 181 182

### 【は行】

白樂承 238  
服部斐 95 105  
林遠里 149  
林茂雄 117  
原十日吉 118  
肥後八次 201 205  
一柳権之丞 37 44  
日向方齊 206 249  
平岩弁一 242 243 249  
平賀五郎 182 191 198 201 206 207 226 227  
237 242 243 245 248 249 255  
平城盛秀 184 195 197 203 205  
平佐周三 251  
平野馨 205  
広瀬宰平 (広瀬義右衛門) 67 68 73 74 76 77  
86 94 95 103 104 143 144 146 149 165  
広瀬坦 84  
広瀬満直 251  
広瀬満正 151  
伏見屋四郎兵衛 29 32 37  
富士屋嘉休 (→住友政友) 5

## 上巻索引

(各項目の関連項目は、→印で示した。)

### 人 名

#### 【あ行】

粟生沢市太郎 191 201  
赤木直右衛門 29  
秋月桂 251  
朝比奈敬二 201 226  
芦田泰三 235  
足立発卯一 249  
荒木建 246  
有家記二郎 251  
飯田四三九 252  
家木雅穎 246  
井岡日出雄 248  
猪飼正 184 207 242  
五十嵐成二 202 206  
石川仁寿 201  
石津隆春 249  
石橋和 183~185 223  
泉屋吉左衛門 41  
泉屋次兵衛 46  
泉屋平七 23 35 37  
泉屋理兵衛友俊 40 41  
井関恒夫 249  
市川繁一 243  
井筒屋増右衛門 142  
伊藤博文 69  
井上利雄 181 182 191 193 202 204 207 242  
245 246  
伊庭貞剛 95 103~107 109 110~113 115  
118 165 172 176  
今沢磯之輔 116  
今沢卯兵衛 142 143  
井村明 201  
入江土佐守信定 4  
岩城勲 238 246  
岩倉具視 68  
岩崎虎三 182 184 195 201 226  
岩田新蔵 182  
内村鑑三 177  
浦井鏘次 182 196~198 201 206 228  
遠藤新兵衛 35 44  
大久保利通 113  
大坂屋永次郎 40

大島徳統 184 203 206  
大関貞観 80  
大塚小郎 181 184 185 197 207 219 221 223  
227 241~243 251 252  
大屋敦 199  
小川慶蔵 249  
荻原重秀 13 37~39  
小倉正恒 185 189 190 199 205 207 239 242  
落合嘉善 241 242 244 251  
越智七左衛門 146

#### 【か行】

峨山和尚 104  
春日弘 255  
片山熊男 206  
金矢民人 95  
加納庄三郎 207 242  
川田小一郎(川田元右衛門) 67 68  
川田順 201  
岸要 249  
貴志喜三郎 110 128  
喜多正勝 252  
北村喜三 182 184 197 241  
北村藤治 182 184 191 193 197  
祇太夫 20  
切上り長兵衛 20  
金熙永 205  
空禅(→住友政友) 5  
草鹿卯之介 249  
草鹿丁卯次郎 189  
久保盛明 95 103 107 109  
熊倉廉三郎 182 184  
黒川通成 80  
黒田新平 245  
桑名弥左衛門 50  
甲田秀夫 255  
児島芳次郎 98 109  
児玉信恭(旧姓 田丸) 205  
籠手田彦三 111 112 125 165  
後藤覚右衛門 21 29  
後藤正敏 238 242 243  
近衛文麿 238 242  
小華和茂弥 182 184 202 239 241~243

# 住友林業社史〔上巻〕

平成十一年二月二十日発行

編集——住友林業株式会社 社史編纂委員会

発行——住友林業株式会社

東京都新宿区西新宿六一四―一（新宿グリーンタワービル）

編集協力——住友史料館

京都府京都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町一―二

制作——大日本印刷株式会社 C & I 年史センター

印刷——大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町一―一―一